System-V ・ LX

[110] 新法人税申告書Ⅰ
～ 法人税編 ～

（１５．６）

【取扱説明書】

株式会社 タテムラ

目　　次

新法人税申告書Ｉ ～法人税編～

概　　要

概　　要 …… 1
操作の流れ …… 2
入力・訂正・機能（各キーの機能説明） …… 6
住所入力の便利な機能 …… 7
入力画面の説明（サブミット・チェックボックス・ラジオボタン
自動計算・手入力可能枠・手入力枠・画面サイ
ズ切替・プレビュー・印刷・マウス機能・セレ
クトボタン・行編集）…… 8

［１０］基本情報登録 …… １３
［１１］事業所設定 …… １５
［１２］法人税・地方税申告書 メニュー…… １９
［１１］別表１－１　普通法人、一般社団法人等及び人格のない社団分‥ ２０
［１２］別表１－２　公益法人等及び協同組合等の分…… ２４
［１］　復興税別表１各課税事業年度の復興特別法人税に関する申告書‥ ２７
［２０］別表２　　同族会社等の判定に関する明細書…… ２９
［３１］別表３－１　特定同族会社の留保金額に対する税額計算明細書‥ ３１
［４０］別表４　　所得の金額の計算に関する明細書…… ３４
［５１］別表５－１　利益積立金額及び資本金等の額の計算明細書…… ４２
［５１１］別表５－１付表　種類資本金額の計算に関する明細書…… ４８
［５２］別表５－２　租税公課納付状況等に関する明細書…… ４９
［６１］別表６－１　所得税額の控除に関する明細書…… ５５
［２］　復興税別表２復興特別所得税額の控除に関する明細書…… ５８
［７１］別表７－１　欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書‥ ６０
［８１］別表８－１･８－１付表　受取配当等の益金不算入に関する明細書及び受取配当等の額の明細書…… ６３
［１１０］別表１１－１　個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の明細書‥ ６７
［１１１］別表１１－１の２　一括評価金銭債権に係る貸倒引当金明細書 ６９
［１１２］別表１１－２　返品調整引当金の損金算入に関する明細書…… ７１
［１３２］別表１３－２　保険金等固定資産等の損金算入明細書…… ７３
［１３５］別表１３－５　特定の資産の買換え資産の損金算入明細書…… ７４
［１４２］別表１４－２　寄附金の損金算入に関する明細書…… ７６
［１５０］別表１５　交際費等の損金算入に関する明細書…… ７９
［１６１］別表１６－１　旧定額法又は定額法による減価償却資産明細書 ８１
［１６２］別表１６－２　旧定率法又は定率法による減価償却資産明細書 ８４
［１６４］別表１６－４　旧国外リース期間・旧リース期間・リース期間定額法による償却額の計算明細書…… ８８
［１６６］別表１６－６　繰延資産の償却額の計算に関する明細書…… ９０
［１６７］別表１６－７　少額減価償却資産の特例に関する明細書…… ９２
［１６８］別表１６－８　一括償却資産の損金算入に関する明細書…… ９４
［１７０］別表１６－１０資産に係る控除対象外消費税額損金算入明細書 ９６

減価償却データ読込みについて…… ９８
別表１６－１の減価読みについて……１０１
別表１６－２の減価読みについて……１０４
別表１６－４の減価読みについて……１０７
別表１６－６の減価読みについて……１１０
別表１６－７の減価読みについて……１１２
別表１６－８の減価読みについて……１１４

会計データ読込みについて……１１６

出　　力

プリント　・・・１１８
ページプリンタの用紙セット方法　（NPPｼﾘｰｽﾞ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２０
ページプリンタのオフセット補正プログラムの操作
（印字位置調整）・・・・・・・・・・・・・・・・１２１

Ｗｉｎｄｏｗｓ子機外字一覧表

年度更新及びユーティリティ・その他メンテナンス操作につきましては、
「[F9][F10][F17]GPメンテナンスプログラム取扱説明書」をご覧下さい。

地方税申告書及び納付税額一覧表・納付書・土地重課関連・年度更新の
説明につきましては、新法人税申告書Ⅱ　～地方税編～　をご覧下さい。

概　　要

新法人税申告書プログラムは、法人税及び地方税申告書について必要なデータを画面上で入力し、官製用紙(別表1-1.1-2、都6号.9号の3様式)または白紙Ａ４(コピー用紙)にプリントするものです。

・データ入力時には画面上に法人税申告書の様式をそのまま表示し、選択項目は視覚的にわかりやすいラジオボタンまたはチェックボックスになっていますので、必要な項目に入力を行うだけで簡単に作成することができます。

・全システムで共通の、法人名・納税地・電話番号・整理番号は[1100]ＧＰ申告情報登録より転記します。

・各表は選択式で使用する、使用しないが選択できます。
又、画面上部に帳票選択を設けました。これにより関連表を呼び出すことができます。
更に、入力画面からプレビュー(印刷確認)や印刷(白紙印刷) ができます。

・会計データより一部データを読み込むことができます。
会計データが読み込みできる表は、別表４．５－１．８－１．11－１－２．１５の計５表です。

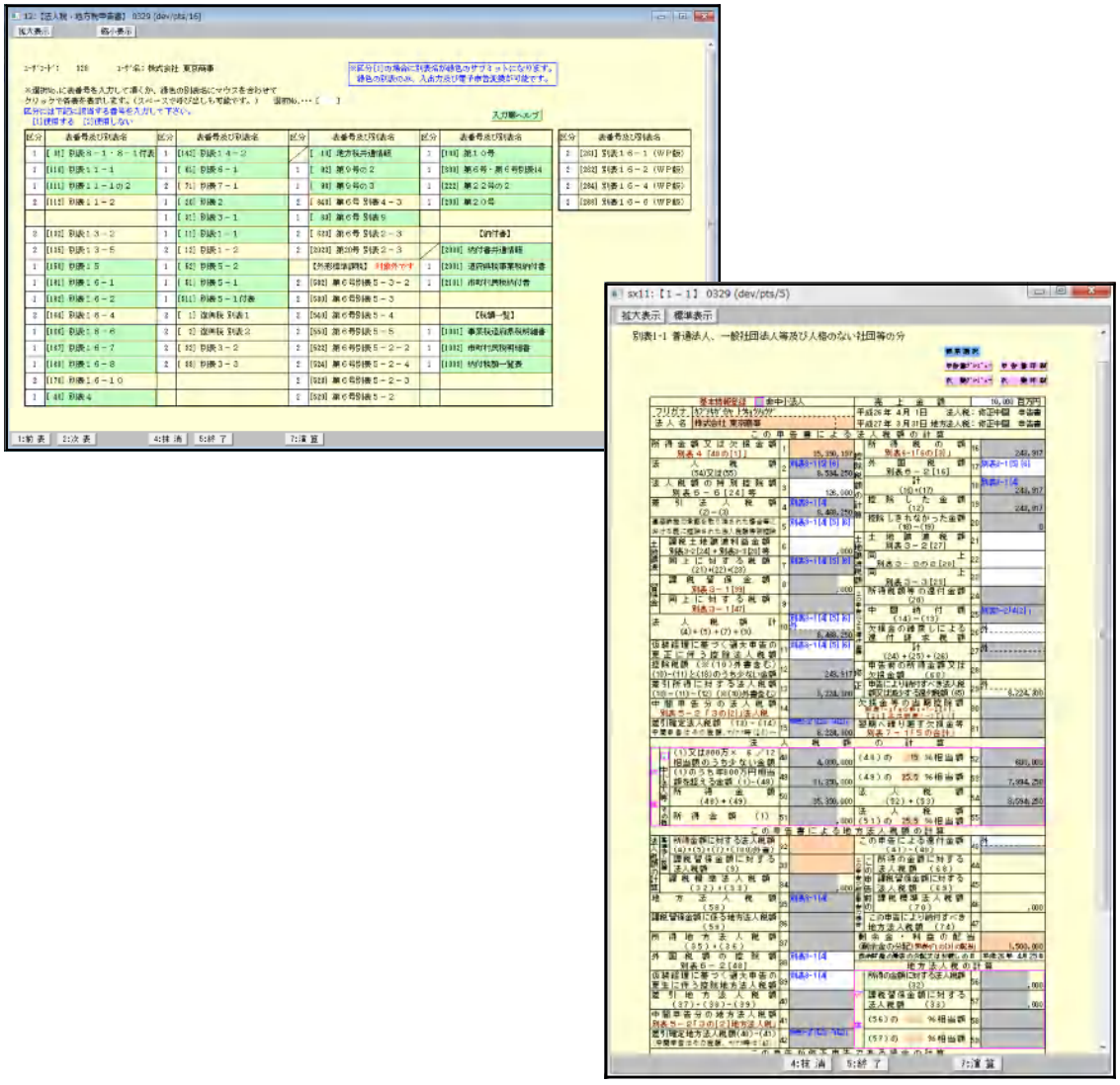

操作の流れ

● 呼び出し方

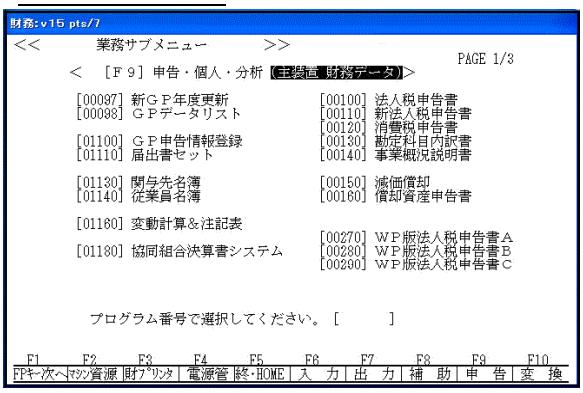

1）Ｆ９ 申告・個人・分析を選択します。

2）新法人税申告書のプログラムを選択します。
［１１０］ Enter を押します。

● 入力方法

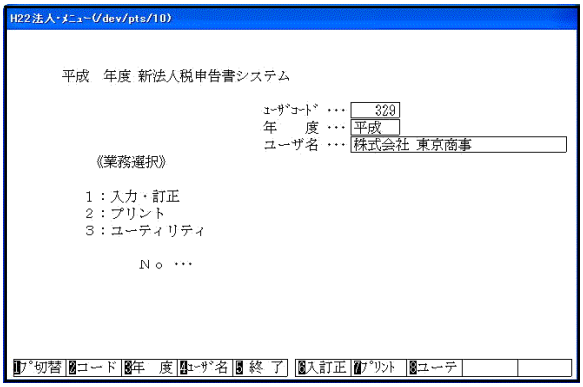

1）「ﾕｰｻﾞｺｰﾄﾞ」を入力します。
※ユーザコードを入力すると、登録している
ユーザ名と年度を表示します。
新規登録の場合は「年度」及び「ﾕｰｻﾞ名」
を入力します。

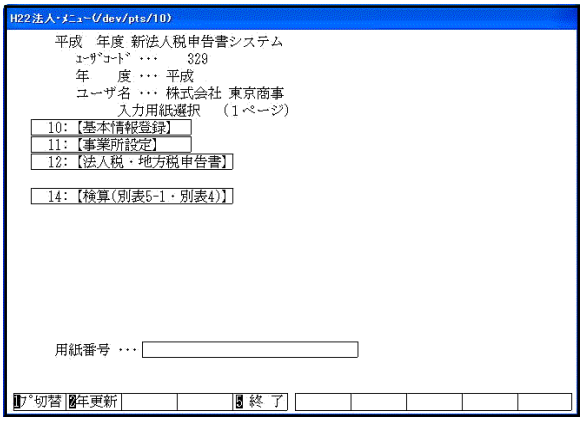

2）「１」入力・訂正を選択します。

3）左図の画面を表示します。
[10]基本情報登録にて、法人名等の登録の確認
を行います。

GP申告情報を呼び出します。

会計読みをする場合
会計ﾃﾞｰﾀ期首年及び会計期間を入力して
下さい。

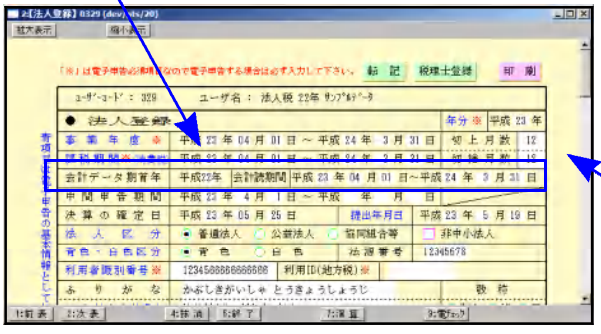
2:[法人登録] 0329 (dev/pts/28)
拡大表示 標準表示
転 記 税理士登録 印 刷
ﾕｰｻﾞｺｰﾄﾞ : 329 ユーザ名 : 法人税 22年 ｻﾝﾌﾟﾙﾃﾞｰﾀ
● 法人登録
会計データ期首年 平成22年 会計読期間 平成 23 年 04 月 01 日～平成 24 年 3 月 31 日
1:前表 2:次表 4:抹消 5:終了 7:算盤 9:電ﾌｧｲﾙ

[11]事業所設定において事業所の登録を行います。

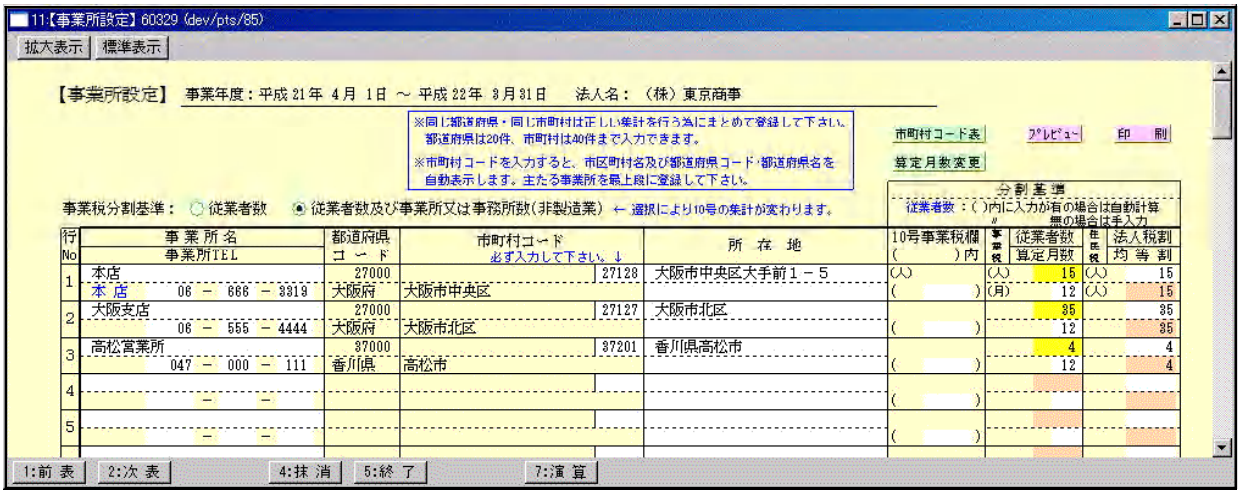

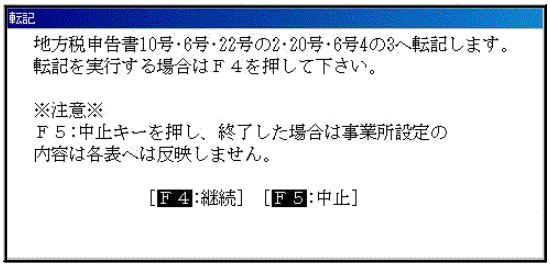

※事業所登録終了後、終了 (F5) を押すと左図の画面を表示します。
人数や事業所登録の増減を10号・6号・22号の2・20号6号4の3へ転記します。
必ず、継続 (F4) を押して下さい。

[12]法人税・地方税申告書を選択します。
使用する帳票を選択します。[1]使用する[2]使用しないとなります。

※前年使用している帳票がわかる他印刷時に[2]使用しないを選択している表は印刷しません。
電子申告の変換も[1]使用するを選択している表のみ変換致します。

各帳票でデータの入力を行って下さい。

● プリント方法

※出力を行います。官製用紙に出力する前に、必ずＡ４コピー用紙にテスト印刷を行います。

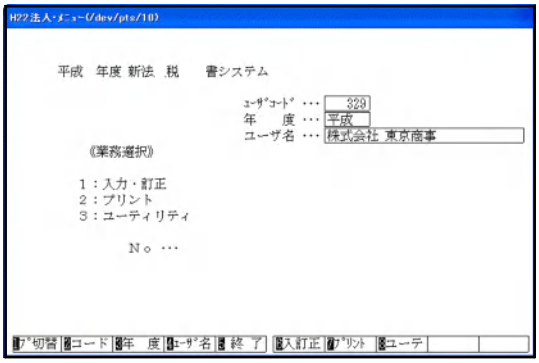

※官製用紙は裁断などにより若干印字位置が異なります。必ず白紙の用紙にテスト印刷をし、位置を確認してから官製用紙へ出力して下さい。

１）「２」プリントを選択します。

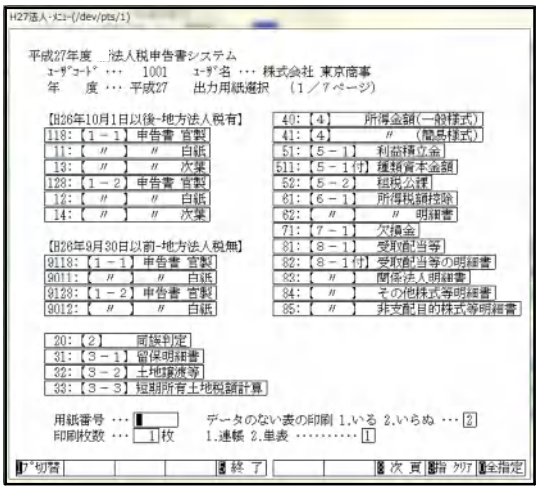

２）左図の画面より出力用紙を選択します。
官製用紙・ 白紙印刷 印刷番号が違います
※注意※
別表１－１・１－２においては
地方法人税有の様式－H26年10月1日以降用
地方法人税無の様式－H26年9月30日以前用
がありますので印刷時に指定して下さい。

プリンタのパネルには テサシＡ４タテポート
又は トレーＡ４タテポート と表示していることを確認して下さい。（NPPｼﾘｰｽﾞﾌﾟﾘﾝﾀの場合）

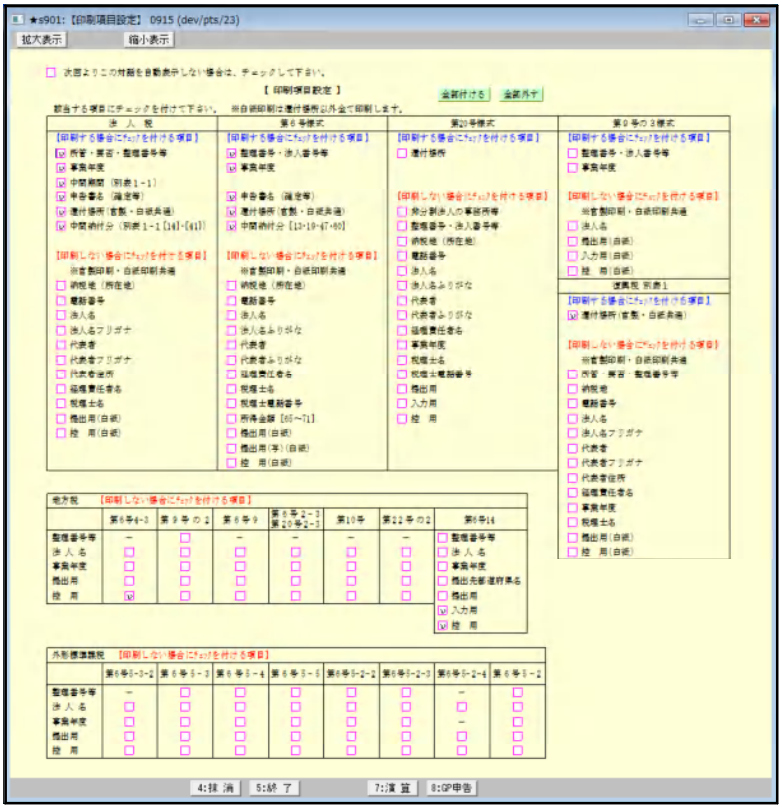

印刷設定項目を表示します。
詳しくはP. 119を参照して下さい。

【印刷する場合にﾁｪｯｸを付ける項目】
送られてくる官製用紙に印刷されている項目は基本印刷しません。
印刷したい場合のみﾁｪｯｸを付けます。

【印刷しない場合にﾁｪｯｸを付ける項目】
白紙用紙には全項目印刷します。白紙印刷の場合で印刷したくない項目のみﾁｪｯｸを付けます。
又、官製用紙には法人名等は印刷されてきませんが顧問先様の方で印を押された場合等には印刷しないにﾁｪｯｸを付けて下さい。

官製用紙への印刷は一端白紙等の用紙に印刷

白紙に出力したものを官製用紙に重ねてズレを確認して下さい。（白紙上、官製下）

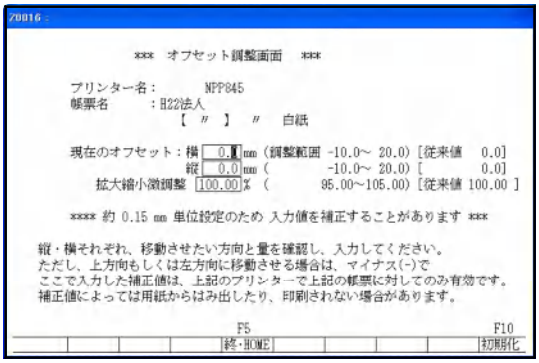

3）オフセット調整を実行し、印字位置を調整します。

上にずらす場合	－ ○○ mm
下にずらす場合	＋ ○○ mm
左にずらす場合	－ ○○ mm
右にずらす場合	＋ ○○ mm

※調整値はプリンタごとに記憶します。

4）白紙と官製用紙がきちんと合いましたら
官製用紙へ出力を行います。

オフセット調整とは ･･･

ページプリンタで官製用紙（税務署配布）に出力する際、印字がズレる場合に印字位置を調整することができる機能です。詳しくはP.121オフセット調整の操作をご覧下さい。

入力・訂正・機能

各キーの機能

各キーには以下の機能があります。

【項目を移動するキー】

Ｅｎｔｅｒ	次項目に進みます。
→	次項目に進みます。
← ＴＡＢ	１項目前に戻ります。
↓	１行下に進みます。
↑	１行上に戻ります。

【訂正時に使うキー】

← →	１文字ずつカーソルが移動します。
Delete	カーソルの文字を１文字ずつ消します。
Back Space	カーソルの１文字前の文字を消します。
ＥＮＤ	カーソルの文字以降を全部消します。
抹　消（Ｆ４）	１項目に入力したものを全部消します。
Shift ＋ → 後 → ←	訂正したい文字のある項目にカーソルを止め 項目内でカーソルが移動できます。

【画面を切り替える時に使用するキー】

Home	画面サイズを変更します。
Page Down　Ctrl ＋ ↓	画面を下へ移動(スクロール)します。
Page Up　Ctrl ＋ ↑	画面の上へ移動(スクロール)します。
Ctrl ＋ Page Down Ctrl ＋ →	画面を右へ移動(スクロール)します。
Ctrl ＋ Page Up Ctrl ＋ ←	画面を左へ移動(スクロール)します。
Page Down	複数頁入力できる表の場合、次頁へページめくりします。
Page Up	複数頁入力できる表の場合、前頁へページめくりします。

【計算するキー】

演　　算	（Ｆ７）	入力した金額を集計し、計算結果を表示します。

【データ読み込みで使用するキー】

会　計　読	（Ｆ３）	指定した会計データ読み取り期間で、同一ユーザコードの会計データを読み込みます。
ＧＰ申告	（Ｆ８）	同一ユーザコードの[1100]ＧＰ申告情報登録の法人登録画面を呼び出します。

【登録や終了時に使うキー】

終　　了	（Ｆ５）	入力したものを登録します。 登録が終了すると最初の画面に戻ります。

【記憶に使うキー】

Insert	入力してある項目を記憶し、他の項目欄にコピーします。

＜操作方法＞

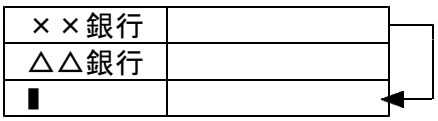

ここへコピーする方法

1）コピー元の項目にカーソルを移動し Insert を押します。（記憶します）

2）コピー先の項目（空欄）にカーソルを移動し Insert を押しますと、コピー元の項目の内容がコピー先の項目へ表示します。

住所入力の便利な機能

７桁郵便番号変換ができます。（全プログラム共通）

例）東京都千代田区神田松永町と入力する場合：郵便番号は「101-0023」です。

１）101-0023 と入力し、スペース を１～２回押します。
画面左下の表示が
101-0023 → 東京都千代田区神田松永町 → 千代田区神田松永町
の順で変換します。

２）上記のように変換していきますので Enter を押して決定します。
残りの住所は手入力となります。

※ Windowsの漢字変換の設定により変換できる場合とできない場合があります。

入力画面の説明

※グリーンの　　はウィンドウを開くボタンになっています。（以下『サブミット』と表記）
マウスの矢印を合わせて左クリックを１回押すと、各項目に応じた選択画面を開くことができます。（サブミットにカーソルが止まった際にスペースを押しても画面が開きます。）

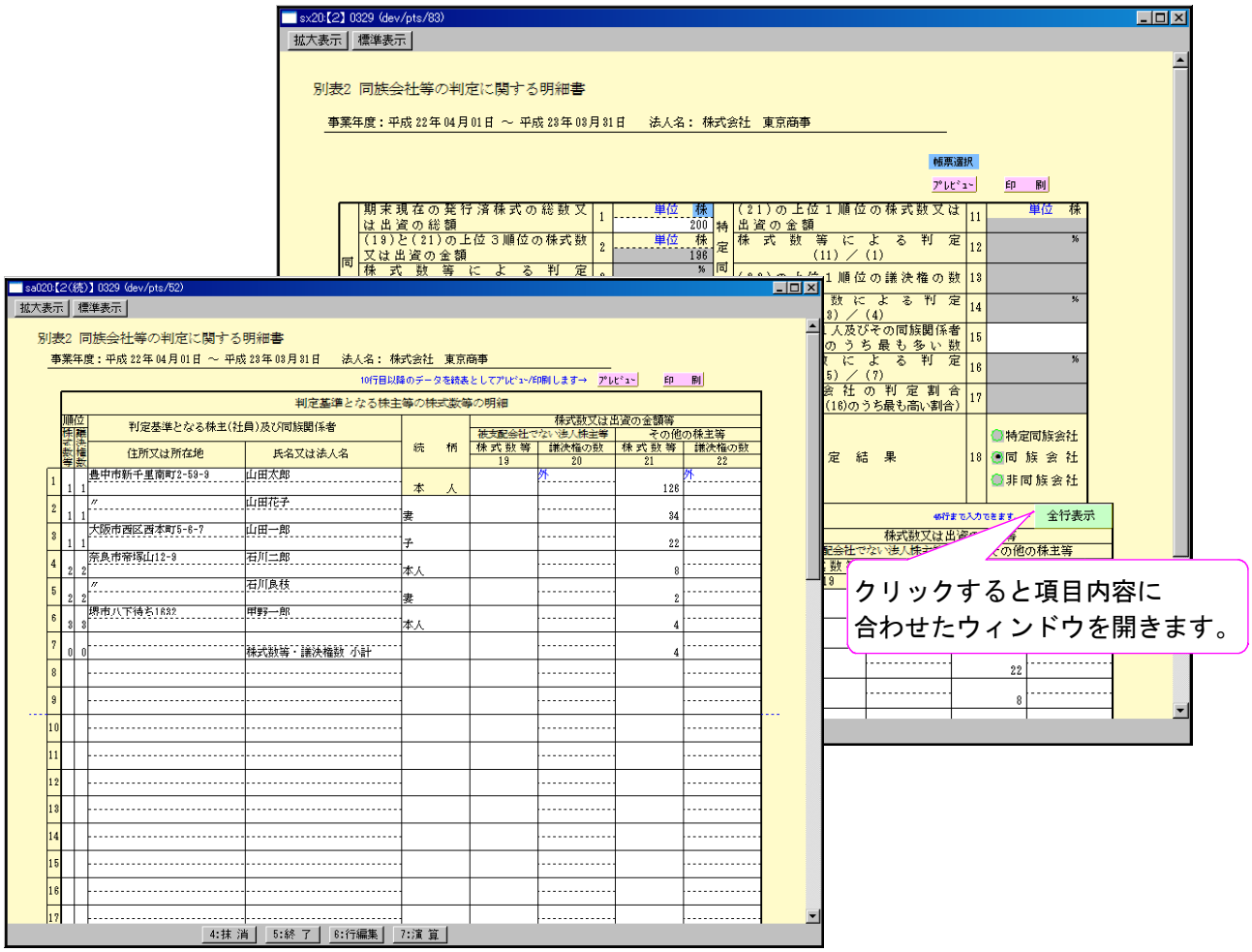

※ピンクの □ はチェックボックスとなっています。
該当する場合はマウスを合わせて左クリックを１回押すと☑チェックマークが付きます。
（□ 枠にカーソルが止まった際にスペースを押しても☑が付きます。）

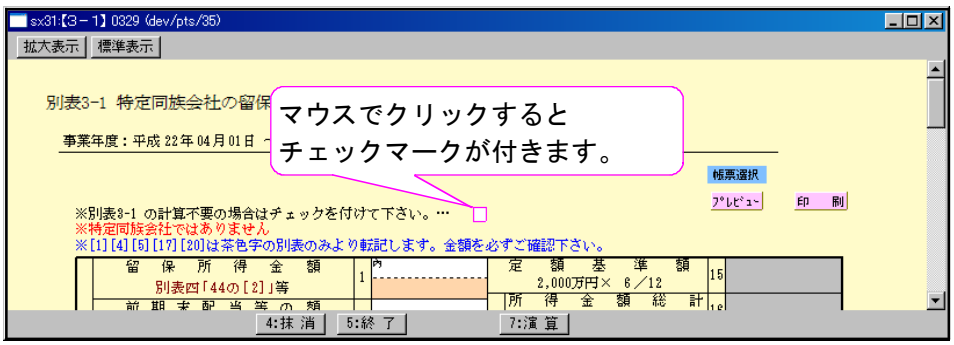

※グリーンの ○ はラジオボタンとなっています。
該当する項目にマウスを合わせて左クリックを１回押すとその項目に ◉（黒丸）が付きます。
（ラジオボタンにカーソルが止まった際にスペースを押しても ◉ が付きます。）
選択の解除は [抹消]（F4）キーにて行います。
＊初期設定が入っている項目は消すことはできません。どちらか一方に丸印を付けます。

ラジオボタン	完全自動計算又は手入力は黒丸	●
	上書き可能の自動計算は緑丸	●
	上書き可能を上書きした場合は赤丸	●

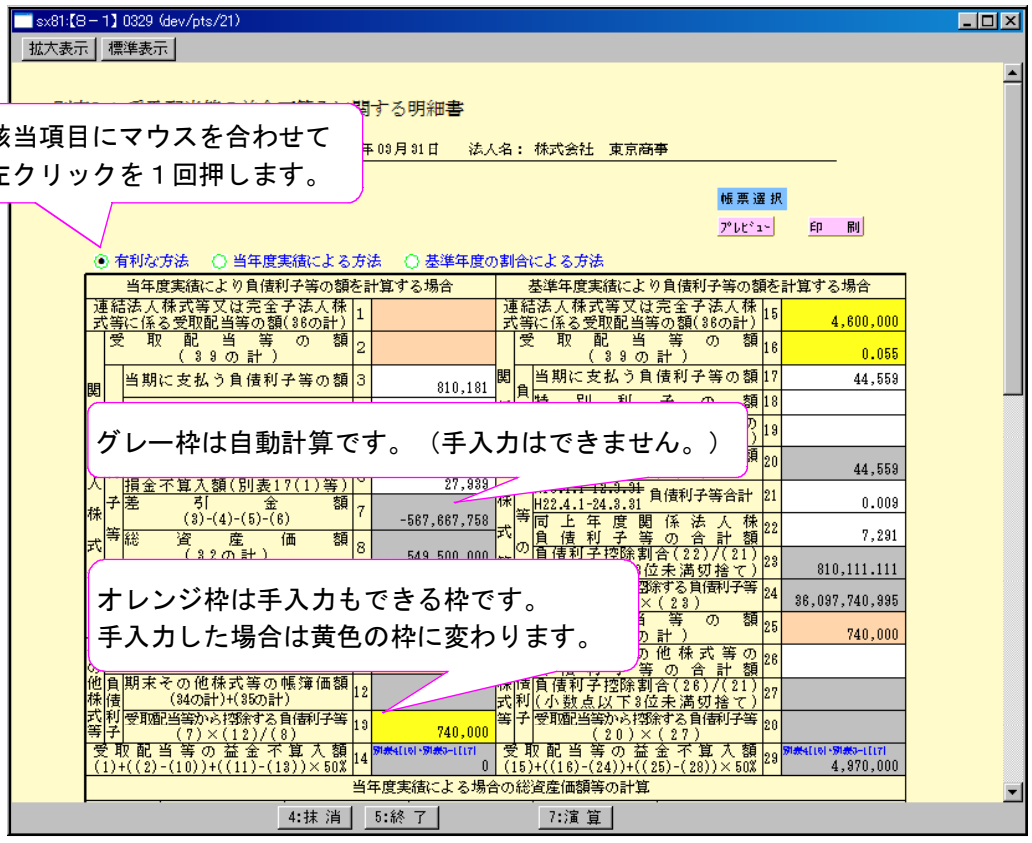

※グレー枠　　は自動計算枠です。（手入力はできません。）

※オレンジ枠　　は自動計算枠ですが手入力もできる枠となっています。
手入力後は黄色枠　　に変わります。（手入力データ優先）
手入力データを消す場合は、[抹消]（F4）又は [ＥＮＤ] を押します。（自動計算結果を表示し、オレンジ枠　　に戻ります。）

※画面切替 は画面表示サイズを３段階の大きさに切り替えることができます。
キーボードの Home でも操作可能です。
下図のように画面左上に、拡大表示・標準表示・縮小表示を押すことにより３段階に画面が切り変わります。

※プレビュー 又は ○○ﾌﾟﾚﾋﾞｭｰ は印刷イメージを画面で表示する為のボタンです。
印刷イメージを見る表にマウスを合わせ左クリックを１回押して下さい。
画面にプレビューを表示します。

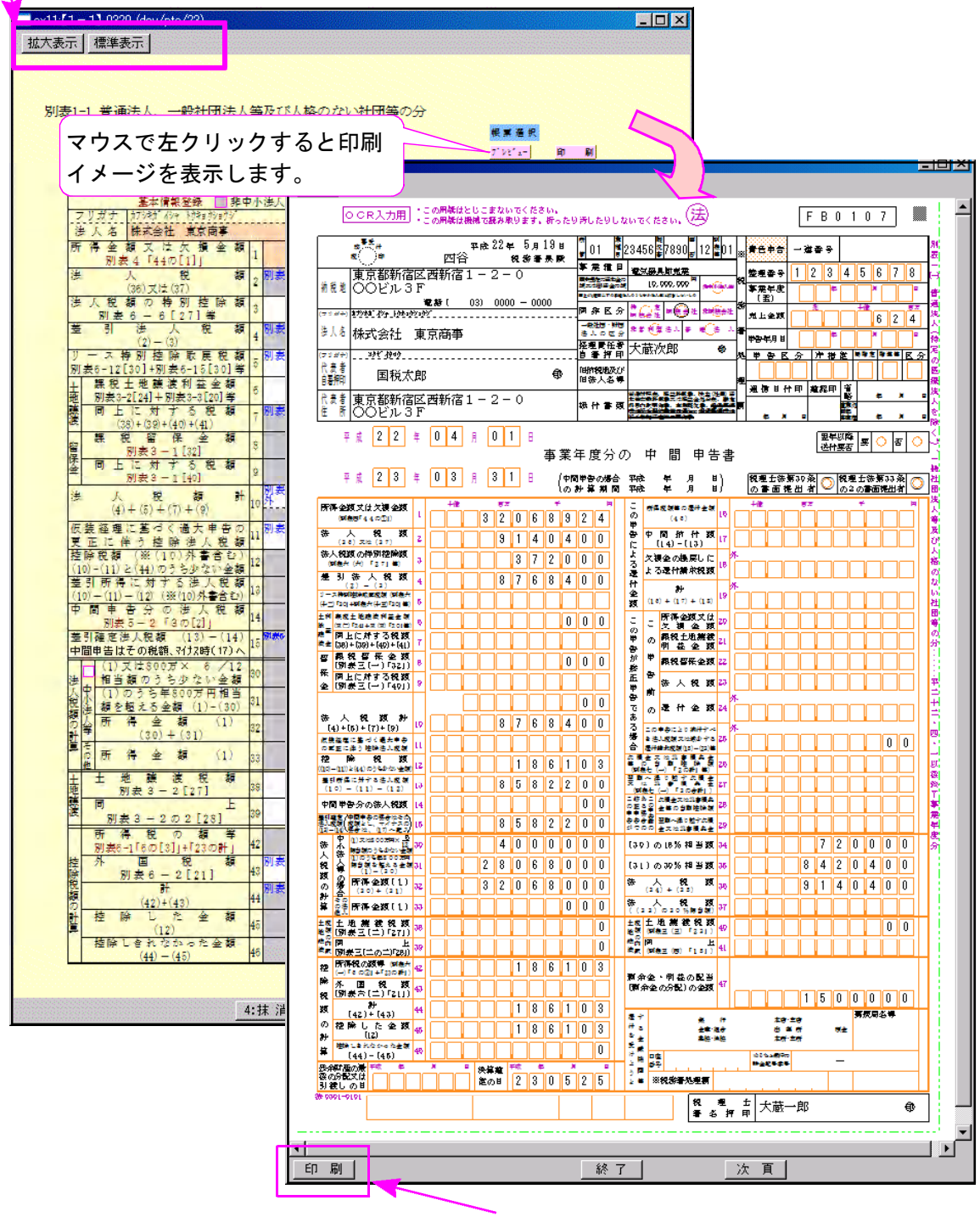

※プレビュー後、印刷も可能です。

※印刷 又 ○○印刷 は指定ボタンの表を白紙印刷します。印刷 にマウスを合わせて
左クリックを１回押すと『印刷中』と表示して印刷が始まります。
＊官製用紙印刷は新法人税の起動メニュー『２．プリント』より実行して下さい。

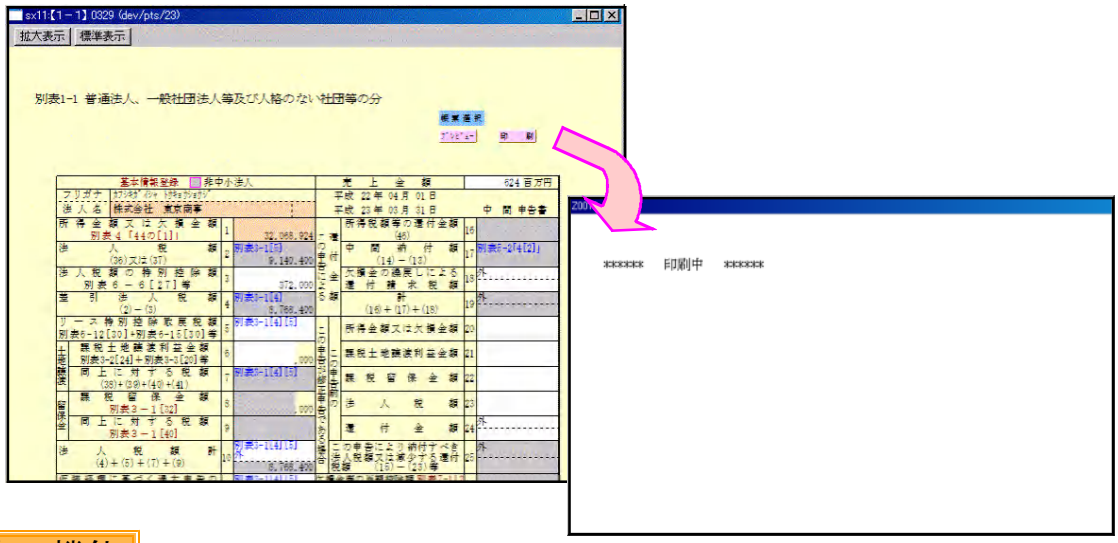

マウス機能

【 よく使用する文字の登録 】

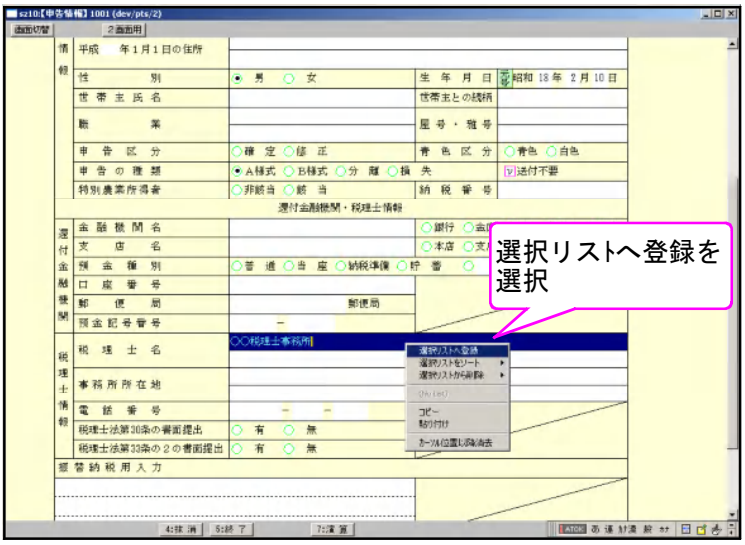

例）「○○事務所」と登録します。

1. 項目に登録したい文字を入力します。
   例）税理士名の項目に税理士名を入力
2. 登録する文字を表示したらマウスボタンの右をクリックします。
3. マウスメニューより「選択リストへ登録」を選択します。
4. 再度、マウスボタンの右をクリックした際にマウスメニューに「登録した文字」を表示したら登録完了です。
   ※尚、登録した文字は登録順に保存します。

※登録データを削除するには
マウスの右ボタンをクリックし、「選択リストから削除」にマウスを合わせると登録してある文字を表示しますので削除する項目をクリックして下さい。

【［コピー］［貼り付け］】

任意の語句を一時的に記憶し、別の項目へコピーすることができます。
（語句の記憶は同一表内に限ります。）

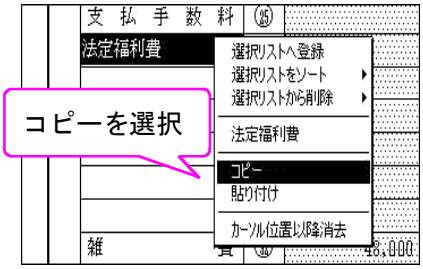

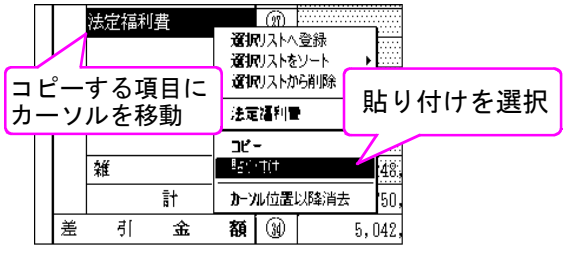

1. コピーしたい語句の上で、マウス右ボタンをクリックし、[コピー]を選択します。
2. コピーしたい項目に移動し、マウスの右ボタンをクリックし、[貼り付け]を選択します。

セレクトボタン

セレクトボタン(青色)は、青い枠に、マウスを合わせて２回左クリックすると項目に合わせた内容を表示します。
該当するものにマウスを合わせて、１回左クリックします。

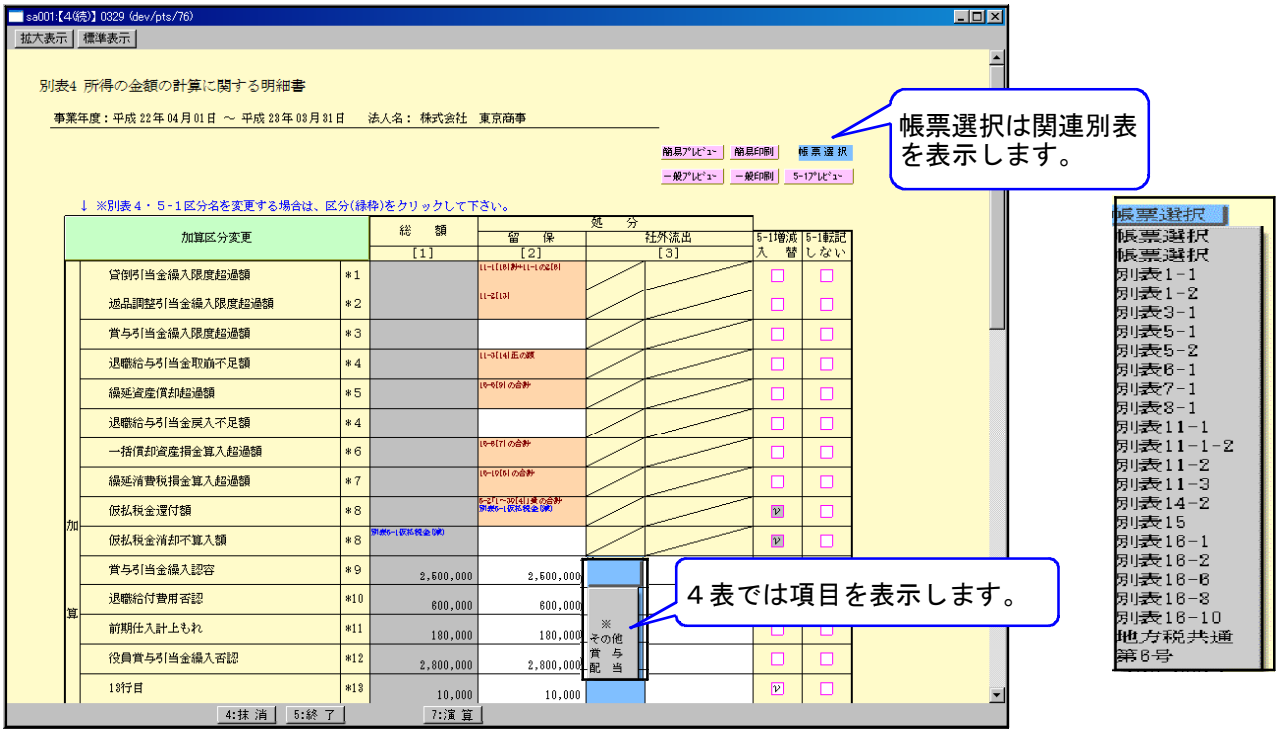

行編集

別表16-1.16-2.16-4はデータが100列あることから、画面上部に 行編集 のボタンがあります。
行編集を行う場合はこちらから行って下さい。

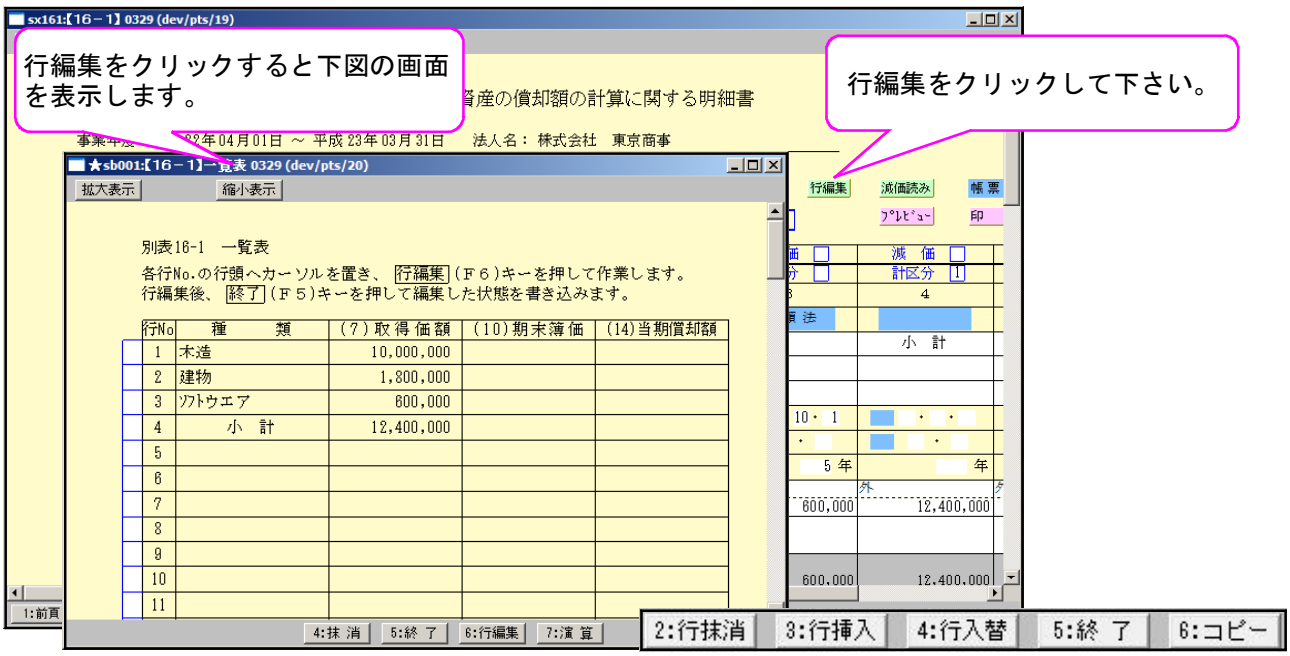

上記窓を表示しますので、編集する行頭にカーソルを置き、行編集 (F6)を押して作業します。
ファンクションキーが変わり、行抹消 (F2)・行挿入 (F3)・行入替 (F4)・コピー (F6)が使用できます。

行抹消 (F2)･･･ｶｰｿﾙがある位置の行を消します。
行挿入 (F3)･･･ｶｰｿﾙがある位置の行に空行を挿入します。
行入替 (F4)･･･入替元の行と入替先の行を入れ、実行 (F4) を押して下さい。
コピー (F6)･･･ｺﾋﾟｰ元の行とｺﾋﾟｰ先の行を入れ、実行 (F4) を押して下さい。
行編集後は 終了 (F5)を押して下さい。

[10]基本情報登録

基本情報登録は、大部分をＧＰ申告情報登録より転記します。
法人税のみで使用する項目は白枠となっておりますので法人税の基本情報で手入力して下さい。
元のＧＰ申告情報登録を訂正する場合、メニューに戻らず GP申告 (F8) を押しますと[1100]ＧＰ申告情報登録を呼び出します。

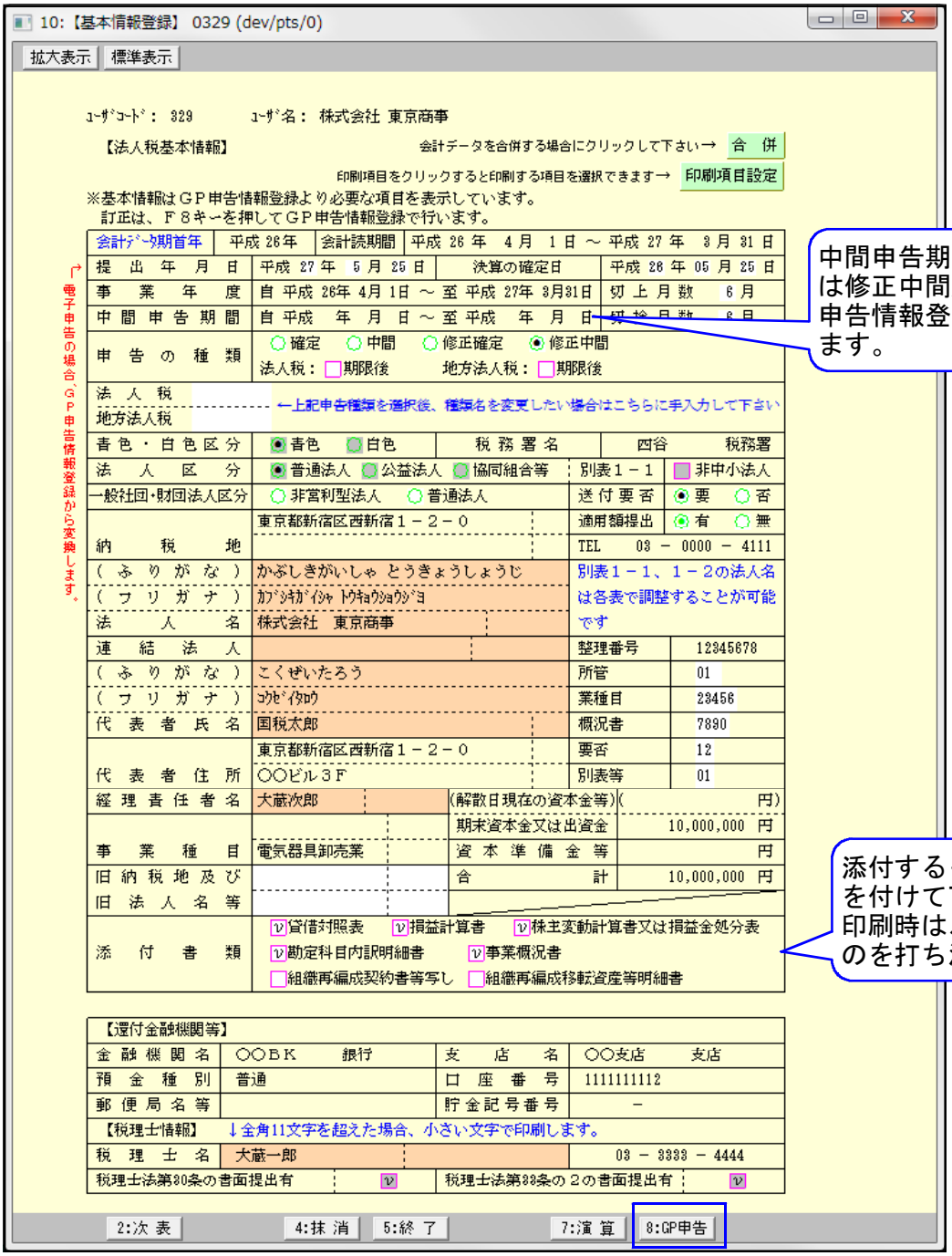

【申告区分と一般社団・財団法人の区分】
使用できる別表と計算について以下のようになります。

	非営利法人	普通法人	別表	資本金	14-2	15	11-1-2
普通法人	×	―	１－１	入力可	普通	普通	普通
普通法人	×	○	１－１	入力可	普通	普通	普通
公益法人	○	×	１－１	入力不可	普通	公益	公益･協同
公益法人	―	×	１－２	入力不可	公益	公益	公益･協同
協同組合	×	×	１－２	入力可	普通	普通	公益･協同

GP申告 (F8)を押すと、[1100]ＧＰ申告情報登録を表示します。
必要に応じて訂正等を行います。
訂正した場合には、法人税・消費税・事業概況説明書に反映します。

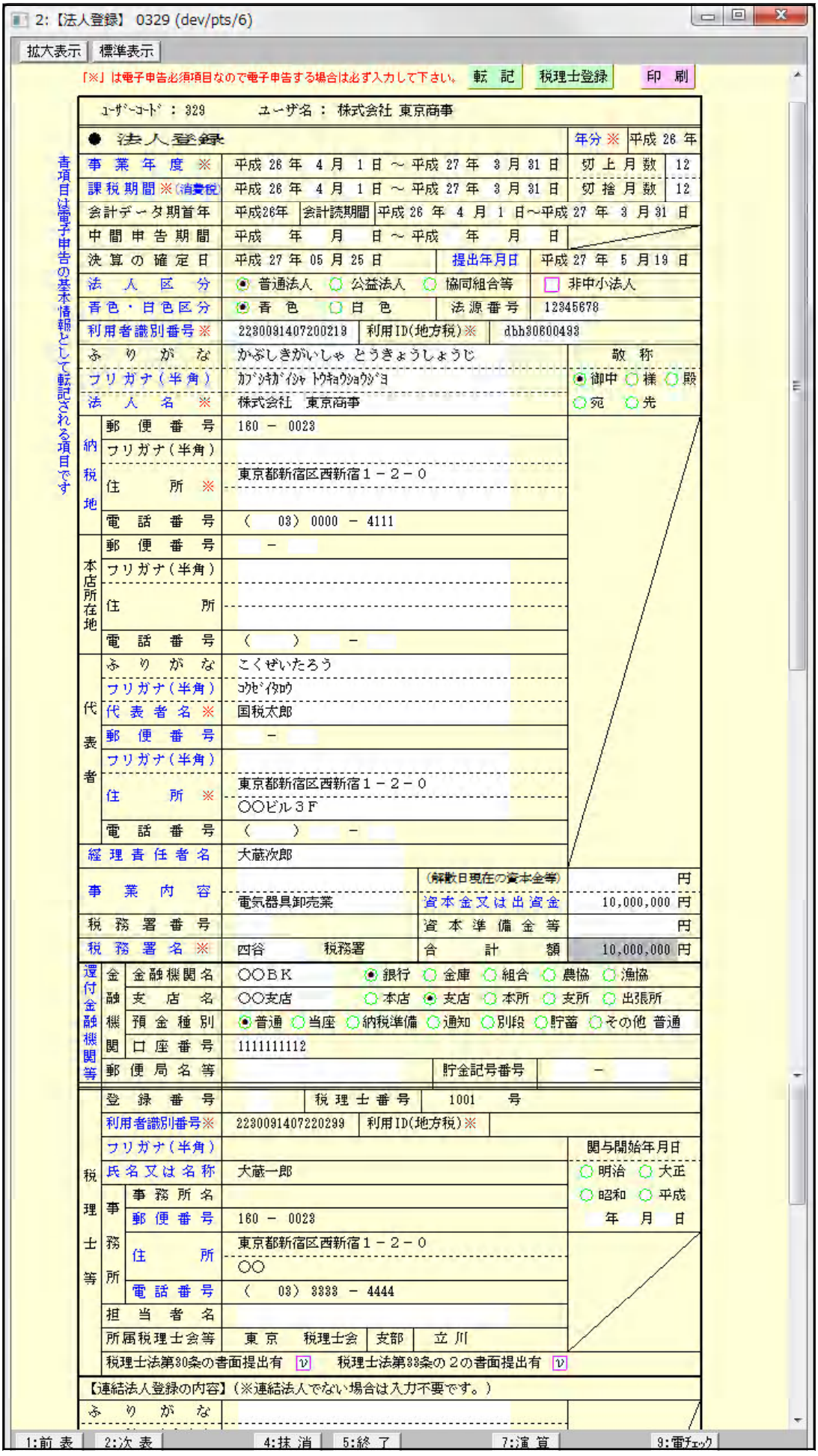

[11]事業所設定

事務所名・電話番号・所在地・従業者数を入力して頂きます。
事業所設定を入力することにより、地方税電子申告が容易になる他、１０号、６号、
２２号の２、２０号へ反映致します。
事業所登録は20都道府県・40市町村まで対応しています。

入力の基本ルール

・本店･･･本店を一番最初の行に登録して下さい。

・同一都道府県内に複数の事務所等がある場合には、その都道府県内の主たる事務所を
最初に入力し、同一都道府県はまとめて入力して下さい。

・同一市町村内に複数の事務所等を有する場合には、その中で主たる事務所を最初に
に入力し、同一市町村はまとめて入力して下さい。

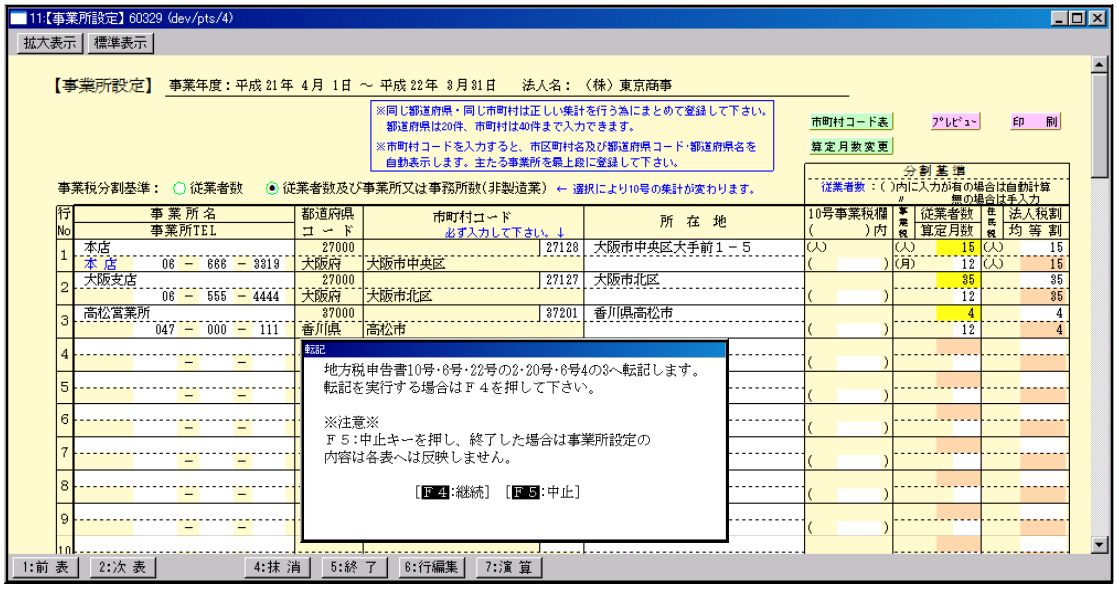

項目名	文字数
事業所名	漢字15文字
電話	6桁-4桁-4桁
市町村ｺｰﾄﾞ	ｺｰﾄﾞ番号を入力します。※検索方法は後頁へ説明致しました。
所在地	漢字15文字
10号事業所税欄 （　　）人	本項目は資本金額又は出資金の額が１億円以上で製造業を 行う法人の「工場」である事務所等の事業者数を入力します。
事業税-従業者数	事業税の従業者数を入力します。（工場以外は直接ｵﾚﾝｼﾞ枠に人数を入力） ※（　　）の工場に人数を入力した場合は下記の計算式で自動計算します 計算式）従業者数が偶数の場合：従業者数＋(従業者数×0.5) 従業者数が奇数の場合：従業者数＋{(従業者数+1)×0.5} 例）10人の場合：10+(10×0.5)　　＝15人 9人の場合：９+{(９＋１)×0.5}＝14人と計算します。
事業税-算定月数	※従業者数及び事業所又は事業所数(非製造業)の場合に月数を入力 算定月数変更ボタンにて、まとめて月数を変更することも可能です。 詳しくは、P.18を参照して下さい。
住民税-法人税割 の従業者数	住民税の法人税割の従業者数を入力します。
住民税-均等割 の従業者数	住民税の均等割の従業者数を入力します。

登録及び修正の場合、必ず転記作業を実行して下さい。

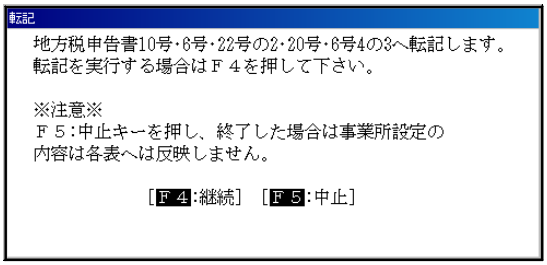

事業所設定終了時に、継続（F4）を押して転記作業を実行します。（自動的に転記はしません）

事業所登録を終了すると必ず、上記画面を表示します。
住所の変更・追加・人数等項目の一部でも修正した場合は必ず、継続（F4）を押して下さい。
このﾎﾞﾀﾝを押すことにより、10号・6号・22号の2・6号の4の各表へ転記を実行します。

転記を押して頂くのは、事業所削除追加等があった場合に現在入力してある税率や均等割額を各都道府県に移行する為の実行作業です。
この作業を 中止(F5)で終了すると事業所の訂正内容は各表へ反映されません。

事業所設定にて反映する表と項目内容

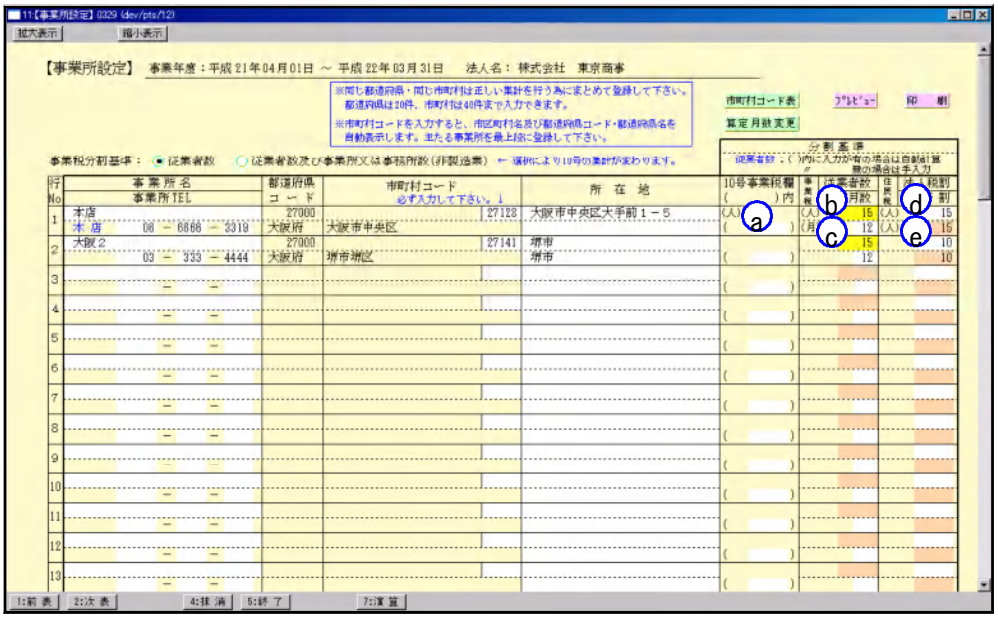

ａ 欄は製造業で資本金１億円以上の法人の工場の従業者数を入力します。
以下の計算式で ｂ を自動表示します。

ａ 従業者数に ａ が奇数の場合は＋１を加えた数）の1/2を加えた数により算定します。

※工場でない場合は ｂ へ従業者数を入力

6号別表4-3
特別区があった場合に表示します。

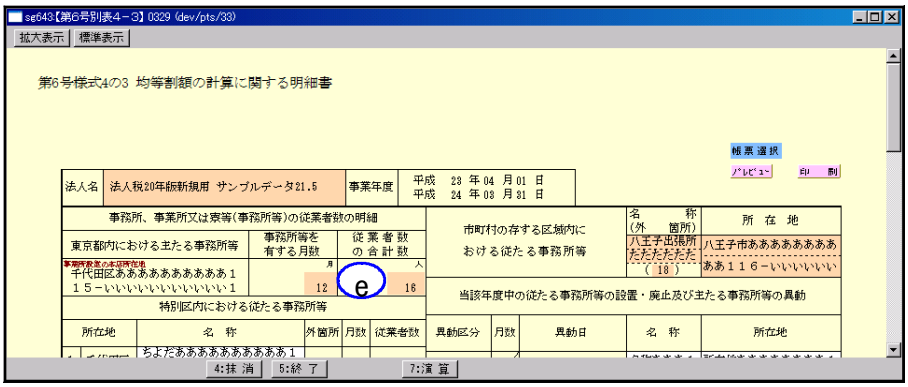

20号様式

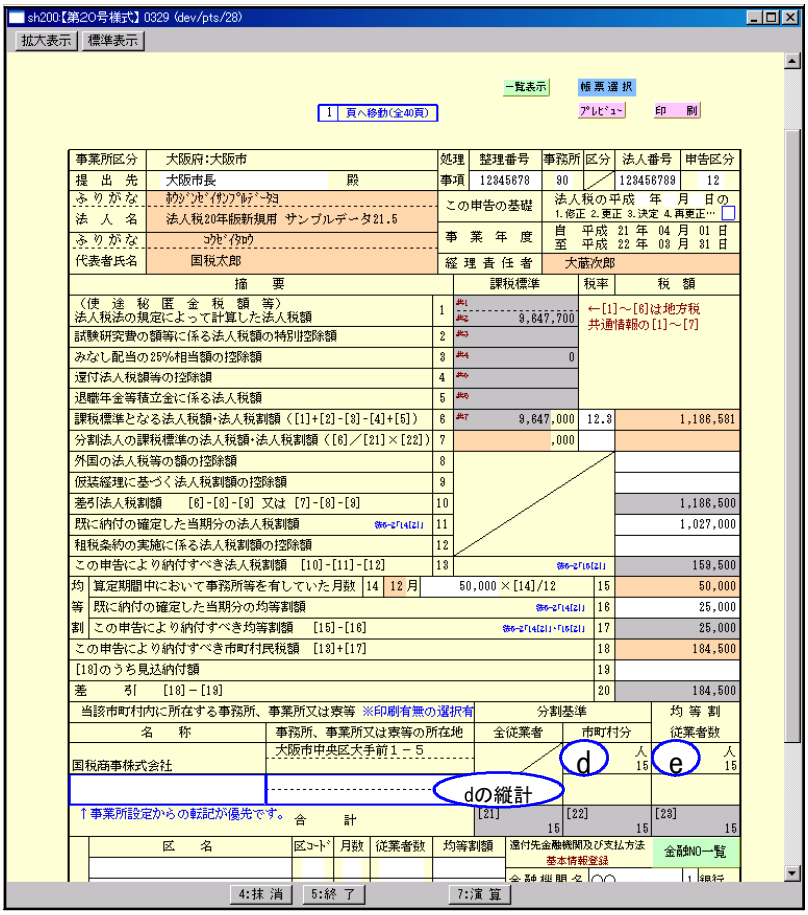
sh200【第20号様式】0329 (dev/pts/28)
拡大表示
標準表示
一覧表示
帳票選択
プレビュー
印刷
1 頁へ移動(全40頁)
事業所区分 大阪府:大阪市
提出先 大阪市長 殿
ふりがな
法人名 法人税20年版新規用 サンプルデータ21.5
ふりがな
代表者氏名 国税太郎
処理 整理番号 事務所 区分 法人番号 申告区分
事項 12345678 90 1234567890 12
この申告の基礎 法人税の平成 年 月 日の 1.修正 2.更正 3.決定 4.再更正…
事業年度 自 平成 21 年 04 月 01 日 至 平成 22 年 03 月 31 日
経理責任者 大蔵次郎
摘要
課税標準
税率
税額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 9,647,700
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額
みなし配当の25%相当額の控除額 0
還付法人税額等の控除額
退職年金等積立金に係る法人税額
課税標準となる法人税額・法人税割額 ([1]+[2]-[3]-[4]+[5]) 9,647,000 12.3 1,186,581
分割法人の課税標準の法人税額・法人税割額 ([6]/[21]×[22]) ,000
外国の法人税等の額の控除額
仮装経理に基づく法人税割額の控除額
差引法人税割額 [6]-[8]-[9] 又は [7]-[8]-[9] 1,186,500
既に納付の確定した当期分の法人税割額 1,027,000
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
この申告により納付すべき法人税割額 [10]-[11]-[12] 159,500
均等割 算定期間中において事務所等を有していた月数 12月 50,000×[14]/12 50,000
既に納付の確定した当期分の均等割額 25,000
この申告により納付すべき均等割額 [15]-[16] 25,000
この申告により納付すべき市町村民税額 [18]+[17] 184,500
[18]のうち見込納付額
差引 [18]-[19] 184,500
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 ※印刷有無の選択有
分割基準
均等割
名称
事務所、事業所又は寮等の所在地
全従業者
市町村分
従業者数
国税商事株式会社
大阪市中央区大手前1-5
d 15
e 15
dの縦計
↑事業所設定からの転記が優先です。 合計 [21] 15 [22] 15 [23] 15
区名 区コード 月数 従業者数 均等割額 還付先金融機関及び支払方法 基本情報登録 金融NO一覧
金融種別名
4:抹消
5:終了
7:演算

10号様式

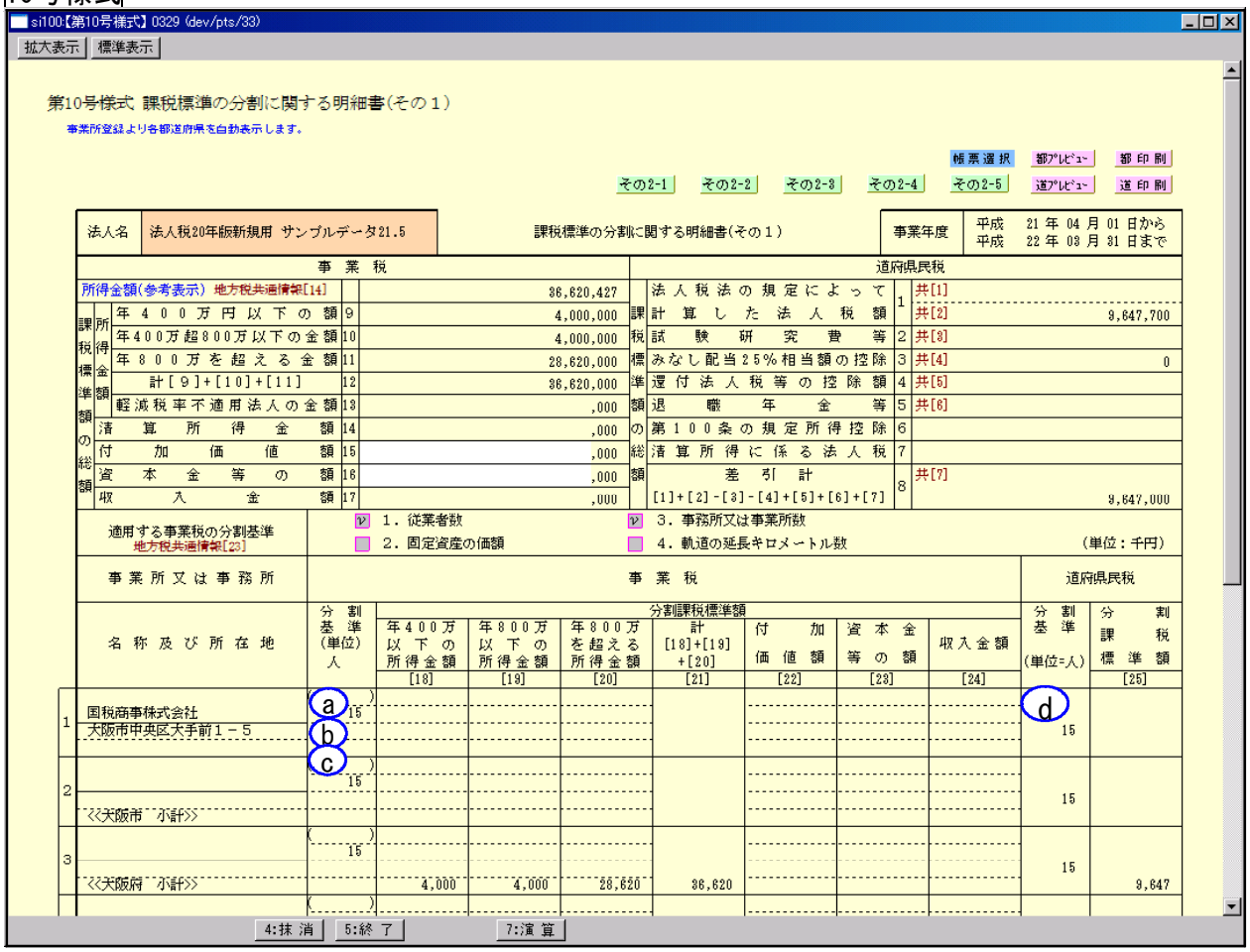
si100【第10号様式】0329 (dev/pts/33)
拡大表示
標準表示
第10号様式 課税標準の分割に関する明細書(その1)
事業所登録より各都道府県を自動表示します。
帳票選択
都プレビュー
都印刷
その2-1
その2-2
その2-3
その2-4
その2-5
道プレビュー
道印刷
法人名 法人税20年版新規用 サンプルデータ21.5
課税標準の分割に関する明細書(その1)
事業年度 平成 21 年 04 月 01 日から 平成 22 年 03 月 31 日まで
事業税
道府県民税
所得金額(参考表示) 地方税共通情報[14] 36,620,427
課税標準額の総額
所得金額
年400万円以下の額 9 4,000,000
年400万超800万以下の金額 10 4,000,000
年800万を超える金額 11 28,620,000
計[9]+[10]+[11] 12 36,620,000
軽減税率不適用法人の金額 13 ,000
清算所得金額 14 ,000
付加価値額 15 ,000
資本金等の額 16 ,000
収入金額 17 ,000
課税標準の総額
法人税法の規定によって計算した法人税額 1 共[1] 共[2] 9,647,700
試験研究費等 2 共[3]
みなし配当25%相当額の控除 3 共[4] 0
還付法人税等の控除額 4 共[5]
退職年金等 5 共[6]
第100条の規定所得控除 6
清算所得に係る法人税 7
差引計 [1]+[2]-[3]-[4]+[5]+[6]+[7] 8 共[7] 9,647,000
適用する事業税の分割基準 地方税共通情報[23]
1. 従業者数
2. 固定資産の価額
3. 事務所又は事業所数
4. 軌道の延長キロメートル数
(単位:千円)
事業所又は事務所
名称及び所在地
事業税
分割基準(単位)人
分割課税標準額
年400万以下の所得金額 [18]
年800万以下の所得金額 [19]
年800万を超える所得金額 [20]
計 [18]+[19]+[20] [21]
付加価値額 [22]
資本金等の額 [23]
収入金額 [24]
道府県民税
分割基準(単位=人)
分割課税標準額 [25]
1 国税商事株式会社 大阪市中央区大手前1-5 a 15 b c d 15
2 <<大阪市 小計>> 15 15
3 <<大阪府 小計>> 15 4,000 4,000 28,620 36,620 15 9,647
4:抹消
5:終了
7:演算

算定月数変更

算定月数をまとめて変更する場合に、算定月数変更ボタンを押すと下図を表示します。
月数を入力後、実行 を押すと事業所名のある行のみに算定月数を表示します。

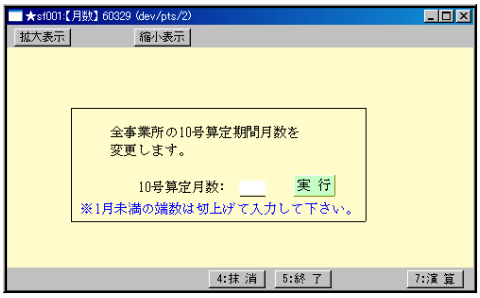

市町村ｺｰﾄﾞを検索するには

市町村ｺｰﾄﾞを検索するには画面上の 市町村ｺｰﾄﾞ表 を選択します。

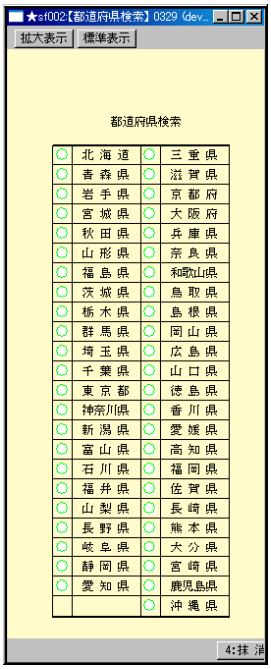

都道府県名を表示しますので、検索する都道府県を指定します。

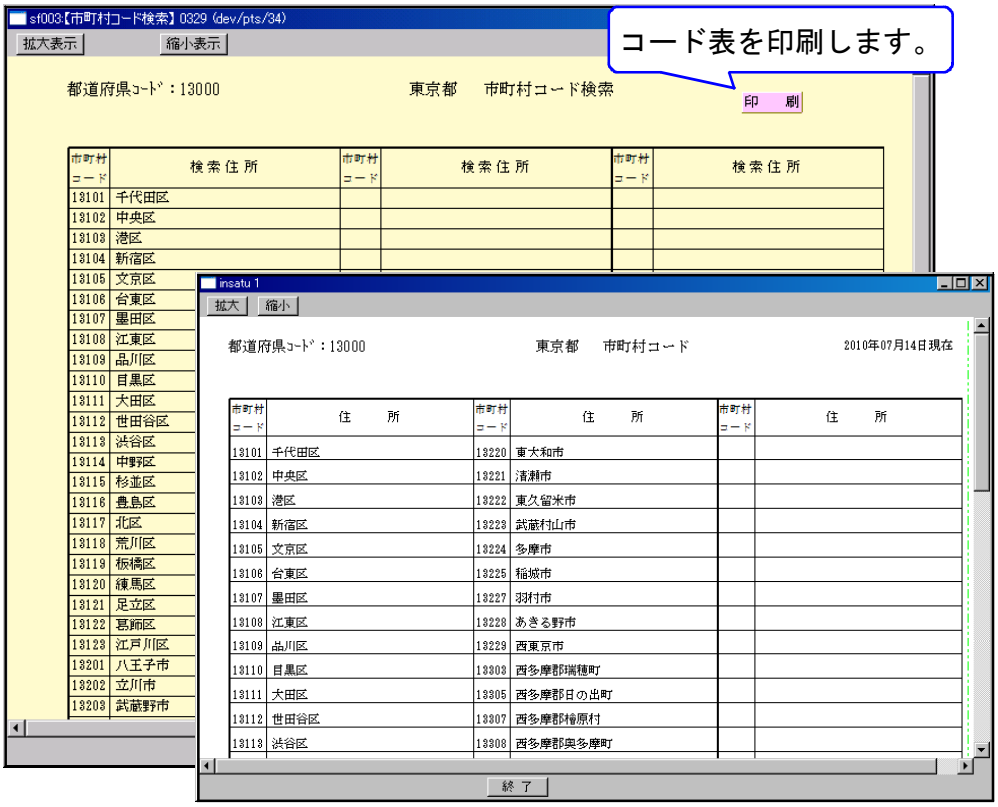

印刷

事業所設定の一覧表を印刷できます。

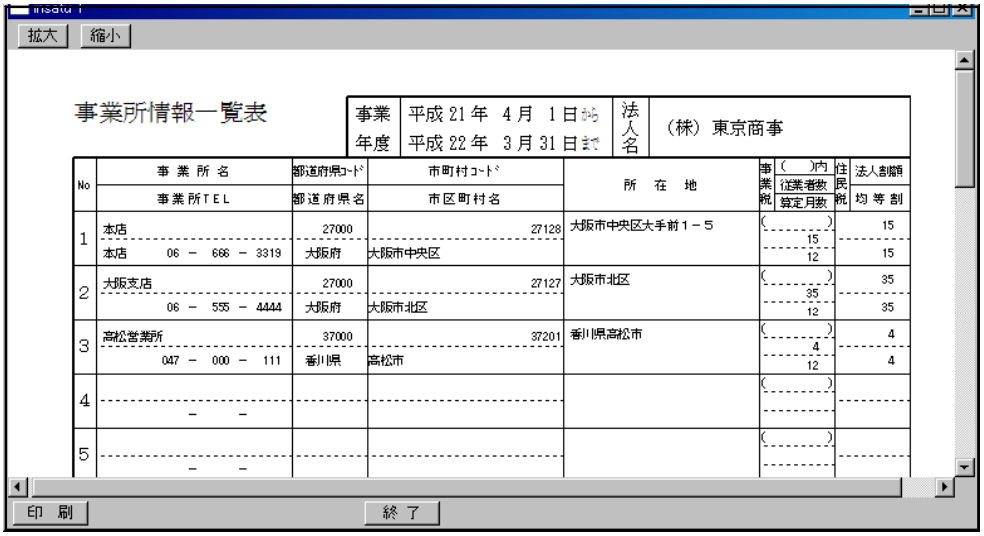

[12]法人税・地方税申告書 メニュー

新法人税においては、各別表を入力する前に別表を使用するかしないか選択して頂きます。
別表を使用する場合は区分欄を[1]使用するを選択します。
※[2]使用しないとなっている別表については、印刷しないと共に電子申告への変換はしません。
　この場合、2.プリントで 全指定 (F10) をしても、印刷しません。

　メニューは計算順に並んでいます。

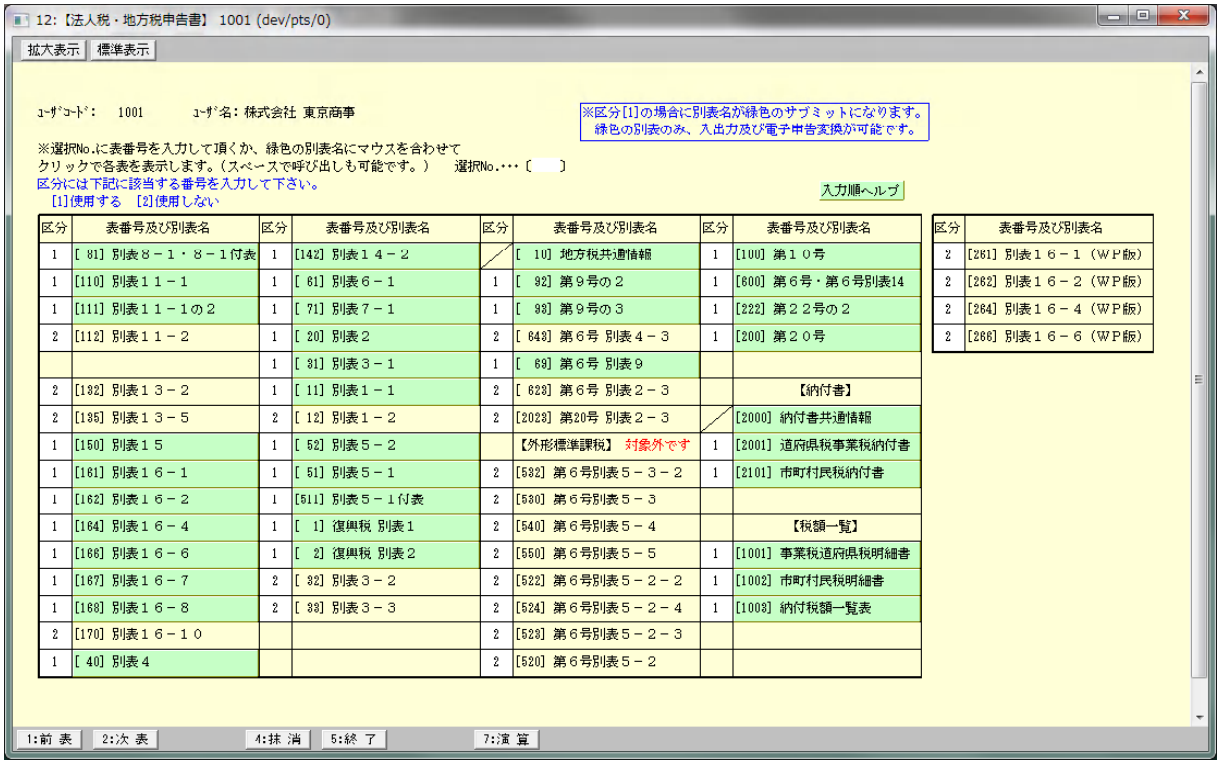

一部の表は一度他の別表より転記し、更に別の別表へ渡した後、再び別表を表示することから
入力順ヘルプを用意しました。入力の順番の参考にして下さい。

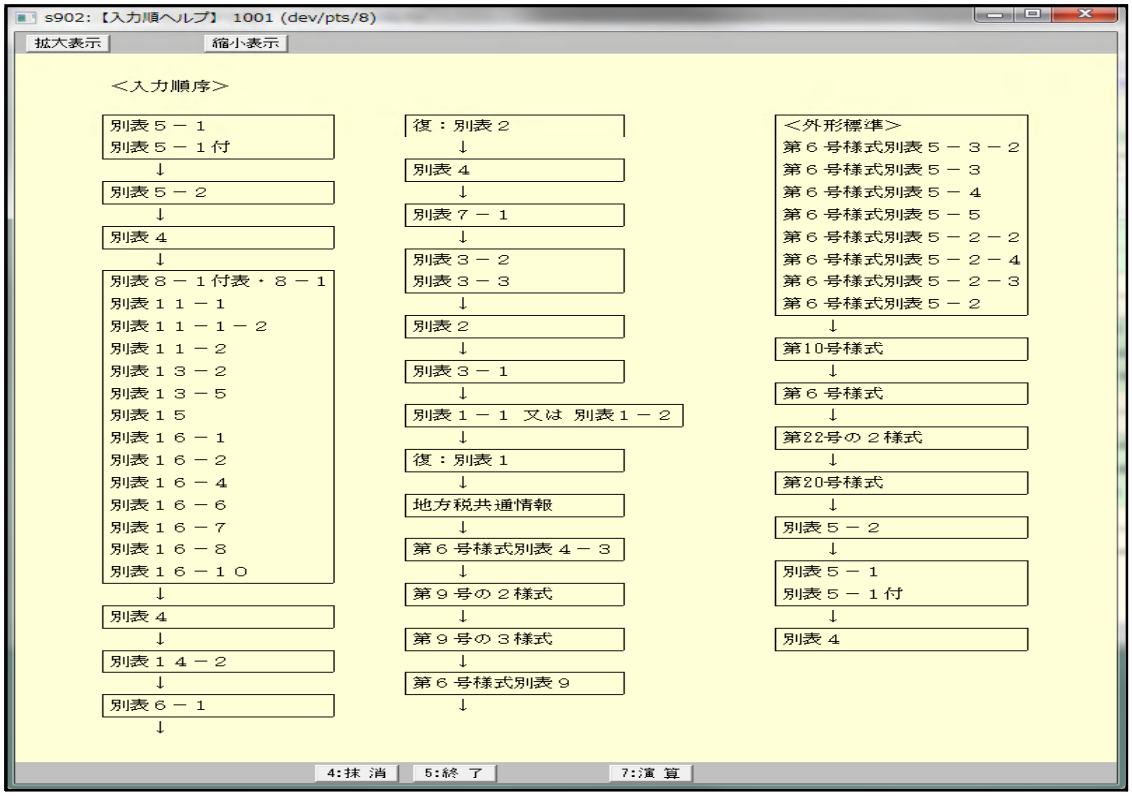

[11] 別表１－１ 普通法人、一般社団法人等及び人格のない社団等の分

● 法人名等は法人税基本情報登録より転記します。必要に応じて上書き可能となっています。
（※修正等がある場合は、帳票選択より基本情報にて修正して下さい。）
基本情報にて、別表１－１と判定した場合に入力が可能です。
確定・中間・修正確定・修正中間と計算が変わります。
又、資本金１億円超及び非中小法人を選択した場合は、その他の法人で計算し、
それ以外は中小法人等の税率で計算します。

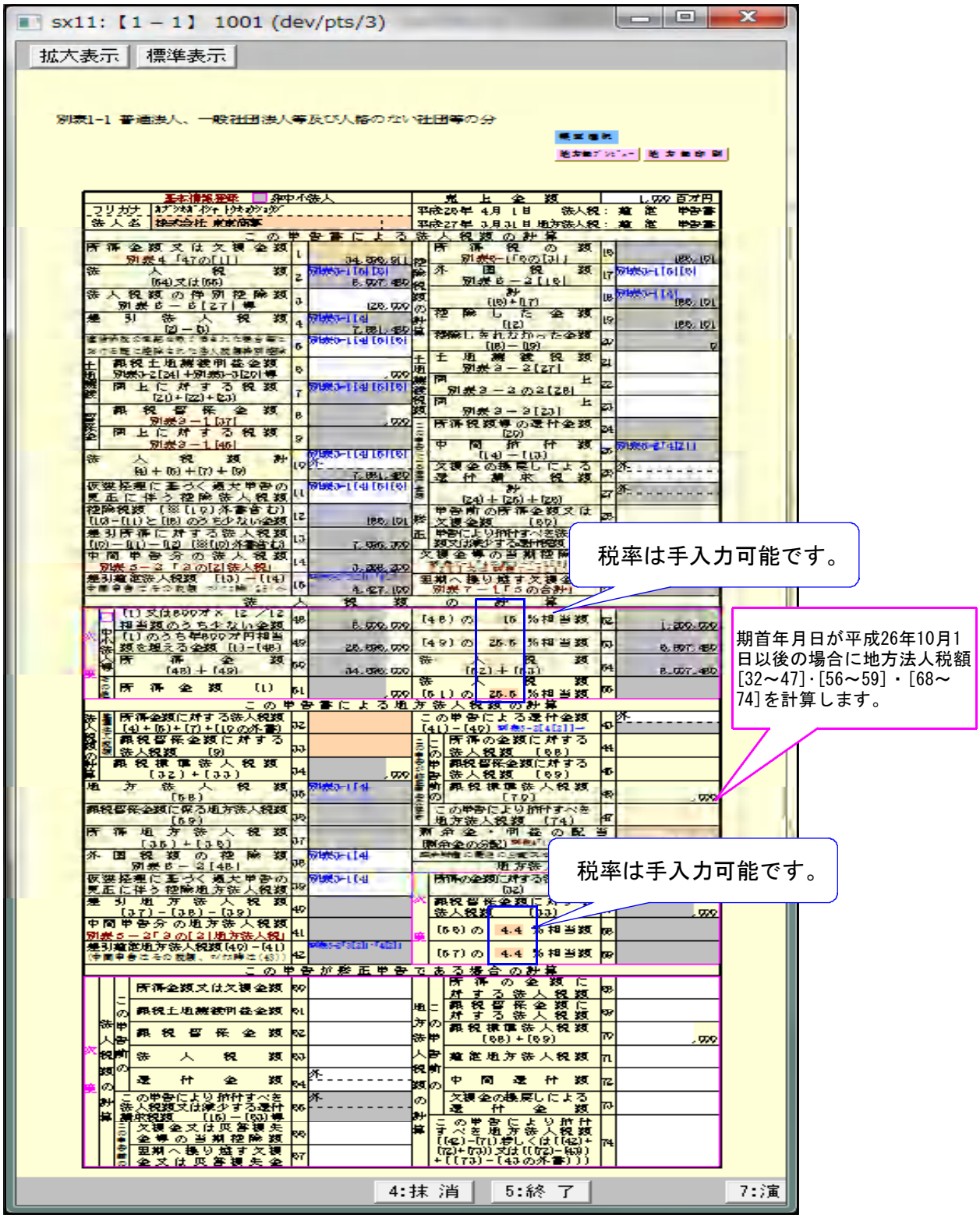

別表１－１のみ法人名を均等割り付けしたい場合は、手入力にて文字と文字の間に
スペースを入れて調整をして下さい。波線を越えて入力すると文字が小さくなります。
漢字20文字（漢字18文字を超えると文字が小さくなります。）

別表1-1　普通法人(特定の医療法人を除く。)一般社団法人等及び人格のない社団等の分

基本情報より 法人名を転記します。 申告区分と一般社団等区分で転記がかわります。						
1-1で計算可能な区分	申告区分	一般社団等区分	左記に該当した場合に別表1-1で計算			
	普通法人	選択なし				
	普通法人	普通法人				
	公益法人	非営利法人				
	申告の種類で入力できる項目及び計算がかわります。					
	切上月数を転記します。					
	税率は初期値を表示しますが、修正申告等の為に手入力することも可能です。					
	資本金1億円超又は以下により計算が変わります。					
	非中小法人で計算が変わります。※大法人と同じ計算になります。					
	項目名		計算式		転記元	転記先
	売上金額					
	法人名		別表1-1のみ文字と文字の間にｽﾍﾟｰｽを入れたい等の場合に上書き優先となっています。※半角36(波線を越えると文字が小さくなります。)			
*1	所得金額又は欠損金額 別表4「47の[1]」		別表4「47の[1]」	※上書き可能です。	別表4「47[1]」	
2	法人税額　(54)又は(55)		(54)+(55)	※[1]が0又はﾏｲﾅｽの時0	別:1-1(54+55)	別表3-1[5],[6]
3	法人税額の特別控除　別表6-6[27]等		手入力			
4	差引法人税額　(2)-(3)		(2)-(3)	※マイナスの時は0		別表3-1[4]
5	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		手入力			別表3-1[4] 別表3-1[5],[6]
6	課税土地譲渡利益金額 別表3-2[24]+3-3[20]等		手入力	※1000円未満端数切捨て		
7	同上に対する税額　(21)+(22)+(23)		(21)＋(22)＋(23)	(21)(22)(23)いずれかが>0の場合計算		別表3-1[4] 別表3-1[5],[6]
8	課税留保金額　別表3-1(37)		別表3-1(37)	※1000円未満端数切捨て	別表3-1(37)	
9	同上に対する税額　別表3-1(45)		別表3-1(45)		別表3-1(45)	
10外	法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)		外書:手入力	※100円未満端数切捨て ※外書金額有の時、『外』印刷		外:別表3-1[4] 外:別3-1[5][6]
10			本書:(4)＋(5)＋(7)＋(9)			
11	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		手入力	※中間・修正中間を指定した場合はクリア		別表3-1[4] 別表3-1[5],[6]
12	控除税額　(※(10)外書含む) (((10)-(11))と(18)のうち少ない金額)		(((10)外書＋(10)本書)－(11))と(18)のうち少ない金額 ※(10)外書、(10)本書、(11)のいずれかに数字があった場合に計算 (((10)外書＋(10)本書)－(11))≧(18) (18)を表示 (((10)外書＋(10)本書)－(11))＜(18) (((10)外書＋(10)本書)－(11))			
13	差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)(※(10)外書含む)		(10)外書＋(10)本書－(11)－(12)	※100円未満切捨て ※ﾏｲﾅｽの時は空欄		
14	中間申告分の法人税額 別表5-2「3の[2]法人税」		別表5-2「3の[2]」	※中間・修正中間の時は空欄	別表5-2「3の[2]法人税額」	
15	差引確定法人税額税(13)-(14) 中間申告はその税額、ﾏｲﾅｽの時は(25)		(13)－(14)	※100円未満切捨て ※ﾏｲﾅｽの時は空欄	中間の時→	別表5-2「4[2]」 別表5-2「3[2]」
16	所得税の税額等 別表6-1「6の[3]」		別表6-1「6の[3]」		別表6-1「6の[3]」	
17	外国税額　別表6-2[16]		手入力			別表3-1[5],[6]
18	計　(16)+(17)		(16) ＋ (17)			別表3-1[4]
19	控除した金額　(12)		(12)より転記		別表1-1(12)	
20	控除しきれなかった金額　(18)-(19)		(18) － (19)			
21	土地譲渡税額　別表3-2(27)		手入力	※10円未満端数切捨て		
22	同　　上　　別表3-2の2(28)		手入力	※10円未満端数切捨て		
23	同　　上　　別表3-3(23)		手入力	※100円未満端数切捨て		
24	所得税額等の還付金額　(20)		確定・修正確定:(20)>0の時 (20)より転記 中間・修正中間 空欄		別表1-1(20)	
25	中間納付額　(14)-(13)		(14)－(13)	※中間・修正中間の時は空欄 ※0及びﾏｲﾅｽの時は空欄		別表5-2「4[2]」
26外	欠損金の繰戻による還付請求税額		確定:手入力 中間・修正中間 空欄			
26			確定:手入力 中間・修正中間 空欄			
27外	計　(24)+(25)+(26)		外書:(26)外書			
27			本書:(24) ＋ (25) ＋ (26)本書			

	項目名	計算式		転記元	転記先
28	申告前の所得金額又は欠損金額(60)	(60)より転記		別表1-1(60)	
29外	申告により納付すべき法人税額又は減少する還付税額(65)	(65)外書より転記		別:1-1(65)外書	
29		(65)本書より転記		別:1-1(65)本書	
*30	欠損金等の当期控除額　別表7-1「4の計」＋ 7-2(9)+7-2(21)又は7-3(10)	7-1(4)の計+7-2「(9)又は(21)」+7-3(10)	※7-2・7-3の入力は7-1の欄外に入力枠があります。	7-1(4)の計＋7-2「(9)又は(21)」+7-3(10)	
*31	翌期へ繰り越す欠損金等 別表7-1「5の合計」	別表7-1「5の合計」	※中間・修正中間の時はクリア	別表7-1「5の合計」	
[法 人 税 額 の 計 算]					
資本金が1億円以下で、□非中小法人ﾁｪｯｸ無の法人の場合[48～50]で計算　又は中小企業等の□チェックが付いている場合に計算					
48	(1)又は800万×切上月数/12　うち少ない金額	(1)＞ 800万円×切上月数(基本情報)÷12		基本情報 切上月数	
		800万円×切上月数 (基本情報)÷12	※端数処理有 ※マイナスの時は空欄		
		端数処理			
		(1)千円未満端数＜(48)千円未満の端数の時は、千円未満切上げ			
		(1)千円未満端数≧(48)千円未満の端数の時は、千円未満切捨て			
		(1)≦800万円×切上月数(基本情報)÷12			
		(1)	※1000円未満端数切り捨て ※マイナスの時は空欄		
49	(1)のうち年800万を超える金額(1)-(48)	(1)－(48)	※1000円未満端数切り捨て ※マイナスの時は空欄		
50	所得金額　(48)+(49)	(48)+(49)	※1000円未満端数切捨て		
資本金が1億円超の法人又は□非中小法人ﾁｪｯｸの場合[51]で計算　但し、中小企業等の□にチェックを付けた場合は[48～50]で計算					
51	所得金額(1)	※中小企業等の□にチェックがついていない場合計算			
		(1)	※1000円未満端数切り捨て ※マイナスの時は空欄		
資本金が1億円以下で、□非中小法人ﾁｪｯｸ無の法人の場合[52～54]で計算　又は中小企業等の□チェックが付いている場合に計算					
52	(48) の 15% 相当額	率自動の場合は15%			
		(48) ÷100×15	※円未満端数切り捨て		
		率手入力の場合			
		(48) ÷100×手入力率	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では率を打消し、上段へ印刷 ※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷		
53	(49) の 25.5% 相当額	自年月日がH27.3.31以前の場合は25.5%			
		(48) ÷100×25.5	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では『又は23.9%』を打消す ※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷		
		自年月日がH27.4.1以後の場合は23.9%			
		(48) ÷100×23.9	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では『25.5%又は』を打消す ※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷		
		率手入力の場合			
		(49) ÷100×手入力率	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では、『25.5%又は23.9%』を打消し上段へ印刷　※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷		
54	法人税額　(52)+(53)	(52) ＋ (53)			
資本金が1億円超又は□非中小法人ﾁｪｯｸの場合[55]で計算					
55	法人税額 (51) の 25.5% 相当額)	自年月日がH27.3.31以前の場合は25.5%			
		(51) ÷100×25.5	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では『又は23.9%』を打消す ※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷		
		自年月日がH27.4.1以後の場合は23.9%			
		(51) ÷100×23.9	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では『25.5%又は』を打消す ※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷		
		率手入力の場合			
		(51) ÷100×手入力率	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では、『25.5%又は23.9%』を打消し上段へ印刷　※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷		
[地 方 法 人 税 額 の 計 算] 期首年月日が26年10月1日以降の場合に [32～47] [56～59] 計算					
期首年月日が平成26年10月1日～27年9月30日の場合、中間の時は [32～47] [56～59] 計算無					
32	所得金額に対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(10の外書)	本書:(4)＋(5)＋(7)＋(10)の外書			
33	課税留保金額に対する法人税額 (9)	(9)を転記		別表1-1(9)	
34	課税標準法人税額(32)+(33)	(32) + (33)	※1000円未満端数切捨て		
35	地方法人税額 (58)	(58)を転記		別表1-1(58)	別表3-1[4]
36	課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	(59)を転記		別表1-1(59)	
37	所得地方法人税額 (35)+(36)	(35) + (36)			
38	外国税額の税額　別表6-2[48]	手入力			別表3-1[4]
39	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	手入力			別表3-1[4]
40	差引地方法人税額 (37)-(38)-(39)	(37)-(38)-(39)	※100円未満切捨て ※マイナスの時は空欄		
41	中間申告分の地方法人税額 別表5-2「3の[2]地方法人税」	別表5-2「3の[2]中間地方法人税」	※中間・修正中間の時は空欄	別:5-2「3の[2]地方法人税額」	

	項目名	計算式		転記元	転記先
42	差引確定法人税額税(40)−(41) 中間申告はその税額、マイナスの時は(43)	(40)−(41)	※100円未満切捨て ※マイナスの時は空欄	中間の時→	別表5−2「4[2]」 別表5−2「3[2]」
43外	この申告による還付金額 (41)−(40)	外書:手入力			
43		(41)−(40)	※中間・修正中間の時は空欄 ※0及びマイナスの時は空欄		別表5−2「4[2]」
44	所得の金額に対する法人税額(68)	(68)より転記		別表1−1(68)	
45	課税留保金額に対する法人税額(69)	(69)より転記		別表1−1(69)	
46	課税標準法人税額(70)	(70)より転記		別表1−1(70)	
47	この申告により納付すべき地方法人税額	(74)より転記		別表1−1(74)	
56	所得の金額に対する法人税額(32)	(32)より転記	※1000円未満端数切捨て	別表1−1(32)	
57	課税留保金額に対する法人税額(33)	(33)より転記	※1000円未満端数切捨て ※中間・修正中間の時は空欄	別表1−1(33)	
58	(56)の 4.4% 相当額	(56) ÷100× 率値	※初期値4.4% ※率は手入力優先 ※円未満端数切り捨て		
59	(57)の 4.4% 相当額	(57) ÷100× 率値	※初期値4.4% ※率は手入力優先 ※円未満端数切り捨て		
[修正申告・法人税額の計算]					
この申告が修正申告の場合に入力計算可能 [60〜67]					
60	所得金額又は欠損金額	手入力	※確定・中間の時は入力不可		
61	課税土地譲渡利益金額	手入力			
62	課税留保金額	手入力			
63	法人税額	手入力			
64外	還付金額	手入力			
64		手入力			
65外	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (15)−(63)等	外書:(64)外書−(27)外書			
65		本書:(15)>0の場合			
		(15)−(63)+(64)本書	※100円未満切捨て		
		本書:(15)=空欄の場合			
		(64)本書−(27)本書	※100円未満切捨て		
66	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	手入力	※確定・中間の時は入力不可		
67	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	手入力			
[修正申告・地方法人税額の計算]					
この申告が修正申告の場合で**期首年月日が26年10月1日以降の場合に入力可能** [68〜74]					
期首年月日が平成26年10月1日〜27年9月30日の場合、修正中間の時は[68〜74]は計算無					
68	所得の金額に対する法人税額	手入力	※確定・中間の時は入力不可		
69	課税留保金額に対する法人税額	手入力			
70	課税標準法人税額(68)+(69)	手入力	※1000円未満切捨		
71	確定地方法人税額	手入力	※確定・中間の時は入力不可		
72	中間還付額	手入力			
73	欠損金繰戻しによる還付金額	手入力			
74	この申告により納付すべき地方法人税額((42)−(71)若しくは((42)+(72)+(73))又は(((72)−(43))+((73)−(43の外書)))	手入力	※100円未満切捨て		
	剰余金・利益の配当(剰余金分配) 別表4「1の[3]の配当」	別表4「1の[3]の配当」		別表4「1の[3]配当」	
	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年月日 手入力			

[12] 別表１－２　公益法人等及び協同組合等の分

● 法人名等は法人税基本情報登録より転記します。必要に応じて上書き可能となっています。
（※修正等がある場合は、帳票選択より基本情報にて修正して下さい。）
基本情報にて、別表１－２と判定した場合に入力が可能です。
確定・修正確定と計算が変わります。
又、[35～37]にデータ有か無かで計算が変わります。[35～37]にﾃﾞｰﾀ無の場合、[39～41]で計算します。

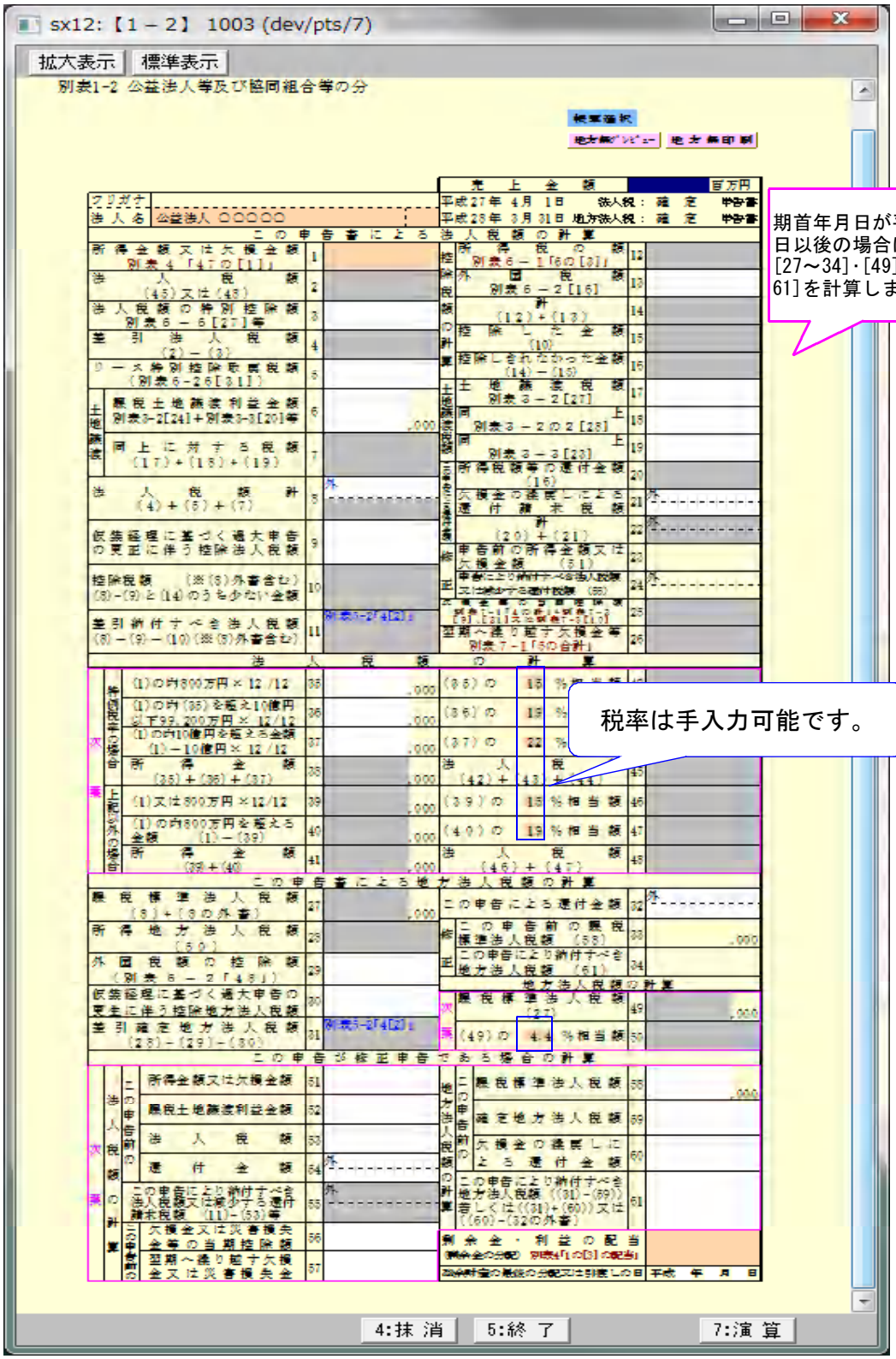

別表１－２のみ法人名を均等割り付けしたい場合は、手入力にて文字と文字の間にスペースを入れて調整をして下さい。波線を越えて入力すると文字が小さくなります。
漢字20文字（漢字18文字を超えると文字が小さくなります。）

別表1-2　公益法人等及び協同組合等の分

基本情報より 法人名を転記します。 申告区分と一般社団等区分で転記がかわります。						
1-2で計算可能な区分	申告区分	一般社団等区分	左記に該当した場合に別表1-2で計算			
	公益法人	選択なし				
	協同組合					
	申告の種類で入力できる項目及び計算がかわります。					
	切上月数					
	税率は初期値を表示しますが、修正申告等の為に手入力することも可能です。					
	項目名		計算式		転記元	転記先
	売上金額					
	法人名		別表1-2のみ文字と文字の間にｽﾍﾟｰｽを入れたい等の場合に上書き優先となっています。※半角36(波線を越えると文字が小さくなります。)			
*1	所得金額又は欠損金額 別表4「47の[1]」		別表4「47の[1]」	※上書き可能です。	別表4「47の[1]」	
2	法人税額	(45)又は(48)	(45)+(48)			
3	法人税額の特別控除	別表6-6(27)等	手入力			
4	差引法人税額	(2)-(3)	(2)－(3)	※マイナスの時は0		
5	リース特別控除取戻税額（別表六(26)「31」）		手入力			
6	課税土地譲渡利益金額 別表3-2(24)+3-3(20)等		手入力	※1000円未満端数切捨て		
7	同上に対する税額　(17)+(18)+(19)		(17)＋(18)＋(19)	(17)(18)(19)いずれかが>0の場合計算		
8外	法人税額計	(4)+(5)+(7)	外書:手入力	※100円未満端数切捨て ※外書金額有の時、『外』印刷		
8			本書:(4)＋(5)＋(7)			
9	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		手入力			
10	控除税額　(※(8)外書含む) (((8)-(9))と(14)のうち少ない金額)		(((8)外書＋(8)本書)－(9))と(14)のうち少ない金額 ※(((8)外書+(8)本書-(9))と[14]のいずれかに数字があった場合に計算 (((8)外書＋(8)本書)－(9))≧(14) (14)を表示 (((8)外書＋(8)本書)－(9))<(14) (((8)外書＋(8)本書)－(9))	※マイナスの場合は0		
11	差引納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)(※(8)外書含む)		(8)外書＋(8)本書－(9)－(10)	※100円未満切り捨て ※マイナスの時は空欄		別表5-2「4[2]」
12	所得税の額　別表6-1「6の[3]」		別表6-1「6の[3]」		別表6-1「6の[3]」	
13	外国税額	別表6-2「16」	手入力			
14	計	(12)+(13)	(12)+(13)			
15	控除した金額	(10)	(10)より転記		別表1-2(10)	
16	控除しきれなかった金額	(14)-(15)	(14) － (15)			
17	土地譲渡税額	別表3-2(27)	手入力	※10円未満端数切捨て		
18	同　上	別表3-2の2(28)	手入力	※10円未満端数切捨て		
19	同　上	別表3-3(23)	手入力	※100円未満端数切捨て		
20	所得税額等の還付金額	(16)	(16)>0の時 (16)より転記		別表1-2(16)	
21外	欠損金の繰戻しによる還付請求税額		手入力			
21			手入力			
22外	計	(20)+(21)	外書:(21)外書			
22			本書:(20) ＋ (21)本書			
23	申告前の所得金額又は欠損金額(51)		(51)より転記		別表1-2(51)	
24外	申告により納付すべき法人税額又は減少する還付税額(55)		(55)外書より転記		別表1-2(55)	
24			(55)本書より転記			
*25	欠損金等の当期控除額別表7-1「4の計」＋7-2(9)+7-2(21)又は7-3(10)		7-1(4)の計＋7-2(9)・(21)又は7-3(10)	※7-2は7-1の欄外に入力があります。	別表7-1(4)の計＋7-2(9)、(21)、7-3(10)	
*26	翌期へ繰り越す欠損金等 別表7-1[5の合計]		別表7-1[5の合計]		別表7-1[5の合計]	
[法人税額の計算]						
※(35)～(38)と(39)～(41)で計算が分かれます。※(35)～(37)手入力した場合は、(39)～(41)はクリアします。						
協同組合ならば、(35)～(38)入力可能			※公益法人ならば(35)～(38)はクリア			
35	(1)の内年800万×切上月数　/12		手入力	※1000円未満切捨て		
36	(1)の内(35)を超え10億円以下 99,200万×切上月数 /12		手入力	※1000円未満端数切捨て		
37	(1)の内10億円を超える額　(1)-10億×切上月数/12		手入力	※1000円未満端数切捨て		
38	所得金額　(35)+(36)+(37)		(35)+(36)+(37)			
39	(1)又は800万×切上月数/12　うち少ない金額		(1)＞ 800万円×切上月数(基本情報)÷12 800万円×切上月数(基本情報)÷12 端数処理 (1)千円未満端数＜(39)千円未満の端数の時は、千円未満切上げ (1)千円未満端数≧(39)千円未満の端数の時は、千円未満切捨て (1)≦800万円×切上月数(基本情報)÷12 (1)	※端数処理有 ※マイナスの時計算無 ※1000円未満端数切り捨て ※マイナスの時は空欄	基本情報 切上月数	
40	(1)のうち年800万を超える金額(1)-(39)		(1)＞800万ならば計算 (1)－(39)	※1000円未満端数切り捨て ※マイナスの時は空欄		

	項目名		計算式		転記元	転記先
41	所得金額 (39)+(40)		(39) ＋ (40)	※1000円未満切捨て		
42	(35) の 15% 相当額	率自動の場合は15%				
		(35) ÷100×15	※円未満端数切り捨て			
		率手入力の場合				
		(35) ÷100×手入力率	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では率を打消し、上段へ印刷 ※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷			
43	(36) の 19% 相当額	率自動の場合は19%				
		(36) ÷100×19	※円未満端数切り捨て			
		率手入力の場合				
		(36) ÷100×手入力率	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では率を打消し、上段へ印刷 ※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷			
44	(37) の 22% 相当額	率自動の場合は22%				
		(37) ÷100×22	※円未満端数切り捨て			
		率手入力の場合				
		(37) ÷100×手入力率	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では率を打消し、上段へ印刷 ※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷			
45	法人税額 (42)+(43)＋(44)		(42)+(43)＋(44)			
46	(39) の 15% 相当額	率自動の場合は15%				
		(39) ÷100×15	※円未満端数切り捨て			
		率手入力の場合				
		(39) ÷100×手入力率	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では率を打消し、上段へ印刷 ※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷			
47	(40) の 19% 相当額	率自動の場合は19%				
		(40) ÷100×19	※円未満端数切り捨て			
		率手入力の場合				
		(40) ÷100×手入力率	※円未満端数切り捨て ※H26.9.30以前官製用紙印刷では率を打消し、上段へ印刷 ※H26.10.1以後様式は次葉へ白紙印刷			
48	法人税額 (46)+(47)		(46)+(47)			
[地方法人税額の計算] 期首年月日が26年10月1日以降の場合に [27～34] [49・50] 計算						
27	課税標準法人税額 (8)+(8)外書		(8)+(8)外書	※1000円未満切捨て		
28	所得地方法人税額 (50)		(50)より転記		別表1-2(50)	
29	外国税額の控除額 (別表6-2「48」)		手入力			
30	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		手入力			
31	差引確定地方法人税額(28)-(29)-(30)		(28)-(29)-(30)＞0	※100円未満切捨て		
			(28)-(29)-(30)	※0及びマイナスの時は空欄		別表5-2「4[2]」
32外	この申告による還付金額		外：手入力			
32			本書：手入力			
33	この申告前の課税標準法人税額 (58)		(58)より転記		別表1-2(58)	
34	この申告により納付すべき地方法人税額 (61)		(61)より転記		別表1-2(61)	
49	課税標準法人税額 (27)		(27)より転記	※(27)にデータがある場合計算	別表1-2(27)	
50	(49) の 4.4% 相当額		(49) ÷100×率値	※(49)にデータがある場合計算 ※率は手入力優先 ※円未満端数切り捨て		
[修正申告・法人税の計算]						
この申告が修正申告の場合に入力計算可能 [51～57]						
51	所得金額又は欠損金額		手入力			
52	課税土地譲渡利益金額		手入力			
53	法人税額		手入力			
54外	還付金額		外：手入力			
54			本書：手入力			
55外	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求金額 (11)-(53)等		外書：(54)外書－(22)外書			
55			本書：(11)>0の場合			
			(11)－(53)＋(54)本書	※100円未満切捨て		
			本書：(11)＝空欄の場合			
			(54)本書-(22)本書	※100円未満切捨て		
56	欠損金又は災害損失金等の当期控除額		手入力			
57	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		手入力			
	項目名		計算式		転記元	転記先
[修正申告・地方法人税額の計算]						
この申告が修正申告の場合で**期首年月日が26年10月1日以降の場合に入力可能** [58～61]						
58	課税標準法人税額		手入力	※1000円未満切捨て		
59	確定地方法人税額		手入力			
60	欠損金の繰戻しによる還付金額		手入力			
61	この申告により納付すべき地方法人税額((31)-(59))若しくは((31)+(60))又は((60)-(32の外書))		手入力	※100円未満切捨て		
	剰余金・利益の配当(剰余金の分配) 別表4「1の[3]の配当」		別表4「1の[3]の配当」		別表4「1の[3]の配当」	
	残余財産の最後の分配又は引渡しの日		年月日 手入力			

[1] 復興税 別表１ 各課税事業年度の復興特別法人税に関する申告書

● 法人名等は法人税基本情報登録より転記します。必要に応じて上書き可能となっています。
（※修正等がある場合は、帳票選択より基本情報にて修正して下さい。）
確定・修正確定の場合、計算します。

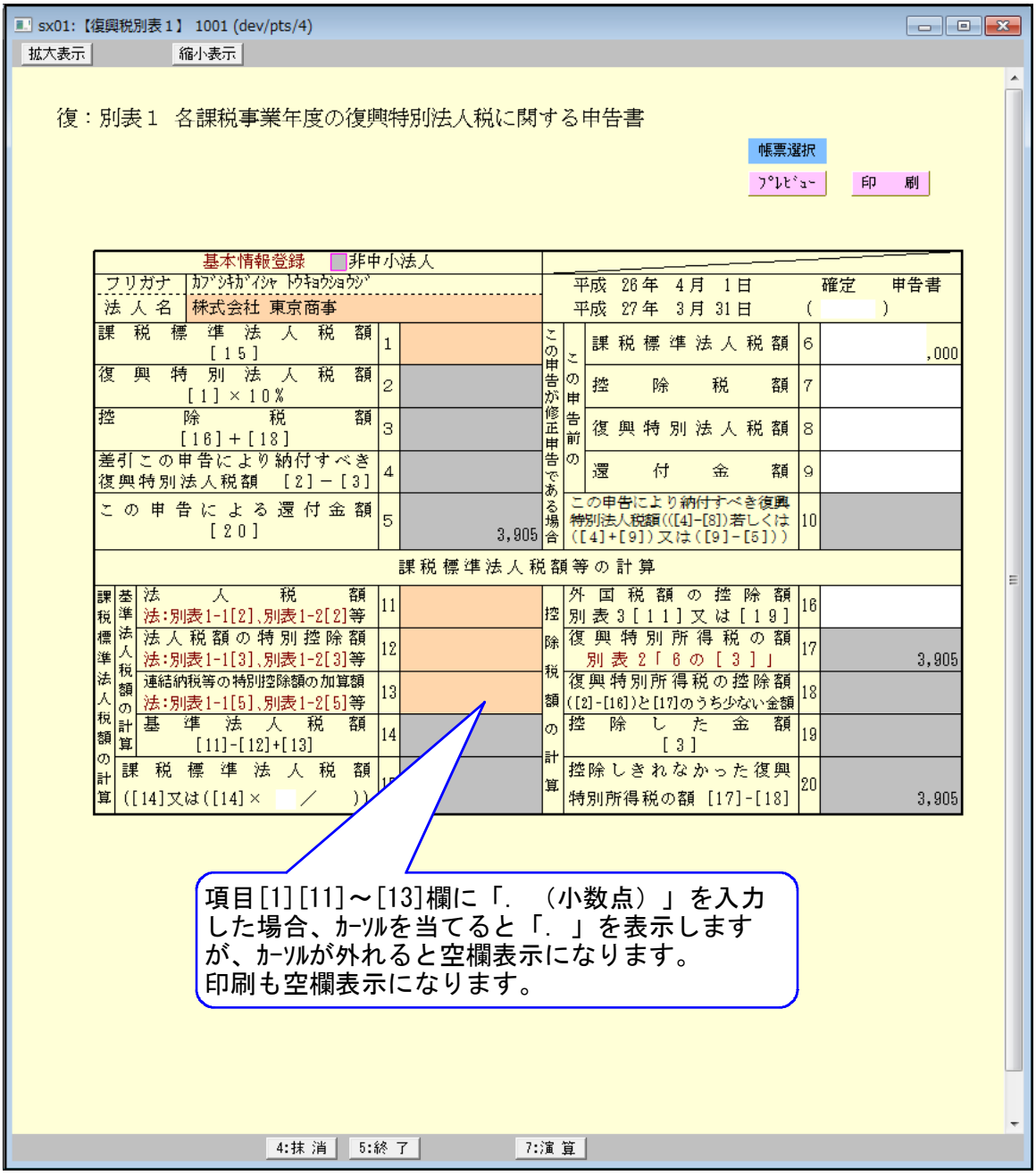

復興:別表1　各課税事業年度の復興特別法人税に関する申告書

基本情報より 法人名を転記します。 申告書名の(　)は、修正確定で、(　)内が空欄の場合「修正」と転記。					
	申告の種類が確定、修正確定の時に計算します。				
	項目名	計算式		転記元	転記先
	法人名	文字と文字の間にｽﾍﾟｰｽを入れたい等の場合用に上書き優先となっています。			
1	課税標準法人税額　[15]	[15]データ有りの場合	※上書き可能です。		
		[15]を転記	※1,000円未満端数切捨て		
		[15]が空欄の場合 0	※上書き可能です。		
2	復興特別法人税額　[1]×10%	[1]×10%	※100円未満端数切捨て		
3	控除税額　[16]+[18]	[16]+[18]	※[18]マイナスは0として計算		
*4	差引この申告により納付すべき復興特別法人税額　[2]-[3]	[2]-[3]	※マイナスの時は0 ※100円未満端数切捨て		別表5-2[4]②・別表3-1[4]
*5	この申告による還付金額　[20]	[20]			
この申告が修正申告の場合のみ　※[6～10]の入力・計算可能がです。					
6	課税標準法人税額	手入力	※確定の時は入力不可		
7	控除税額	手入力			
8	復興特別法人税額	手入力			
9	還付金額	手入力			
*10	この申告により納付すべき復興特別法人税額[[[4]－[8]]若しくは[[4]+[9]]又は[[9]－[5]]]	[5]>0の場合			
		[9]－[5]	※100円未満切捨て		
		[5]＝空欄又は0の場合			
		[4]－[8]+[9]	※100円未満切捨て		
事業年度 自年月日がH24.3以前の場合は、[11]～[15]計算なし					
事業年度 自年月日がH24.4.1～H26.3.31の場合は、[11]～[15]を計算					
事業年度 自年月日H26.4以後の場合は、[15]分子入力有りの時[11]～[15]を計算					
11	法人税額　法:別表1-1[2]、別表1-2[2]等	別表1-1[2] +別表1-2[2]	※上書き可能です。 ※マイナスの時は0	別表1-1[2]+別表1-2[2]	
12	法人税額の特別控除額　法:別表1-1[3]、別表1-2[3]等	別表1-1[3] +別表1-2[3]	※上書き可能です。	別表1-1[3]+別表1-2[3]	
13	連結納税等の特別控除額の加算額　法:別表1-1[5]、別表1-2[5]等	別表1-1[5] +別表1-2[5]	※上書き可能です。	別表1-1[5]+別表1-2[5]	
14	基準法人税額　[11]－[12]+[13]	[11]－[12]+[13]	※マイナスは0		
15	課税標準法人税額 [[14]又は[[14]×　／切上月数]]	自年月日 H24.3以前の場合、分子入力不可			
		[15]計算なし	※打ち消し線なし		
		自年月日 H24.4.1～H26.3.31の場合			
		かつ至年月日 H26.3以前の場合、分子入力不可			
		[14]を転記	※『又は[[14]×　／　]』を2重線で消す ※1,000円未満切捨て		
		かつ至年月日 H26.4以後の場合、分子入力可			
		分子有りの時、[14]×分子／切上月数	※分子有りで、分母に切上月数を転記。 ※『[14]又は』を2重線で消す ※1,000円未満切捨て	基本情報切上月数	
		分子無しの時、[14]を転記	※『又は[[14]×　／　]』を2重線で消す ※1,000円未満切捨て		
		自年月日 H26.4以後の場合、分子入力可			
		分子有りの時、[14]×分子／切上月数	※分子有りで、分母に切上月数を転記。 ※『[14]又は』を2重線で消す ※1,000円未満切捨て	基本情報切上月数	
		分子無しの時、[15]計算なし	※打ち消し線なし		
16	外国税額の控除額　別表3[11]又は[19]	手入力			
17	復興特別所得税の額　別表2「6の[3]」	復興:別表2「6の[3]」を転記		復興:別表2「6の[3]」	
18	復興特別所得税の控除額[[2]-[16]]と[17]のうち少ない金額	[2]-[16]≦[17]時	※[2]-[16]と[17]の両方がある場合に計算		
		[2]-[16]			
		[2]-[16]＞[17]時			
		[17]			
19	控除した金額　[3]	[3]を転記			
20	控除しきれなかった復興特別所得税の額 [17]-[18]	[17]-[18]			

[20]別表２ 同族会社等の判定に関する明細書

株式数等又は議決件数の順位欄に入力した番号により、同族会社の判定を行います。
順位を入力しないと計算できません。
資本金が１億円を超えている場合又は、非中小法人の場合に特定同族会社の判定を行います。
※全45行入力できます。

sx20:【2】0329 (dev/pts/7)
拡大表示
縮小表示
別表2 同族会社等の判定に関する明細書
事業年度：平成 23年04月01日 ～ 平成 24年 3月31日　法人名： 株式会社 東京商事
帳票選択
プレビュー
印 刷
同族会社の判定
期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額 1 内 200
(19)と(21)の上位３順位の株式数又は出資の金額 2 単位 株 196
株式数等による判定 (2) ／ ((1)－(1内書)) 3 % 98.0
期末現在の議決権の総数 4 内
(20)と(22)の上位３順位の議決権の数 5
議決権の数による判定 (5) ／ ((4)－(4内書)) 6 %
期末現在の社員の総数 7
社員の３人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数 8
社員の数による判定 (8) ／ (7) 9 %
同族会社の判定割合 ((3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合) 10 98.0
特定同族会社の判定
(21)の上位１順位の株式数又は出資の金額 11 単位 株
株式数等による判定 (11) ／ ((1)－(1内書)) 12 %
(22)の上位１順位の議決権の数 13
議決権の数による判定 (13) ／ ((4)－(4内書)) 14 %
(21)の社員の１人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数 15
社員の数による判定 (15) ／ (7) 16 %
特定同族会社の判定割合 ((12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合) 17
判定結果 18 特定同族会社 同族会社 非同族会社
判定基準となる株主等の株式数等の明細
45行まで入力できます。→ 全行表示
順位 株式数等 議決権数 判定基準となる株主(社員)及び同族関係者 住所又は所在地 氏名又は法人名 続柄 株式数又は出資の金額等 被支配会社でない法人株主等 株式数等 19 議決権の数 20 その他の株主等 株式数等 21 議決権の数 22
1 1 1 豊中市新千里町南町2-59-9 山田太郎 本人 外 126 外
2 1 2 〃 山田花子 妻 34
3 1 大阪市西区西本町5-6-7 山田一郎 長男 22
4 0 小計 182
5 2 2 奈良市帝塚山12-9 石川次郎 本人 8
6 2 〃 石川良枝 妻 2
7 0 小計 10
8 3 堺市八下町1632 甲野一郎 本人 4
9 0 小計 4
計（参考表示） 196
4:抹消 5:終了 7:演算

特定同族会社と判定した場合のみ別表3-1が入力可能となります。

全行表示を押すと、続表を表示します。

株式数等の合計を参考値として表示します。

※従来のシステムのように小計を表示するには、株式数等又は、議決件数の項目に０と入力して下さい。
株式数及び議決権数へ「０」を入力すると、「小計」と表示します。
「小計」の文字を自由に変更できます。

※株式数等・議決権数に順位の入力がなく、「19～22」の金額のどこかにデータがあった場合は下記のメッセージを出すようにしました。順位を入力して下さい。

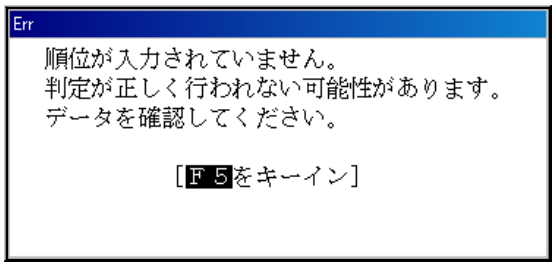

項目名	文字数
住所欄	漢字14文字
氏名欄	漢字14文字
続　柄	漢字 6文字

別表2　　同族会社等の判定に関する明細書

基本情報より 法人区分(協同組合・公益)の時は全項目入力不可。 普通法人で資本金が1億円超えている場合又は非中小法人の場合に(11)～(17)を計算 株式数等又は議決権数の順位で判定を行います。					
	項目名	計算式		転記元	転記先
*1	期末現在の発行済株式の総数 又は出資金の総額	単位:円・株・口	※(2)と(11)の単位に連動		
1内		※内書きには、当該会社が有する自己の株式の数又は出資金がある場合に、その自己の株式の数又は出資金額を記載			
2	(19)と(21)の上位3順位の株式数 又は出資の金額	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資金の金額を転記			
3	株式数等による判定 (2)/((1)-(1内書))	(2)÷((1)-(1内書)×100	※小数点第2位以下切捨て		
4内書		※内書きには、当該会社が発行している種類株式のうち議決権数を行使することができ株主等が有する議決権数がある場合にその議決件数を記載			
*4					
5	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	[20]と[22]の上位3順位の議決権(外書＋本書)の合計を転記します。 ※「議決権の順位」を入力しないと、加算しません。			
6	議決権の数による判定 (5)/((4)-(4内書))	(5)÷((4)-(4内書))×100	※小数点第2位以下切捨て		
*7	期末現在の社員の総数				
8	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数				
9	社員数による判定　(8)/(7)	(8)÷(7)×100	※小数点第2位以下切捨て		
10	同族会社の判定割合 ((3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	(3)、(6)、(9)のうち最も高い割合を転記			
※普通法人で資本金が1億円以上又は非中小法人の場合に(11)～(17)を計算します。※それ以外はクリア					
11	(21)の上位1順位の株式数又は 出資の金額	(21)の順位ﾌﾗｸﾞで株式数の最も大きいものを計算			
12	株式数等による判定 (11)/((1)-(1内書))	(11)÷((1)-(1内書))×100	※小数点第2位以下切捨て ※(1)が空欄又は0の時は計算無		
13	(22)の上位1順位り議決件数	(22)の外書有の場合 (22)外書のうち議決件数の上位1位の議決権数の数 (22)の外書無の場合 (22)の「本書」上位1位の議決権数の数			
14	議決権の数による判定 (13)/((4)-(4内書))	(22)外書の合計有の場合 (13)÷(22)外書の合計×100	※小数点第2位以下切捨て		
		(22)外書の合計無で、(4)本書き有の場合 (13)÷((4)本書-(4)内書)×100	※小数点第2位以下切捨て		
		※(4)の外書及び本書がない場合は0			
15	(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数				
16	社員数による判定 (15)/(7)	(15)÷(7)×100	※小数点第2位以下切捨て ※(7)が空欄又は0の時計算無		
17	特定同族会社の判定割合 ((12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合)	(12)、(14)、(16)のうち最も高い割合			
18	判定結果	○特定同族会社	(10)の割合が>50%かつ(17)割合が>50%		
		○同族会社	(10)の割合が>50%かつ(17)割合が≦50%		
		○非同族会社	(10)の割合が≦50%		
*	株式数等 議決権数	順位を必ず入力 小計を表示するには0を入力			
被支配会社でない法人株主等					
*19	株式数等				
*20	議決権数				
その他の株主等					
*21	株式数等				
*22	議決権数				
	計(19)～(22)	(19)～(22)の縦計			

※順位については、小計を立てずに入力が可能です。
　順位の計算は、株式数等及び議決権数の入力している数字で計算します。(※小計は関係していません。)
※小計を入力するには、株式数等又は議決権数に0を入力して下さい。

[31] 別表３－１ 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

別表２で特定同族会社と判定した場合に計算がかかります。
但し、別表３－１計算不要とした場合は計算がかかりません。
項目名が茶色字の別表より転記しますが、その他弊社システムにない別表からは転記できませんので必ず確認をして下さい。その他の別表を含んで計算する場合は金額を
手入力して下さい。

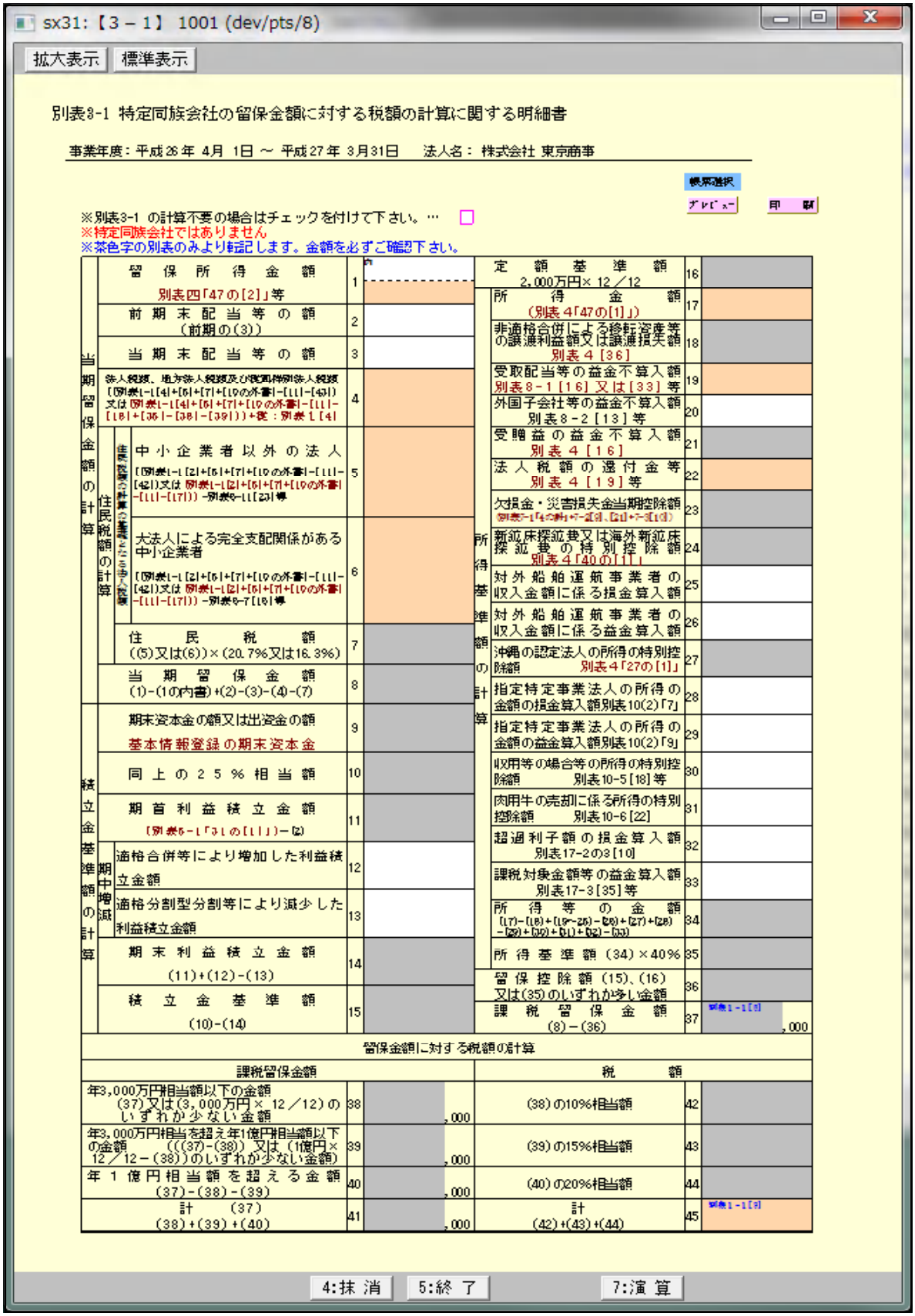

別表3-1　特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

別表2	『特定同族会社と判定した場合』のみ計算がかかります。 但し、画面上部の□3－1計算不要にチェックマークがついた場合は、全項目クリアし計算は無 ※資本金1億円以下、公益法人・協同組合は計算不要となります。(2表で判定済です)				
基本情報	切上月数・期末の資本出資金(上段)を転記				
	項目名	計算式		転記元	転記先
1内		手入力	※金額が有の時印刷時に内印字		
*1	留保所得金額 別表4「47の[2]」等	別表4「47の[2]」より転記※必ず金額を確認して下さい。茶色字の別表より転記のみ	※中間申告・修正中間の時は転記無 ※マイナスの時は△表示	別表4「47の[2]」より転記	
2	前期末配当等の額　　(前期の(3))	手入力			
3	当期末配当等の額	手入力			
4	法人税額、地方法人税額及び復興特別法人税額 ((別表1-1[4] + [5] + [7] + [10の外書] - [11] - [43]) 又は (別表1-1[4] + [5] + [7] + [10の外書] - [11] - [18] + [35] -[38] - [39])) + 復:別表1(4)	※必ず金額を確認して下さい。茶色字の別表より転記のみ ※上書可能です。 ※別表1-1[4]+[5]+[7] + [10の外書]-[11]-[18]がマイナス時、0として計算 ※別表1-1[35]-[38]-[39]がマイナス時、0として計算		地方法人なし別表1-1 (4+5+7)+(10の 外書)-(11-43)+復:別表1(4) 地方法人あり別表1-1 [4+5+7] + [10の外書]-[11-18+ 35-38-39])+復:別表1(4)	
5	住民税額の計算　中小企業者以外の法人 別表1-1[2]+[5]+[7]+[10の外書]-[11]-[42]又は(別表1-1[2]+[5]+[7]+[10の外書]-[11]-[17])-別表6-11[23]等	**※GP申告 非中小法人にﾁｪｯｸがない場合計算** ※必ず金額を確認して下さい。茶色字の別表より転記のみ ※マイナスの時は0 ※上書可能です。		地方法人なし別表1-1(2+5+7)+(10外書)-(11)-(42) 地方法人あり別表1-1 (2+5+7)+(10外書)-(11)-(17)	
6	住民税額の計算　大法人による完全支配関係がある中小法人 別表1-1[2]+[5]+[7]+[10の外書]-[11]-[42]又は(別表1-1[2]+[5]+[7]+[10の外書]-[11]-[17]]-別表6-7[16]等	**※GP申告 非中小法人にﾁｪｯｸがある場合計算** ※必ず金額を確認して下さい。茶色字の別表より転記のみ ※マイナスの時は0 ※上書可能です。		地方法人なし別表1-1 (2+5+7)+(10外書)-(11)-(42) 地方法人あり別表1-1 (2+5+7)+(10外書)-(11)-(17)	
7	住民税額 ((5)又は(6))×(20.7%又は16.3%)	平成26年9月30日以前 (5)+(6)×20.7% ※印刷時「又は16.3%」打消す 平成26年10月1日以後 (5)+(6)×16.3% ※印刷時「20.7%又は」打消す	※小数点以下切り捨て (5)の時:印刷時「又は(6)」打消す (6)の時:印刷時「(5)又は」打消す		
8	当期留保金額 (1)-(1の内書)+(2)-(3)-(4)-(7)	(1)-(1の内書)+(2)-(3)-(4)-(7)	※ﾏｲﾅｽの時0		
*9	期末資本金の額又は出資金の額 基本情報登録の期末資本金	基本情報期末の出資金の額(上段)を転記		基本情報期末出資金	
10	同上の25%相当額	(9)×0.25	※小数点以下切捨て		
11	期首利益積立金額 (別表5-1「31の[1]」)ー(2)	(別表5-1「31[1]」)ー(2)	※マイナスの時は△表示	別表5-1「31[1]」	
12	適格合併等により増加した利益積立金額	手入力			
13	適格分割型分割等により減少した利益積立金額	手入力			
14	期末利益積立金額　　(11)+(12)-(13)	(11)+(12)-(13)	※マイナスの時は△表示		
15	積立金基準額　　(10)-(14)	(10)-(14)	※マイナスの場合は0		
16	定額基準額　　2000万円×切上月数 /12	2000万円×切上月数÷12	※小数点以下切捨て	基本情報切上月数	
17	所得金額総計　別表4「47の[1]」	別表4「47[1]」より転記	※マイナスの時は△表示	別表4「47[1]」	
18	非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　別表4「36の[1]」	別表4「36[1]」より転記		別表4「36[1]」	
19	受取配当等の益金不算入額　別表8-1(16)又は(33)等	別表8-1(16)又は(33)のうち大きい方を転記		別表8-1(16)又は(33)	
20	外国子会社等の益金不算入額　別表8-2(13)等	手入力			
21	受贈益の益金不算入額　別表4[16]	別表4「16[1]」より転記		別表4「16[1]」	
22	法人税額の還付金等　　別表4[19]等	別表4「19[1]」より転記		別表4「19[1]」	
23	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 別表7-1「4の計」+別表7-2「9」、「21」又は別表7-3「10」	別表7-1「4の計」+別表7-2「9」、「21」又は別表7-3「10」		別表7-1「4の計」+別表7-2「9」、「21」又は別表7-3「10」	
24	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額　　別表4「[40の[1]」	別表4「[40の[1]」正数で転記		別表4「[40[1]」正数で転記	
25	対外船舶運航事業者の収入金額に係る損金算入額	手入力			
26	対外船舶運航事業者の 収入金額に係る益金算入額	手入力			
27	沖縄の認定法人の所得の特別控除額別表4「27の[1]」	別表4「27[1]」正数で転記		別表4「27[1]」	
28	指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額別表10-2「7」	手入力			
29	指定特定事業法人の所得の金額の益金算入額別表10-2「9」	手入力			

	項目名	計算式		転記元	転記先
30	収用等の特別控除額　　別表10-5(18)等	手入力			
31	肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 別表10-6(22)	手入力			
32	超過利子額の損金算入額　別表17-2の3(10)	手入力			
33	課税対象等の益金算入額　別表17-3(35)等	手入力			
34	所得等の金額 (17)-(18)+(19～25)-(26)+(27)+(28)-(29)+(30)＋(31)+(32)-(33)	(17)-(18)+(19～25)-(26)+(27)+(28)-(29)+(30)+(31)+(32)-(33)	※マイナスの時は△表示		
35	所得基準額　(34)×40%	(34)×40%	※マイナスの場合は0 ※小数点以下切捨て		
36	留保控除額 (15)､(16)又は(35)のいずれか多い金額	(15)､(16)又は(35)のいずれか多い金額			
37	課税留保金額　(8)-(36)	(8)-(36)	※1000未満切り捨て ※マイナスの場合は0 ※1000円未満端数切らない値を仮においておく※(39)端数処理で使用		別表1-1[8]
38	年3,000万円相当以下の金額 (37)又は(3,000万円×切上月数/12)のいずれか少ない金額	(37)の金額と(3,000万円×切上月数÷12)のうち少ない金額 (37)≧(3,000万円×切上月数/12) 3,000万円×切上月数/12　※小数点以下切捨て (37)<(3,000万円×切上月数/12) (37)		基本情報切上月数	
39	年3,000万円相当を超え年1億円相当以下の金額((37)-(38))又は(1億円×切上月数/12) -(38))のいずれか少ない金額	[37]>[38]の場合に計算 (37)－(38)<(1億円×切上月数/12－(38)) (37)-(38)※端数処理以下参照 上記以外 1億円×切上月数/12－(38) 【端数処理】 (37)の千円未満の端数＜(39)の千円未満端数の場合 ※千円未満切上げ (37)の千円未満の端数≧(39)の千円未満端数の場合 ※千円未満切り捨て		基本情報切上月数	
40	年1億円相当を超える金額 (37)-(38)-(39)	(37)-(38)-(39)			
41	計　(37)　(38)+(39)+(40)	(38)+(39)+(40)			
42	(38)の10%相当額	(38)×0.1	※小数点以下切捨て		
43	(39)の15%相当額	(39)×0.15	※小数点以下切捨て		
44	(40)の20%相当額	(40)×0.2	※小数点以下切捨て		
45	計　(42)+(43)+(44)	(42)+(43)+(44)			別表1-1[9]

[40] 別表４ 所得の金額の計算に関する明細書

各別表より転記します。
一部上書き可能となっています。
「当期利益又は当期欠損金の額」の下段は、税引前の当期損益－損金経理をした納税充当金より計算しますが、ｵﾚﾝｼﾞ枠へ手入力可能です。調整等がある場合は、直接[1]欄に金額を手入力して下さい。

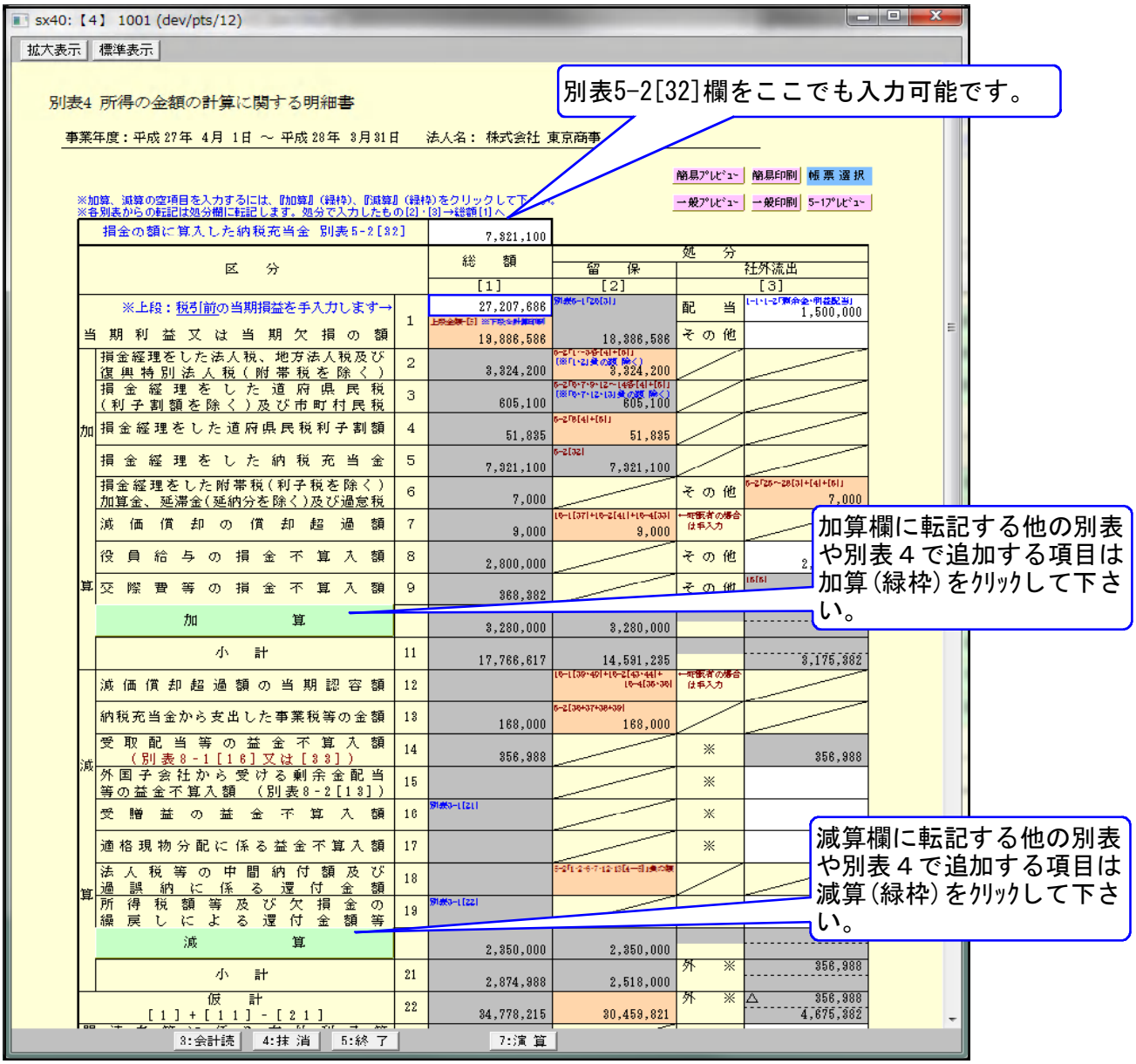

※減価償却関連の別表16-1.16-2.16-4.16-6においてはWP版を使用する場合は
転記がありません。超過額超過不足があった場合は手入力して下さい。

★印が付いている項目は簡易様式では印刷しません。
データがある場合は、一般様式で印刷して下さい。

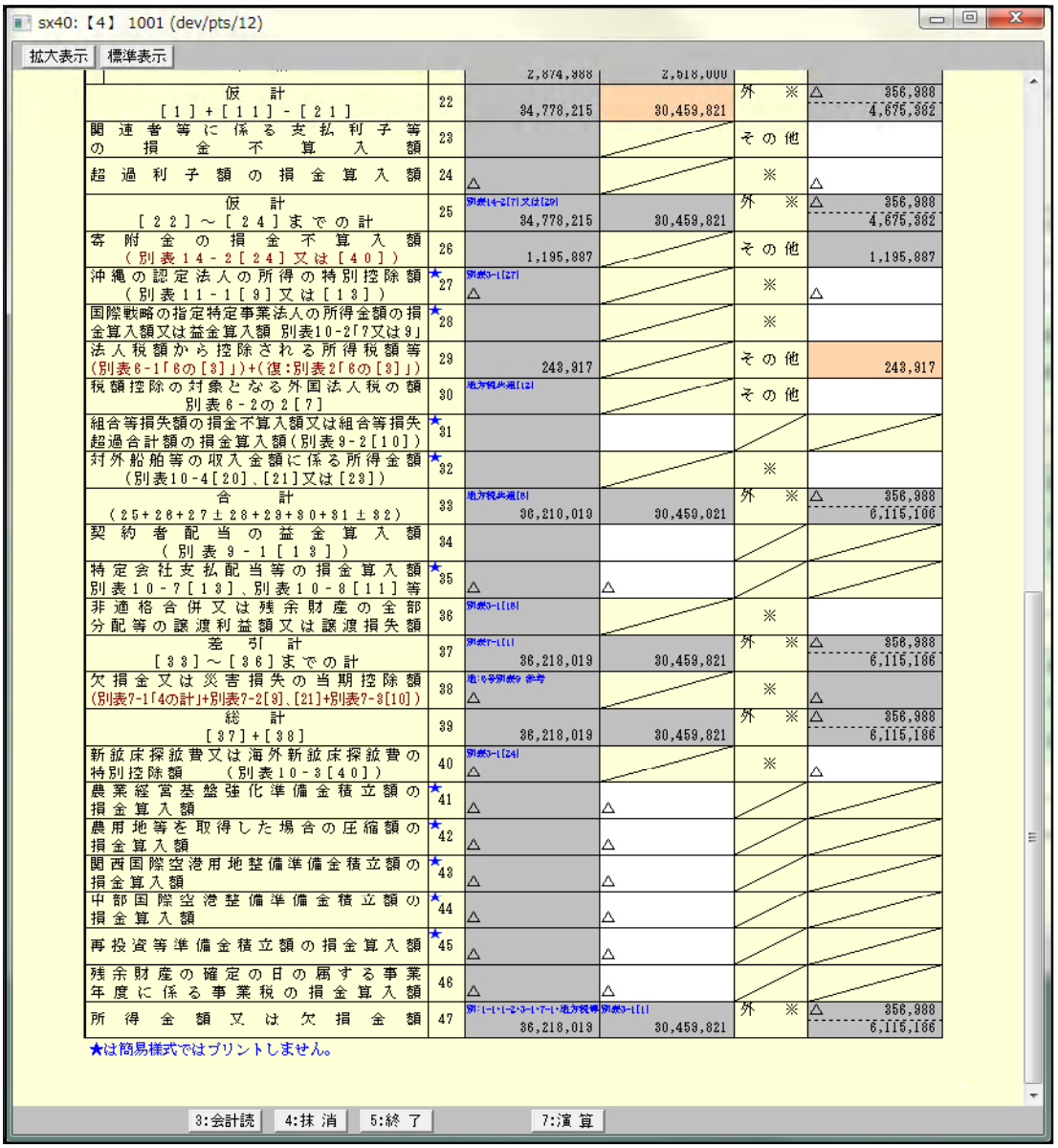

		2,874,988	2,618,000		
仮 計 [1]+[11]-[21]	22	34,778,215	30,459,821	外 ※	△ 356,988 4,675,362
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額	23			その他	
超過利子額の損金算入額	24	△		※	△
仮 計 [22]～[24]までの計	25	別表14-2[7]又は[29] 34,778,215	30,459,821	外 ※	△ 356,988 4,675,362
寄附金の損金不算入額 (別表14-2[24]又は[40])	26	1,195,887		その他	1,195,887
沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表11-1[9]又は[13])	★27	別表5-1[27] △		※	△
国際戦略の指定事業法人の所得金額の損金算入額又は益金算入額 別表10-2「7又は9」	★28			※	
法人税額から控除される所得税額等 (別表6-1「6の[3]」)+(復:別表2「6の[3]」)	29	243,917		その他	243,917
税額控除の対象となる外国法人税の額 別表6-2の2[7]	30	地方税共通[12]		その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表9-2[10])	★31				
対外船舶等の収入金額に係る所得金額 (別表10-4[20]、[21]又は[23])	★32			※	
合 計 (25+26+27±28+29+30+31±32)	33	地方税共通[8] 36,218,019	30,459,821	外 ※	△ 356,988 6,115,166
契約者配当の益金算入額 (別表9-1[13])	34				
特定会社支払配当等の損金算入額 別表10-7[13]、別表10-8[11]等	★35	△	△		
非適格合併又は残余財産の全部分配等の譲渡利益額又は譲渡損失額	36	別表5-1[18]		※	
差引計 [33]～[36]までの計	37	別表7-1[1] 36,218,019	30,459,821	外 ※	△ 356,988 6,115,166
欠損金又は災害損失の当期控除額 (別表7-1「4の計」+別表7-2[9]、[21]+別表7-3[10])	38	地:6号別表9 参考 △		※	△
総 計 [37]+[38]	39	36,218,019	30,459,821	外 ※	△ 356,988 6,115,166
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表10-3[40])	40	別表5-1[24] △		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	★41	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	★42	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	★43	△	△		
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	★44	△	△		
再投資等準備金積立額の損金算入額	★45	△	△		
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	46	△	△		
所得金額又は欠損金額	47	別:1-1-1-2-3-1-7-1-地方税導別表5-1[1] 36,218,019	30,459,821	外 ※	△ 356,988 6,115,166

★は簡易様式ではプリントしません。

加算欄・減算欄をクリックすると下図の画面を表示します。どちらのボタンを押しても
加算より表示します。必要な項目は予め初期値として用意してあります。(*1～*8まで)

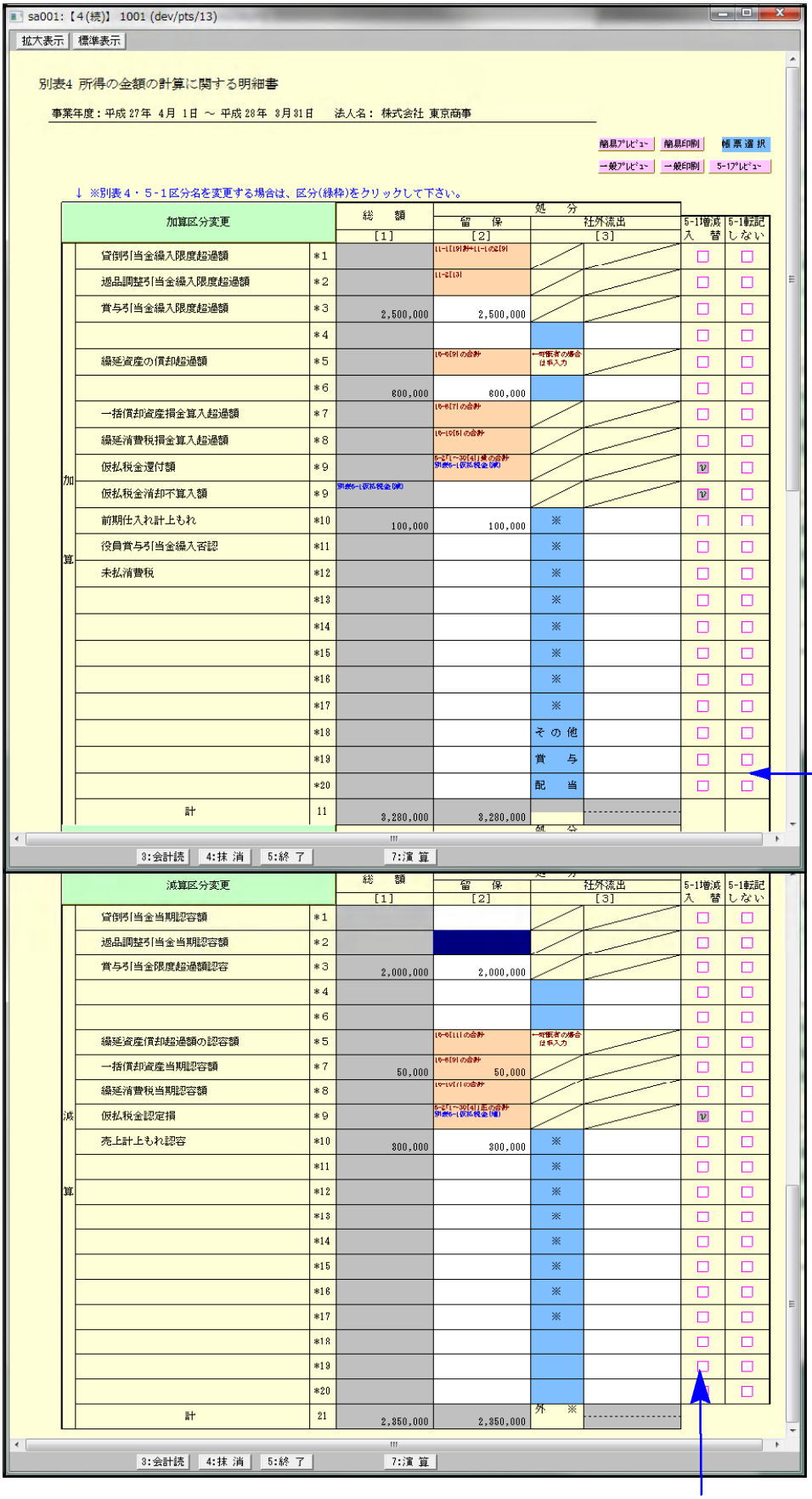

※減価償却関連の別表16-1.16-2.16-4.16-6においてはWP版を使用する場合は転記がありません。超過額超過不足があった場合は手入力して下さい。

・5-1増減入替をする場合は、右側の5-1増減入替□枠をチェックします。
※加算・減算それぞれ指定をして下さい。
・5-1へ転記しない場合は、右側の5-1転記しない□枠をチェックします。※別表４で入力したデータを別表5-1へ転記しない場合にご利用下さい。

【新規項目登録及び区分変更について】

・加算・減算の区分名登録については加算欄・減算欄『区分変更』を押すことにより表示します。
加算区分名*1～*8は初期値を表示していますが手入力可能です。
※また、抹消 (F4) を押すと初期値を表示します。

別表5-1に表示する項目名もここで登録して頂きます。
※加算・減算と同じ区分名を同行の増減へ転記し、一文字でも違った場合は別の項目として転記します。

例）加算欄　13行目　別表4区分名　13行目　別表5-1区分名『あああ』金額１万円
　　〃　　14行目　　〃　　14行目　　〃　　『いいい』金額２万円
　減算欄　11行目　　〃　　11行目　　〃　　『あああ』金額３万円
　　〃　　12行目　　〃　　12行目　　〃　　『いい』　金額４万円を入力します。

別表４では加算減算にそれぞれ表示し、別表５－１では下図のように区分名『あああ』と入力したものは同行に転記し、『いいい』と『いい』は別々に転記しているのが確認できます。

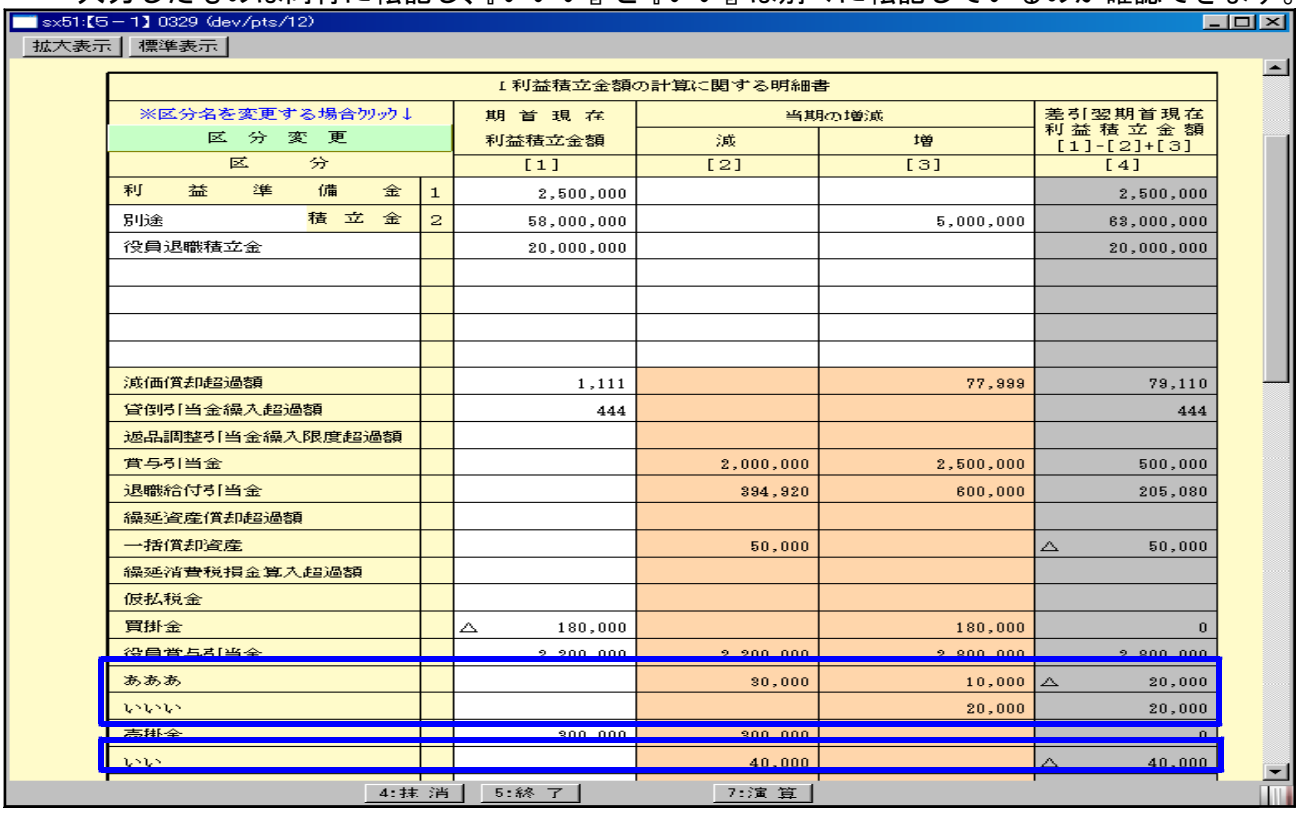

【5-1 増減入替】

例）『5-1増減入替』の指定を確認する為に
「加算13行目」「減算11行目」の「別表5-1区分名：あああ」と登録した項目の5-1増減入替欄に
加算・減算それぞれチェックを付けます。

［別表４］

加算区分変更		総額 [1]	処分 留保 [2]	処分 社外流出 [3]	5-1増減入替	5-1転記しない
13行目	*13	10,000	10,000		☑	☐
14行目	*14	20,000	20,000		☐	☐

減算区分変更		総額 [1]	処分 留保 [2]	処分 社外流出 [3]	5-1増減入替	5-1転記しない
11行目	*11	30,000	30,000		☑	☐
12行目	*12	40,000	40,000		☐	☐

［別表５－１］

あああ			△ 10,000	△ 30,000	△	20,000
いいい				20,000		20,000
売掛金		300,000	300,000			0
いい			40,000		△	40,000

【5-1 転記しない】

［別表４］

減算区分変更		総額 [1]	処分 留保 [2]	処分 社外流出 [3]	5-1増減入替	5-1転記しない
11行目	*11	30,000	30,000		☐	☐
12行目	*12	40,000	40,000		☐	☑

［別表５－１］

あああ			30,000	10,000	△	20,000
いいい				20,000		20,000
売掛金		300,000	300,000			0

別表4　　所得の金額の計算に関する明細書

印刷時 簡易様式・一般様式で打ち分ける項目があります。							
	項目名			計算式		転記元	転記先
	損金の額に算入した納税充当金 別表5-2[32]				別表5-2[32]と同じ枠です。 どちらからでも入力できます。		
	※上段:税引前の当期利益を入力		[1]	会計講 (F3):[9533]税引前当期損益			
				手入力			
	当期利益又は当期欠損の額		[1]	上段金額ー(5)	※手入力優先		
*1	〃:留保		[2]	当期利益「1[1]-[3]」			別表5-11 26[2]
	〃:配当		[3]	手入力			別表1-1・1-2剰余金・利益配当
	〃:その他			手入力			
加算欄							
2	損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く)		[1]	2[2]の金額			
			[2]	別表5-2「1[4+5](上下)」+「2[4+5](上下)」+「3[4+5](上下)」 ※「1[4+5]」+「2[4+5]」マイナスは除く		別表5-2「1～3各(4+5)」	
3	損金経理をした道府県民税(利子割額を除く)及び市町村民税		[1]	3[2]の金額			
			[2]	別表5-2「6[4+5](上下)」+「7[4+5](上下)」+「9[4+5](上下)+「12[4+5](上下)+「13[4+5](上下)」+「14[4+5](上下)」 ※「6[4+5]」+「7[4+5]」+「12[4+5]」+「13[4+5]」マイナスは除く		別表5-2「6・7・9・12～14各(4+5)」	
4	損金経理をした道府県民税利子割額		[1]	4[2]の金額			
			[3]	別表5-2「8[4+5]」		別表5-2「8[4+5]」	
5	損金経理をした納税充当金		[1]	5[2]の金額			
			[2]	別表5-2(32)		別表5-2(32)	
6	損金経理をした附帯税(利子税除く)、加算金、延滞金(延納分除く)及び過怠税		[1]	6[3]の金額			
			[3]	別表5-2「25～28[3+4+5]」 ※必要に応じて手入力して下さい。		別5-2「25～28[3+4+5]」	
7	減価償却の償却超過額		[1]	7[2]の金額			
			[2]	※ﾒﾆｭｰの261.262.264のどれかがﾌﾗｸﾞ1の場合 転記無 ※WP版は超過・不足は手入力 ※ﾒﾆｭｰの261.262.264のどれかがﾌﾗｸﾞ全て2の場合 別表16-1(37の合計)+16-2(41の合計)+16-4(33の合計) ※手入力優先		別表16-1(37の合計)+16-2(41)の合計+16-4(33)の合計	
8	役員給与の損金不算入額		[1]	8[3]の金額			
			[3]	手入力			
9	交際費等の損金不算入額		[1]	9[3]の金額			
			[3]	別表15(5)		別表15(5)	
10	※ｻﾌﾞﾐｯﾄ内の加算ﾃﾞｰﾀが1行の時は項目名を表示し、2行以上ある場合は、次葉合計として表示します。						
加算ｻﾌﾞﾐｯﾄ	貸倒引当金繰入限度超過額	*1	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	別表11-1[19]計+11-1の2[9]		別表11-1[19]計+11-1の2[9]	
	返品調整引当金繰入限度超過額	*2	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	別表11-2[13]		別表11-2[13]	
	賞与引当金繰入限度超過額	*3	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	手入力			
		*4	[1]	同項目[2]+[3]の金額			
			[2]	手入力			
			[3]	手入力			
	繰延資産の償却超過額	*5	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	※ﾒﾆｭｰの266ﾌﾗｸﾞ1の場合 転記無 ※WP版は超過・不足は手入力 ※ﾒﾆｭｰの266ﾌﾗｸﾞ2の場合 別表16-6[9]の合計 ※手入力優先		別表16-6[9]の合計	
		*6	[1]	同項目[2]+[3]の金額			
			[2]	手入力			
			[3]	手入力			
	一括償却資産損金算入超過額	*7	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	別表16-8[7]の合計		別表16-8[7]の合計	
	繰延消費税損金算入超過額	*8	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	別表16-10[5]の合計		別表16-10[5]の合計	
	仮払税金還付額	*9	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	別表5-2「1～30[4]」マイナス5-1仮払税金減		別表5-2「1～30[4]」負の合	別表5-1仮払税金減
	仮払税金消却不算入額	*9	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	手入力			別表5-1仮払税金減
	*10～*20 自由設定項目						
	社外流出の区分			※、その他、賞与、配当の4種より選択して下さい。			
11	小　　計 [1][2][3]			[1][2][3]の(2)～(10)の縦計	※が付いているものは上段外書へ集計		
					※が付いていないものを下段本書へ集計		

	項目名			計算式		転記元	転記先
減算欄							
12	減価償却超過額の当期認容額		[1]	12[2]の金額			
			[2]	※ﾒﾆｭｰの261.262.264のどれかがﾌﾗｸﾞ1の場合		別表16-1[39.40の合計]+16-2[43.44の合計]+16-4[35+36の合計]	
				転記無	※WP版は超過・不足は手入力		
				※ﾒﾆｭｰの261.262.264のどれかがﾌﾗｸﾞ全て2の場合			
				別表16-1[39.40の合計]＋16-2[43.44の合計]＋16-4[35+36の合計]			
				※手入力優先			
13	納税充当金から支出した事業税等の金額		[1]	13[2]の金額			
			[2]	別表5-2「36+37+38+39」		別表5-2「36+37+38 +39」	
14	受取配当等の益金不算入額(別表8-1「16」又は「33」)		[1]	14[3]の金額			
			[3]	別表8-1「16」又は「33」)のいずれか大きい方	別表8-1[16]>別表8-1[33] 別表8-1[16]を転記	別表8-1「16」又は「33」)	
					別表8-1[16]≦別表8-1[33] 別表8-1[33]を転記		
15	外国子会社から受ける剰余金配当等の益金不算入額(別表8-2「13」)		[1]	15[3]の金額			
			[3]	手入力			
16	受贈益の益金不算入額		[1]	16[3]の金額			別表3-1[21]
			[3]	手入力			
17	適格現物分配に係る益金不算入額		[1]	17[3]の金額			
			[3]	手入力			
18	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額		[1]	18[2]の金額			
			[2]	別表5-2「1.2.6.7.12.13[4+5]の負の合計」		別表5-2「1.2.6.7.12.13[4+5]の負の合計」	
19	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等		[1]	19[3]の金額			別表3-1[22]
			[3]	手入力			
20	※ｻﾌﾞﾐｯﾄ内の減算ﾃﾞｰﾀが1行の時は項目名を表示し、2行以上ある場合は、次葉合計として表示します。						
減算ｻﾌﾞﾐｯﾄ	貸倒引当金当期認容額	*1	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	手入力			
	返品調整引当金当期認容額	*2	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	手入力			
	賞与引当金限度超過額認容	*3	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	手入力			
		*4	[1]	同項目[2]+[3]の金額			
			[2]	手入力			
			[3]	手入力			
		*6	[1]	同項目[2]+[3]の金額			
			[2]	手入力			
			[3]	手入力			
	繰延資産償却超過額の認容額	*5	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	※ﾒﾆｭｰの266ﾌﾗｸﾞ1の場合		別表16-6[11]の合計	
				転記無	※WP版は超過・不足は手入力		
				※ﾒﾆｭｰの266ﾌﾗｸﾞ2の場合			
				別表16-6[11]の合計	※手入力優先		
	一括償却資産当期認容額	*7	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	別表16-8[9]の合計		別表16-8[9]の合計	
	繰延消費税当期認容額	*8	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	別表16-10[7]の合計		別表16-10[7]の合計	
	仮払税金認定損	*9	[1]	同項目[2]の金額			
			[2]	別表5-2「1～30[4]」ﾌﾟﾗｽ		別表5-2「1～30[4]正の合計」	別表5-1仮払税金増
	*10～*20 自由設定項目						
	社外流出の区分			※、その他、賞与、配当の4種より選択して下さい。			
21	小　　計　[1][2][3]			[1][2][3]の(12)～(20)の縦計	※が付いているものは上段外書へ集計		
					※が付いていないものを下段本書へ集計		
22	仮　　計　[1]+[11]-[21]		[1]	「1[1]」+「11[1]」-「21[1]」の計			
			[2]	「1[2]」+「11[2]」-「21[2]」の計			
			[3]	外書:「11[3]上段」-「21[3]上段」			
				本書:「1[3]配当」+「1[3]その他」+「11[3]本書」-「21[3]本書」			
23	関連者等に係る支払利子等の損金不算入額		[1]	23[3]の金額			
			[3]	手入力	その他に集計		
24	超過利子額の損金算入額		[1]	24[3]の金額			
			[3]	手入力	※に集計		
25	仮　　計　[22]から[24]までの計		[1]	「22[1]」+「23[1]」-「24[1]」の計			別表14-2[7]又は[29]
			[2]	「22[2]」の金額			
			[3]	外書:「22[3]上段」-「24[3]」			
				本書:「22[3]本書」-「23[3]」			
26	寄附金の損金不算入額 別表14-2「24」又は「40」		[1]	26[3]の金額		別表14-2[24]＋[40]	
			[3]	別表14-2[24]＋[40]	その他に集計		

	項目名		計算式		転記元	転記先
27	沖縄の認定法人の所得の特別控除額 別表10-1「9」又は「13」	[1]	27[3]の金額	★簡易の時は出力無		別表3-1[27]
		[3]	手入力	※に集計		
28	国際戦略の指定特定事業法人の所得金額の損金算入額又は益金算入額別表10-2「7又は9」	[1]	28[3]の金額	★簡易の時は出力無		
		[3]	手入力	※に集計		
29	法人税額から控除される所得税額等 別表6-1「6の[3]」+復：別表2「6の[3]」	[1]	30[3]の金額			
		[3]	別表6-1「6の[3]」+ 復：別表2「6の[3]」	その他に集計	別表6-1「6の[3]」+復：別表2「6の[3]」	
30	税額控除の対象となる外国法人税の額別表6-2の2[7]	[1]	31[3]の金額			地共通[12]
		[3]	手入力	その他に集計		
31	組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超合計額の損金算入額 別表9-2「10」	[1]	32[2]の金額	★簡易の時は出力無		
		[2]	手入力			
32	対外船舶等の収入金額に係る所得金額 別表10-4[20]、[21]又は[23]	[1]	33[3]の金額	★簡易の時は出力無		
		[3]	手入力	※に集計		
33	合　　計 (25+26+27±28＋29+30+31±32)	[1]	「25[1]」+「26[1]」-「27[1]」+「28[1]」+「29[1]」+「30[1]」+「31[1]」+「32[1]」			地共通[8]
		[2]	「25[2]」+「31[2]」			
		[3]	外書:「25[3]上段」-「27[3]」+「28[3]」+「32[3]」」			
			本書:「25[3]本書」+「26[3]」+「29[3]」+「30[3]」			
34	契約者配当の益金算入額 別表9-1「13」	[1]	34[2]の金額			
		[2]	手入力			
35	特定会社支払配当等の損金算入額 別表10-7「13」、別表10-8「11」等	[1]	35[2]の金額	★簡易の時は出力無		
		[2]	手入力			
36	非適格合併又は残余財産の全部分配等の譲渡利益額又は譲渡損失額	[1]	36[3]の金額			別表3-1[18]
		[3]	手入力	※に集計		
37	差　　引　　計 [33]～[36]までの計	[1]	「33[1]」+「34[1]」-「35[1]」+「36[1]」			
		[2]	「33[2]」+「34[2]」-「35[2]」			
		[3]	外書:「33[3]上段」+「36[3]」			
			本書:「33[3]」本書			
38	欠損金又は災害損失の当期控除額 別表7-1「4の計」+別表7-2「9」、「21」又は別表7-3[10]	[1]	38[3]の金額			地6号9参考表示
		[3]	別表7-1(4)の計＋別表7-1の欄外「別表7-2「9又は21」+別表7-3(10)」	※に集計	別表7-1(4)の計＋別表7-1の欄外別表7-2「9又は21」+別表7-3(10)	
39	総　　計 [37]+[38]	[1]	「37[1]」-「38[1]」			
		[2]	「37[2]」の金額			
		[3]	外書:「37[3]上段」-「38[3]」			
			本書:37[3]本書			
40	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額　別表10-3[40]	[1]	40[3]の金額			別表3-1[24]
		[3]	手入力	※に集計		
41	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	[1]	41[2]の金額	★簡易の時は出力無		
		[2]	手入力			
42	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	[1]	42[2]の金額	★簡易の時は出力無		
		[2]	手入力			
43	関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	[1]	43[2]の金額	★簡易の時は出力無		
		[2]	手入力			
44	中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	[1]	44[2]の金額	★簡易の時は出力無		
		[2]	手入力			
45	再投資等準備金積立額の損金算入額	[1]	45[2]の金額	★簡易の時は出力無		
		[2]	手入力			
46	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	[1]	46[2]の金額			
		[2]	手入力			
47	所得金額又は欠損金額	[1]	「39[1]」-「40[1]」-「41[1]」-「42[1]」-「43[1]」-「44[1]」-「45[1]」-「46[1]」			別表1-1・1-2(1) 別表3-1(17) 別表7-1当期分(1) 地6号[72]
		[2]	「39[2]」-「41[2]」-「42[2]」-「43[2]」-「44[2]」-「45[2]」-「46[2]」			別表3-1[1]
		[3]	外書:「39[3]上段」-「40[3]」			
			本書:「39[3]本書」			

*次葉[1][2][3]の金額欄

[51] 別表5-1 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

画面上は登録した項目名(初期値含む)を表示しますが、[1]～[4]に数字がない場合は、印刷時に項目名は表示せず、上詰めして印刷します。※23～25を除く
別表5-1のみで登録できる項目は上部５行と下部５行あります。

項目名が黄色い部分については区分変更で登録した内容(基本的には別表４と共通項目)を表示しますが、別表４にデータ入力がなくても項目を表示し、増減を手入力することができます。

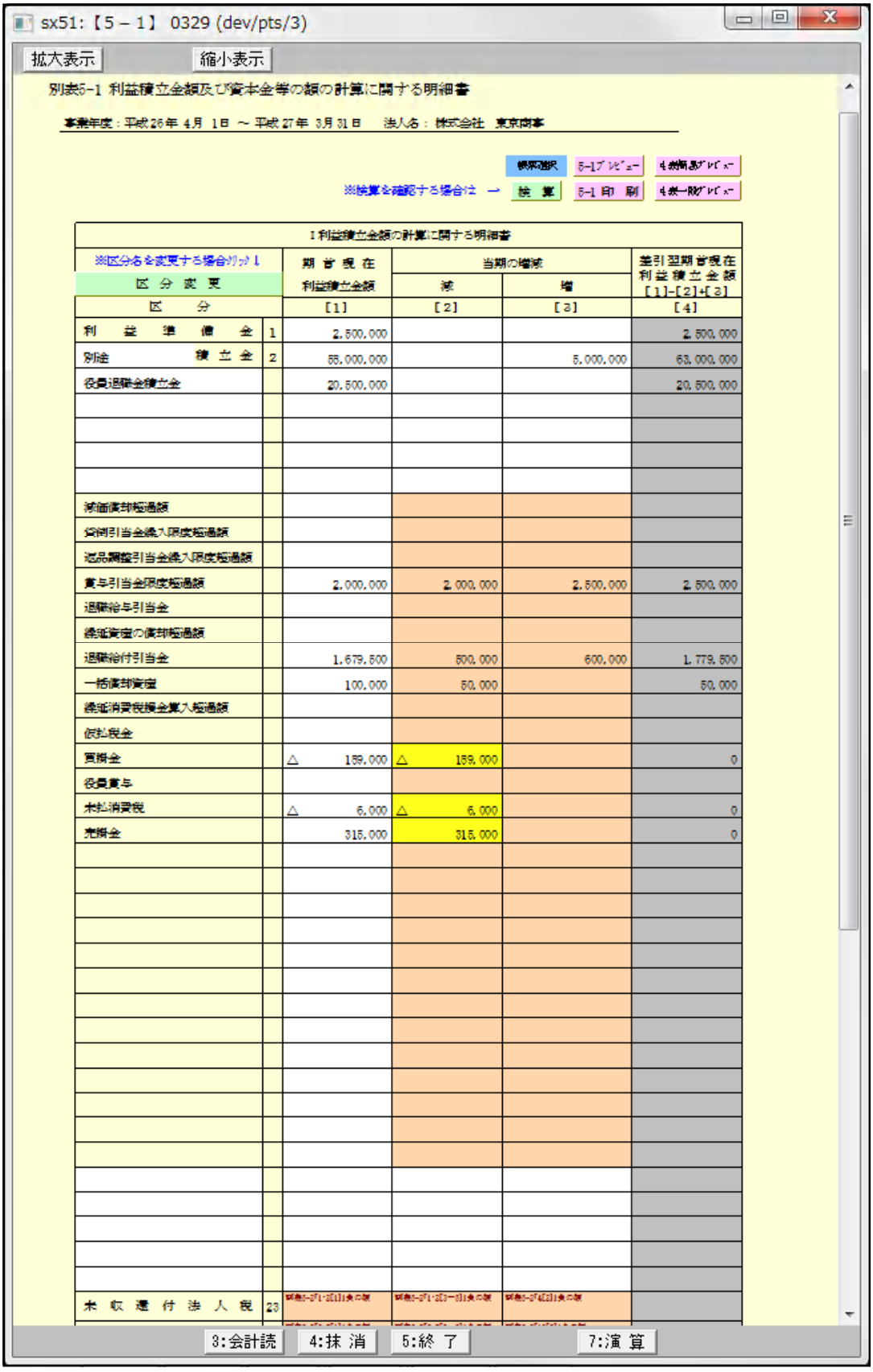

区分変更(緑枠)は別表４と同じですが、別表5-1においては加算・減算を同時に表示します。

【区分変更】

別表４と同じものを表示します。どちらからでも登録して頂けます。

別表５－１の区分名は同じ区分名を同行の増減へ転記し、一文字でも違った場合は別の項目として転記します。(詳しくはP.37参照)

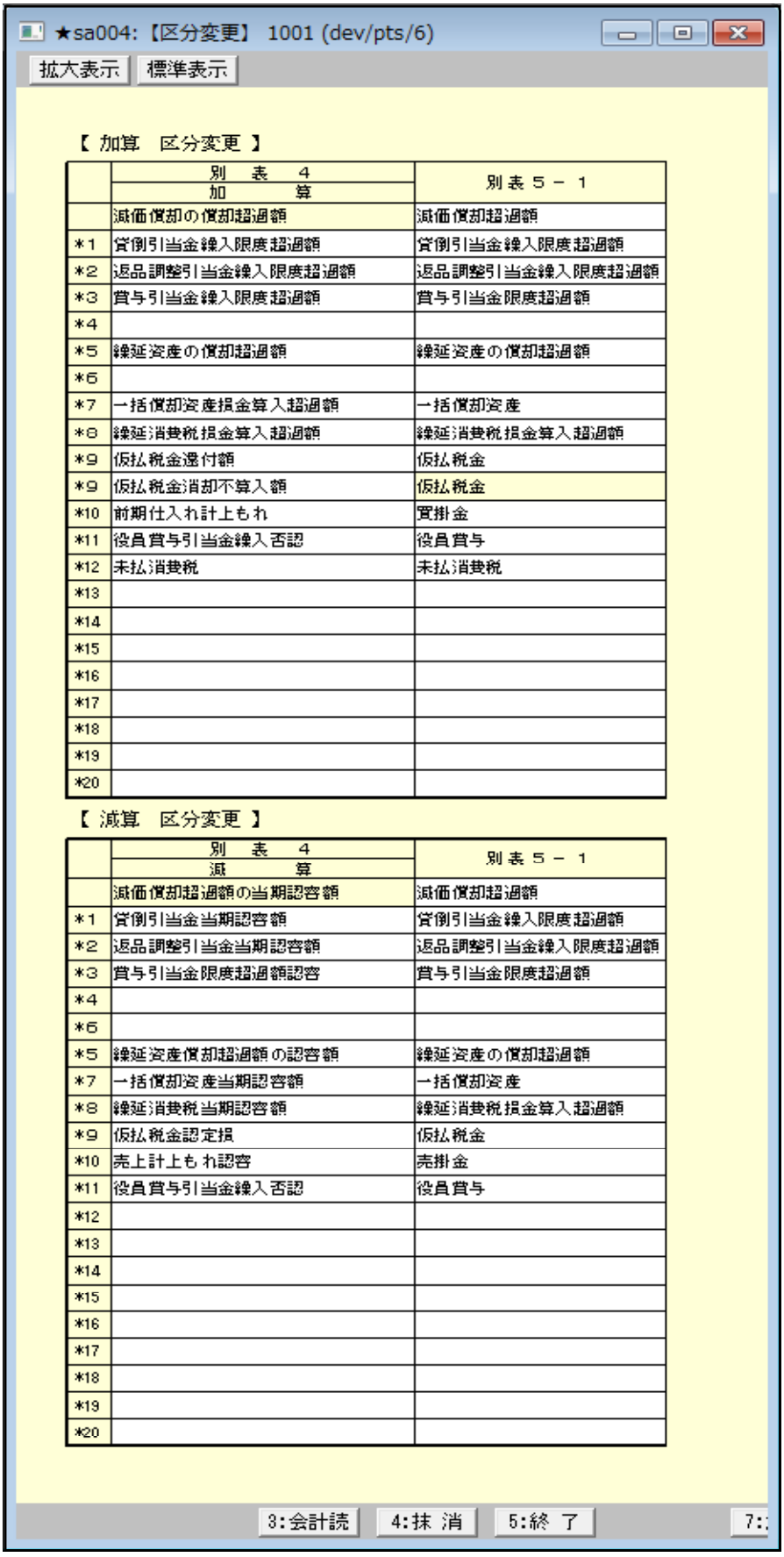

画面上は登録した項目名(初期値含む)を表示しますが、[1]～[4]に数字がない場合は、印刷時には項目名は表示せず、上詰めして印刷します。※[23～25]を除く

【ﾌﾟﾚﾋﾞｭｰ】

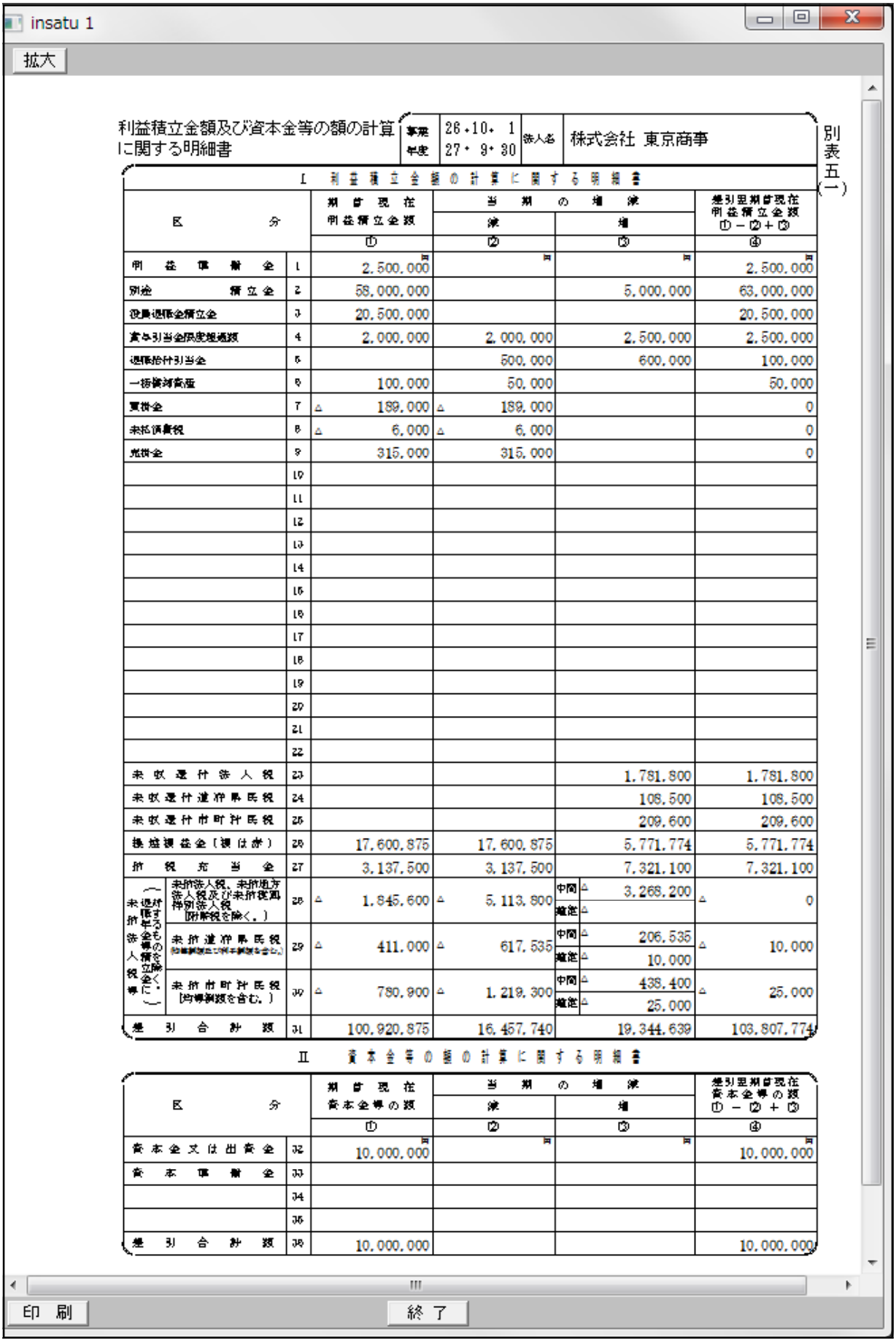

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	26・10・ 1 27・ 9・30	法人名	株式会社 東京商事

別表五(一)

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区分		期首現在利益積立金額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③ ④
利益準備金	1	2,500,000			2,500,000
別途積立金	2	58,000,000		5,000,000	63,000,000
役員退職金積立金	3	20,500,000			20,500,000
賞与引当金限度超過額	4	2,000,000	2,000,000	2,500,000	2,500,000
退職給付引当金	5		500,000	600,000	100,000
一括償却資産	6	100,000	50,000		50,000
買掛金	7	△ 189,000	△ 189,000		0
未払消費税	8	△ 6,000	△ 6,000		0
売掛金	9	315,000	315,000		0
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
未収還付法人税	23			1,781,800	1,781,800
未収還付道府県民税	24			106,500	106,500
未収還付市町村民税	25			209,600	209,600
操越損益金(損は赤)	26	17,600,875	17,600,875	5,771,774	5,771,774
仮受消費税等	27	3,137,500	3,137,500	7,321,100	7,321,100
未納法人税等(還付対応する未払金も当期の法人税等を控除金額に含む。)	未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税(附帯税を除く。) 28	△ 1,845,600	△ 5,113,800	中間 △ 3,268,200 確定 △	△ 0
	未納道府県民税(均等割額及び税率割額を含む。) 29	△ 411,000	△ 617,535	中間 △ 206,535 確定 △ 10,000	△ 10,000
	未納市町村民税(均等割額を含む。) 30	△ 780,900	△ 1,219,300	中間 △ 438,400 確定 △ 25,000	△ 25,000
差引合計額	31	100,920,875	16,457,740	19,344,639	103,807,774

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区分		期首現在資本金等の額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在資本金等の額 ①－②＋③ ④
資本金又は出資金	32	10,000,000			10,000,000
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36	10,000,000			10,000,000

【未収還付法人税等の項目について】

別表5-2の各項目が負の場合は「23～25未収還付法人税等」の枠へ転記します。
別表5-2の各項目が正の場合は「28～30未納法人税等」の枠へ転記します。

※[23～25]は税務署配布の用紙では空白欄ですが、電子申告では固定項目な為、弊社システムでも固定項目として印刷します。

【検算画面】

別表5-1の検算が０の場合は、自動表示しませんが、納付・還付のどちらか一方が０でなかった場合には、自動的に検算画面を表示します。
その場合は別表の見直しをお願いします。

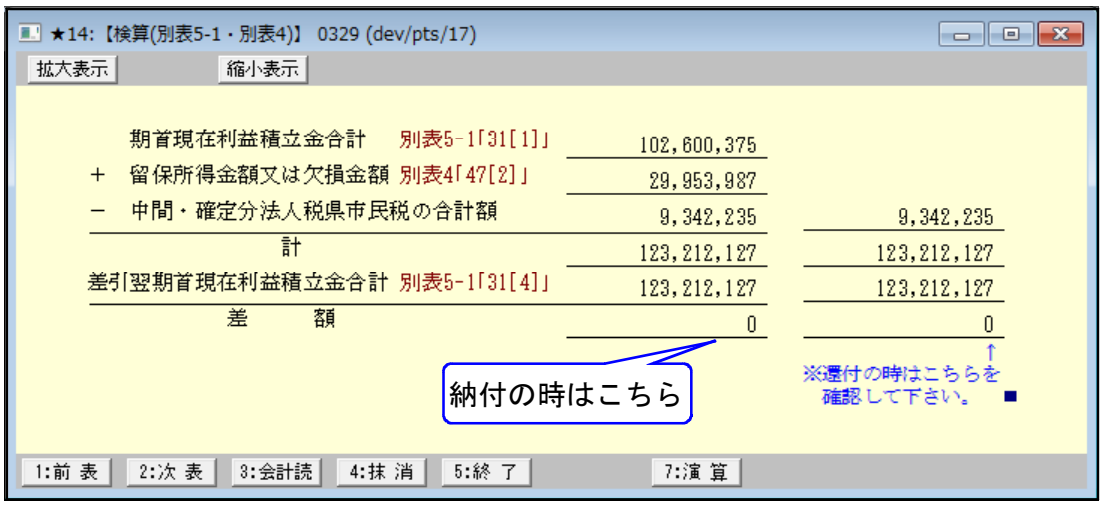

上画面の検算画面は、画面上部の検算(緑枠)ボタンでいつでも確認することができます。
納付の時は画面左側の計が０になっているかどうか、還付の場合は画面の右側が０になっているか確認して下さい。

別表5-1　利益積立金額及び資本金等の計算に関する明細書

	項目名		計算式		転記先
1～30[4]	差引翌期首現在利益積立金額 [1]-[2]+[3]		[1]-[2]+[3]		
4表からの転記項目					
	減価償却超過額	[2]	別表4減算より転記	※4表増減入替にﾁｪｯｸの場合は加算・減算逆に転記 ※転記無の時は転記無	
		[3]	別表4加算より転記		
*1	貸倒引当金繰入限度超過額	[2]	別表4減算より転記	※4表増減入替にﾁｪｯｸの場合は加算・減算逆に転記 ※転記無の時は転記無	
		[3]	別表4加算より転記		
*2	返品調整引当金繰入限度超過額	[2]	別表4減算より転記	※4表増減入替にﾁｪｯｸの場合は加算・減算逆に転記 ※転記無の時は転記無	
		[3]	別表4加算より転記		
*3	賞与引当金限度超過額	[2]	別表4減算より転記	※4表増減入替にﾁｪｯｸの場合は加算・減算逆に転記 ※転記無の時は転記無	
		[3]	別表4加算より転記		
*4	空欄	[2]	別表4減算より転記	※4表増減入替にﾁｪｯｸの場合は加算・減算逆に転記 ※転記無の時は転記無	
		[3]	別表4加算より転記		
*5	繰延資産の償却超過額	[2]	別表4減算より転記	※4表増減入替にﾁｪｯｸの場合は加算・減算逆に転記 ※転記無の時は転記無	
		[3]	別表4加算より転記		
*6	空欄	[2]	別表4減算より転記	※4表増減入替にﾁｪｯｸの場合は加算・減算逆に転記 ※転記無の時は転記無	
		[3]	別表4加算より転記		
*7	一括償却資産	[2]	別表4減算より転記	※4表増減入替にﾁｪｯｸの場合は加算・減算逆に転記 ※転記無の時は転記無	
		[3]	別表4加算より転記		
*8	繰延消費税損金算入超過額	[2]	別表4減算より転記	※4表増減入替にﾁｪｯｸの場合は加算・減算逆に転記 ※転記無の時は転記無	
		[3]	別表4加算より転記		
*9	仮払税金	[2]	別表4仮払税金消却不算入額[1]+仮払税金還付額[1]+別表5-2(40)	※合計を△表示（4表より転記時　増減入替）	
		[3]	別表4仮払税金認定損[	※△表示(4表より転記時増減入替)	
*10～*20	空欄	[2]	別表4減算より転記	※4表増減入替にﾁｪｯｸの場合は加算・減算逆に転記 ※転記無の時は転記無	
		[3]	別表4加算より転記		
5-2からの転記項目					
23	未収還付法人税	[1]	別表5-2「1.2[1]」上下ﾏｲﾅｽ金額を転記※×-1		
		[2]	別表5-2「1.2[3～5]」上下ﾏｲﾅｽ金額を転記※×-1		
		[3]	別表5-2「4[2]」上下ﾏｲﾅｽ金額を転記※×-1		
24	未収還付道府県民税	[1]	別表5-2「6.7[1]」上下ﾏｲﾅｽ金額を転記※×-1		
		[2]	別表5-2「6.7[3～5]」上下ﾏｲﾅｽ金額を転記※×-1		
		[3]	別表5-2「10[2]」上下ﾏｲﾅｽ金額を転記※×-1		
25	未収還付市町村民税	[1]	別表5-2「12.13[1]」上下ﾏｲﾅｽ金額を転記※×-1		
		[2]	別表5-2「12.13[3～5]」上下ﾏｲﾅｽ金額を転記※×-		
		[3]	別表5-2「15[2]」上下ﾏｲﾅｽ金額を転記※×-1		
26	繰越損益金(損は赤)	[1]	手入力		
		[2]	26[1]を転記		
		[3]	別表4「1[2]」-別表5-1(1[3]-2[3]) +(1[2]+2[2])+「26[2]」		
27	納税充当金	[1]	別表5-2[31]		
		[2]	別表5-2[41]		
		[3]	別表5-2[34]		
28	未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税（附帯税を除く）	[1]	別表5-2「1.2[1]」の正の額		
		[2]	別表5-2「1.2[3]～[5]」上下正の額＋「3[3]～[5]」上下の額		
		[3]	中間:別表5-2「3[2]」上下の額 確定:別表5-2「4[2]」上下正の額		

	項目名		計算式	転記先
29	未納道府県民税 (均等割額･利子割額を含む)	[1]	別表5-2「6.7[1]」の正の額	
		[2]	別表5-2「6.7[3]～[5]」上下正の額＋「8.9[3]～[5]」上下の額	
		[3]	中間:別表5-2「8[2]」+「9[2]」上下の額	
			確定:別表5-2「10[2]」上下正の額	
30	未納市町村民税 (均等割額を含む)	[1]	別表5-2「12.13[1]」の正の額	
		[2]	別表5-2「12.13[3]～[5]」上下正の額＋「14[3]～[5]」上下の額	
		[3]	中間:別表5-2「14[2]」	
			確定:別表5-2「15[2]」上下正の額	
31[1]～[4]	差引合計額		1～30の[1]～[4]の縦計	別表3-1[11]
33	資本準備金	[1]	会計調(F3):[611～617]資本準備金	
			手入力	
32～35[4]	差引翌期首現在資本金等の額 [1]-[2]+[3]		[1]-[2]+[3]	
36[1]～[4]	差引合計額		32～35の[1]～[4]の縦計	別表14-2[10]

＊「31[4]・「36[4]」の金額

[511] 別表５－１付表 種類資本金額の計算に関する明細書

他表への転記はありません。

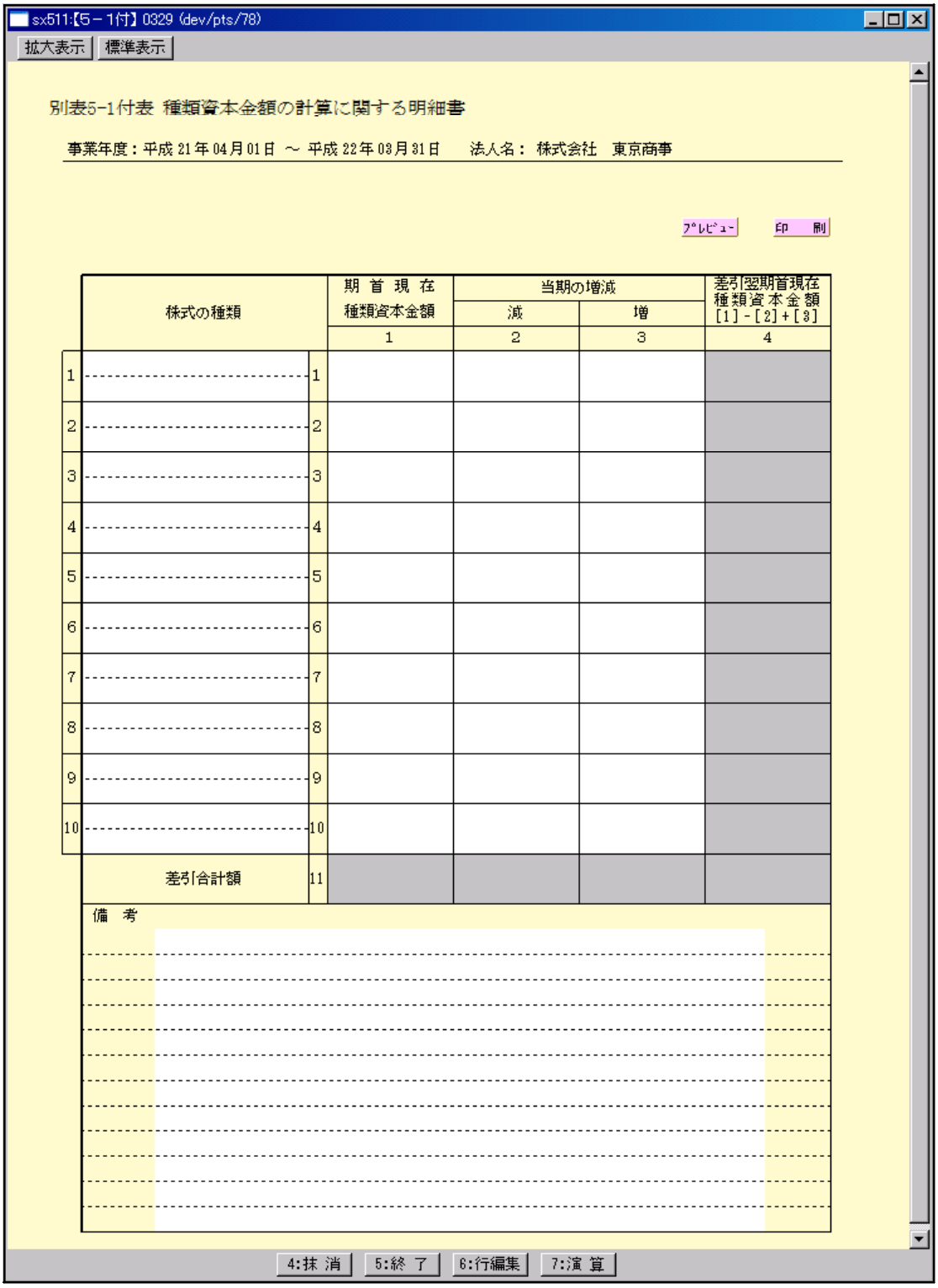

項目名	文字数
株式の種類	漢字13文字
備　　考	漢字38文字

各行[4]=[1]-[2]+[3]
　*[11]=[1]～[10]の縦計

[52]別表5-2 租税公課の納付状況等に関する明細書

別表5-2は法人税・地方税の利子割の税額を表示し、各税額を別表5-1へ転記します。
中間の時は、確定金額は自動計算しません。

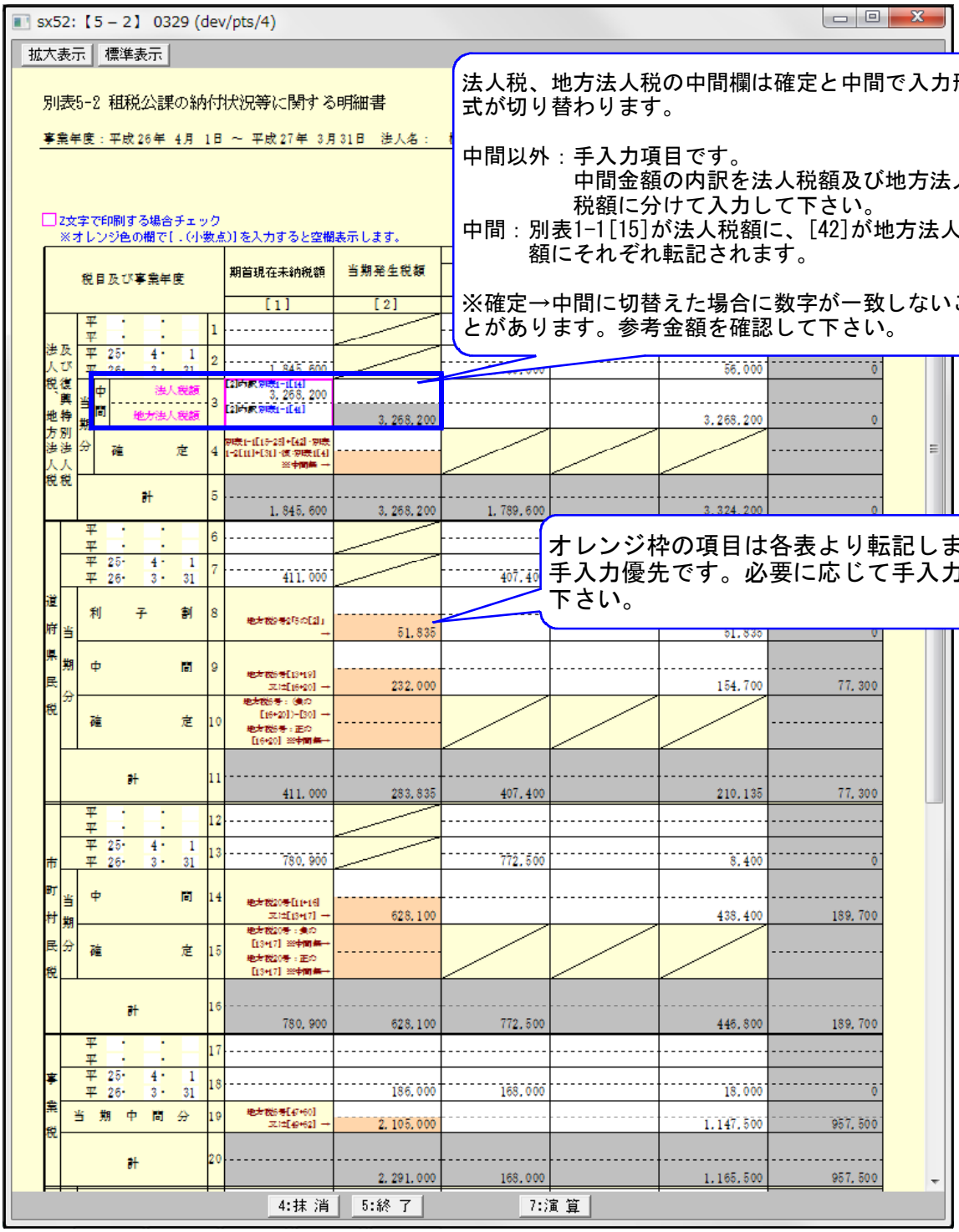

法人税、地方法人税の中間欄は確定と中間で入力形式が切り替わります。

中間以外：手入力項目です。
中間金額の内訳を法人税額及び地方法人税額に分けて入力して下さい。
中間：別表1-1[15]が法人税額に、[42]が地方法人税額にそれぞれ転記されます。

※確定→中間に切替えた場合に数字が一致しないことがあります。参考金額を確認して下さい。

オレンジ枠の項目は各表より転記しますが手入力優先です。必要に応じて手入力して下さい。

※別表5-1への転記は、正の金額の場合は未納法人税等[28～30]に集計され、負の金額の場合は未収還付等[23～25]へ集計するようになっております。

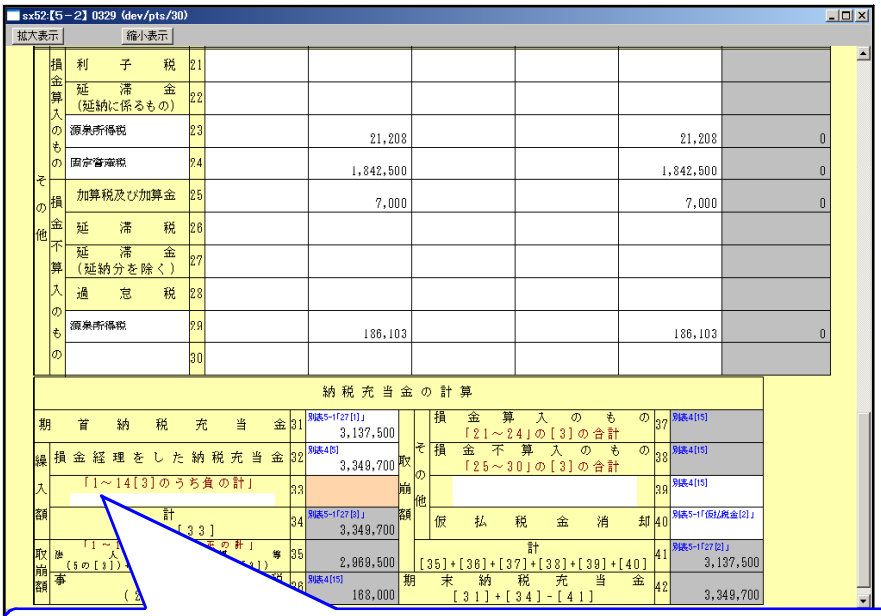

項目名	文字数
税目等	漢字10文字
33欄	漢字16文字
39欄	漢字14文字

[33]に金額が入った場合「還付法人税等」を表示します。（訂正可）

【確定・修正確定・修正中間の時】

中間法人税額
中間地方法人税額は手入力となります。

【中間の時】別表1-1より転記します。

法人税額
地方法人税額を別表１－１より転記

※ 注意 ※
中間→確定の場合に中間で自動計算した結果が残ります。
「3[2]内書き」が中間納付額と一致しているか確認して下さい。

別表5-2　租税公課の納付状況等に関する明細書

基本情報より 普通・公益・協同かで転記が変わる。 中間、修正中間の時は0 地方税6号　20号							
	項目名			計算式		転記元	転記先
法人税、地方法人税及び復興特別法人税							
1[1]	事業年度:期首現在未納税額			上下手入力			
1[3]	事業年度:充当金取崩による納付			上下手入力			
1[4]	事業年度:仮払経理による納付			上下手入力			
1[5]	事業年度:損金経理による納付			上下手入力			
1[6]	事業年度:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]			1:上下[1]-[3]-[4]-[5] 各上下			
2[1]	事業年度:期首現在未納税額			上下手入力			
2[3]	事業年度:充当金取崩による納付			上下手入力			
2[4]	事業年度:仮払経理による納付			上下手入力			
2[5]	事業年度:損金経理による納付			上下手入力			
2[6]	事業年度:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]			2:上下[1]-[3]-[4]-[5] 各上下			
確定申告の場合・修正確定・修正中間の場合							
中間	法人税額	コメント	[2]内訳 別表1-1[14]	手入力	※100円未満切捨		別表1-1[14]
	地方法人税額	コメント	[2]内訳 別表1-1[41]	手入力	※100円未満切捨		別表1-1[41]
	3[2]	当期発生税額		[2]内訳:法人税額＋[2]内訳:地方法人税額			5-1「28[3]中間」
中間の場合							
中間	法人税額	コメント	[2]内訳 別表1-1[15]	別表1-1[15]より転記	手入力不可	別表1-1[15]	
	地方法人税額	コメント	[2]内訳 別表1-1[42]	別表1-1[42]より転記	手入力不可	別表1-1[42]	
	3[2]	当期発生税額		[2]内訳:法人税額＋[2]内訳:地方法人税額 ※手入力可(オレンジ)			5-1「28[3]中間」
3[3]	中間:充当金取崩による納付			上下手入力			
3[4]	中間:仮払経理による納付			上下手入力			
3[5]	中間:損金経理による納付			上下手入力			
3[6]	中間:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]			3:[2]-[3]-[4]-[5]各上下			
4[2]上段	確定:当期発生税額			手入力			正の額なら別表5-1「28[3]確定」 負の額なら別表5-1未収還付法人税[3]
4[2]				普通法人1-1の場合 別表1-1[15]-[25]+[42]-[43]+復:別表1[4]	※確定、修正確定の場合、計算 ※中間・修正中間の場合、自動計算クリア	別表1-1[15]-[25]+[42]-[43] 復:別表1[4]	
				公益・協同1-2の場合 別表1-2[11]+[31]+復:別表1[4]	※手入力優先	別表1-2[11]+[31] 復:別表1[4]	
4[6]	確定:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]			4:[2]各上下			
5[1]	計:期首現在未納税額			(1)+(2) ※[1]縦計　各上下			別表5-1「28[1]」
5[2]	計:当期発生税額			(3)+(4) ※[2]縦計　各上下			別表5-1「28[2]」
5[3]	計:充当金取崩による納付			(1)+(2)+(3) ※[3]縦計　各上下			別表5-1「28[2]」
5[4]	計:仮払経理による納付			(1)+(2)+(3) ※[4]縦計　各上下			別表5-1「28[2]」 別表4[2]
5[5]	計:損金経理による納付			(1)+(2)+(3) ※[5]縦計　各上下			別表5-1「28[2]」 別表4[2]
5[6]	計:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]			(1)+(2)+(3)+(4) ※[6]縦計　各上下			
道府県民税							
6[1]	事業年度:期首現在未納税額			上下手入力			
6[3]	事業年度:充当金取崩による納付			上下手入力			
6[4]	事業年度:仮払経理による納付			上下手入力			
6[5]	事業年度:損金経理による納付			上下手入力			
6[6]	事業年度:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]			6:上下[1]-[3]-[4]-[5] 各上下			
7[1]	事業年度:期首現在未納税額			上下手入力			
7[3]	事業年度:充当金取崩による納付			上下手入力			
7[4]	事業年度:仮払経理による納付			上下手入力			
7[5]	事業年度:損金経理による納付			上下手入力			
7[6]	事業年度:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]			7:上下[1]-[3]-[4]-[5] 各上下			
8[2]上段	利子割:当期発生税額			手入力			
8[2]				地方税9号の2「5の[2]」より転記		地9号の2「5の[2]」	別表5-1「29[3]」中間
8[3]	利子割:充当金取崩による納付			上下手入力			別表4[4]
8[4]	利子割:仮払経理による納付			上下手入力			別表4[4]
8[5]	利子割:損金経理による納付			上下手入力			
8[6]	利子割:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]			8:[2]-[3]-[4]-[5]各上下			

	項目名	計算式		転記元	転記先
9[2]上段	中間:当期発生税額	手入力			
9[2]		確定・修正確定の場合 地方税6号 [13]+[19] 中間・修正中間の場合 地方税6号 [16]+[20]	※手入力優先 ※公益法人・協同組合の場合、自動計算クリア	地方税6号 [13]+[19]又は 地方税6号 [16]+[20]	別表5-1「29[3]」中間
9[3]	中間:充当金取崩による納付	上下手入力			
9[4]	中間:仮払経理による納付	上下手入力			
9[5]	中間:損金経理による納付	上下手入力			
9[6]	中間:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	9:[2]-[3]-[4]-[5]			
10[2]上段	確定:当期発生税額	地6号:負の[16+20]-[30]	※手入力優先 ※中間・修正中間の場合、自動計算クリア	地6号:負 [16+20]-[30]	正の額別表5-1「29[3]」確定 負の額:未収還付道府県民税[3]
10[2]		地6号:正の[16]+[20]		地6号:正 [16]+[20]	
10[6]	確定:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	10:[2]各上下			
11[1]	計:期首現在未納税額	(6)+(7) ※[1]縦計 各上下			別表5-1「29[1]」
11[2]	計:当期発生税額	(8)+(9)+(10) ※[2]縦計 各上下			
11[3]	計:充当金取崩による納付	(6)+(7)+(8)+(9) ※[3]縦計 各上下			別表5-1「29[2]」
11[4]	計:仮払経理による納付	(6)+(7)+(8)+(9) ※[4]縦計 各上下			別表5-1「29[2]」 別表4[3]
11[5]	計:損金経理による納付	(6)+(7)+(8)+(9) ※[5]縦計 各上下			別表5-1「29[2]」 別表4[3]
11[6]	計:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	(6)+(7)+(8)+(9)+(10) ※[6]縦計 各上下			
12[1]	事業年度:期首現在未納税額	上下手入力			
12[3]	事業年度:充当金取崩による納付	上下手入力			
12[4]	事業年度:仮払経理による納付	上下手入力			
12[5]	事業年度:損金経理による納付	上下手入力			
12[6]	事業年度:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	12:上下[1]-[3]-[4]-[5]各上下			
13[1]	事業年度:期首現在未納税額	上下手入力			
13[3]	事業年度:充当金取崩による納付	上下手入力			
13[4]	事業年度:仮払経理による納付	上下手入力			
13[5]	事業年度:損金経理による納付	上下手入力			
13[6]	事業年度:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	13:上下[1]-[3]-[4]-[5]各上下			
14[2]上段	中間:当期発生税額	手入力			
14[2]		確定・修正確定の場合 地方税20号 [11]+[16] 中間・修正中間の場合 地方税20号 [13]+[17]	※手入力優先 ※公益法人・協同組合の場合、自動計算クリア	地方税20号 [11]+[16] 地方税20号 [13]+[17]	別表5-1「30[3]」中間
14[3]	中間:充当金取崩による納付	上下手入力			
14[4]	中間:仮払経理による納付	上下手入力			
14[5]	中間:損金経理による納付	上下手入力			
14[6]	中間:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	14:[2]-[3]-[4]-[5]			
15[2]上段	確定:当期発生税額	地20号:負の[13]+[17]	※手入力優先 ※中間・修正中間の場合、自動計算クリア	地20号:負の [13]+[17]	正の額別表5-1「30[3]」確定 負の額:未収還付市町村民税[3]
15[2]	確定:当期発生税額	地20号:正の[13]+[17]		地20号:正の [13]+[17]	
15[6]	確定:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	15:[2]各上下			
16[1]	計:期首現在未納税額	(12)+(13) ※[1]縦計 各上下			別表5-1「30[1]」
16[2]	計:当期発生税額	(14)+(15) ※[2]縦計 各上下			
16[3]	計:充当金取崩による納付	(12)+(13)+(14) ※[3]縦計 各上下			別表5-1「30[2]」
16[4]	計:仮払経理による納付	(12)+(13)+(14) ※[4]縦計 各上下			別表5-1「30[2]」 別表4[3]
16[5]	計:損金経理による納付	(12)+(13)+(14) ※[5]縦計 各上下			別表5-1「30[2]」 別表4[3]
16[6]	計:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	(12)+(13)+(14)+(15) ※[6]縦計 各上下			
17[1]	事業年度:期首現在未納税額	上下手入力			
17[2]	事業年度:当期発生税額	上下手入力			
17[3]	事業年度:充当金取崩による納付	上下手入力			
17[4]	事業年度:仮払経理による納付	上下手入力			
17[5]	事業年度:損金経理による納付	上下手入力			
17[6]	事業年度:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	17:上下[1]+[2]-[3]-[4]-[5]各上下			

	項目名	計算式		転記元	転記先
18[1]	事業年度:期首現在未納税額	上下手入力			
18[2]	事業年度:当期発生税額	上下手入力			
18[3]	事業年度:充当金取崩による納付	上下手入力			
18[4]	事業年度:仮払経理による納付	上下手入力			
18[5]	事業年度:損金経理による納付	上下手入力			
18[6]	事業年度:期末現在未納税額 [1]+[2]−[3]−[4]−[5]	18:上下[1]+[2]−[3]− [4]−[5]各上下			
19[2]上段	当期中間:当期発生税額	手入力			
19[2]		確定・修正確定の場合 地方税6号 [47]+[60]	※手入力優先 ※公益法人・協同組合の場合、自動計算クリア	地方税6号 [47]+[60]	
		中間・修正中間の場合 地方税6号 [49]+[62]		地方税6号 [49]+[62]	
19[3]	当期中間:充当金取崩による納付	上下手入力			
19[4]	当期中間:仮払経理による納付	上下手入力			
19[5]	当期中間:損金経理による納付	上下手入力			
19[6]	確定:期末現在未納税額 [1]+[2]−[3]−[4]−[5]	19:[2]−[3]−[4]−[5]各 上下			
20[1]	計:期首現在未納税額	(17)+(18) ※[1]縦計 各上下			
20[2]	計:当期発生税額	(17)+(18)+(19) ※[2]縦計 各上下			
20[3]	計:充当金取崩による納付	(17)+(18)+(19) ※[3]縦計 各上下			
20[4]	計:仮払経理による納付	(17)+(18)+(19) ※[4]縦計 各上下			
20[5]	計:損金経理による納付	(17)+(18)+(19) ※[5]縦計 各上下			
20[6]	計:期末現在未納税額 [1]+[2]−[3]−[4]−[5]	(17)+(18)+(19) ※[6]縦計 各上下			
21[1]	利子税:期首現在未納税額	上下手入力			
21[2]	利子税:当期発生税額	上下手入力			
21[3]	利子税:充当金取崩による納付	上下手入力			
21[4]	利子税:仮払経理による納付	上下手入力			
21[5]	利子税:損金経理による納付	上下手入力			
21[6]	利子税:期末現在未納税額 [1]+[2]−[3]−[4]−[5]	21:上下[1]+[2]−[3]− [4]−[5]各上下			
22[1]	延滞金:期首現在未納税額	上下手入力			
22[2]	延滞金:当期発生税額	上下手入力			
22[3]	延滞金:充当金取崩による納付	上下手入力			
22[4]	延滞金:仮払経理による納付	上下手入力			
22[5]	延滞金:損金経理による納付	上下手入力			
22[6]	延滞金:期末現在未納税額 [1]+[2]−[3]−[4]−[5]	22:上下[1]+[2]−[3]− [4]−[5]各上下			
23[1]	期首現在未納税額	上下手入力			
23[2]	当期発生税額	上下手入力			
23[3]	充当金取崩による納付	上下手入力			
23[4]	仮払経理による納付	上下手入力			
23[5]	損金経理による納付	上下手入力			
23[6]	期末現在未納税額 [1]+[2]−[3]−[4]−[5]	23:上下[1]+[2]−[3]− [4]−[5]各上下			
24[1]	期首現在未納税額	上下手入力			
24[2]	当期発生税額	上下手入力			
24[3]	充当金取崩による納付	上下手入力			
24[4]	仮払経理による納付	上下手入力			
24[5]	損金経理による納付	上下手入力			
24[6]	期末現在未納税額 [1]+[2]−[3]−[4]−[5]	24:上下[1]+[2]−[3]− [4]−[5]各上下			
25[1]	加算等:期首現在未納税額	上下手入力			
25[2]	加算等:当期発生税額	上下手入力			
25[3]	加算等:充当金取崩による納付	上下手入力			
25[4]	加算等:仮払経理による納付	上下手入力			
25[5]	加算等:損金経理による納付	上下手入力			
25[6]	加算等:期末現在未納税額 [1]+[2]−[3]−[4]−[5]	25:上下[1]+[2]−[3]− [4]−[5]各上下			
26[1]	延滞税:期首現在未納税額	上下手入力			
26[2]	延滞税:当期発生税額	上下手入力			
26[3]	延滞税:充当金取崩による納付	上下手入力			
26[4]	延滞税:仮払経理による納付	上下手入力			
26[5]	延滞税:損金経理による納付	上下手入力			
26[6]	延滞税:期末現在未納税額 [1]+[2]−[3]−[4]−[5]	26:上下[1]+[2]−[3]− [4]−[5]各上下			

	項目名	計算式		転記元	転記先
27[1]	延滞金:期首現在未納税額	上下手入力			
27[2]	延滞金:当期発生税額	上下手入力			
27[3]	延滞金:充当金取崩による納付	上下手入力			
27[4]	延滞金:仮払経理による納付	上下手入力			
27[5]	延滞金:損金経理による納付	上下手入力			
27[6]	延滞金:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	27:上下[1]+[2]-[3]-[4]-[5]各上下			
28[1]	過怠税:期首現在未納税額	上下手入力			
28[2]	過怠税:当期発生税額	上下手入力			
28[3]	過怠税:充当金取崩による納付	上下手入力			
28[4]	過怠税:仮払経理による納付	上下手入力			
28[5]	過怠税:損金経理による納付	上下手入力			
28[6]	過怠税:期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	28:上下[1]+[2]-[3]-[4]-[5]各上下			
29[1]	期首現在未納税額	上下手入力			
29[2]	当期発生税額	上下手入力			
29[3]	充当金取崩による納付	上下手入力			
29[4]	仮払経理による納付	上下手入力			
29[5]	損金経理による納付	上下手入力			
29[6]	期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	29:上下[1]+[2]-[3]-[4]-[5]各上下			
30[1]	期首現在未納税額	上下手入力			
30[2]	当期発生税額	上下手入力			
30[3]	充当金取崩による納付	上下手入力			
30[4]	仮払経理による納付	上下手入力			
30[5]	損金経理による納付	上下手入力			
30[6]	期末現在未納税額 [1]+[2]-[3]-[4]-[5]	30:上下[1]+[2]-[3]-[4]-[5]各上下			
31	期首納税充当金	手入力			別表5-1「27[1]」
32	損金経理をした納税充当金	手入力			別表4「5」
33	空欄(還付法人税等)　(手入力項目)	「1～14[3]」のうち負の計を×-1転記	※プラス表示します。 項目名は金額有りの時表示、手入力可能		
34	計　[32] + [33]	[32] + [33]			別表5-1「27[3]」
35	法人税額等 (5の[3])+(11の[3])+(16の[3])	「1～14[3]」のうち正の計を転記する			
36	事業税　(20の[3])	「20[3]」を転記			別表4[13]
37	損金算入のもの　「21～24」の[3]の合計	「21[3]」+「22[3]」+「23[3]」+「24[3]」			別表4[13]
38	損金不算入のもの　「25～30」の[3]の合計	「25[3]」+「26[3]」+「27[3]」+「28[3]」+「29[3]」+「30[3]」			別表4[13]
39	(手入力項目)				別表4[13]
40	仮払税金消却				別表5-1「仮払税金[2]」
41	計 [35]+[36]+[37]+[38]+[39]+[40]	[35]+[36]+[37]+[38]+[39]+[40]			別表5-1「27[2]」
42	期末納税充当金 [31]+[34]-[41]	[31]+[34]-[41]			

＊「5[6]下段」・「11[6]下段」「16[6]下段」・「20[6]下段」・[42]

[61]別表６－１ 所得税額の控除に関する明細書

公社債・利益配当・投資信託の区分を選択することにより、[2]～[4]の項目へ転記をします。
全行表示を押すことで、個別法・銘柄別簡便法全20行入力が可能です。
[17]欄は小数点以下第３位まで表示しますが、手入力優先となります。０でも0.000と表示します。※必要に応じて手入力して下さい。尚、電子申告では小数点以下は変換しません。

※復興別表２へ転記する為の「復興特別所得税額」の入力欄がありますが、復興特別法人税の申告がない場合には※欄には入力せず、[8]所得税額欄へ含めて入力して下さい。

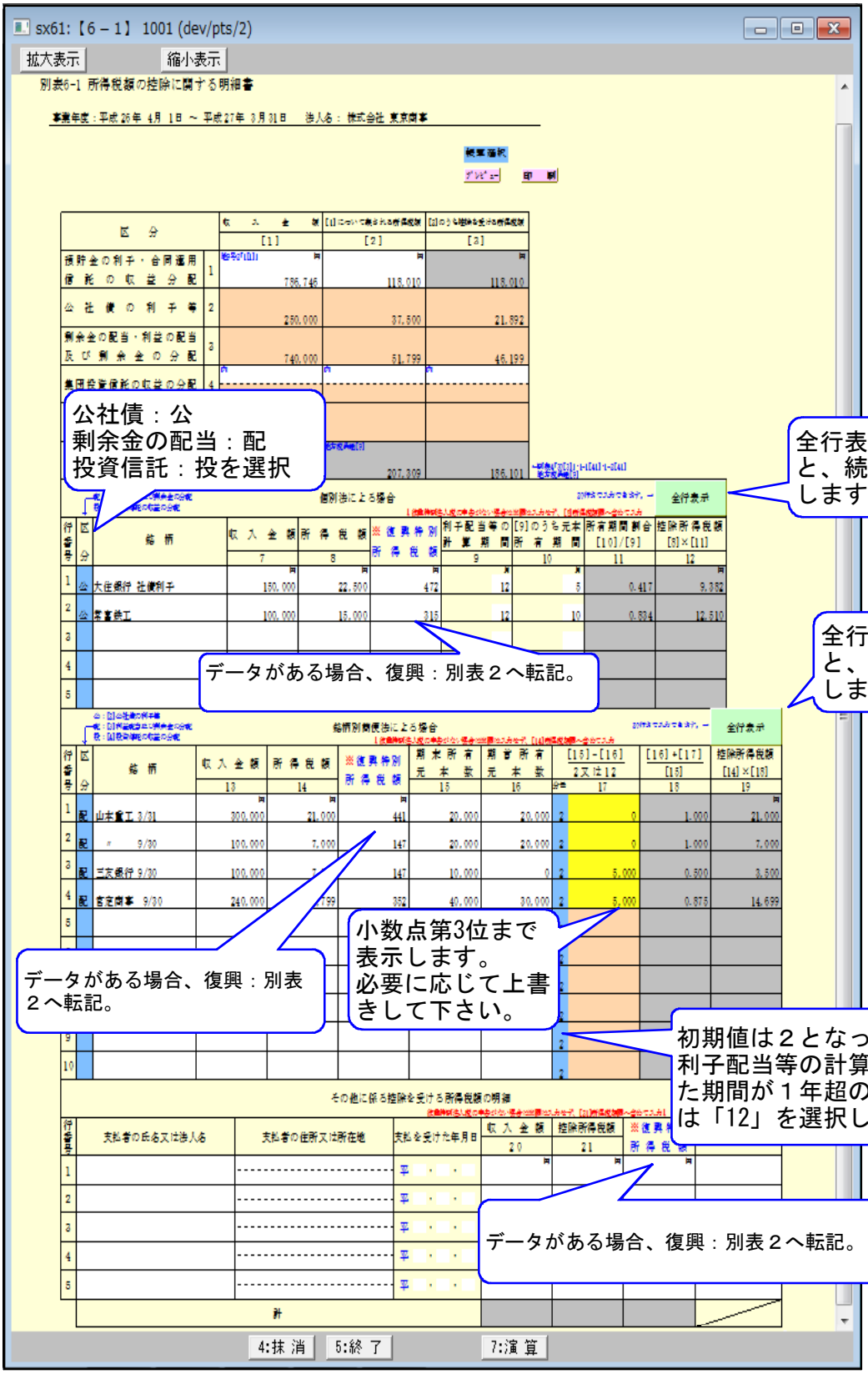

項目名		文字数
個別法による場合	銘柄	漢字14文字
銘柄簡便法による場合	銘柄	漢字10文字
その他	氏名	漢字16文字
〃	住所	漢字16文字
〃	参考	漢字 8文字
みなし配当金	法人名	漢字21文字

別表6-1　所得税額の控除に関する明細書

	項目名	計算式		転記元	転記先
1[1]	預貯金の利子・合同運用信託の収益分配:収入金額				地方税9号2「1[1]」
1[2]	預貯金の利子・合同運用信託の収益分配:[1]について課される所得税額				
1[3]	預貯金の利子・合同運用信託の収益分配:[2]のうち控除を受ける所得税額	「1[2]」を転記			
2[1]	公社債の利子等:収入金額	(7)・(13)の『公』の計			
2[2]	公社債の利子等:[1]について課される所得税額	(8)・(14)の『公』の計			
2[3]	公社債の利子等:[2]のうち控除を受ける所得税額	(12)・(19)の『公』の計			
3[1]	剰余金の配当・利益の配当・剰余金の分配:収入金額	(7)・(13)の『配』の計			
3[2]	剰余金の配当・利益の配当・剰余金の分配:[1]について課される所得税額	(8)・(14)の『配』の計			
3[3]	剰余金の配当・利益の配当・剰余金の分配:[2]のうち控除を受ける所得税額	(12)・(19)の『配』の計			
4[1]内書	下記内書				
4[1]	集団投資信託の収益の分配:収入金額	(7)・(13)の『投』の計			
4[2]内書	下記内書				
4[2]	集団投資信託の収益の分配[1]について課される所得税額	(8)・(14)の『投』の計			
4[3]内書	下記内書				
4[3]	集団投資信託の収益の分配:[2]のうち控除を受ける所得税額	(12)・(19)の『投』の計			
5[1]	その他:収入金額	(20)の計	※マイナスの時空欄		地方税9号の2「4[1]」
5[2]	その他:[1]について課される所得税額	(21)の計			
5[3]	その他:[2]のうち控除を受ける所得税額	「5[2]」の計			
*6[1]	計:収入金額	(1)～(5)[1]の縦計((4)内書きを除く)			
*6[2]	計:[1]について課される復興特別所得税額	(1)～(5)[2]の縦計((4)内書きを除く)			地方税共通情報[9]
*6[3]	計:[2]のうち控除を受ける所得税額	(1)～(5)[3]の縦計((4)内書きを除く)			別表4「30[3]」 1-1[16] 1-2[12] 地方税共通情報[9]
区分	個別法による場合(7)～(12)	公・配・投	※公:公社債の利子等 ※配:利益配当及び剰余金の分配 ※投:投資信託の収益の分配		
7	収入金額				
8	所得税額				
復興特別所得税額	個別法による場合		※データ有りの時、復興:別表2へ転記		
9	利子配当等の計算期間				
10	[9]のうち元本所有期間				
11	所有期間割合(10)/(9)	(10)÷(9)	※小数点以下3位未満切上げ ※(9)と(10)に両方ﾃﾞｰﾀ有の時計算		
12	控除所得税額(8)×(11)	(8)×(11)	※円未満切捨て ※(8)と(11)に両方ﾃﾞｰﾀ有の時計算		
区分	銘柄法による場合(13)～(19)	公・配・投	※公:公社債の利子等 ※配:利益配当及び剰余金の分配 ※投:投資信託の収益の分配		
13	収入金額				
14	所得税額				
復興特別所得税額	銘柄別簡便法による場合		※データ有りの時、復興:別表2へ転記		
15	期末所有元本数等				
16	期首所有元本数等				
17	(15)－(16) ／ 2又は12	2or12	※初期値2　計算のみ印刷無		
		((15)-(16))/2	※(15)又は(16)ﾃﾞｰﾀ有の時計算 ※小数点以下3位未満切捨て ※上書き優先		
		((15)-(16))/12	※ﾏｲﾅｽの時は0 ※小数点以下3位未満切捨て ※上書き優先		
		※電子申告変換時、小数点以下切捨てられます。			
18	所有元本割合((16)+(17))／(15)	((16)+(17))／(15)	※小数点以下3位未満切上げ ※1を超える場合は1とする ※(15)が0又は空欄なら計算無		
19	控除を受ける所得税額　(14)×(18)	(14)×(18)	※円未満切捨て		
20計	その他の所得税額の明細:収入金額	(20)の縦計			
*21計	その他の所得税額の明細:控除所得税額	(21)の縦計			
復興特別所得税額	その他に係る控除を受ける所得税額の明細書		※データ有りの時、復興:別表2へ転記		

*続表[7]～[19]銘柄

[2]復興税 別表２ 復興特別所得税額の控除に関する明細書

『個別法による場合』『銘柄別簡便法による場合』『その他に係る控除を受ける復興特別所得税額』の各項目の入力は、[61]別表６－１で行います。
[61]別表６－１の「復興特別所得税額」欄にデータがあるものを[2]復興税 別表２へ転記します。

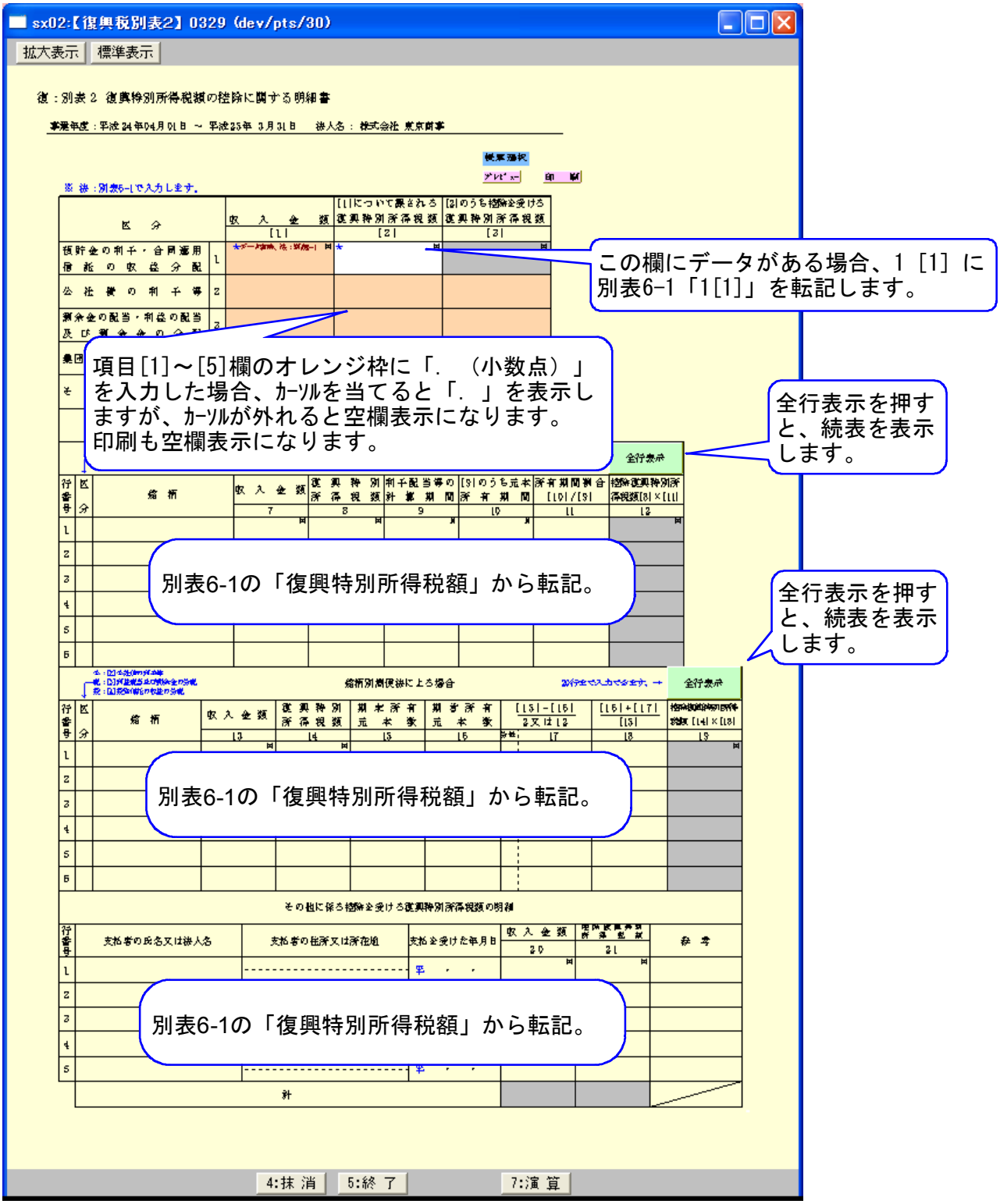

復興:別表2　復興特別所得税額の控除に関する明細書

	項目名	計算式		転記元	転記先
1[1]	預貯金の利子・合同運用信託の収益分配:収入金額	別表6-1「1[1]」を転記	※「1[2]」ﾃﾞｰﾀ有の時、転記		
1[2]	預貯金の利子・合同運用信託の収益分配:[1]について課される復興特別所得税額				
1[3]	預貯金の利子・合同運用信託の収益分配:[2]のうち控除を受ける復興特別所得税額	「1[2]」を転記			
2[1]	公社債の利子等:収入金額	(7)・(13)の『公』の計			
2[2]	公社債の利子等:[1]について課される復興特別所得税額	(8)・(14)の『公』の計			
2[3]	公社債の利子等:[2]のうち控除を受ける復興特別所得税額	(12)・(19)の『公』の計			
3[1]	剰余金の配当・利益の配当・剰余金の分配:収入金額	(7)・(13)の『配』の計			
3[2]	剰余金の配当・利益の配当・剰余金の分配:[1]について課される復興特別所得税額	(8)・(14)の『配』の計			
3[3]	剰余金の配当・利益の配当・剰余金の分配:[2]のうち控除を受ける復興特別所得税額	(12)・(19)の『配』の計			
4[1]	集団投資信託の収益の分配:収入金額	(7)・(13)の『投』の計			
4[2]	集団投資信託の収益の分配:[1]について課される復興特別所得税額	(8)・(14)の『投』の計			
4[3]	集団投資信託の収益の分配:[2]のうち控除を受ける復興特別所得税額	(12)・(19)の『投』の計			
5[1]	その他:収入金額	(20)の計	※マイナスの時空欄		
5[2]	その他:[1]について課される復興特別所得税額	(21)の計			
5[3]	その他:[2]のうち控除を受ける復興特別所得税額	「5[2]」を転記			
*6[1]	計:収入金額	(1)～(5)[1]の縦計			
*6[2]	計:[1]について課される復興特別所得税額	(1)～(5)[2]の縦計			地方共通情報[9]
*6[3]	計:[2]のうち控除を受ける復興特別所得税額	(1)～(5)[3]の縦計			別表4「31[3]」 地方共通情報[9]
区分	個別法による場合(7)～(12)	公:公社債 配:配当 投:投資信託			
7	収入金額		※別表6-1「復興特別所得税額」にデータがあるものを転記		
8	復興特別所得税額				
9	利子配当等の計算期間				
10	[9]のうち元本所有期間				
11	所有期間割合(10)/(9)				
12	控除復興特別所得税額(8)×(11)	(8)×(11)	※円未満切捨て		
区分	銘柄別簡便法による場合(13)～(19)	公:公社債 配:配当 投:投資信託			
13	収入金額		※別表6-1「復興特別所得税額」にデータがあるものを転記		
14	復興特別所得税額				
15	期末所有元本数				
16	期首所有元本数				
17	(15)－(16) ／ 2又は12				
18	所有元本割合((16)+(17))／(15)				
19	控除復興特別所得税額 (14)×(18)	(14)×(18)	※円未満切捨て		
	支払者の氏名又は法人名		※別表6-1「復興特別所得税額」にデータがあるものを転記		
	支払者の住所又は所在地				
	支払を受けた年月日				
20	収入金額				
21	控除復興特別所得税額				
	参考				
20計	収入金額	(20)の縦計			
*21計	控除復興特別所得税額	(21)の縦計			

*続表(個別)区分を除く全て・(簡便)区分・分母を除く全て

[71] 別表７－１　欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

青色欠損の場合、期首日より７年又は９年以上のデータの入力があった場合は削除します。
当期控除額、翌期繰越額を自動計算しますが、手入力を選択した場合はオレンジ枠へ手入力して下さい。
手入力の場合のみ、区分欄の青色欠損、連結みなし欠損、災害損失を選択して下さい。

項目名	文字数
災害の種類	漢字13文字

別表7-1　欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

				転記元	転記先
基本情報より 青色・白色区分で計算が替わります。					
	項目名	計算式		転記元	転記先
※基本情報が青色であれば、画面に「※青色申告です。～」メッセージ表示します。 □手入力も可能です。					
※基本情報が白色であれば、□手入力にチェックが付きます。					
区分	基本情報が青色であれば ・青色欠損にチェックが付きます。それ以外の項目はチェック不可 ・当期控除額は自動計算(※手入力不可) ・事業年度のﾁｪｯｸをし、7年まで繰越8年目以降の繰越削除又は9年目まで繰越10年目以降削除 □手入力の場合 ・基本情報が白色の場合は、□手入力にチェックが自動的に付きます。※チェックは外せません。 ・当期控除額は手入力　※上書き項目に直接手入力して下さい。 ・事業年度等の7年または9年の繰越処理はありません。			基本情報:青色・白色区分	
1	控除前所得金額 別表4「37[1]」-別表7-2[9]又は[21]	別表4「37[1]」-別表7-2[9]又は別表7-2[21] ※上記結果が0又はマイナスなら空欄 ※上記結果がプラスの場合に控除額計算		別4「37[1]」-別7-2(9)(21)	
2	所得金額控除限度額　[1]×50、65、80、100/100	普通法人　資本金≦1億円(非中小法人ﾁｪｯｸ無)又は公益法人・協同組合 [1]×100/100	※『50、65、80又は』を打ち消す		
		普通法人　資本金>1億円又は非中小法人 自年月日が平成27.3.31以前開始の場合 □大法人～ﾁｪｯｸ不可 [1]×**80**/100	※円未満切り捨て ※『50、65』及び『又は100』を打ち消す		
		自年月日が平成27.4.1～29.3.31の場合 □大法人～ﾁｪｯｸ可 [1]×**65**/100	※円未満切り捨て ※『50、』及び『、80又は100』を打ち消す		
		※□大法人～ﾁｪｯｸ有り時、[1]×100/100で計算。『50、65、80又は』を打ち消す			
		自年月日が平成29.4.1以後開始～の場合 □大法人～ﾁｪｯｸ可 [1]×**50**/100	※円未満切り捨て ※『65、80又は100』を打ち消す		
		※□大法人～ﾁｪｯｸ有り時、[1]×100/100で計算。『50、65、80又は』を打ち消す			
事業年度	青色場合	[1～9]行目の欠損金が生じた事業年度の至年月日:H20.3.31以前の場合 基本情報登録の事業年度と比べて－8年であればクリア 基本情報登録の事業年度と比べて－7年であれば翌期繰越額は0			
		[1～9]行目の欠損金が生じた事業年度の至年月日:H20.4.1以後の場合 基本情報登録の事業年度と比べて－10年であればクリア 基本情報登録の事業年度と比べて－9年であれば翌期繰越額は0			
	手入力の場合	事業年度のチェックは無			
	※[1～9]行目の年月日の転記はありません。-手入力して下さい。				
3	控除未済欠損金額				
○青色欠損の場合					
4	当期控除額	当期控除([2]所得金額控除限度額)を限度として計算	[3]≧[2] [2]		
			[3]＜[2] (3)の金額 ※[2]－(3)のあまりを取っておく(※残りの[2])		
			次行以降は、残りの[2]と比べて上記計算に当てはめ計算 ※上書き項目に手入力不可		
5	翌期繰越額(3)-(4)	1行目は計算無			
		[2～9]行目の欠損金が生じた事業年度の至年月日:H20.3.31以前の場合 事業年度－7年であれば翌期繰越額は0とする 事業年度－6年以前であれば(3)-(4)			
		[2～9]行目の欠損金が生じた事業年度の至年月日:H20.4.1以後の場合 事業年度－9年であれば翌期繰越額は0とする 事業年度－8年以前であれば(3)-(4)			
		※上書き項目に手入力不可			
○手入力の場合　※別表7-3「15」の場合は手入力を選択して下さい。					
4	当期控除額	手入力			
5	翌期繰越額(3)-(4)	(3)-(4)	※手入力可		
計	※青色欠損・手入力共に	(3)～(5)縦計	※手入力可		2:別表4「38[3]」 2:別表1-1(30) 2:別表1-2(25) 2:別表3-1(23)
当期分					
*	欠損金額　別表4「47[1]」	別表4「47[1]」がマイナスならば×－1転記		別表4「47[1]」	
*	災害損失金(13)[3]	「13[3]」より転記	※青色は空欄		
*	災害損失金(13)[5]	災害欠損[3]	※青色は空欄 ※中間・修正中間空欄		
*	青色欠損金	上記欠損金額より転記	※白色の時は空欄		
	青色欠損金	手入力	※白色の時はクリア		
	青色欠損金	青色欠損:[3]-[4]	※中間・修正中間の時空欄		
	合計	青色欠損:(5)縦計	※[5]の計+当期分災害損失金[5]+当期分の青色欠損金[5]		3:別表1-1(31) 3:別表1-2(26)

	項目名	計算式		転記元	転記先
災害により生じた損失の額の計算		※基本情報青色の場合は「入力できない」ﾒｯｾｰｼﾞ表示 (青色の場合(6～13)はクリア)		基本情報:白色	
6[3]	当期の欠損金額別表4「47[1]」	別表4「47[1]」がマイナスならば×－1転記		別表4「47[1]」	
7[1]	資産の滅失等により生じた損失の額:	手入力			
7[2]	資産の滅失等により生じた損失の額:	手入力			
7[3]	資産の滅失等により生じた損失の額:	「7[1]」+「7[2]」			
8[1]	被害資産の原状回復の為の費用:棚	手入力			
8[2]	被害資産の原状回復の為の費用:固	手入力			
8[3]	被害資産の原状回復の為の費用:計	「8[1]」+「8[2]」			
9[1]	被害の拡大又は発生防止のための費用の額:棚卸資産	手入力			
9[2]	被害の拡大又は発生防止のための費用の額:固定資産	手入力			
9[3]	被害の拡大又は発生防止のための費用の額:計[1]+[2]	「9[1]」+「9[2]」			
10[1]	計[7]+[8]+[9]:棚卸資産	「7[1]」+「8[1]」+「9[1]」			
10[2]	計[7]+[8]+[9]:固定資産	「7[2]」+「8[2]」+「9[2]」			
10[3]	計[7]+[8]+[9]:計[1]+[2]	「10[1]」+「10[2]」			
11[1]	保険金又は損害賠償金等の額:棚卸	手入力			
11[2]	保険金又は損害賠償金等の額:固定	手入力			
11[3]	保険金又は損害賠償金等の	「11[1]」+「11[2]」			
12[1]	差引資産により生じた損失の額(10)-(11):棚卸資産	「10[1]」-「11[1]」	※ﾏｲﾅｽの時0		
12[2]	差引資産により生じた損失の額(10)-(11):固定資産	「10[2]」-「11[2]」	※ﾏｲﾅｽの時0		
12[3]	差引資産により生じた損失の額(10)-(11)[1]+[2]	「12[1]」+「12[2]」			
13[3]	繰越控除の対象となる損失の額((6の[3])と(12の[3])のうち少ない金額)	(6の[3])と(12の[3])のうち少ない金額	※(12)の[3]の金額無の時計算無		
欄外:別表7-2					
青色欠損以外の欠損金を優先して控除する場合の当期控除額					
	別表7-2[9]又は[21]の金額	手入力			別表1-1(30) 別表1-2(25) 別表4「38[3]」 別表3-1(23) 7-1[1]
青色欠損金の繰越額を優先して控除する場合の当期控除額					
	別表7-3[10]	手入力			別表1-1(30) 別表1-2(25) 別表4「38[3]」 別表3-1(23) 7-1[1]

[81] 別表8-1･8-1付表　受取配当等の益金不算入に関する明細書及び受取配当等の額の明細書

別表８－１と８－１の付表を同時に作成します。
計算の選択は、次の３つから行います。
　〇有利な方法　〇当年度実績による方法　〇基準年度の割合による方法
　　※初期設定は【有利な方法】になっています。

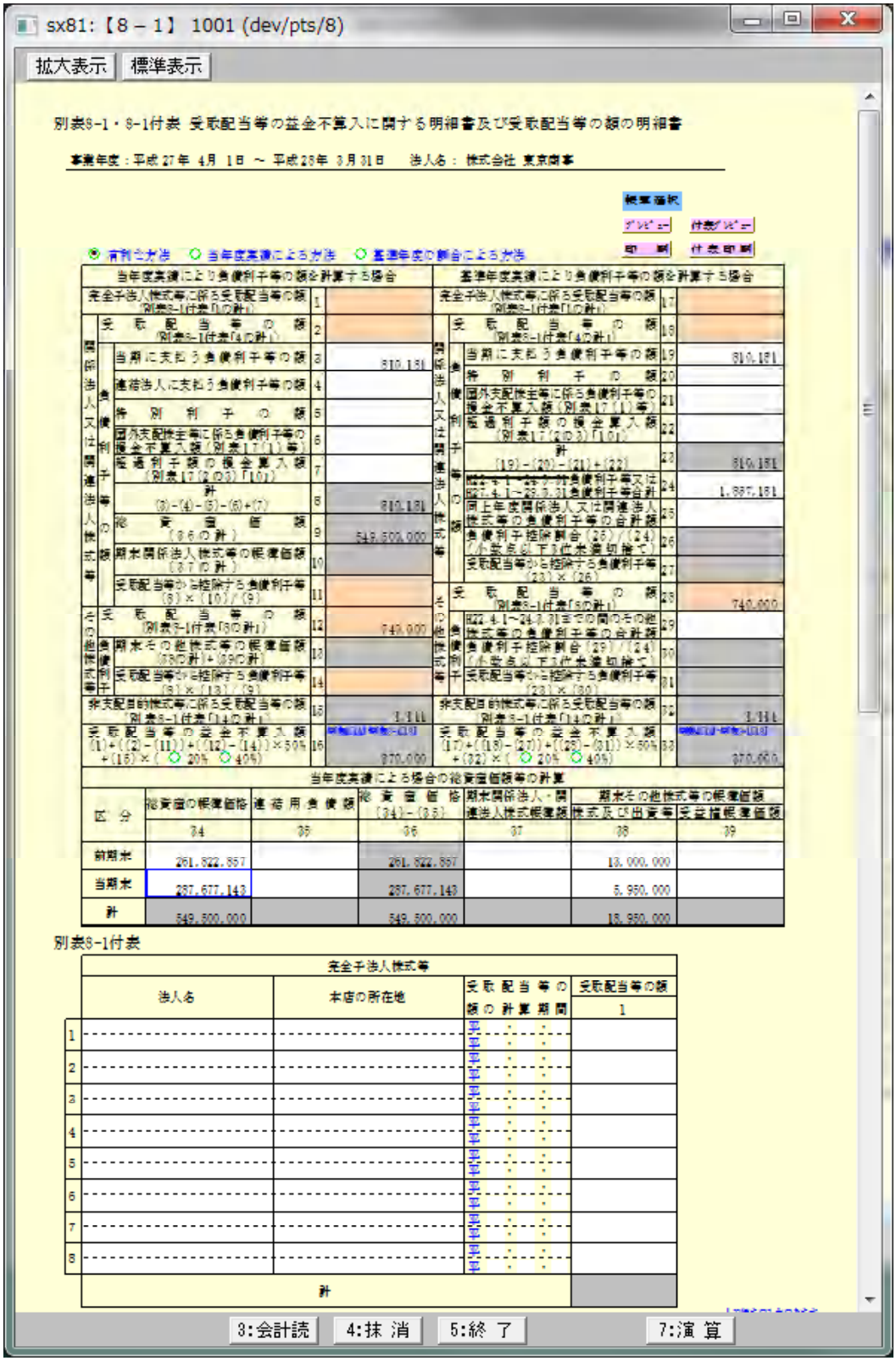

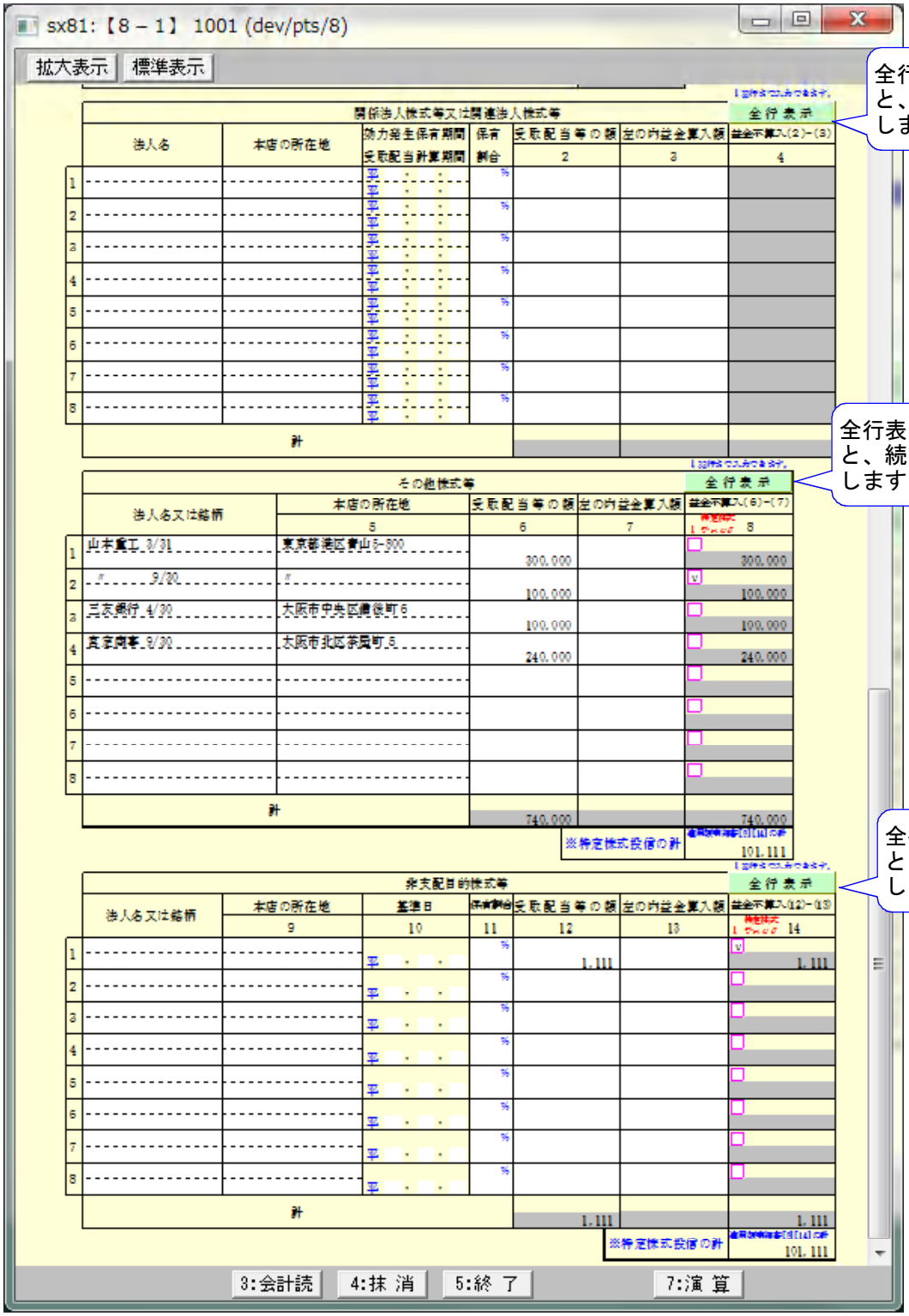

全行表示を押すと、続表を表示します。

全行表示を押すと、続表を表示します。

全行表示を押すと、続表を表示します。

項　目　名		文 字 数
連結法人等	法人名	漢字28文字
〃	所在地	漢字28文字
関係法人等	法人名	漢字20文字
〃	所在地	漢字20文字
その他	法人名	漢字28文字
〃	所在地	漢字28文字
非支配目的	法人名	漢字20文字
	所在地	漢字20文字

別表8-1・8-1付表 受取配当等の益金不算入に関する明細書及び受取配当等の額の明細書

				転記元	転記先
※有利な方法・当年度実績による方法・基準年度の割合による方法で計算が分かれます。					
	当年度実績による方法 を選択した場合	(1～16)で計算　※17～33入力不可			
	基準年度の割合による方法 を選択した場合	(17～33)で計算　※1～16.34～39入力不可			
	有利な方法とした場合は	(1～16)又は(17～33)で計算し、(16)又は(33)のいずれか大きい金額を別表4「14[3]」及び別表3-1(19)へ転記します。			
	項目名	計算式		転記元	転記先
有利な方法 を選択した場合		(1～15)又は(16～31)で計算し、(15)又は(31)のいずれか大きい金額を別表4「14[3]」及び別表3-1(19)へ転記します。			
当年度実績による方法 を選択した場合		(1～16)で計算　※17～33入力不可			
1	完全子法人株式等に係る受取配当等の額(別表8-1付表「1の計」)	別表8-1付表「1の計の転記		8-1付表「1の計」	
2	受取配当等の金額(別表8-1付表「4の計」)	別表8-1付表「4の計」の転記		8-1付表「4の計」	
3	当期に支払う負債利子等の額	手入力			
4	連結法人に支払う負債利子等の額	手入力			
5	特別利子の額	手入力	※自年月日がH27.4.1以後の場合はｸﾘｱ		
6	国外支配株主等に係る負債利子等の損金不算入額(別表17(1)等)	手入力			
7	3(10))	手入力			
8	計(3)-(4)-(5)-(6)+(7)	(3)-(4)-(5)-(6)+(7)			
9	総資産価額(36の計)	(36の計)転記			
10	期末関係法人株式等の帳簿価額(37の計)	(37の計)転記			
11	受取配当等から控除する負債利子等 (8)×(10)÷(9)	(10)+(13)>(9)の場合			
		(8)×(10)÷((10)+(13))	※円未満切捨て ※ﾏｲﾅｽの場合は0 ※[8]、[9]、[10]のいずれか空欄の場合は、空欄		
		上記以外			
		(8)×((10)÷(9))	※円未満切捨て ※ﾏｲﾅｽの場合は0 ※[8]、[9]、[10]のいずれか空欄の場合は、空欄		
12	受取配当等の額(別表8-1付表「8の計」)	別表8-1付表「8の計」		8-1付表「8の計」	
13	期末その他株式等の帳簿価額 (38の計)+(39の計)	(38の計)+(39の計)転記	※自年月日がH27.4.1以後の場合はｸﾘｱ		
14	受取配当等から控除する負債利子等 (8)×(13)÷(9)	※自年月日がH27.4.1以後の場合はｸﾘｱ			
		(10)+(13)>(9)の場合			
		(8)-(11)	※ﾏｲﾅｽの場合は0 ※[8]、[9]、[13]のいずれか空欄の場合は、空欄		
		上記以外			
		(8)×((13)÷(9))	※円未満切捨て ※ﾏｲﾅｽの場合は0 ※[8]、[9]、[13]のいずれか空欄の場合は、空欄		
15	非支配目的株式等に係る受取配当等の額(別表8-1付表「14の計」)	別表8-1付表「14の計」			
*16	受取配当等の益金不算入額 (1)+((2)-(11))+((12)-(14))×50% +(15)×(○20% ○40%)	A	(1)+(2-11)+(12-14)×0.5 ※ﾏｲﾅｽは0 ※円未満切捨て ※(2-11)がﾏｲﾅｽ時、0として計算 ※(12-14)がﾏｲﾅｽ時、0として計算		別表4「14[3]」 別表3-1(19)
		B	[15]欄金額有でﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝ20%時		
			[15]×0.2	『又は40%』を打ち消す ※円未満切捨て	
			[15]欄金額有でﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝ40%時		
			[15]×0.4	『20%又は』を打ち消す ※円未満切捨て	
			[15]欄金額有でﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝ選択無		
			計算無		
		結果	[A]+[B]		
基準年度の割合による方法 を選択した場合		(16～31)で計算　※1～15.32～37入力不可			
17	完全子法人株式等に係る受取配当等の額(別表8-1付表「1の計」)	別表8-1付表「1の計の転記			
18	受取配当等の額(別表8-1付表「4の計」)	別表8-1付表「4の計」の転記			
19	当期に支払う負債利子等の額	手入力			
20	特別利子の額	手入力	※自年月日がH27.4.1以後の場合はｸﾘｱ		
21	国外支配株主等に係る負債利子等の損金不算入額(別表17(1)等)	手入力			
22	超過利子額の損金算入額 (別表17(2の3(10))	手入力			
23	計　(19)-(20)-(21)+(22)	(18)-(19)-(20)+(21)			
24	H22.4.1-24.3.31　負債利子等又は H27.4.1-29.3.31　負債利子等合計	24欄に金額が有、自年月日が27.3.31以前の場合			
		H27.4.1-29.3.31までを打ち消す			
		24欄に金額が有、自年月日が27.4.1以後の場合			
		H22.4.1-24.3.31までを打ち消す			
		金額:手入力			

	項目名	計算式		転記元	転記先
25	同上年度関係法人又は関連法人株式等の負債利子等の合計額	手入力			
26	負債利子控除割合(25)/(24)	(25)(24)金額有で計算 (25)÷(24)	※小数点以下3位未満切捨て		
27	受取配当等から控除する負債利子等 (23)×(26)	(23)×(26)	※円未満切捨て		
28	受取配当等の額(別表8-1付表「8の計」)	別表8-1付表「8の計」			
29	H22.4.1～24.3.31までの間のその他株式等の負債利子の合計額	手入力	※自年月日がH27.4.1以後の場合はｸﾘｱ		
30	負債利子控除割合(29)/(24)	(29)÷(24) ※小数点以下3位未満切捨て ※(29)にﾃﾞｰﾀ有の時に計算	※自年月日がH27.4.1以後の場合はｸﾘｱ		
31	受取配当等から控除負債利子等(23)×(30)	(23)×(30) ※円未満切捨て	※自年月日がH27.4.1以後の場合はｸﾘｱ		
32	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表8-1付表「14の計」)	別表8-1付表「14の計」			
*33	受取配当等の益金不算入額 (17)+((18)-(27))+((28)-(31))×50%　+(32) ××(○20% ○40%)	A (17)+(18-27)+(28-31)×0.5 ※マイナスは0 ※円未満切捨て ※(18-27)がマイナス時、0として計算 ※(28-31)がマイナス時、0として計算			別表4「14[3]」 別表3-1(19)
		B [32]欄金額有でﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝ20%時	『又は40%』を打ち消す		
		[32]×0.2	※円未満切捨て		
		[32]欄金額有でﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝ40%時	『20%又は』を打ち消す		
		[32]×0.4	※円未満切捨て		
		[32]欄金額有でﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝ選択無 計算無			
		結果 [A]＋[B]			
34	総資産の帳簿価額	[会計調](F3):[9508]総資産合計額 手入力			
35	連結用負債額等	手入力			
36	総資産価額(34)-(35)	(34)-(35)			
37	期末関係株式帳簿価額	手入力			
38	株式及び出資等	手入力			
39	受益権の帳簿価額	手入力			
34～39計	計	(34)～(39)の縦計			
【別表8-1付表】					
1	受取配当等の金額	手入力			
1の計	計	(1)の縦計			
2	受取配当等の額	手入力			
3	左の内益金算入額	手入力			
4	益金不算入(2)-(3)	(2)-(3)			
2～4計	計	(2)～(4)の縦計			
6	受取配当等の額	手入力			
7	左の内益金算入額	手入力			
8	益金不算入(6)-(7)	(6)-(7)			
6～8計	計	(6)～(8)の縦計			
12	受取配当等の額	手入力			
13	左の内益金算入額	手入力			
14	益金不算入(12)-(13)	(12)-(13)			
12～14計	計	(12)～(14)の縦計			

*続表:明細全項目

[110] 別表11-1　個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

全４頁作成可能です。計は最終頁に印刷します。

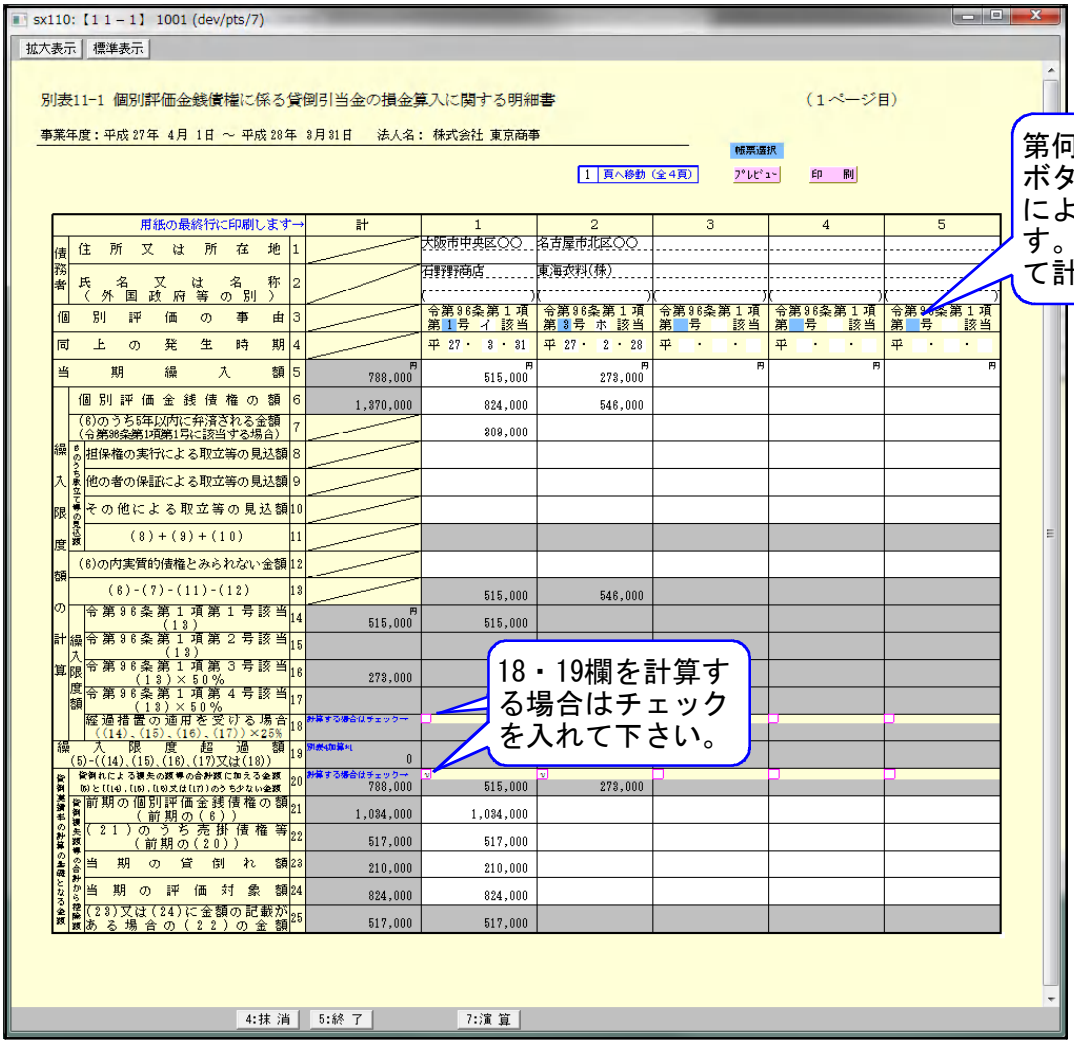

項目名	文 字 数
所在地	漢字18文字
氏　名	漢字18文字
外国政府	漢字８文字

別表11-1　個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

※全4頁-19行入力できます。
※(3)個別評価事由の選択により、(14～17)へ転記します。

	項目名	計算式		転記元	転記先
*1	住所又は所在地				
*2	氏名又は名称				
3	個別評価の事由	ｾﾚｸﾄﾎﾞﾀﾝ1～4まで選択			
		第1号を選択した場合	(14)欄で計算		
		第2号を選択した場合	(15)欄で計算		
		第3号を選択した場合	(16)欄で計算		
		第4号を選択した場合	(17)欄で計算		
4	同上の発生時期				
5	当期繰入額				
6	個別評価金銭債権の額				
5.6計	計	(5)(6)の各横計			
7	(6)のうち5年以内に弁済される金額				
8	担保権の実行による取立等見込額				
9	他の者の保証による取立等見込額				
10	その他による取立等の見込額				
11	(8)+(9)+(10)	(8)+(9)+(10)			
12	(6)のうち実質的債権と認められない金額				
13	(6)-(7)-(11)-(12)	(6)-(7)-(11)-(12)	※マイナスの時は0		
14	第1号該当　(13)	(3)で第1号を選択した場合、(13)をそのまま転記			
15	第2号該当　(13)	(3)で第2号を選択した場合、(13)をそのまま転記			
16	第3号該当　(13)×50%	(3)で第3号を選択した場合、(13)×50%を転記	※円未満端数切捨て		
17	第4号該当　(13)×50%	(3)で第4号を選択した場合、(13)×50%を転記	※円未満端数切捨て		
18	18を計算する場合は□にチェックを付けて下さい。				
	経過措置の適用を受ける場合 [14][15][16][17]×25%	([14]+[15]+[16]+[17]) ×0.25	※円未満端数切捨て		
19	繰入限度超過額 (5)ー((14)、(15)、(16)、(17)又は(18))	(5)- {(14)+(15)+(16)+(17)+(18)}	※マイナスの時は0		別表4加算*1へ転記
14～19計	計	(14)～(19)の各横計			
20	20を計算する場合は□にチェックを付けて下さい。				
	貸倒損失額等の合計に加える金額　(5)と((14)、(15)、(16)又は(17))うち少ない金額	(5)と{(14)+(15)+(16)+(17)}のどちらか少ない金額			
21	前期の個別評価金銭債権の額(前期の(6))				
22	(21)内売掛債権等　(前期の(20))				
23	当期の貸倒れ額				
24	当期の評価対象額				
25	(23)又は(24)に金額の記載がある場合の(22)の金額	(23)又は(24)に金額がある場合は(22)を転記			
			※(23)(24)ﾃﾞｰﾀ無の時は空欄		
20～25計	計	(19)～(25)の各横計			

[111] 別表11-1の2 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

計算の選択は、次の３つから行います。

〇有利な方法　〇法定繰入率による方法　〇貸倒実績率による方法

※初期設定は【有利な方法】になっています。

※資本金が１億円超又は非中小法人を選択した場合は、貸倒実績率で計算します。

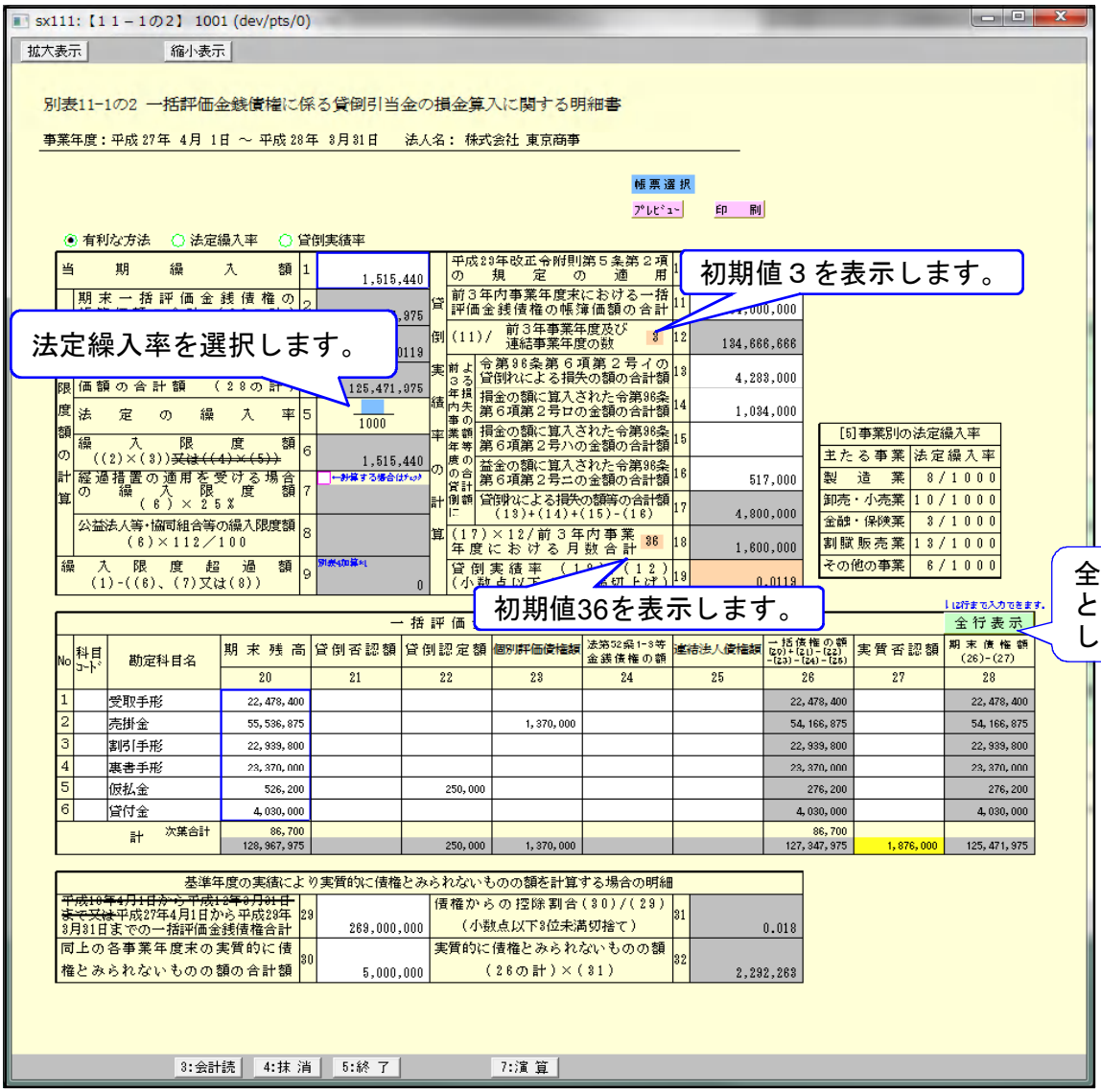

項目名	文 字 数
勘定科目	漢字８文字

貸倒引当金の額の計算方法ー※普通法人において資本金が1億円を超えている場合又は非中小法人を選択している場合は、実績繰入率で計算します。ー画面上部にコメントを表示します。					
	有利な方法を選択した場合	貸倒実績の結果＞法定実績率の場合は、貸倒実績率を優先して計算			
	法定繰入率を選択した場合	(10)～(19)は計算無			
	貸倒実績率を選択した場合	(5)率はクリアとする。			
基本情報より	(8)公益法人・協同組合選択してあれば計算				
	項目名	計算式		転記元	転記先
*1	当期繰入額	会計読(F3):[350]貸倒引当金繰入			
		手入力			
2	期末一括評価金銭債権帳簿価額合計(26)の計	(26)の計			
3	貸倒実績率 (19)	(19)転記			
4	期末一括評価金銭債権帳簿価額合計(28)の計	(28)の計			
5	法定の繰入率	セレクトボタン			
		製造業:8	※小数点以下はでません。		
		卸売・小売業:10	電子申告で整数欄です。		
		金融・保険業:3	※普通法人において資本金が1億円以上の場合及び実績繰入率が選択された場合は率クリア		
		割賦販売業:13			
		その他の事業:6			
6	繰入限度額((2)×(3)又は((4)×(5))	(2)×(3)≧(4)×((5)/1000)の時		(3)と(5)両方にデータ有の時計算	
		(2)×(3)	※円未満切捨て		
		(2)×(3)＜(4)×((5)/1000)の時			
		(4)×((5)/1000))	※円未満切捨て		
7	7を計算する場合は□にチェックを付けて下さい。※自年月日がH25年3月31日以前の場合、チェッククリア。				
	経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額[6]×25%	[6]×0.25	※円未満切捨て		
8	公益法人等・協同組合等繰入限度額(6)×112 / 100	基本情報が公益法人又は協同組合の時、計算		基本情報関係有	
		[6]×112÷100	※小数点以下切捨て		
*9	繰入限度超過額 (1)-((6)、(7)、(8))	(1)-((6)、(7)、(8))	※マイナスは0		別表4加算*1へ
10	平成23年改正令附則第5条第2項の規定の適用	○有 ○無	手動で選択		
11	前3年内事業年度末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額				
12	(11)/前3年事業年度及び連結事業年度の数 3	年度数:初期値3	自動表示※手入力可		
		(11)÷年度数	※円未満切捨て		
13	令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額				
14	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額				
15	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額				
16	益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額				
17	貸倒による損失の額等の合計額(13)+(14)+(15)-(16)	(13)+(14)+(15)-(16)			
18	(17)×12/前3年内事業年度における月数合計 36	月数合計:初期値36	自動表示※手入力可		
		(17)×12÷月数合計	※円未満切捨て		
19	貸倒実績率(18)/(12)(小数点以下4位未満切上げ)	(18)÷(12)	※(12)と(18)両方にデータ有の時計算		
			※マイナスの時は0		
			※小数点以下4位未満切上げ		
科目ｺｰﾄﾞ	科目ｺｰﾄﾞ	会計ﾃﾞｰﾀを読み込む場合、任意の科目ｺｰﾄﾞを入力			
	勘定科目名	空欄時に[2]科目登録より読込みます。			
20	期末残高	会計読(F3)を押した場合、科目ｺｰﾄﾞの入力しているﾃﾞｰﾀを読込みます。			
		手入力			
21	貸倒否認額				
22	貸倒認定額				
23	個別評価債権額				
24	法第52条1-3等金銭債権の額				
25	連結法人債権額				
26	一括債権の額 (20)+(21)-(22)-(23)-(24)-(25)	(20)+(21)-(22)-(23)-(24)-(25)			
27	実質否認額				
28	期末債権額 (26)-(27)	(26)-(27)			
20～25	計	(20)～(25)縦計			
*26	計	計の(20)+(21)-(22)-(23)-(24)-(25)			
27	計	(32)ﾃﾞｰﾀが有りの時			
		(27)計＝(32)	※上書き優先 ※32データが有の時次葉計は表示しない		
		(32)が空欄又は0の時は			
		(27)の縦計とする	※上書き優先		
28	計	(26)-(27)	※32データが有の時次葉計は表示しない		
29	平成10年4月1日から平成12年3月31日まで又は平成27年4月1日から平成29年3月31日までの一括評価金銭債権合計	(29)金額有、自年月日がH27.3.31以前の場合			
		『又は平成27年4月1日から平成29年3月31日まで』を打ち消す			
		(29)金額有、自年月日がH27.4.1以後の場合			
		『平成10年4月1日から平成12年3月31日まで又は』を打ち消す			
30	同上の各事業年度末の実質的に債権と認められないものの額の合計額				
31	債権からの控除割合(30)/(29)(小数点以下3位未満切捨て)	(30)÷(29)	※小数点以下3位未満切捨て		
32	実質的に債権と見られないものの額(26の計)×(31)	(26の計)×(31)	※円未満切捨て ※(31)データ無の時は計算無		
※続表(20～28)全行					

[112] 別表11-2 返品調整引当金の損金算入に関する明細書

本別表は、他表よりの転記はありません。

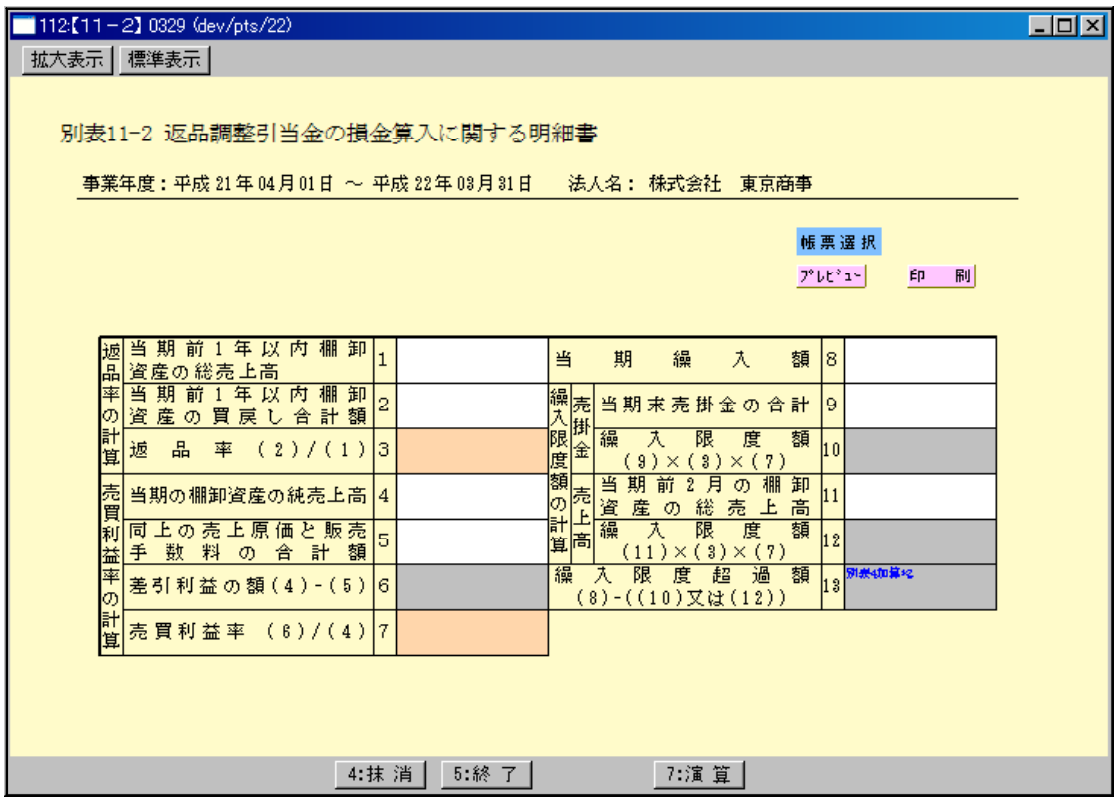

別表11-2　返品調整引当金の損金算入に関する明細書

	項目名	計算式		転記元	転記先
1	当期前1年以内棚卸資産の総売上高				
2	当期前1年以内棚卸資産の買戻し合計額				
3	返品率　(2)/(1)	(2)/(1)	※12桁まで表示する ※電子申告、小数点第6位未満切捨		
4	当期の棚卸資産の純売上高				
5	同上の売上原価と販売手数料の合計額				
6	差引利益の額 (4)-(5)	(4)-(5)			
7	売買利益率　(6)/(4)	(6)/(4)	※12桁まで表示する		
*8	当期繰入額				
9	当期末売掛金の合計				
10	繰入限度額　(9)×(3)×(7)	(9)×(3)×(7)	※(9)にﾃﾞｰﾀ有りの時に計算 ※円未満端数切捨て		
11	当期前2月の棚卸資産の総売上高				
12	繰入限度額　(11)×(3)×(7)	(11)×(3)×(7)	※(11)にﾃﾞｰﾀ有りの時に計算 ※円未満端数切捨て		
*13	繰入限度超過額　(8)-((10)又は(12))	[8]-([10]と[12]のうち多い金額)			
		(10)≧(12) (8)-(10)	※(8)にﾃﾞｰﾀ有りの時に計算 ※ﾏｲﾅｽの時は0		別表4加算*2へ
		(10)＜(12) (8)-(12)	※(8)にﾃﾞｰﾀ有りの時に計算 ※ﾏｲﾅｽの時は0		

[132] 別表13-2　保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

本別表は他表からの転記、他表への転記はありません。

項目名	文字数
保険等目時資産	漢字24文字

＊(3) (18) (22) (26)

[135] 別表13-5 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

本別表は他表からの転記、他表への転記はありません。

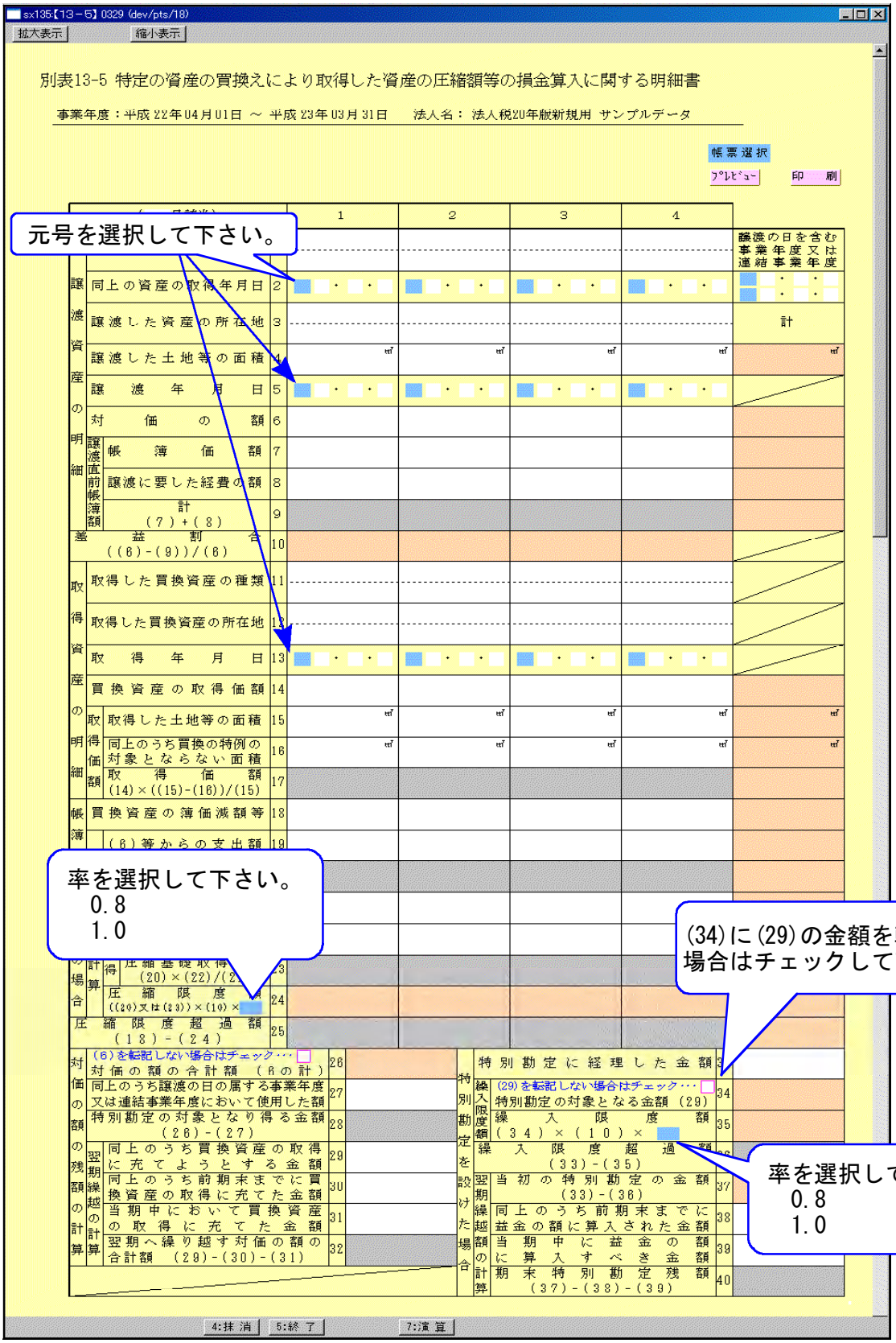

項目名	文字数
各種類	漢字16文字
各所在地	漢字16文字

別表13-5　特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

	項目名	計算式		転記元	転記先
	(　　号該当)				
1	譲渡した資産の種類				
2	同上の資産の取得年月日	元号			
		平成又は昭和			
3	譲渡した資産の所在地				
4	譲渡した土地等の面積				
5	譲渡年月日	元号			
		平成			
6	対価の額				
7	帳簿価額				
8	譲渡に要した経費の額				
9	計　(7)+(8)	(7)+(8)			
10	差益割合　((6)-(9))/(6)	((6)-(9))/(6)	※小数点以下4位切捨て 3位まで表示		
11	取得した買換資産の種類				
12	取得した買換資産の所在地				
13	取得年月日	元号			
		平成又は昭和			
14	買換資産の取得価額				
15	取得した土地等の面積				
16	同上のうち買換の特例の対象とならない面積				
17	取得価額　　(14)×((15)-(16))÷(15)	(14)×((15)-(16))÷(15)	※(15)が空欄の時は計算無 ※(15)が0の時は0 ※円未満端数切捨て		
18	買換資産の簿価減額等				
19	(6)等からの支出額				
20	圧縮基礎取得価額　(14)、(17)、(19)のうち少ない金額	[17]＝0の時か空欄の時			
		(14)と(19)の少ない方	※(19)が0の時は0、空欄の時は計算無		
		[17]>0の時か空欄の時			
		(17)と(19)の少ない方	※(19)が0の時は0、空欄の時は計算無		
21	前期末取得価額				
22	前期末帳簿価額				
23	圧縮基礎取得価額　((20)×(22)/(21))	(20)×((22)÷(21))	※(21)が0の時は0、空欄の時は計算無		
			※円未満端数切捨て		
24	圧縮限度額　((20)又は(23))×(10)×率	率			
		0.8、1.0選択			
		1.0を選択した場合0.8消す			
		(23)＝0の時か空欄の時			
		(20)×(10)×(24)の率	※(20)が0の時は0、空欄の時は空欄		
			※円未満端数切捨て		
		(23)>0の時			
		(23)×(10)×(24)の率	※円未満端数切捨て		
25	圧縮限度超過額　(18)-(24)	(18)-(24)	※マイナスの時は0		
26	対価の額の合計額　　(6)の計	(6)の計	※転記しないフラグにチェック有りの時は転記無		
27	同上のうち譲渡において使用した額				
28	特別勘定の対象となり得る金額　(26)－(27)	(26)－(27)			
29	同上のうち買換資産取得充当額				
30	同上のうち前期末までの充当額				
31	当期中の充当額				
32	翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (29)－(30)－(31)	(29)－(30)－(31)			
*33	特別勘定に経理した金額				
34	特別勘定の対象額　　(29)	(29)を転記	※転記しないフラグにチェック有りの時は転記無		
35	繰入限度額　(34)×(10)×率	率			
		0.8、1.0選択			
		1.0を選択した場合0.8消す			
		(34)×(10)×率	※(34)が0の時は0、空欄の時は空欄		
			※円未満端数切捨て		
36	繰入限度額超過額　(33)-(35)	(33)-(35)			
37	当初特別勘定額　　(33)-(36)	(33)-(36)			
38	前期末までの益金算入額				
39	当期中の益金算入額				
40	期末特別勘定残額　(37)-(38)－(39)	(37)-(38)－(39)			
4計	計	(4)の横計			
6～9計	計	(6)～(9)の横計			
14～25計 *25計	計	(14)～(25)欄各横計			

[142] 別表14-2 寄附金の損金算入に関する明細書

普通法人・協同組合の場合は、[1～24]で計算し、公益法人の場合は、[25～40]で計算します。

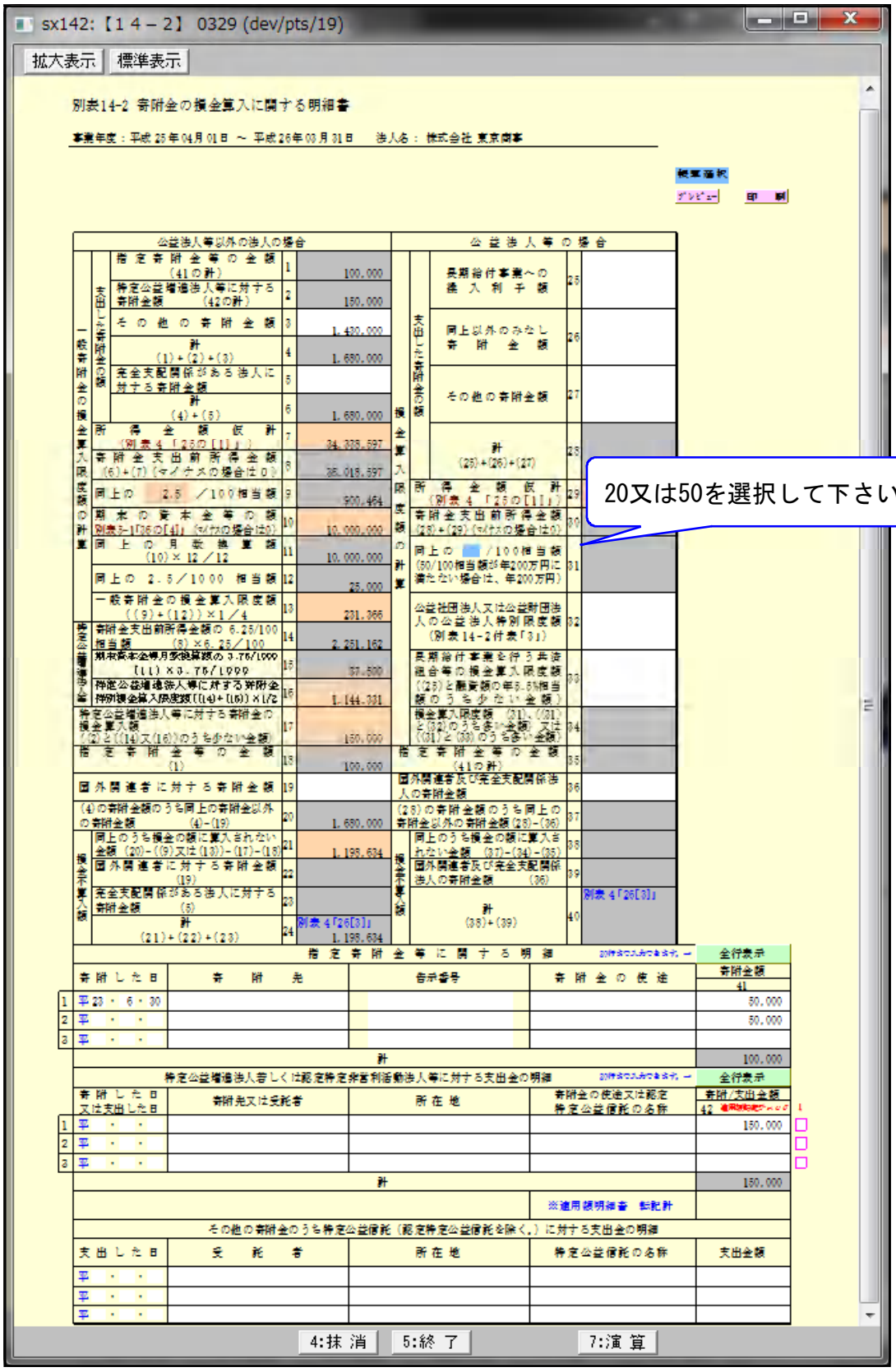

項目名					
指定寄附	寄附先	漢字15文字	特定公益	寄附先	漢字15文字
〃	告示番号	漢字12文字	〃	所在地	漢字15文字
〃	寄附金の使途	漢字14文字	〃	寄附金の使途	漢字14文字

別表14-2　寄附金の損金算入に関する明細書

基本情報より					
	法人区分(普通・協同組合)の場合は(1)～(24)で計算します。※(25)～(40)入力できません。				
	法人区分(公益法人)の場合は(25)～(40)で計算します。 ※(1)～(24)入力できない。				
	項目名	計算式		転記元	転記先
公益法人等以外の法人の場合 (1)～(24)で計算します。	※(25)～(40)は入力できません				
1	指定寄附金等の金額 (41)の計	(41)の計転記			
2	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42)の計	(42)の計転記			
3	その他の寄附金額				
*4	計 (1)+(2)+(3)	(1)+(2)+(3)			
5	完全支配関係がある法人に対する寄附金額				
6	計 (4)+(5)	(4)+(5)			
7	所得金額仮計 別表4「25の(1)」	別表4「25の[1]」		別表4「25[1]」	
8	寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	(6)+(7)	※マイナスの場合は0		
9	同上の2.5又は1.25/100相当額	(10)=空欄の場合 自H24.4.1以後の場合 (8)×0.0125 自H24.3.31以前の場合 (8)×0.025 (10)≧0の場合 (8)×0.025	※円未満切捨て ※円未満切捨て		
9率	2.5又は1.25	上記[9]に率は連動	※上書き可		
10	期末資本金等の額 別表5-1「36[4]」 (マイナスの時は0)	別表5-1「36[4]」	※マイナスの場合は0	別表5-1「36[4]」	
11	同上の月数換算額 (10)×切捨月数/12	(10)×基本情報登録切捨月数/12	※(10)が0の時計算無 ※円未満切捨て	基本情報切捨月数	
12	同上の2.5/1,000相当額	(11)×0.0025	※(10)が0の時計算無 ※円未満切捨て		
13	一般寄附金の損金算入限度額 ((9)+(12))×1/4	(10)=空欄の場合 計算無 (10)≧0の場合 ((9)+(12))×0.25	 ※円未満切捨て ※[10]が0の場合は計算		
(2)≠0ならば(14)～(16)を計算		※(2)=0又は空欄なら(14)～(16)計算無			
14	寄附金支出前所得金額の6.25/100相当額 (8)×6.25/100	(8)×0.0625	※円未満切捨て		
15	期末資本金等月数換算額の3.75/1000相当額(11)×3.75/1000	(11)×0.00375	※円未満切捨て		
16	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額((14)+(15))×1/2	(10)=空欄の場合 計算無 (10)≧0の場合 ((14)+(15))×0.5	 ※円未満切捨て		
17	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額((2)と((14)又は(16))のうち少ない金額)	(10)≧0の場合 (2)と(16)の少ない金額 (10)=空欄の場合 (2)と(14)の少ない金額	※(2)と(16)両方金額有の時計算 ※(2)と(14)両方金額有の時計算		
18	指定寄附金等の金額 (1)	(1)の計			
19	国外関連者に対する寄附金額				
20	(4)の寄附のうち同上の寄附以外の額 (4)-(19)	(4)-(19)			
21	同上のうち損金の額に算入されない額(20)-((9)又は(13))-(17)-(18)	(10)≧0の場合 (20)-(13)-(17)-(18) (10)=空欄の場合 (20)-(9)-(17)-(18)	 ※マイナスの場合は0 ※マイナスの場合は0		
22	国外関連者に対する寄附金額 (19)	(19)転記			
23	完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	(5)転記			
*24	計 (21)+(22)+(23)	(21)+(22)+(23)			別表4「26[3]」
公益法人等の場合※(25)～(40)で計算します。 ※(1)～(24)は入力できません。					
25	長期給付事業への繰入利子額				
26	同上以外のみなし寄附金額				
27	その他の寄附金額				
*28	計 (25)+(26)+(27)	(25)+(26)+(27)			
29	所得金額仮計 別表4「25の[1]」	別表4「25[1]」		別表4「25[1]」	
30	寄附金支出前所得金額 (28)+(29) (マイナスの場合は0)	(28)+(29)	※マイナスの場合は0		
31	同上の 20or50 /100相当額 (50/100相当額が年200万円に満たない場合は年200万円)	50を選択した場合 (30)×50÷100と200万円×切捨月数÷12のいずれか多い金額 20を選択した場合 (30)×20÷100	※初期値無、選択 ※円未満端数切捨 ※円未満端数切捨	基本情報切捨月数	
32	公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表14-2付表(3))				
33	長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 ((25)と融資額年5.5%相当額のうち少ない金額)				

	項目名	計算式		転記元	転記先
34	損金算入限度額 (31)、((31)と(32)のうち多い金額)又は((31)と(33)のうち多い金額)	(31)、((31)、(32)のうち多い金額)			
35	指定寄附金等の金額 (41)の計	(41)の計			
36	国外関連者及び完全支配関係法人に対する寄附金額				
37	(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の額 (28)-(36)	(28)-(36)			
38	同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(34)-(35)	(37)-(34)-(35)	※ﾏｲﾅｽの時は0		
39	国外関連者及び完全支配関係法人に対する寄附金額 (36)	(36)を転記			
*40	計 (38)+(39)	(38)+(39)			別表4「26[3]」
41	指定寄附金等、寄附金額 の**計**	(41)欄縦計			
42	特定公益増進法人、寄附金額又は支出金額	(42)欄縦計			
*続	明細全項目				

[150] 別表15 交際費等の損金算入に関する明細書

【定額控除限度額の計算】

普通法人の場合、資本金額により控除限度額を自動計算します。

公益法人等で資本又は出資を有しない法人の場合は、必要に応じて定額控除限度額を入力して下さい。(初期値は0円になっています。)

支出接待飲食費の損金算入基準額は期首年が26年4月1日以後の場合に計算します。

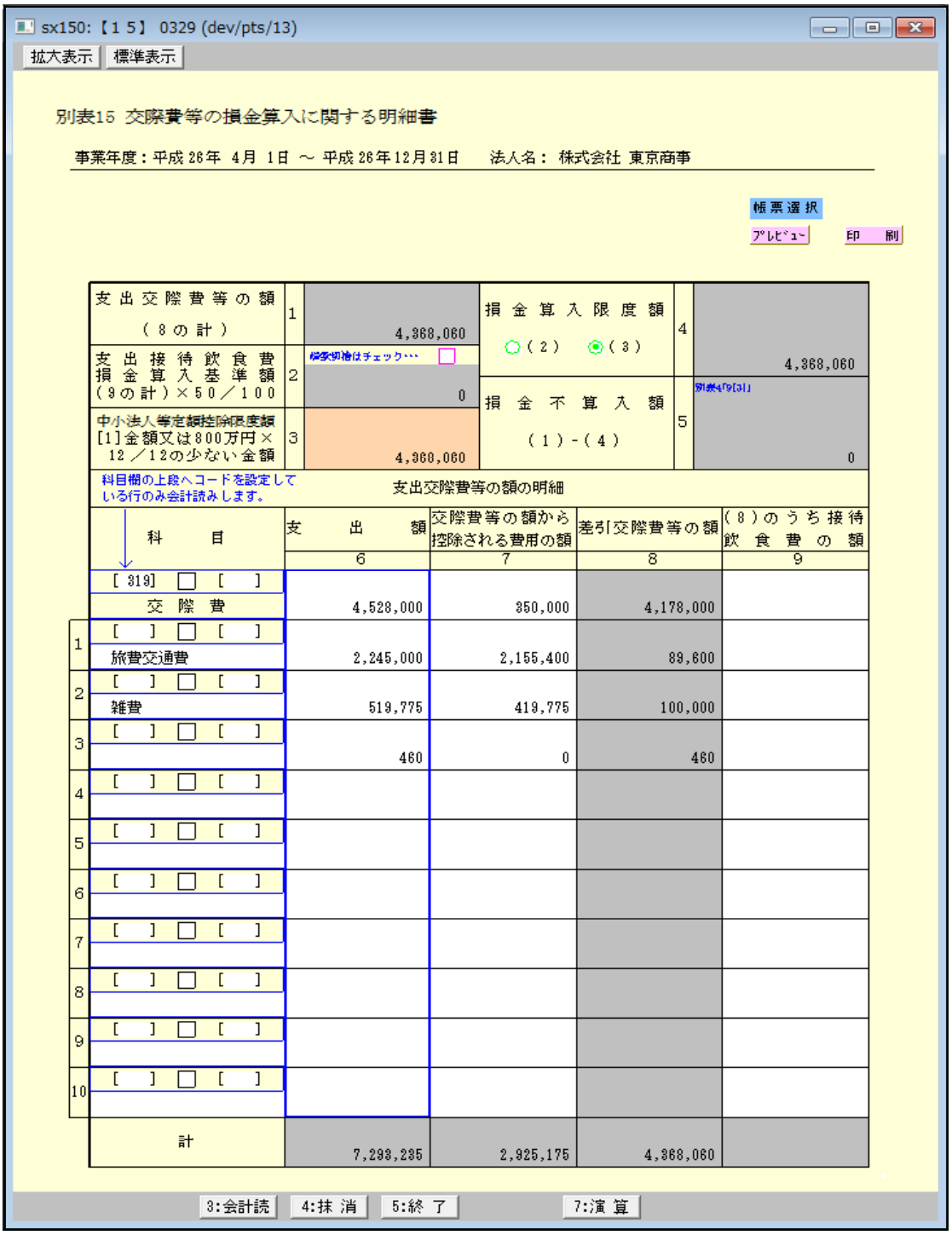

項目名	文字数
科　目	漢字10文字

別表15　交際費等の損金算入に関する明細書

基本情報より 法人区分(普通・協同組合・公益等)、資本金(1億円超・以下)・非中小法人、切上月数の判定をします。					
	項目名	計算式		転記元	転記先
*1	支出交際費等の額（8の計）	(8の計)を転記			
2	支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計)×50/100	※(8)計欄にデータ有りの時に計算			
		期首年月日が平成26年3月31日以前の場合			
		0円			
		期首年月日が平成26年4月1日以後の場合			
			円未満端数初期値切上げ		
		(9)の計×0.5	端数切捨てにﾁｪｯｸ有の時切捨て		
3	中小法人等定額控除限度額 [1]金額又は800万円×12/12の少ない金額	普通法人・協同組合　資本金1億円以下		普通法人・協同組合・公益法人・切上月数・資本金判定有	
		(1)≦(800万円×切上月数÷12※円未満切捨て)			
		(1)の金額	※(1)ﾃﾞｰﾀ有の時に計算		
		(1)＞(800万円×切上月数÷12※円未満切捨て)			
		800万円×切上月数÷12※円未満切捨	※(1)ﾃﾞｰﾀ有の時に計算		
		普通法人・協同組合　資本金1億円超又は非中小法人			
		0円	※『又は600万若しくは800万円』2重線で打消す ※電子申告ラジオボタン有		
		公益法人の場合0			
		0円	※打消しはありません。		
4	損金不算入限度額 (○(2)　○(3))	※(2)と(3)はのﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝは手入力優先のﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝ			
		普通法人・協同組合 資本金1億円以下で非中法人の場合			
		○(2)ﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝ付き、(2)の金額転記	手入力優先、手入力した場合はﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝが赤		
		公益法人の場合			
		○(2)ﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝ付き、(2)の金額転記	手入力優先、手入力した場合はﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝが赤		
		普通法人・協同組合 資本金1億円以下で非中法人でない場合			
		(2)と(3)のいずれか多い方にラジオボタンを付けて、多い方の額を転記　※(2)(3)同額は(2)	手入力優先、手入力した場合はﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝが赤		
5	損金算入額(1)−(4)	(1)−(4)	※マイナスは0 ※(1)にデータ無の時は計算無		別表4「9[3]」流出へ
科目	上 会計ﾃﾞｰﾀを読込む場合、任意の科目ｺｰﾄﾞを入力 ※範囲指定の場合、口にｰ(ﾏｲﾅｽを入力)				
	下 科目名	空欄時に 会計読(F3)した場合に[2]科目登録より転記			
6	支出額	会計読(F3)した場合、科目ｺｰﾄﾞを入力しているﾃﾞｰﾀを読み込みます。			
		手入力			
7	交際費等の額から控除される費用の額	手入力			
8	差引交際費等の額	(6)−(7)			
9	(8)のうち接待飲食費の額	手入力			
計	(6)〜(9)の計	(6)〜(9)の縦計			

[161] 別表16-1 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

本システムより、償却額を自動計算しますので、必ず、定額法・旧定額法を指定して下さい。
[170]新減価償却よりデータ読込が可能です。読込は、個別・小計読みの２種類となります。
資産種類登録の定額と定額(無)を読み込みます。
小計読込は固定資産の種類につき、旧定額・5%均等償却・定額法の３項目読込します。
合計でまとめての読込はできません。減価償却データの読込についてはP.98を参照して下さい。

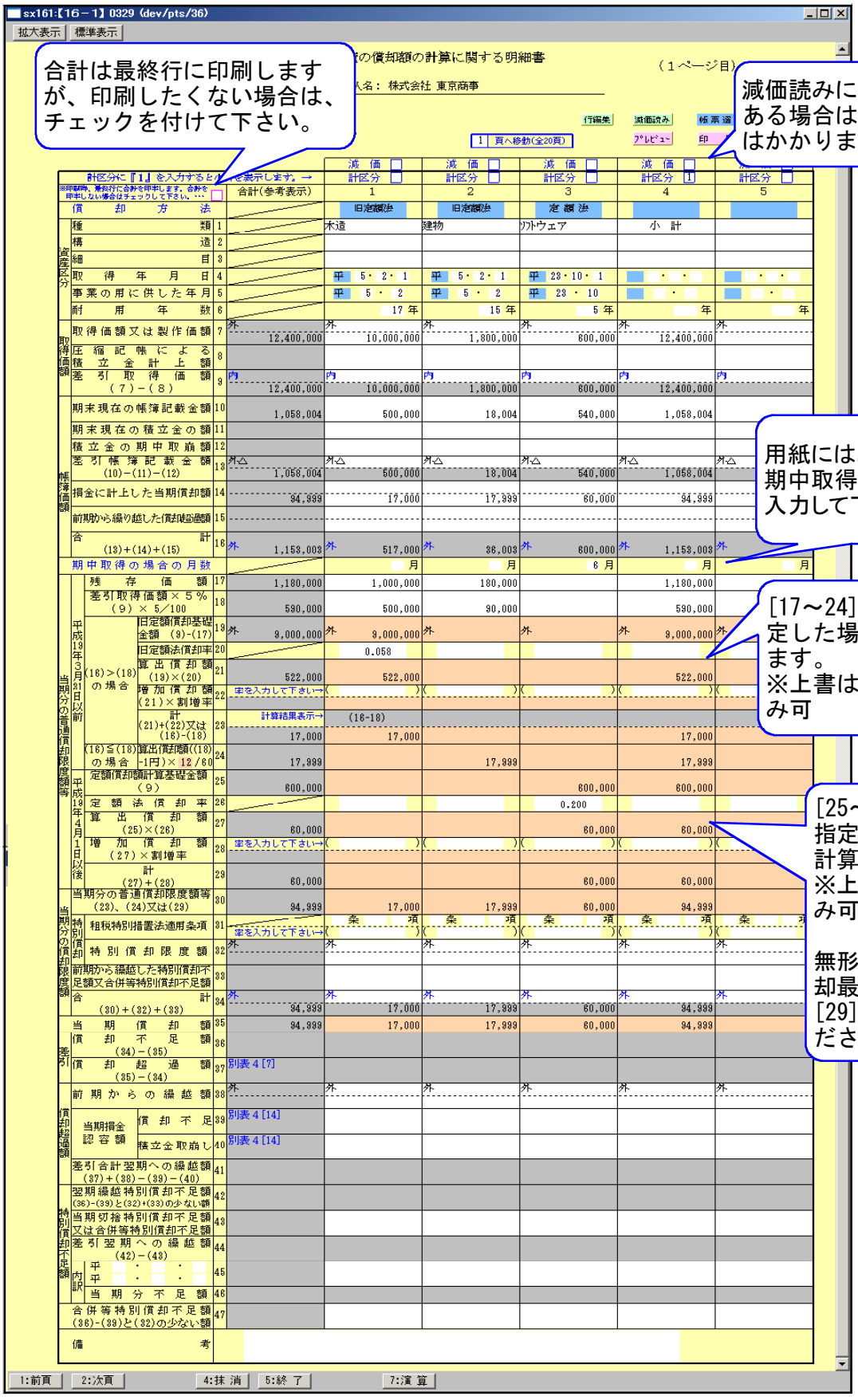

別表16-1　旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

減価償却読み込み指定:小計で読込む場合は、『1』、個別で読込む場合は『2』を入力し、減価読み を押して下さい。
計区分、『1』を入力すると小計を表示します。合計は最終行に印刷しますが、印刷しないこともできます。

	項目名	計算式		転記元	転記先
減価区分	減価償却データ読込用項目	番号により転記内容がかわります。			
		小計1 個別2	減価償却にﾌﾗｸﾞがある場合は、計算が一切かかりません。		
計区分	小計フラグ入力	番号により転記内容がかわります。			
		小計1			
償却方法	償却方法を選択します。	償却方法　※選択がないと計算がかからない			
		旧定額法	※17～24で計算 ※25～29は入力不可(手入力同様)		
		新定額法	※25～29で計算 ※17～24は入力不可(手入力同様)		
1	種類	必ず入力	※入力が無いと列のﾃﾞｰﾀが全て消えます。		
2	構造				
3	細目				
4	取得年月日	元号 平成又は昭和	※月1～12以外はｸﾘｱ、日1～31以外はｸﾘｱ		
5	事業の用に供した年月	元号 平成又は昭和	 ※月は1～12以外はｸﾘｱ		
6	耐用年数				
7外	外				
7	取得価額又は製作価額				
8	圧縮記帳による積立金計上額				
9内	内				
9	差引取得価額　(7)－(8)	(7)外書+(7)本書)-(8)			
10	期末現在の帳簿記載金額				
11	期末現在の積立金の額				
12	積立金の期中取崩額				
13外	外△				
13	差引帳簿記載金額　(10)－(11)－(12)	(10)－(11)－(12)			
14外	外		※データ入力有の時『外』を印刷		
14	損金に計上した当期償却額				
15外	外				
15	前期から繰り越した償却超過額				
16	合計　(13)＋(14)＋(15)	(13)-(13)外書き+(14)＋(15)+(15)外書き			
	期中取得の場合の月数	算出償却額で使用します。	※1～12以外は入力不可 (12以上の場合は12)		
旧定額法を選択した場合(17)～(24)で計算　※(25)～(29)入力不可					
17	残存価額				
18	差引取得価額×5%　(9)×5÷100				
(16)>(18)の場合、(19)～(23)計算します。※24入力不可		※(16)≦(18)は、(19)～(23)入力不可			
19	旧定額償却基礎金額　(9)-(17)	(9)-(17)			
20	旧定額法の償却率				
21	算出償却額　(19)×(20)	期中取得月数がある場合		基本情報切上月数	
		(19)×(20)×期中取得の場合の月数÷基本情報切上月数	※円未満切捨 ※16ﾃﾞｰﾀ無又は0の時計算無 ※20ﾃﾞｰﾀ無又は0の時計算無		
		期中取得月数がない場合			
		(19)×(20)	※円未満切捨 ※16ﾃﾞｰﾀ無又は0の時計算無 ※20ﾃﾞｰﾀ無又は0の時計算無		
22上段	(　　)※割増率を入力				
22	増加償却額　(21)×割増率	(21)×(22)上段割増率	※円未満切捨て ※(22)上段率無の時計算無		
23上段	計算結果を画面表示、「(21)+(22)」又は「(16)-(18)」	(21)+(22)と(16)-(18)のいずれか少ない計算結果を表示			
23	計((21)+(22))又は((16)－(18))	**(21)+(22)と(16)-(18)のいずれか少ない金額を表示**			
		((21)+(22))<((16)－(18))			
		(21)+(22)	※16又は18が0空欄なら計算無 ※16-18が0なら計算無		
		((21)+(22))≧((16)－(18))			
		(16)－(18)	※16又は18が0空欄なら計算無 ※16-18が0なら計算無		
(16)≦(18)の場合、(24)　※(19)～(23)入力不可		(16)>(18)の場合、(24)入力不可			
24	算出償却額((18)-1円)×切上月数/60	((18)-1)×基本情報切上月数÷60	※切上月数は手入力可 (12以上の場合は12) ※円未満切捨	基本情報切上月数	
		但し、(16)-1<((18)-1×切上月数÷60の場合			
		(16)-1	※マイナスの時は0		

	項目名	計算式		転記元	転記先
定額法を選択した場合(25)～(29)で計算　※(17)～(24)入力不可					
25	定額償却基礎金額 (9)	(9)を転記			
26	定額法償却率				
27	算出償却額　(25)×(26)	期中取得の月数がある場合		基本情報 切上月数	
		(25)×(26)×期中取得の場合の月数÷切上月数	※円未満切捨		
		期中取得の月数がない場合			
		(25)×(26)	※円未満切捨		
28上段	(　　)※割増率を入力				
28	増加償却額 (27)×割増率	(27)×(28)上段割増率	※円未満切捨		
			※(28)上段率無の時計算無		
29	計 (27)+(28)	(27)+(28)			
		但し、(16)-1<((27)+(28)の場合			
		(16)-1	※マイナスの時は0		
			※無形固定資産で償却最後の場合は、手入力で金額を調整して下さい		
30	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	(23)+(24)+(29)			
31上段	租税特別措置法	半角2文字**条** 半角四文字　半角2文字**項**			
31	(　　)※特別償却又は割増償却率を入力				
32上段	外				
32	特別償却限度額				
33	前期から繰越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額				
34上段	外		※データ入力有の時『外』を表示		
34	合　計　(30)+(32)+(33)	(30)+(32)本書+(33)			
35	当期償却額	(14)を転記			
36	償却不足額 (34)－(35)	(34)－(35)>0	※(36)又は(37)どちらかで計算		
37	償却超過額 (35)－(34)	(35)－(34)>0	※0の場合は空欄		別表4「7(2)」
38上段	外				
38	前期からの繰越額				
39	償却不足				別表4「12(2)」
40	積立金取崩し				別表4「12(2)」
41	差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	(37)+(38)本書+(38)外書-(39)-(40)			
42	翌期繰越特別償却不足額 ((36)-(39))・((32)+(33))の少ない額	※基本情報白色の場合は0		基本情報 白色	
		※(36-39)又は(32+33)どちらか片方のみの場合は計算無			
		((36)-(39))又は((32)+(33))のうち少ない金額　すなわち			
		(36)-(39)<(32)+(33)			
		(36-39)			
		(36)-(39)>(32)+(33)			
		(32+33)			
43	当期切捨特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額				
44	差引合計翌期への繰越額 (42)－(43)	(42)-(43)			
45	平　・　・ 平　・　・				
46	当期分不足額	(44)-(45)			
47	合併等特別償却不足額 ((36)－(39))と(32)のうち少ない金額				

[162] 別表16-2 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

本システムより、償却額を自動計算しますので、必ず、定率法・旧定率法を指定して下さい。
[170]新減価償却よりデータ読込が可能です。読込は、個別・小計読みの２種類となります。
資産種類の定率を読み込みします。
小計読込は固定資産の種類につき、旧定率・5%均等償却・定率法の３項目読込します。
合計でまとめての読込はできません。減価償却データの読込についてはP.98を参照して下さい。

別表16-2　旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

減価償却読み込み指定:小計で読込む場合は、『1』、個別で読込む場合は『2』を入力し、 減価読み を押して下さい。
計区分、『1』入力すると小計を表示します。合計は最終行に印刷しますが、印刷しないこともできます。

	項目名	計算式		転記元	転記先
減価区分	減価償却データ読込用項目	番号により転記内容がかわります。			
		小計1	減価償却ﾌﾗｸﾞがある場合は、計算が一切かかりません		
		個別2			
計区分	小計合計フラグ入力	番号により転記内容がかわります。			
		小計1			
償却方法	償却方法を選択します。	償却方法　※選択がないと計算がかからない			
		旧定率法	※19～24で計算		
			※25～33は入力不可(手入力同様)		
		新定率法	※25～33で計算		
			※19～24は入力不可(手入力同様)		
1	種類	必ず入力	※入力が無場合はﾃﾞｰﾀ消えます		
2	構造				
3	細目				
4	取得年月日	元号	※月日チェック有		
		平成又は昭和	(12以上又は31以上の場合はｸﾘｱ)		
5	事業の用に供した年月	元号	※月チェック有		
		平成又は昭和	(12以上の場合はｸﾘｱ)		
6	耐用年数				
7外	外				
7	取　得　価　額				
8	圧縮記帳による積立金計上額				
9内	内				
9	差引取得価額　(7)-(8)	{(7)外書き+(7)本書き}ー(8)			
10	期末現在の帳簿記載金額				
11	期末現在の積立金の額				
12	積立金の期中取崩額				
13外	外△				
13	差引帳簿記載金額　(10)-(11)-(12)	(10)-(11)-(12)			
14外	外		※データ入力有の時『外』を表示		
14	損金に計上した当期償却額				
15外	外				
15	前期から繰り越した償却超過額				
16	合計　(13)＋(14)＋(15)	(13)-(13)外書き+(14)＋(15)+(15)外書き			
17	前期繰り越特別償却不足額				
18	償却額計算の基礎となる金額　(16)-(17)	(16)-(17)			
	期中取得の場合の月数	算出償却額で使用します。	※1～12以外は入力不可		
			(12以上の場合は12)		
旧定率法を選択した場合(19)～(24)で計算　※(25)～(33)入力不可					
19	差引取得価額×5%　(9)×5÷100				
(16)>(19)かつ(18)>(19)の場合、(20)～(23)計算します。		※(16)≦(19)は、(20)～(23)入力不可			
20	旧定率法償却率				
21	算出償却額　(18)×(20)	期中取得月数がある場合		基本情報 切上月数	
		(18)×(20)×期中取得月数÷基本情報切上月数	※円未満切捨		
			※(16)(18)が0又は空欄計算無		
		期中取得月数がない場合			
		(18)×(20)	※円未満切捨		
22上段	(　　)※割増率を入力				
22	増加償却額　(21)×割増率	(21)×(22)上段割増率	※(21)(22)上段率無の時は計算無		
			※円未満切捨		
23上段	計算結果を表示、「(21)+(22)」又は「(18)-(19)」	(21)+(22)と(18)-(19)のいずれか少ない計算結果を表示			
23	計((21)+(22))又は((18)-(19))	**(21)+(22)と(18)-(19)のいずれか少ない金額を表示**			
		((21)+(22))＜((18)-(19))	※ﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝ連動		
		(21)+(22)	※(16)(18)が0又空欄は計算無		
			※(18)-(19)=0又は空欄の場合計算無		
		((21)+(22))≧((18)-(19))	※ﾗｼﾞｵﾎﾞﾀﾝ連動		
		(18)-(19)	※(16)(18)が0又空欄は計算無		
			※(18)-(19)=0又は空欄の場合計算無		
(16)≦(19)の場合、(24)		※(16)>(19)の場合、(24)入力不可			
24	算出償却額((19)-1円)×切上月数/60	((19)-1)×基本情報切上月数÷60	※切上月数は手入力可	基本情報 切上月数	
			(12以上の場合は12)		
			※円未満切捨		
		但し、(19)-1<((19)-1×切上月数÷60の場合			
		(19)-1	※マイナスの時は空欄		
定率法を選択した場合(25)～(33)で計算　※(19)～(24)入力不可					
25上段	定率法償却率※1年未満・中間の場合の率	※ﾃﾞｰﾀ有の時()を付けてプリント　※1年の場合の率			
25	定率法償却率	※耐用年数×月数÷12を手入力して下さい。			

	項目名	計算式		転記元	転記先
26上段	調整前償却額	期中取得月数がある場合※上下の時上段は1年分の率			
		(18)×(25)上段率	※ﾃﾞｰﾀ有の時()を付けてプリント ※上下共に(25)率無の時は計算 ※円未満切捨		
		期中取得月数がない場合※上下の時上段は1年分の率			
		(18)×(25)上段率	※上下共に(25)率無の時は計算 ※円未満切捨		
26	調整前償却額 (18)×(25)	期中取得月数がある場合※上下の時下段は1年分の率		基本情報 切上月数	
		(18)×(25)下段率×期中取得の場合の月数÷基本情報切上月数	※上下共に(25)率無の時は計算 ※円未満切捨		
		期中取得月数がなし場合※上下の時下段は1年分の率			
		(18)×(25)下段率	※上下共に(25)率無の時は計算 ※円未満切捨		
27	保証率				
28	償却保証額 (9)×(27)	(9)×(27)	※(27)の率無の時は計算無 ※円未満切捨		
(26)<(28)の場合(29)～(31)計算　※それ以外の場合(29)～(31)ｸﾘｱ					
29	改定取得価額				
30	改定償却率				
31	改定償却額　(29)×(30)	(26)上段有、期中取得月数が無の場合			
		(26)上段<(28)の場合			
		(29)×(30)	※円未満切捨て ※29.30率無の場合、計算無		
		(26)上段無、期中取得月数が無の場合			
		(26)下段<(28)の場合			
		(29)×(30)	※円未満切捨て ※29.30率無の場合、計算無		
		(26)上段有、期中取得月数が有の場合			
		(26)上段<(28)の場合			
		(29)×(30)×期中取得の場合の月数÷基本情報切上月数	※円未満切捨て ※29.30率無の場合、計算無		
		(26)上段無、期中取得月数が有の場合			
		(26)上段<(28)の場合			
		29)×(30)×期中取得の場合の月数÷基本情報切上月数	※円未満切捨て ※29.30率無の場合、計算無		
		(26)上段>(28)の場合			
		(29)(30)はクリア			
(26)≧(28)の場合(32)～(33)計算　※それ以外の場合(32)～(33)ｸﾘｱ					
32上段	(　　)※割増率を入力				
32	増加償却額 ((26)又は(31)) × 割増率	(26)≧(28)の場合	※円未満切捨て		
		(26)×(32)上段率	※(32)上段率無の時計算無		
		(26)<(28)の場合	※円未満切捨て		
		(31)×[32]上段率	※(32)上段率無の時計算無		
33	計 ((26)又は(31))+(32)	(26)上段≠0の場合			
		(26)上段≧(28)の場合			
		(26)本書＋(32)			
		(26)上段<(28)の場合			
		(31)+(32)			
		(26)上段＝0の場合			
		(26)本書≧(28)の場合			
		(26)本書＋(32)			
		(26)本書＜(28)の場合			
		(31)+(32)			
		※上記全ての結果が(18)-1<上記結果の場合、(18)-1			
		但しﾏｲﾅｽの時は空欄			
34	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(33)	(23)+(24)+(33)			
35上段	租税特別措置法適用条項	半角2文字**条** 半角四文字　半角2文字**項**			
35	(　　)※特別償却又は割増償却率を入力				
36上段	外				
36	特別償却限度額				
37	前期から繰越した特別償却不足額又合併等特別償却不足額				
38上段	外		※データ入力有の時『外』を表示		
38	合　計　(34)+(36)+(37)	(34)+(36)本書+(37)			
39	当期償却額	(14)転記			
40	償却不足額 (38)-(39)	(38)-(39)	※0の場合は0		
41	償却超過額 (39)-(38)	(39)-(38)	※0の場合は0		別表4「7(2)」
42上段	外				
42	前期からの繰越額				
43	償却不足				別表4「12(2)」
44	積立金取崩し				別表4「12(2)」
45	差引合計翌期へ繰越額(41)+(42)-(43)-(44)	(41)+(42)本書+(42)外書-(43)-(44)	41～44が0又は空欄なら計算無		

	項目名	計算式		転記元	転記先
46	翌期繰越特別償却不足額 ((40)−(43))又は((36)+(37))の少ない額	※基本情報白色の場合は計算無 ※(40−43)又は(36+37)どちらか片方のみの場合は計算無 ((40)−(43))又は36)+(37))のうち少ない金額　※0は計算無 (40)−(43)≦(36)+(37)		基本情報 白色	
		(40−43)			
		(40)−(43)>(36)+(37)			
		(36)本書+(37)			
47	当期切捨特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額				
48	差引翌期への繰越額 (46)−(47)	(46)−(47)	※マイナス表示有		
49	平　・　・ 平　・　・				
50	当期分不足額	(48)−(49)	※マイナス表示有		
51	合併等特別償却不足額 ((40)−(43))と(36)の少ない金額				

[164] 別表16-4 旧国外ﾘｰｽ期間定額法若しくは旧ﾘｰｽ期間定額法又はﾘｰｽ期間定額法による償却額の計算に関する明細書

本システムより、償却額を自動計算しますので、必ず、旧国外ﾘｰｽ期間定額法・旧ﾘｰｽ期間定額法
ﾘｰｽ期間定額法を指定して下さい。
[170]新減価償却よりデータ読込が可能です。読込は、個別・小計読みの２種類となります。
資産種類のリース定額を読み込みします。
小計読込は固定資産の種類につき、旧国外リース・旧リース・リースの３項目読込します。
合計でまとめての読込はできません。減価償却データの読込についてはP. 98を参照して下さい。

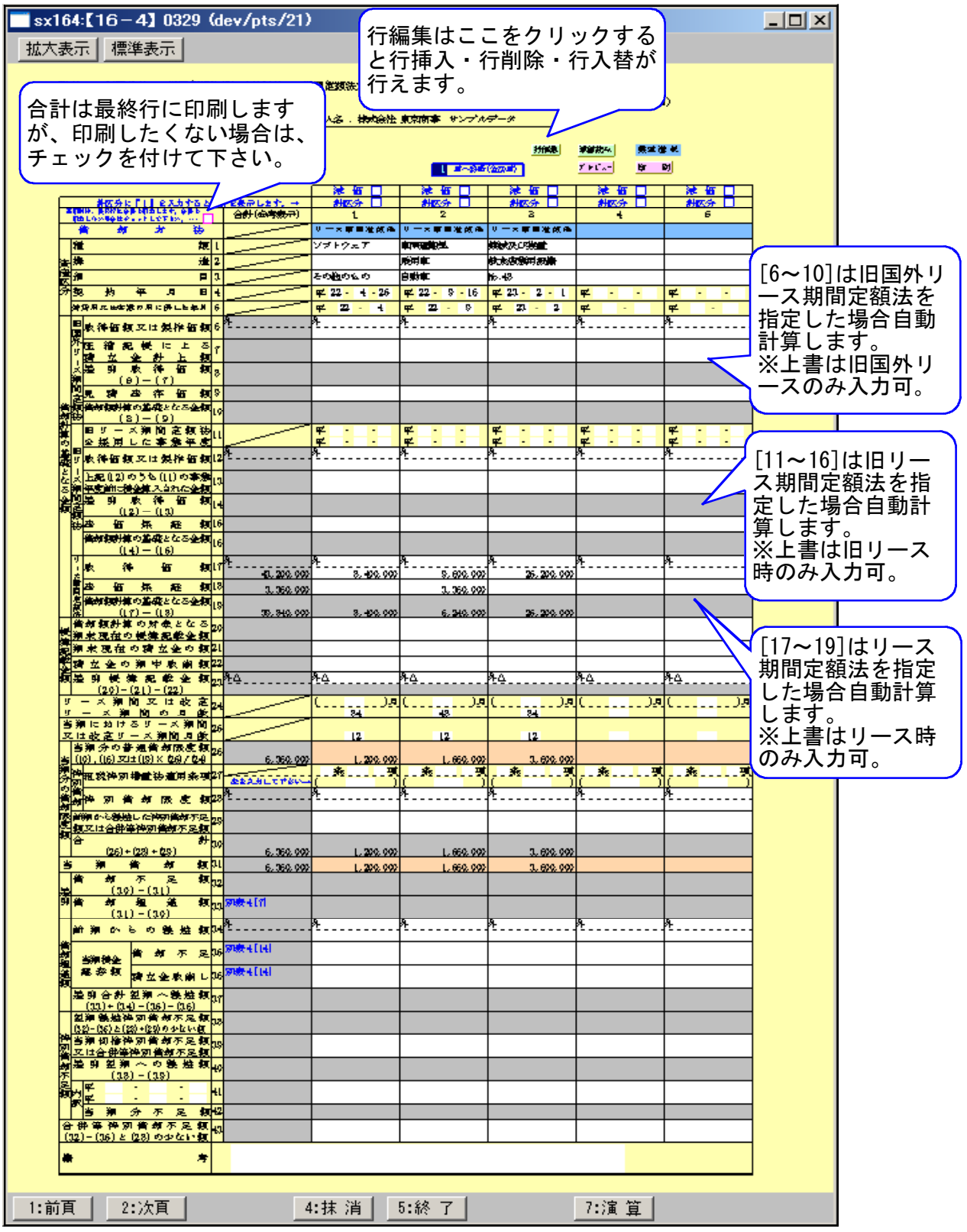

別表16-4　旧国外ﾘｰｽ期間定額法若しくは旧ﾘｰｽ期間定額法又はﾘｰｽ期間定額法による償却額の計算に関する明細書

減価償却読み込み指定:小計で読込む場合は、『1』、個別で読込む場合は『2』を入力し、減価読み を押して下さい。
計区分、『1』を入力すると小計を表示します。合計は最終行に印刷しますが、印刷しないこともできます。

	項目名		計算式		転記元	転記先
計区分	小計フラグ入力		小計1			
償却方法	償却方法を選択します。		償却方法　※選択がないと計算がかからない			
			旧国外リース定額	※6～10で計算 ※11～19は入力不可		
			旧リース期間定額	※11～16で計算 ※6～10･17～19は入力不可		
			リース期間定額	※17～19で計算 ※6～16は入力不可		
1	種類		必ず入力	※入力が無いと列のﾃﾞｰﾀが全て消えます。		
2	構造					
3	細目					
4	契約年月日		元号 平成固定	※月1～12以外はｸﾘｱ、日1～31以外はｸﾘｱ		
5	事業の用に供した年月		元号 平成固定	※月は1～12以外はｸﾘｱ		
6	旧国外リース	外 取得価額又は制作価額				
7		圧縮記帳による積立金計上額				
8		差引取得価額　(6)－(7)	(6)外書+(6)本書-(7)			
9		見積残存価額				
10		償却額計算の基礎となる金額(8)-(9)	(8)－(9)			
11	旧リース	旧リース期間定額法を採用した事業年度	元号 平成固定	※月1～12以外はｸﾘｱ、日1～31以外はｸﾘｱ		
12		外 取得価額				
13		上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額				
14		差引取得価額　(12)－(13)	(12)外書+(12)本書-(13)			
15		残存保証額				
16		償却額計算の基礎となる金額(14)-(15)	(14)-(15)			
17	リース	外 取得価額				
18		残存保証額				
19		償却額計算の基礎となる金額(17)-(18)	[17]外書+[17]本書-[18]			
20	期末現在の帳簿記載金額					
21	期末現在の積立金の額					
22	積立金の期中取崩額					
23外	外△					
23	差引帳簿記載金額　(20)－(21)－(22)		[20]－[21]－[22]			
24	(　　)月 ﾘｰｽ期間又は改定ﾘｰｽ期間の月数					
25	当期におけるﾘｰｽ期間又は改定ﾘｰｽ期間の月数					
26	当期分の普通償却限度額等　((10)､(16)又は(19))×(25)／(24)		{[10]×[25]÷[24]}+{[16]×[25]÷[24]}+{[19]×[25]÷[24]} ※上書き可			
27上段	租税特別措置法		半角2文字**条** 半角4文字　半角2文字**項**			
27	(　　)※特別償却又は割増償却率を入力					
28上段	外					
28	特別償却限度額					
29	前期から繰越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額					
30	合　計　(26)+(28)+(29)		[26]+[28]+[29]			
31	当期償却額		[30]	※上書き可		
32	償却不足額　(30)－(31)		[30]－[31]>0	※(32)又は(33)どちらかで計算		
33	償却超過額　(31)－(30)		[31]－[30]>0	※0の場合は空欄		別表4「7(2)」
34上段	外					
34	前期からの繰越額					
35	償却不足					別表4「12(2)」
36	積立金取崩し					別表4「12(2)」
37	差引合計翌期への繰越額 (33)+(34)-(35)-(36)		[33]+[34]本書+[34]外書-[35]-[36]			
38	翌期繰越特別償却不足額 ((32)-(35))･((28)+(29))の少ない額		※基本情報白色の場合は0 ※[36-39]又は[32+33]どちらか片方のみの場合は計算無 ((32)-[35])又は([28]+[29])のうち少ない金額　すなわち [32]-[35]≦[28]+[29] [32-35] [32]-[35]>[28]+[29] [28+29]		基本情報白色	
39	当期切捨特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額					
40	差引合計翌期への繰越額 (38)－(39)		[38]-(39)			
41	平　・　・ 平　・　・		元号 平成固定	※月1～12以外はｸﾘｱ、日1～31以外はｸﾘｱ		
42	当期分不足額		[40]-[41]			
43	合併等特別償却不足額 ((32)－(35))と(28)のうち少ない金額					

[166]別表16-6 繰延資産の償却額の計算に関する明細書

[170]減価償却の資産種類において、均等(均等)の資産を上部へ転記し
均等(一時)の資産を下部へ転記します。
減価償却の読込方法は、P.98を参照して下さい。

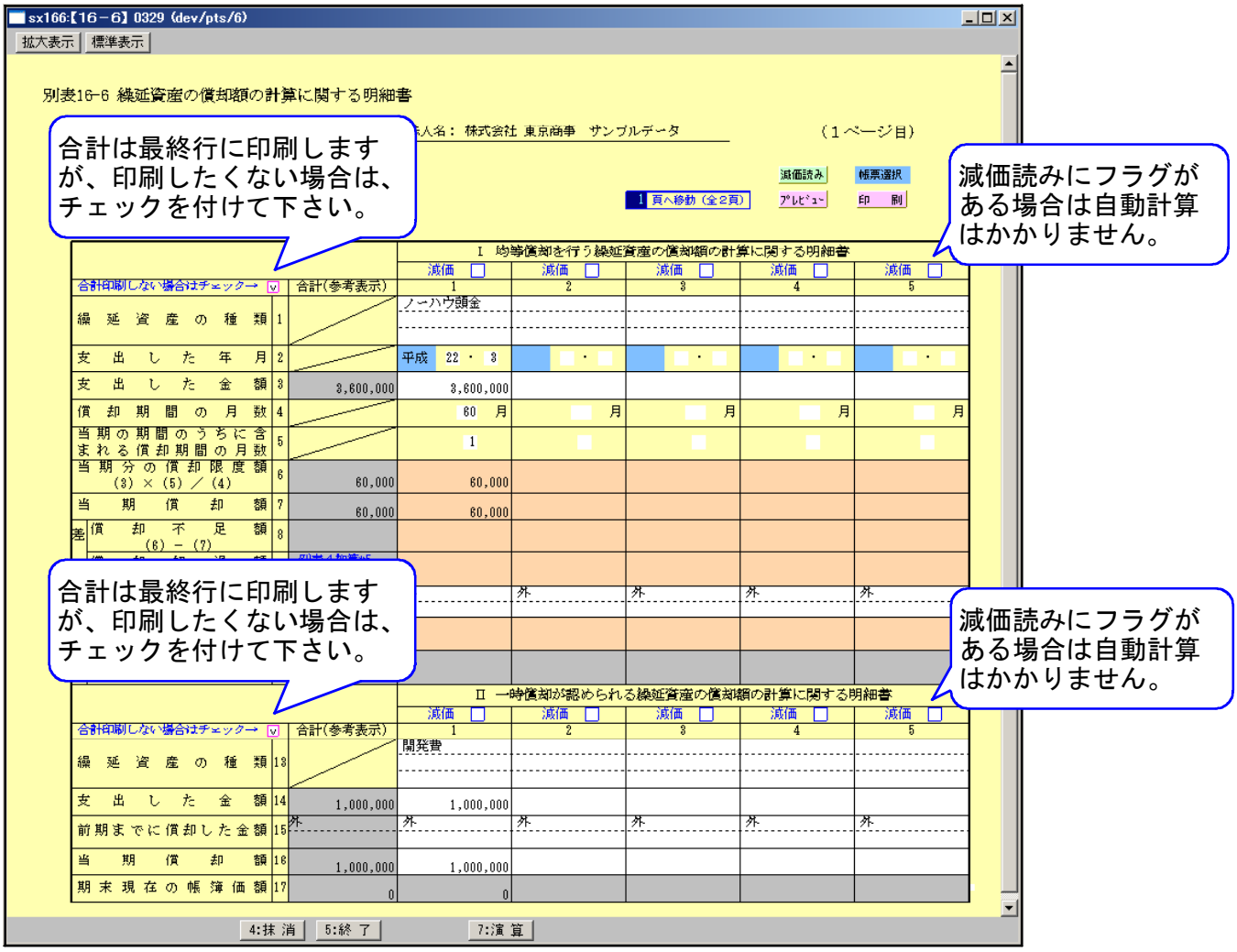

項目名	文字数
各種類	漢字24文字

別表16-6　繰延資産の償却額の計算に関する明細書

減価償却読み込み指定:小計で読込む場合は『1』、個別で読込む場合は『2』を入力し、 減価読み を押して下さい。

	項目名	計算式		転記元	転記先
減価区分	減価償却データ読込用項目	番号により転記内容がかわります。 小計1 個別2			
*1	繰延資産の種類	必ず入力	項目名有の時に計算します。項目を消した場合は(1)～(12)消えます		
2	支出した年月	元号 平成又は昭和	 ※月は1～12以外は消えます		
3	支出した金額				
4	償却期間の月数		※月数制限無		
5	当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数		※月数制限無		
6	当 期 分 の 償 却 限 度 額 (3)×(5)÷(4)	(3)×((5)÷(4))	※円未満切捨て		
7	当期償却額	(6)			
8	償却不足額 (6) － (7)	(6)-(7)>0の時計算 (6)-(7)	※マイナスの時は計算無 すなわち、(8)か(9)どちらか一方		
9	償却超過額 (7) － (6)	(7)-(6)>0の時計算 (7)-(6)	※マイナスの時は計算無 すなわち、(8)か(9)どちらか一方		別表4の加算*5へ
外					
10	前期からの繰越額				
11	同上のうち当期損金認容額 ((8)と(10)のうち少ない金額)	((8)と((10)外書+(10))のうち少ない金額)	※(8)と((10)外又は(10))のどちらかにﾃﾞｰﾀがある場合計算		別表4の減算*5へ
12	翌期への繰越額 (9)＋(10)-(11)	(9)＋((10)外書+(10))-(11)	※(9)と((10)外又は(10))のどちらかにﾃﾞｰﾀがある場合計算		
[計]	合計(参考表示)	(3)､(6)～(12)横計			
*13	繰延資産の種類	必ず入力	項目名有の時に計算します。項目を消した場合は(14)～(17)消えます		
14	支出した金額				
15外	外				
15	前期までに償却した金額				
16	当期償却額				
17	期末現在の帳簿価額	(14)－((15)外書＋(15)本書)-(16)			
[計]	合計(参考表示)	(14)～(17)横計			

[167] 別表16-7 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

資本金が1億円を超えていた場合は、制度適用外ですので確認のメッセージを表示します。
又、取得価格の合計が限度額を超えている場合は警告を表示します。

[170]新減価償却よりデータ読込が可能です。読込は、個別読みとなります。
※少額資産の減価読みの際は、少額資産の画面を開き、事業年度のみ集計としないと過年度のデータ等も読み込まれますのでご注意下さい。

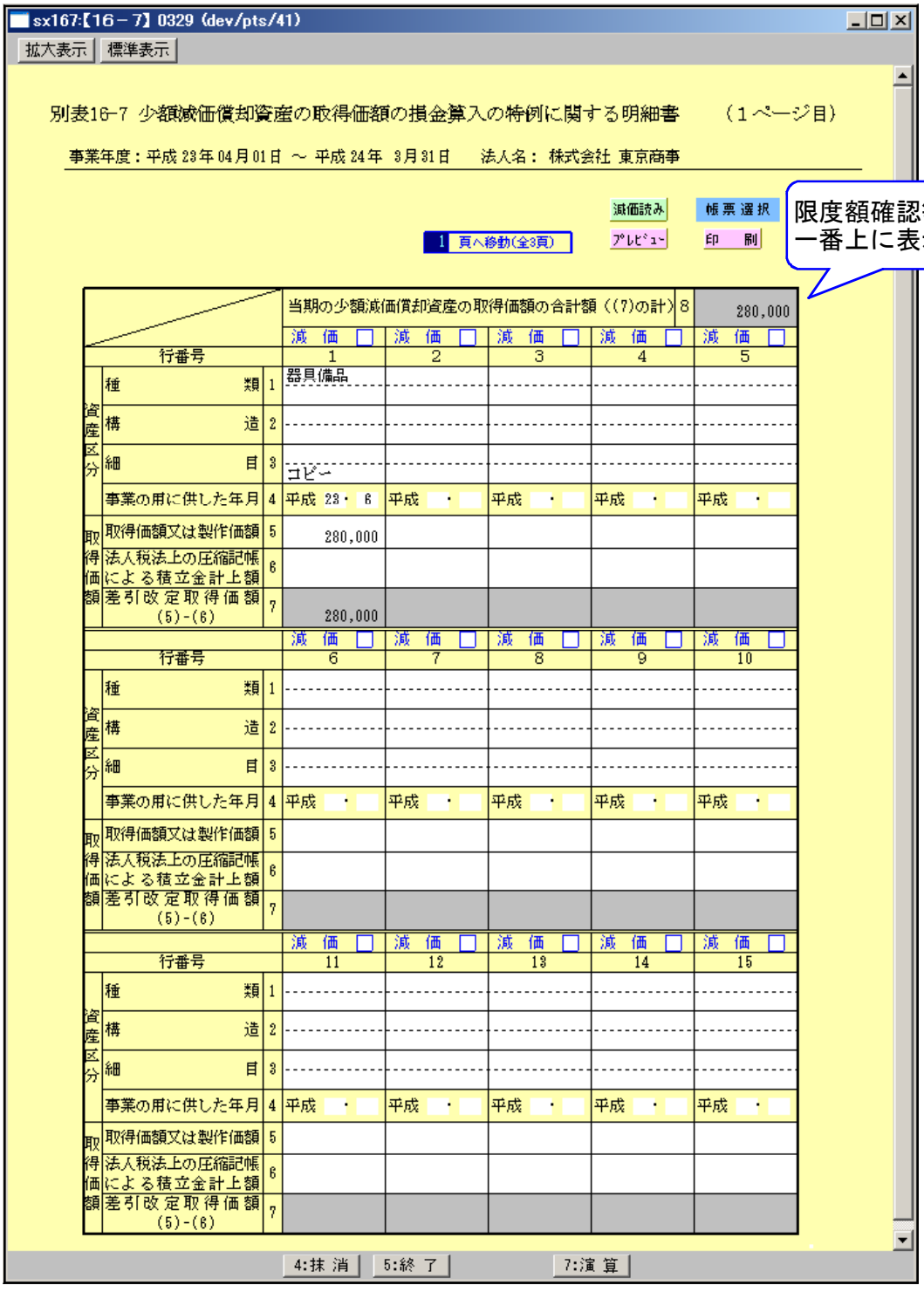

項目名	文字数
種　類	漢字12文字
構　造	〃
細　目	〃

別表16-7　少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

資本金等が1億円を超えていたら、メッセージ表示します。
※資本金が1億円超えています。確認下さい。(制度適用外)
※取得価額の合計が限度額を超えています確認して下さい。

※データクリア等はしません。
※注1参照して下さい。

	項目名	計算式		転記元	転記先
8	当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)	(7)の総合計	※300万円を超える場合に警告表示します。 ※事業年度が1年を満たない場合は300万×(切上月数÷12)で警告上記警告ﾒｯｾｰｼﾞ表示 (注1)	基本情報 切上月数	
*1	種類				
2	構　造				
3	細　目				
4	事業の用に供した年月		※月数が1～12以外は消えます		
5	取得価額又は製作価額				
6	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額				
7	差 引 改 定 取 得 価 額 (5)-(6)	(5)－(6)			

[168] 別表16-8 一括償却資産の損金算入に関する明細書

[170]新減価償却の資産種類において、一括(3年)のデータを読込します。
減価償却の読込方法は、P.98を参照して下さい。
一括償却資産については、当期分より、年度ごとに集計して転記します。

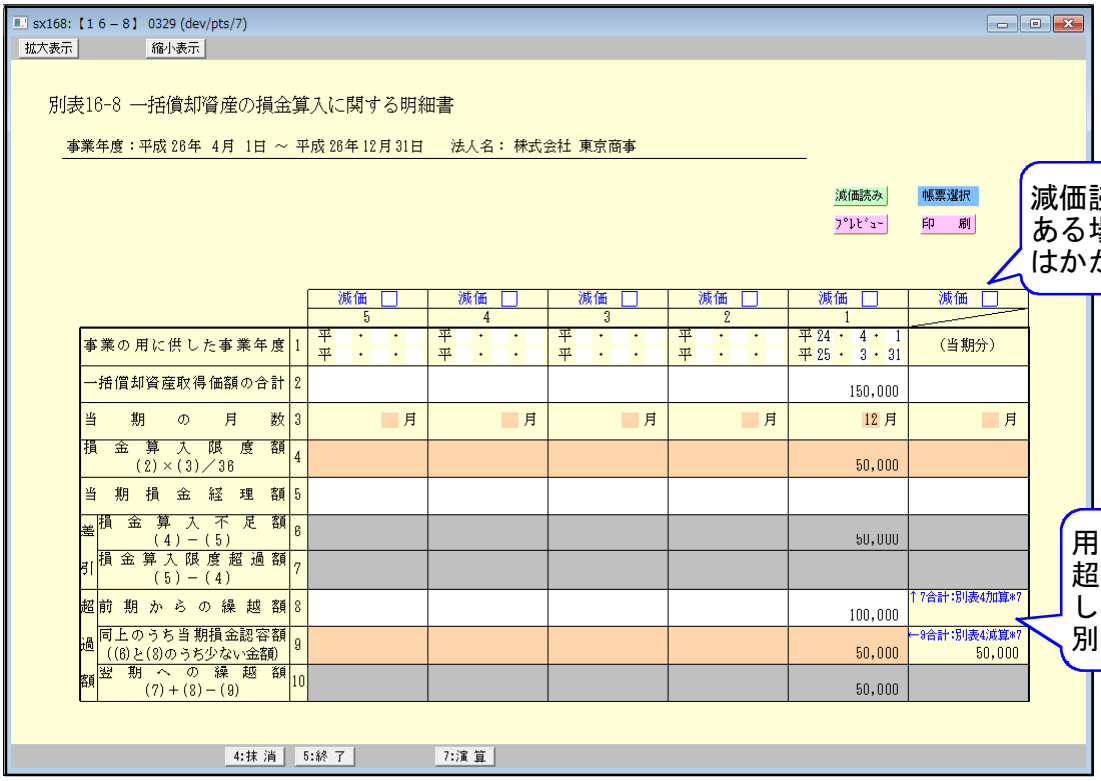

減価読みにフラグがある場合は自動計算はかかりません。

用紙にはありませんが超過額・不足額を表示します。
別表４へ転記します。

別表16-8　一括償却資産の損金算入に関する明細書

減価償却読み込み指定:小計で読込む場合は、『1』、個別で読込む場合は『2』を入力し、 減価読み を押して下さい。

	項目名	計算式		転記元	転記先
1	事業の用に供した事業年度		※平成固定です。		
*2	一括償却資産取得価額の合計				
3	当期の月数	(当期分) 中間申告期間有の時 (2)>0の時は12 確定期間有の時 (2)>0の時は基本情報 切上月数 (当期以外) (2)>0の時は基本情報 切上月数	 ※(2)金額0又は無の時は無 ※(2)金額0又は無の時は無 ※(2)金額0又は無の時は無	基本情報 切上月数	
4	損金算入限度額 (2)×(3)/36	(2)×(3)÷36	※円未満切捨て		
5	当期損金経理額				
6	損金算入不足額 (4)-(5)	(4)-(5)>0の時 (4)-(5)	※マイナスの時は計算無		
7	損金算入限度超過額 (5)-(4)	(5)-(4)>0の時 (5)-(4)	※マイナスの時は計算無		
7横計	別表4加算*7へ(参考金額)				別表4加算*7
8	前期からの繰越額	当期分含む(7)横計			
9	同上のうち当期損金認容額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	(6)と(8)のうち少ない金額	※(6)と(8)両方のﾃﾞｰﾀある場合に計算		
9横計	別表4減算*7へ(参考金額)	当期分含まず(9)横計			別表4減算*7
10	翌期への繰越額 (7)+(8)-(9)	(7)+(8)-(9)	※(7)又は(8)にﾃﾞｰﾀある場合に計算		

[170] 別表16-10 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

[2]当期分とそれ以外で計算が変わります。

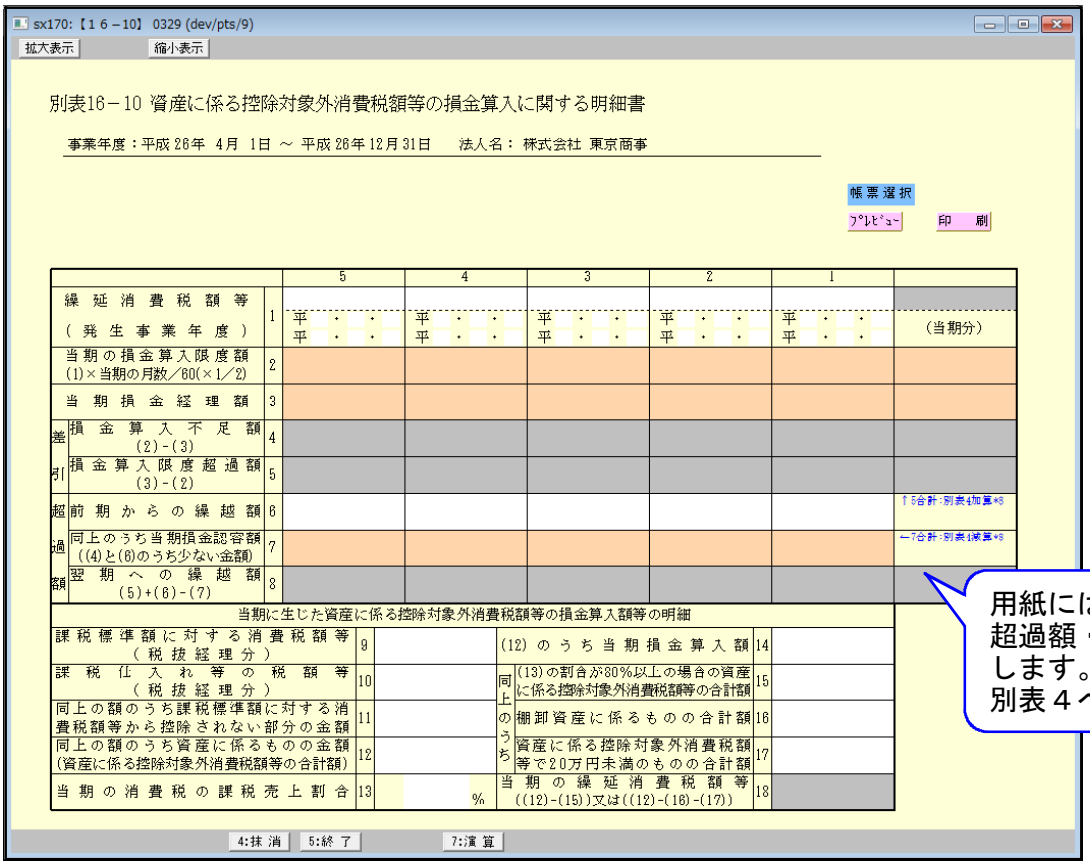

別表16-10 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書

	項目名	計算式		転記元	転記先
1当期分	繰延消費税額等	[18]を転記			
1(上段)	繰延消費税額等	手入力			
1	発生事業年度		※平成固定です。 ※月は1～12以外は消えます		
*2当期分	当期の損金算入限度額 (1)×当期の月数/60(×1/2)	(1)×基本情報切上月数/60×1/2)	※円未満切捨て	基本情報 切上月数	
*2	当期の損金算入限度額(1)×当期の月数/60	(1)×基本情報切上月数/60	※円未満切捨て		
3	当期損金経理額	(2)を転記			
4	損金算入不足額 (2)-(3)	(2)-(3)>0の時 (2)-(3)	※マイナスの時は計算無		
5	損金算入限度超過額 (3)-(2)	(3)-(2)>0の時 (3)-(2)	※すなわち(4)か(5)どちらか一方		
5横計	別表4加算*8へ(参考金額)	当期分含む5横計	※4表転記用		別表4加算*8
6	前期からの繰越額				
7	同上のうち当期損金認容額 ((4)と(6)のうち少ない金額)	(4)と(6)のうち少ない金額	※(4)と(6)両方のﾃﾞｰﾀある場合に計算 ※当期分のみ自動計算		
7横計	別表4減算*8へ(参考金額)	当期分含まない7横計	※4表転記用		別表4減算*8
8	翌期への繰越額 (5)＋(6)-(7)	(5)＋(6)-(7)	※(7)又は(8)にﾃﾞｰﾀある場合に計算		
9	課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)				
10	課税仕入れ等の税額等 (税抜経理分)				
11	同上の額のうち課税標準額に対する消費税額等から控除されない部分の金額				
12	同上の額のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)				
13	当期の消費税の課税売上割合				
14	(12)のうち当期損金算入額				
15	(13)の割合が80%以上の場合の資産に係る控除対象外消費税等の合計額				
16	棚卸資産に係るものの合計額				
17	資産に係る控除対象外消費税等で20万円未満のものの合計額				
18	当期の繰延消費税額等 ((12)-(15))又は((12)-(16)-(17))	(12)-(15)-(16)-(17)			

減価償却データ読込みについて

別表16-1. 別表16-2. 別表16-4. 別表16-6. 別表16-7. 別表16-8において[170]新減価償却システムより読込みを行うことができます。
※減価読みを行う場合、[170]新減価償却プログラムを終了して下さい。

新減価償却の読込み手順

1. 各表の上部にあります、減価読み　を押します。

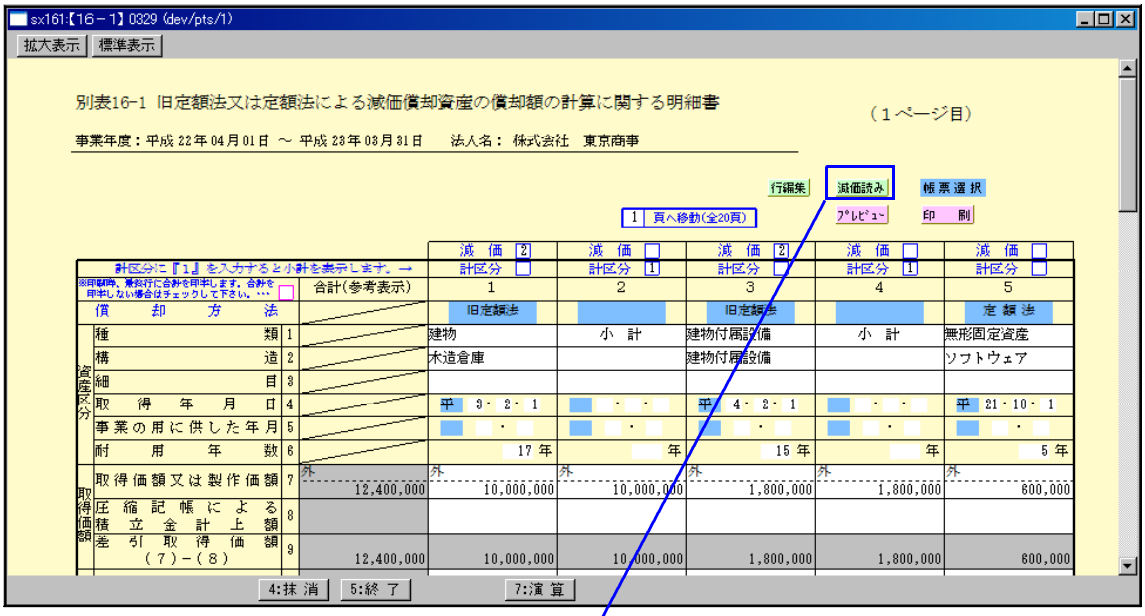

2. 下図の画面を表示します。

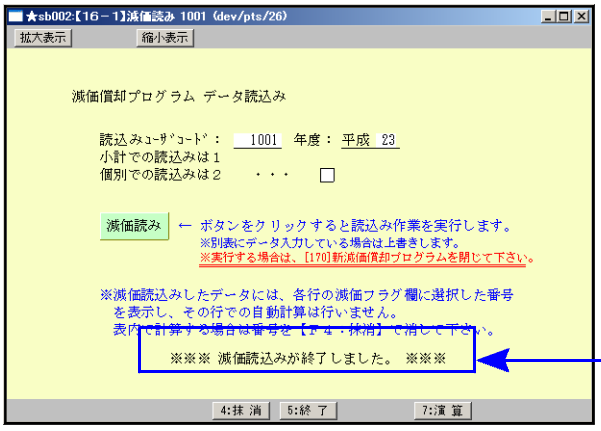

減価償却データを読み込むﾕｰｻﾞｺｰﾄﾞと年度を指定します。

各科目ごとの小計で読込む場合は「１」を
個別で読込む場合は「２」を入力し

減価読み　を押します。

読込みが完了すると、
※※※減価読みが終了しました。※※※
と画面の下に表示します。

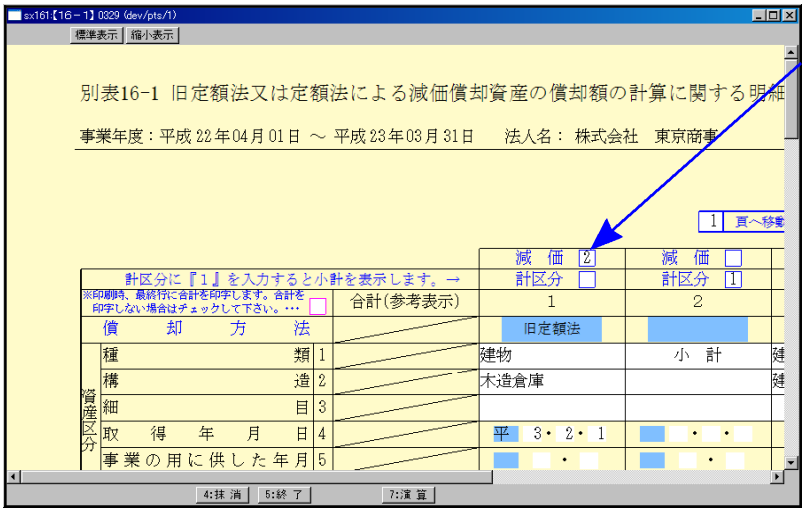

減価読込をすると
減価□の枠に、数字が入ります。

小計読みは１
個別読みは２を表示します。

※この数字がある場合には、他の項目等手入力しても自動計算はかかりません。

減価読み後、修正し再計算する場合は、□のﾌﾗｸﾞを消して下さい。

○個別転記について

［170］新減価償却の2.資産種類登録の資産種類順で表示します。

※減価償却の明細書と同じ順番で転記してきます。
　各科目の終わりに、小計を転記し、次の科目を転記します。

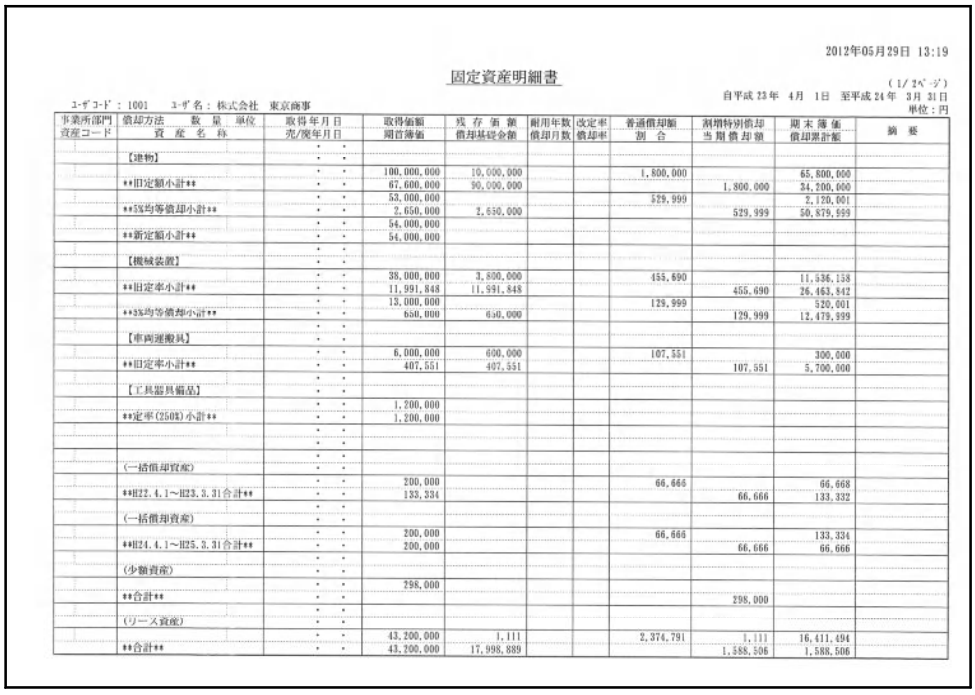

2012年05月29日 13:19

固定資産明細書

（1/2ページ）

ユーザコード：1001　ユーザ名：株式会社　東京商事

自平成 23年 4月 1日 至平成 24年 3月 31日

単位：円

事業所部門 資産コード	償却方法　数量　単位 資産名称	取得年月日 売/廃年月日	取得価額 期首簿価	残存価額 償却基礎金額	耐用年数 償却月数	改定率 償却率	普通償却額 割合	割増特別償却 当期償却額	期末簿価 償却累計額	摘要
	【建物】	・・								
	旧定額小計	・・	100,000,000 67,600,000	10,000,000 90,000,000			1,800,000	1,800,000	65,800,000 24,200,000	
	5%均等償却小計	・・	53,000,000 2,650,000	2,650,000			529,999	529,999	2,120,001 50,879,999	
	新定額小計	・・	54,000,000 54,000,000							
	【機械装置】	・・								
	旧定率小計	・・	38,000,000 11,991,848	3,800,000 11,991,848			455,690	455,690	11,536,158 26,463,842	
	5%均等償却小計	・・	13,000,000 650,000	650,000			129,999	129,999	520,001 12,479,999	
	【車両運搬具】	・・								
	旧定率小計	・・	6,000,000 407,551	600,000 407,551			107,551	107,551	300,000 5,700,000	
	【工具器具備品】	・・								
	定率(250%)小計	・・	1,200,000 1,200,000							
	(一括償却資産)	・・								
	H22.4.1～H23.3.31合計	・・	200,000 133,334				66,666	66,666	66,668 133,332	
	(一括償却資産)	・・								
	H24.4.1～H25.3.31合計	・・	200,000 200,000				66,666	66,666	133,334 66,666	
	(少額資産)	・・								
	合計	・・	298,000					298,000		
	(リース資産)	・・								
	合計	・・	43,200,000 43,200,000	1,111 17,998,889			2,374,791	1,111 1,588,506	16,411,494 1,588,506	

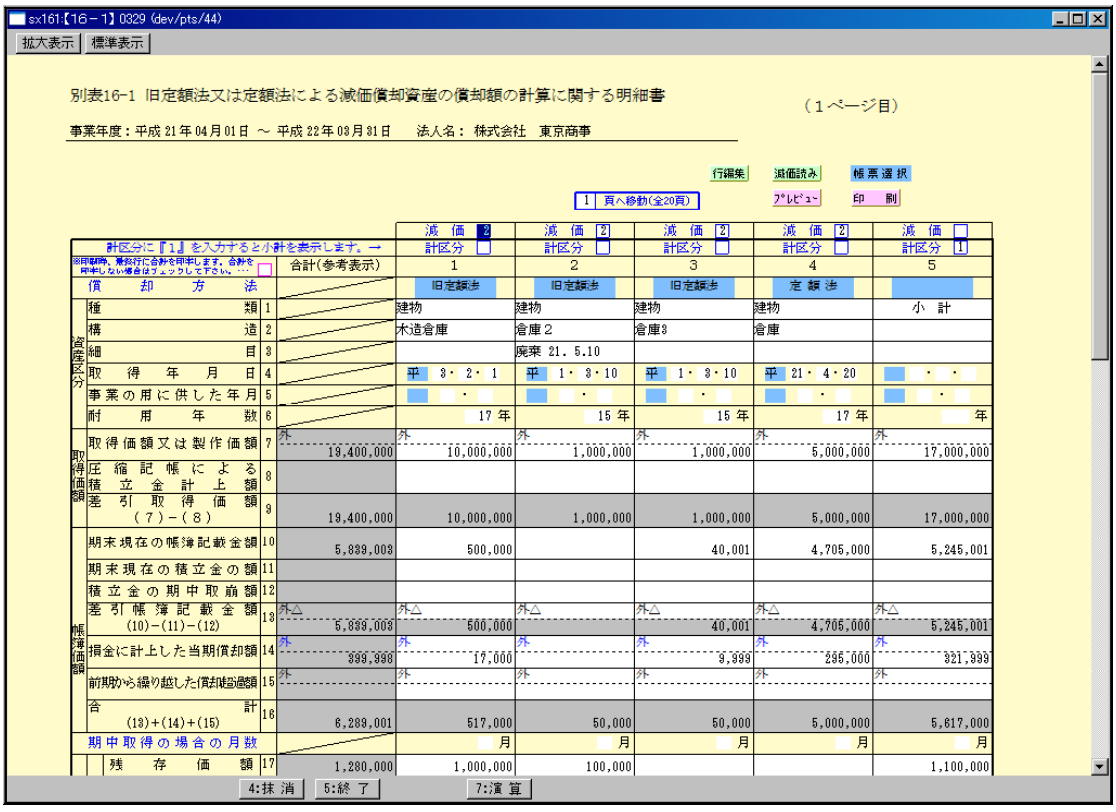

sx161:【16－1】0329 (dev/pts/44)

拡大表示　標準表示

別表16-1 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

（1ページ目）

事業年度：平成 21 年 04 月 01 日 ～ 平成 22 年 03 月 31 日　法人名： 株式会社　東京商事

行編集　減価読み　帳票選択

1 頁へ移動(全20頁)　ﾌﾟﾚﾋﾞｭｰ　印　刷

			減価 2	減価 2	減価 2	減価 2	減価
	計区分に『1』を入力すると小計を表示します。→		計区分	計区分	計区分	計区分	計区分 1
	※印刷時、集約行に合計を印字します。合計を印字しない場合はチェックして下さい。	合計(参考表示)	1	2	3	4	5
	償却方法		旧定額法	旧定額法	旧定額法	定額法	
資産区分	種類 1		建物	建物	建物	建物	小計
	構造 2		木造倉庫	倉庫２	倉庫3	倉庫	
	細目 3			廃棄 21. 5.10			
	取得年月日 4		平 3・2・1	平 1・3・10	平 1・3・10	平 21・4・20	・・
	事業の用に供した年月 5		・・	・・	・・	・・	・・
	耐用年数 6		17 年	15 年	15 年	17 年	年
取得価額	取得価額又は製作価額 7	外 19,400,000	外 10,000,000	外 1,000,000	外 1,000,000	外 5,000,000	外 17,000,000
	圧縮記帳による積立金計上額 8						
	差引取得価額 (7)－(8) 9	19,400,000	10,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000	17,000,000
帳簿価額	期末現在の帳簿記載金額 10	5,889,003	500,000		40,001	4,705,000	5,245,001
	期末現在の積立金の額 11						
	積立金の期中取崩額 12						
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12) 13	外△ 5,889,003	外△ 500,000	外△	外△ 40,001	外△ 4,705,000	外△ 5,245,001
	損金に計上した当期償却額 14	外 399,998	外 17,000	外	外 9,999	外 295,000	外 321,999
	前期から繰り越した償却超過額 15	外	外	外	外	外	外
	合計 (13)+(14)+(15) 16	6,289,001	517,000	50,000	50,000	5,000,000	5,617,000
	期中取得の場合の月数		月	月	月	月	月
	残存価額 17	1,280,000	1,000,000	100,000			1,100,000

4:抹消　5:終了　7:演算

※償却方法別の転記内容につきましては後頁を参照して下さい。

○小計転記について

各科目ごとの償却方法の種類順に転記します。

※定率の場合、旧定率の小計・5年均等償却の小計・定率(改定償却含む)の小計として転記します。

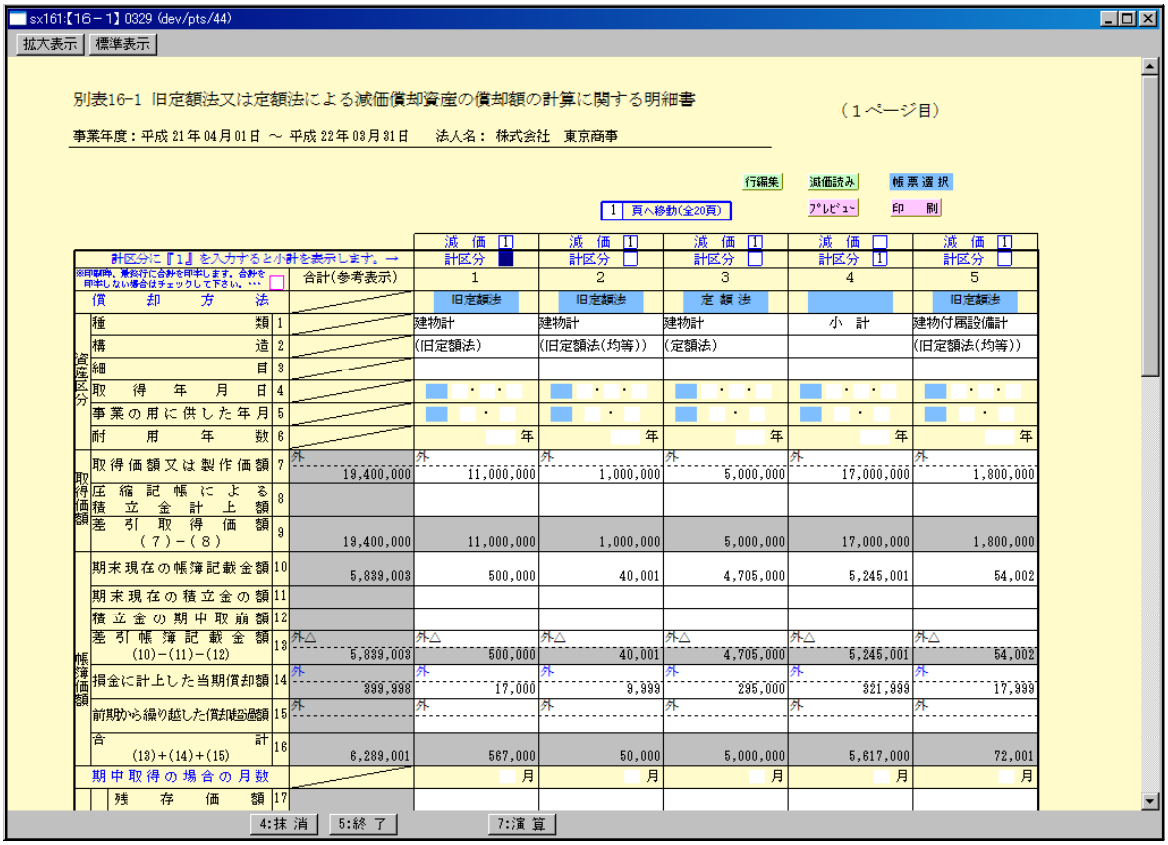

※償却方法別の転記内容につきましては後頁を参照して下さい。

別表16-1

［170］新減価償却の資産種類登録で償却方法が定額・定額(無形)は別表16-1へ転記します。

別表16-2

［170］新減価償却の資産種類登録で償却方法が定率は別表16-2へ転記します。

別表16-4

［170］新減価償却の資産種類登録で償却方法がリース定額は別表16-4へ転記します。

別表16-6

［170］新減価償却の資産種類登録で償却方法が均等(均等)は別表16-6の上段へ･均等(一時)は別表16-6下段へ転記します。

別表16-7

［170］新減価償却の資産種類登録で償却方法が少額資産は別表16-8を転記します。

別表16-8

［170］新減価償却の資産種類登録で償却方法が一括(3年)は別表16-8を転記します。

別表16-1 定額法及び無形固定資産の読込について

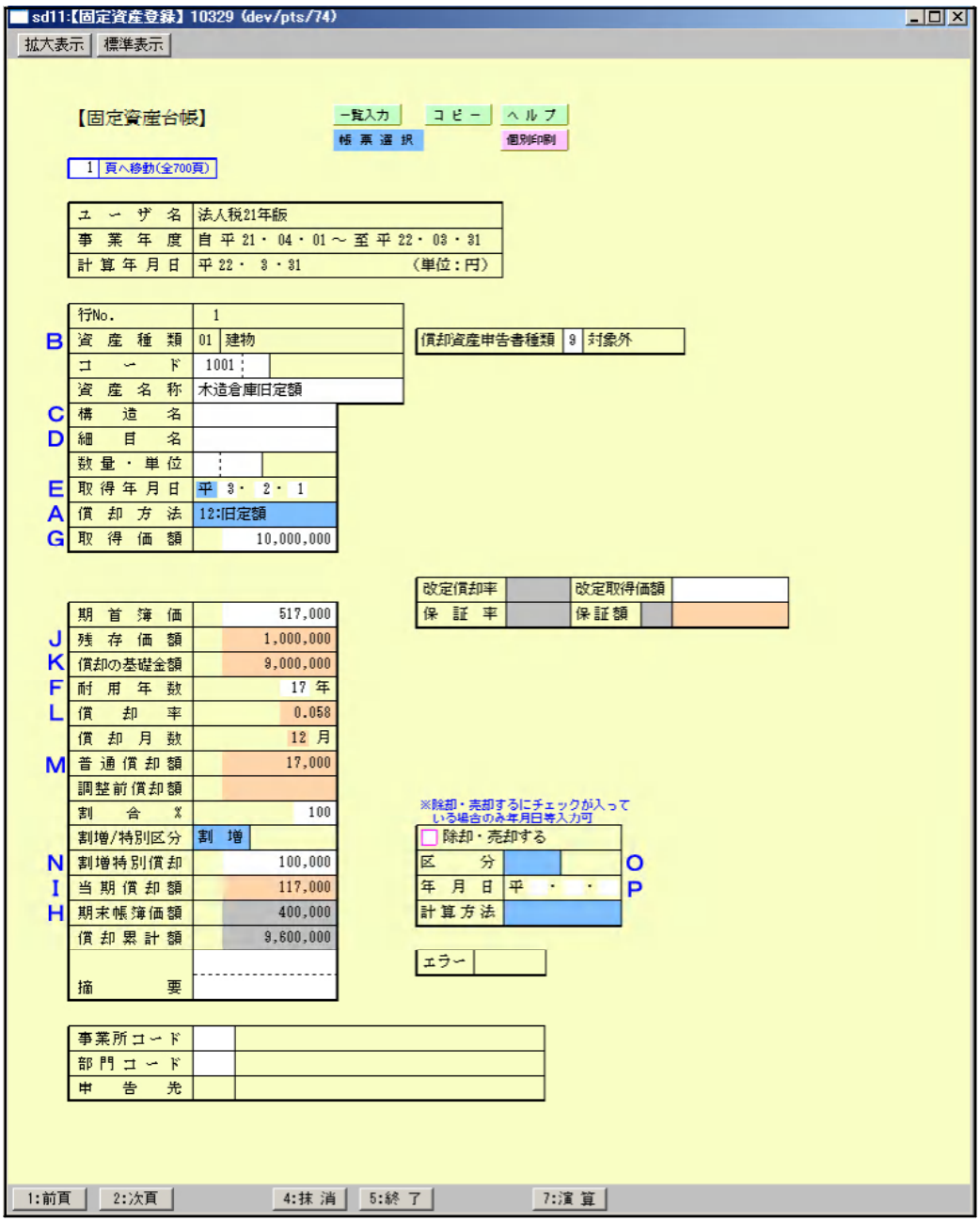

［170］新減価償却の資産種類登録が定額又は定額(無形)のデータを転記します。
売却廃棄データについても転記します。細目に「売却廃棄年月日」を表示します。

個別読込み

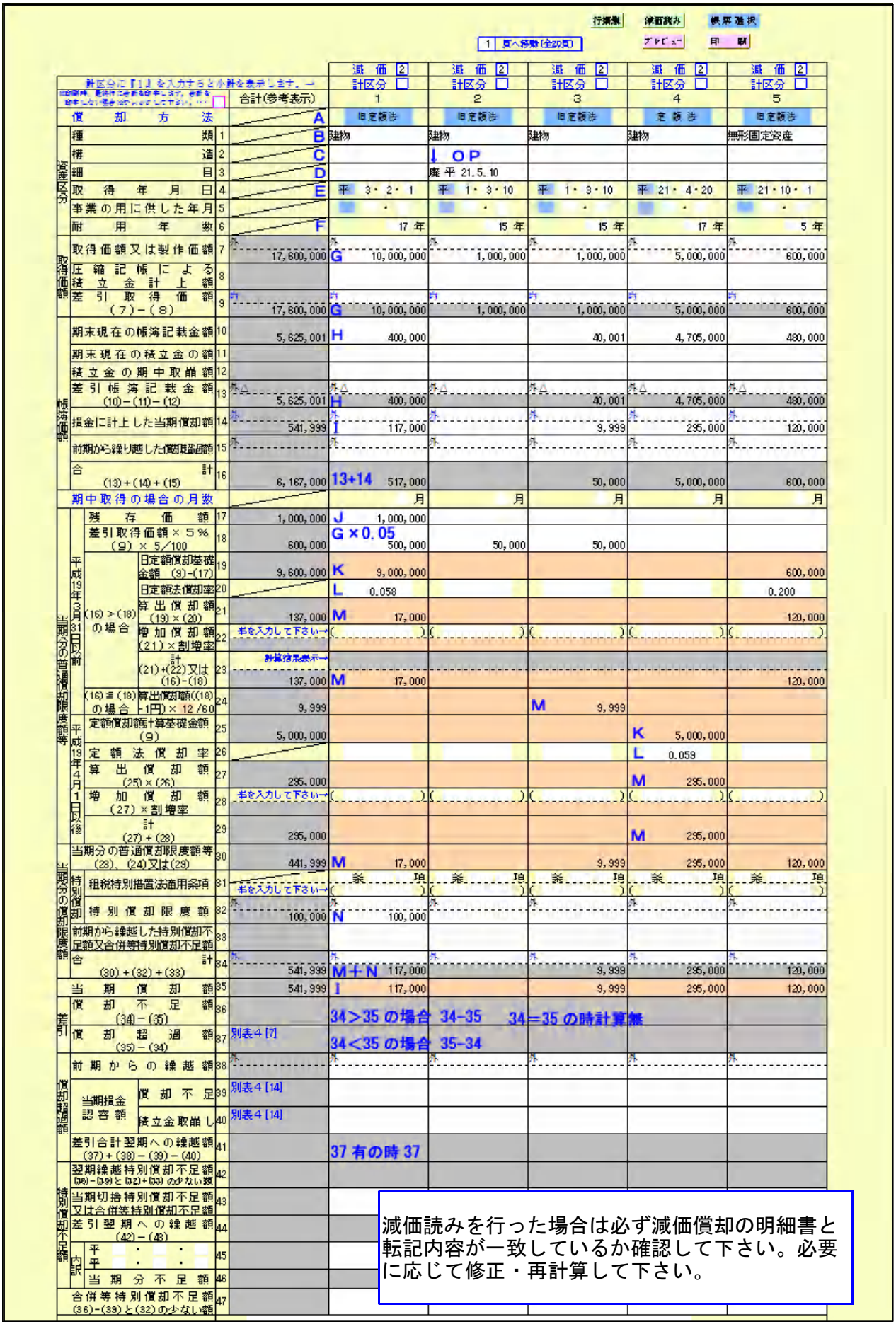

小計読込み

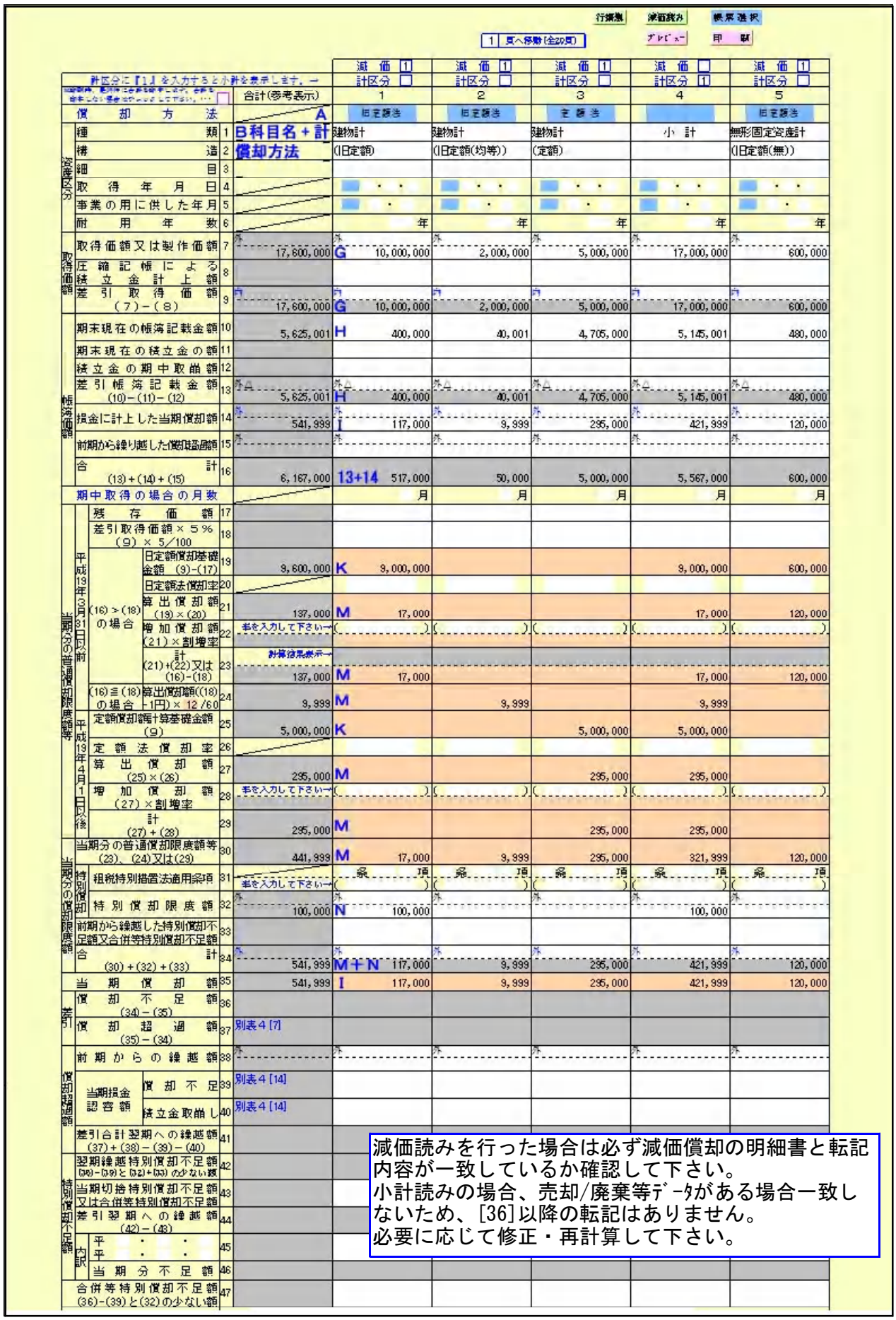
行選択
減価読み
帳票選択
1 頁へ移動(全20頁)
プレビュー
印 刷
計区分に『1』を入力すると小計を表示します。
減 価 1
計区分
合計(参考表示)
償 却 方 法
A
1
2
3
4
5
定額法
B科目名＋計
償却方法
建物計
(旧定額)
建物計
(旧定額(均等))
建物計
(定額)
小 計
無形固定資産計
(旧定額(無))
資産区分
種 類 1
構 造 2
細 目 3
取 得 年 月 日 4
事業の用に供した年月 5
耐 用 年 数 6
年
取得価額
取得価額又は製作価額 7
17,600,000
G 10,000,000
2,000,000
5,000,000
17,000,000
600,000
圧縮記帳による積立金計上額 8
差引取得価額 (7)－(8) 9
17,600,000
G 10,000,000
2,000,000
5,000,000
17,000,000
600,000
帳簿価額
期末現在の帳簿記載金額 10
5,625,001
H 400,000
40,001
4,705,000
5,145,001
480,000
期末現在の積立金の額 11
積立金の期中取崩額 12
差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12) 13
5,625,001
H 400,000
40,001
4,705,000
5,145,001
480,000
損金に計上した当期償却額 14
541,999
I 117,000
9,999
295,000
421,999
120,000
前期から繰り越した償却超過額 15
合 計 (13)＋(14)＋(15) 16
6,167,000
13+14 517,000
50,000
5,000,000
5,567,000
600,000
期中取得の場合の月数
月
当期分の普通償却限度額等
平成19年3月31日以前
残存価額 17
差引取得価額×５％ (9)×5／100 18
(16)＞(18)の場合
日定額償却基礎金額 (9)-(17) 19
9,600,000
K 9,000,000
9,000,000
600,000
日定額法償却率 20
算出償却額 (19)×(20) 21
137,000
M 17,000
17,000
120,000
増加償却額 (21)×割増率 22
半を入力して下さい→
計 (21)+(22)又は(16)-(18) 23
計算結果表示→
137,000
M 17,000
17,000
120,000
(16)≦(18)の場合 算出償却額(18)×12／60 (1円未満切捨) 24
9,999
M
9,999
9,999
平成19年4月1日以後
定額償却額計算基礎金額 (9) 25
5,000,000
K
5,000,000
5,000,000
定額法償却率 26
算出償却額 (25)×(26) 27
295,000
M
295,000
295,000
増加償却額 (27)×割増率 28
半を入力して下さい→
計 (27)＋(28) 29
295,000
M
295,000
295,000
当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29) 30
441,999
M 17,000
9,999
295,000
321,999
120,000
当期分の償却限度額
特別償却
租税特別措置法適用条項 31
条 項
半を入力して下さい→
特別償却限度額 32
100,000
N 100,000
100,000
前期から繰越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 33
合 計 (30)＋(32)＋(33) 34
541,999
M＋N 117,000
9,999
295,000
421,999
120,000
当期償却額 35
541,999
I 117,000
9,999
295,000
421,999
120,000
差引
償却不足額 (34)－(35) 36
償却超過額 (35)－(34) 37
別表４[7]
償却超過額
前期からの繰越額 38
当期損金認容額
償却不足 39
別表４[14]
積立金取崩し 40
別表４[14]
差引合計翌期への繰越額 (37)＋(38)－(39)－(40) 41
特別償却不足額
翌期繰越特別償却不足額 (30)-(39)と(32)+(33)の少ない額 42
当期切捨特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 43
差引翌期への繰越額 (42)－(43) 44
内訳
平 ・ ・ 45
平 ・ ・
当期分不足額 46
合併等特別償却不足額 (36)-(39)と(32)の少ない額 47
減価読みを行った場合は必ず減価償却の明細書と転記内容が一致しているか確認して下さい。
小計読みの場合、売却/廃棄等ﾃﾞｰﾀがある場合一致しないため、[36]以降の転記はありません。
必要に応じて修正・再計算して下さい。

別表16-2 定率法の読込みについて

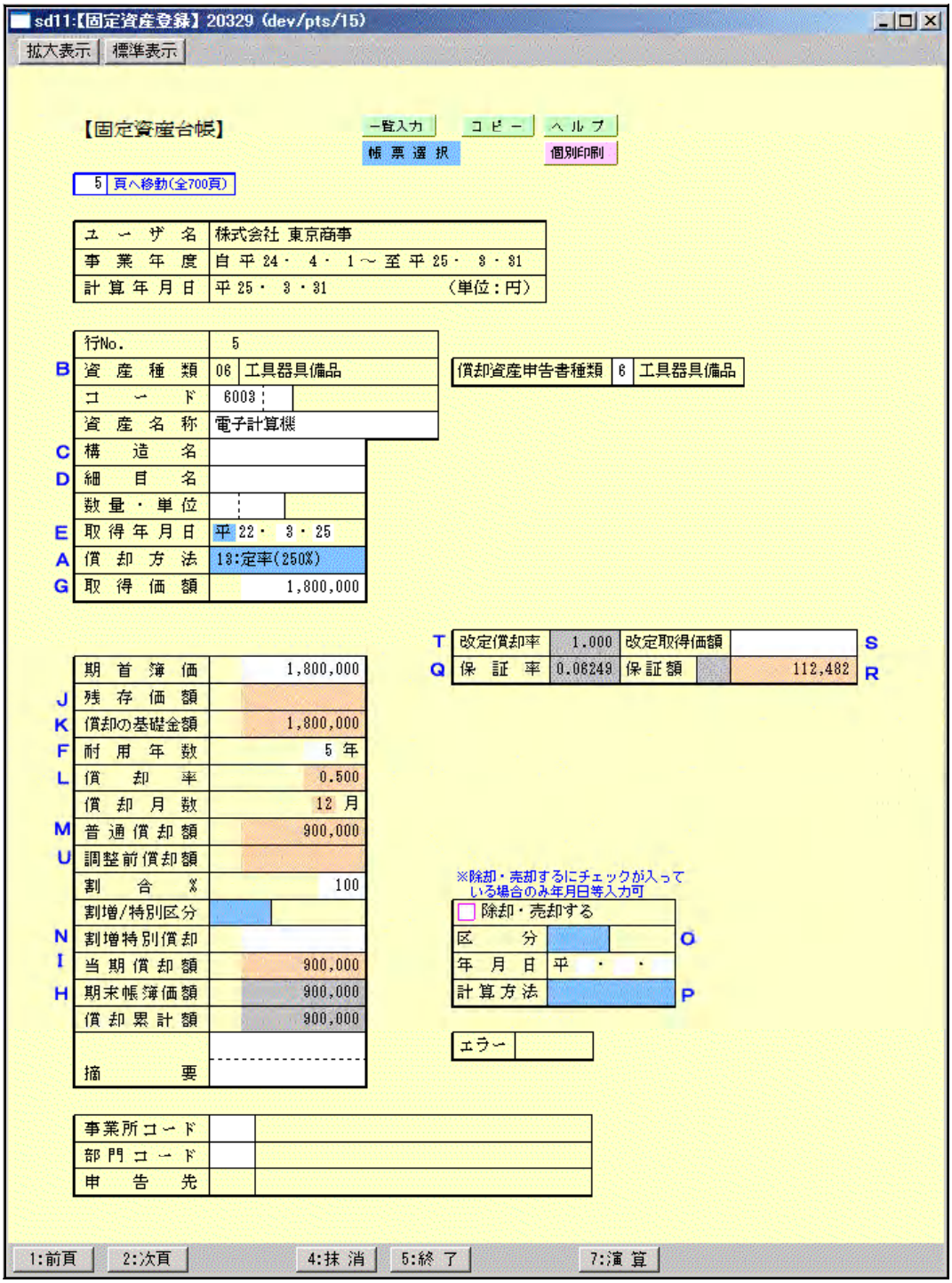

［170］新減価償却の資産種類登録が定率のデータを転記します。
　　売却廃棄データについても転記します。細目に「売却廃棄年月日」を表示します。

個別読込み

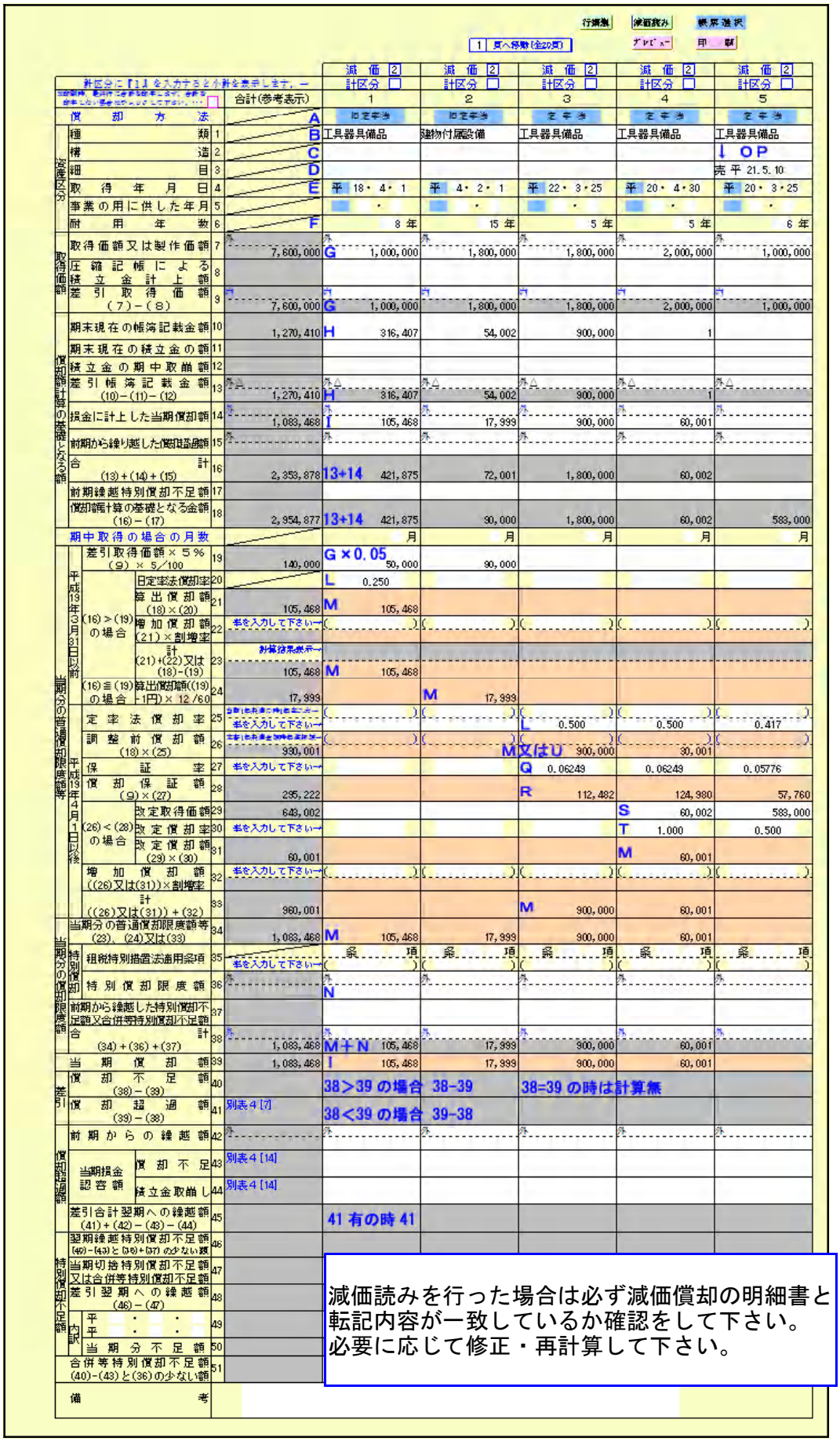

小計読込み

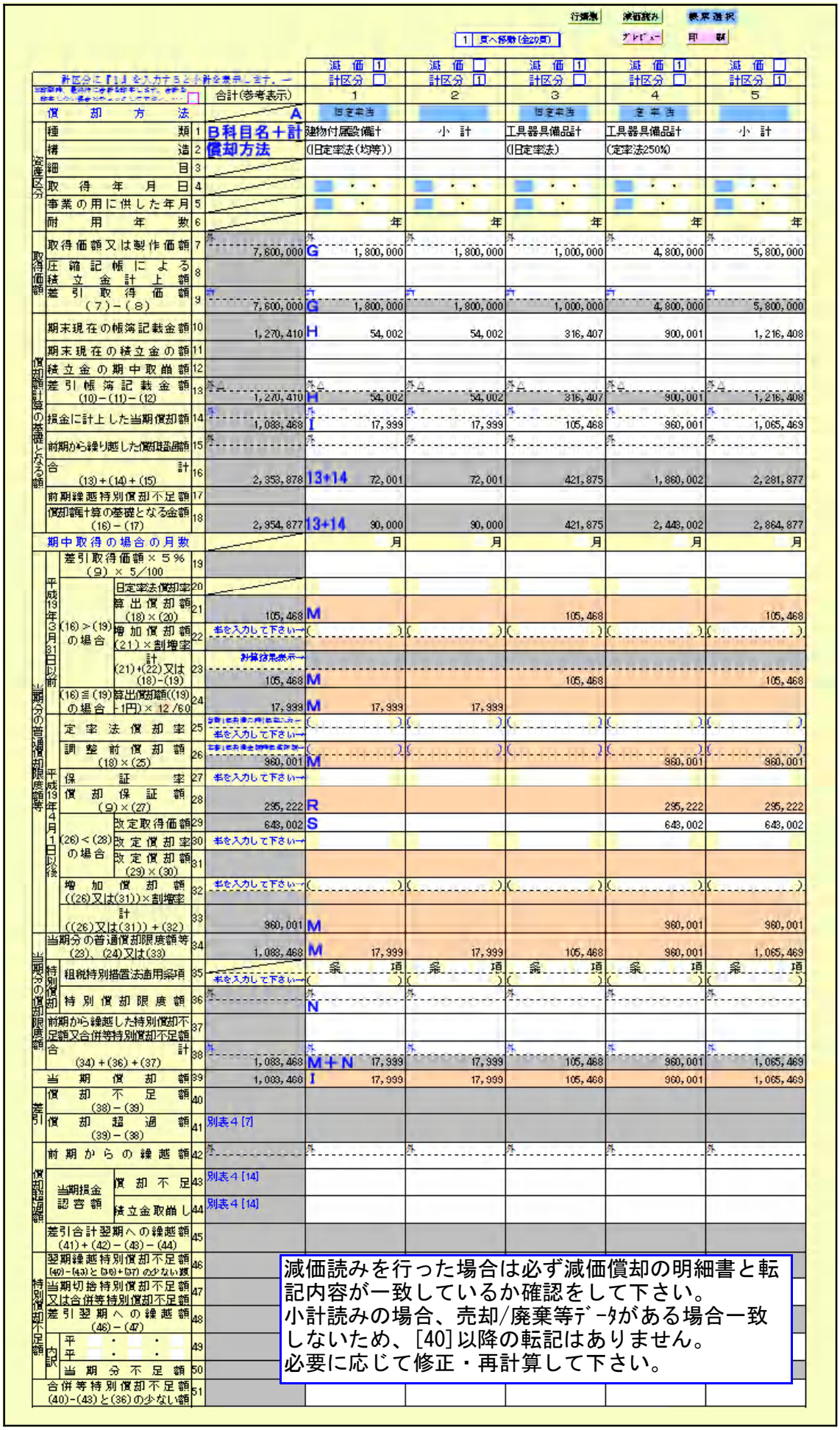
減価読みを行った場合は必ず減価償却の明細書と転記内容が一致しているか確認をして下さい。
小計読みの場合、売却/廃棄等ﾃﾞｰﾀがある場合一致しないため、[40]以降の転記はありません。
必要に応じて修正・再計算して下さい。

別表16-4 リース資産定額法の読込について

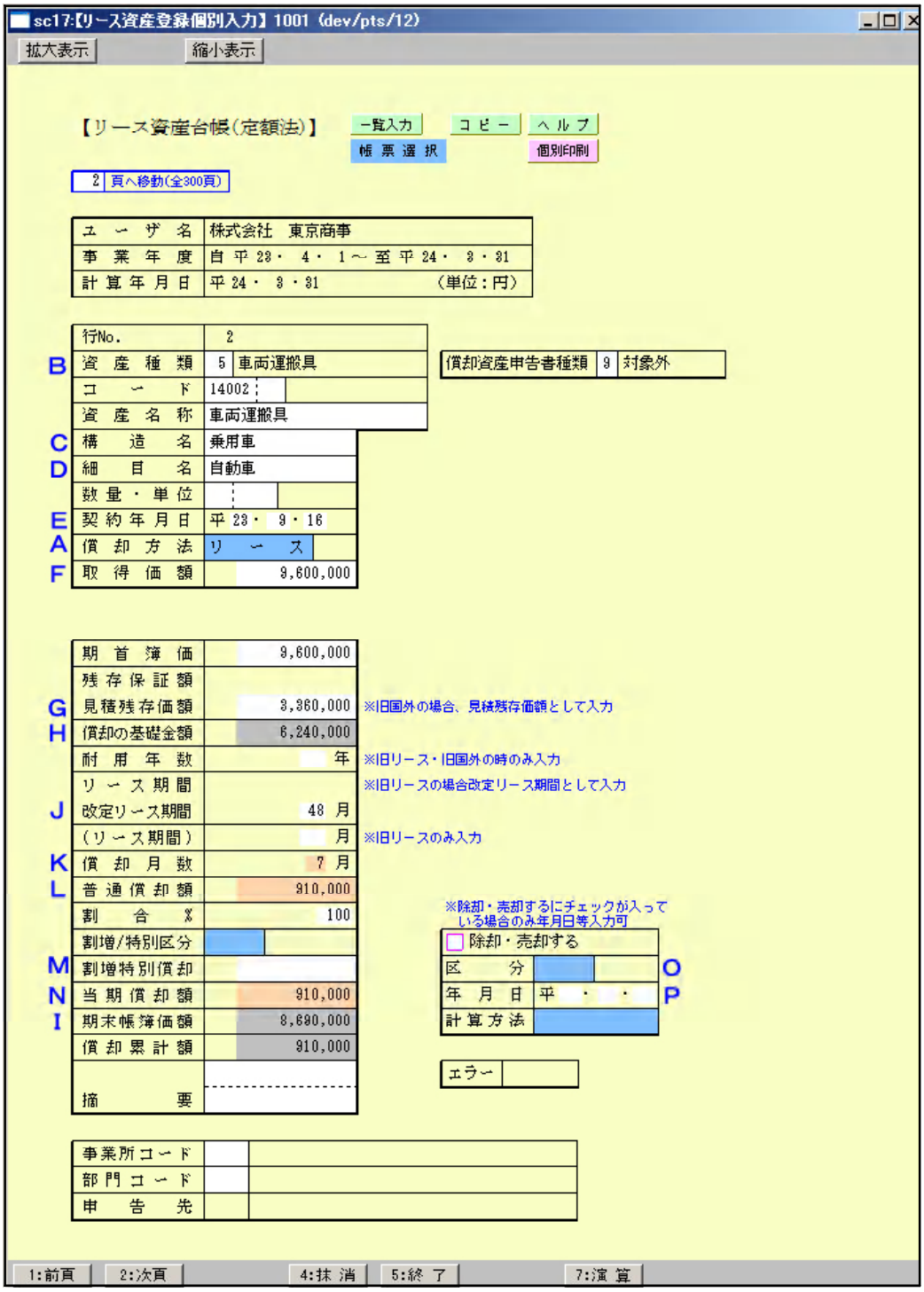

［170］新減価償却の資産種類登録がリース定額のデータを転記します。
　　売却廃棄データについても転記します。細目に「売却廃棄年月日」を表示します。

個別読込み

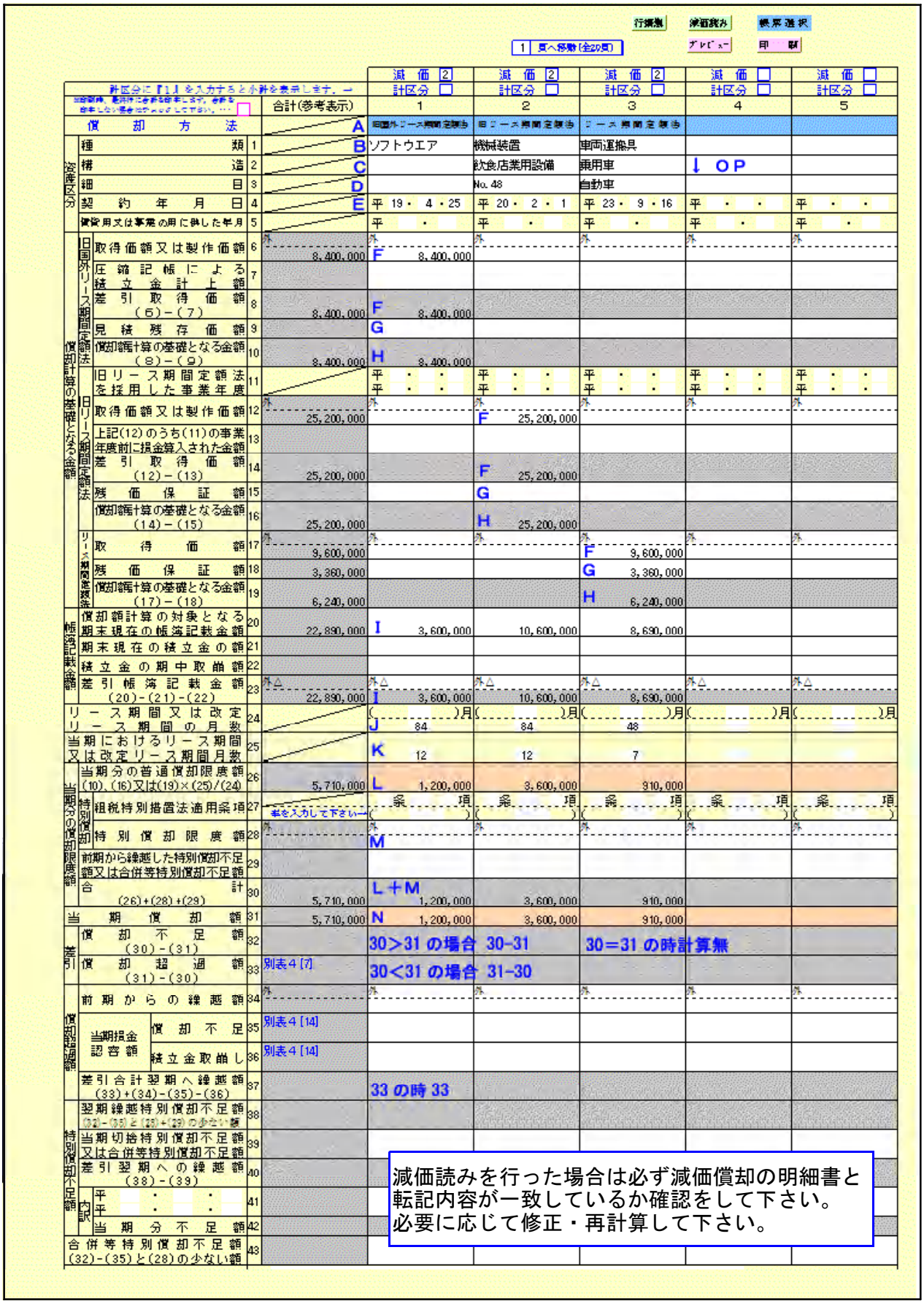

小計読込み

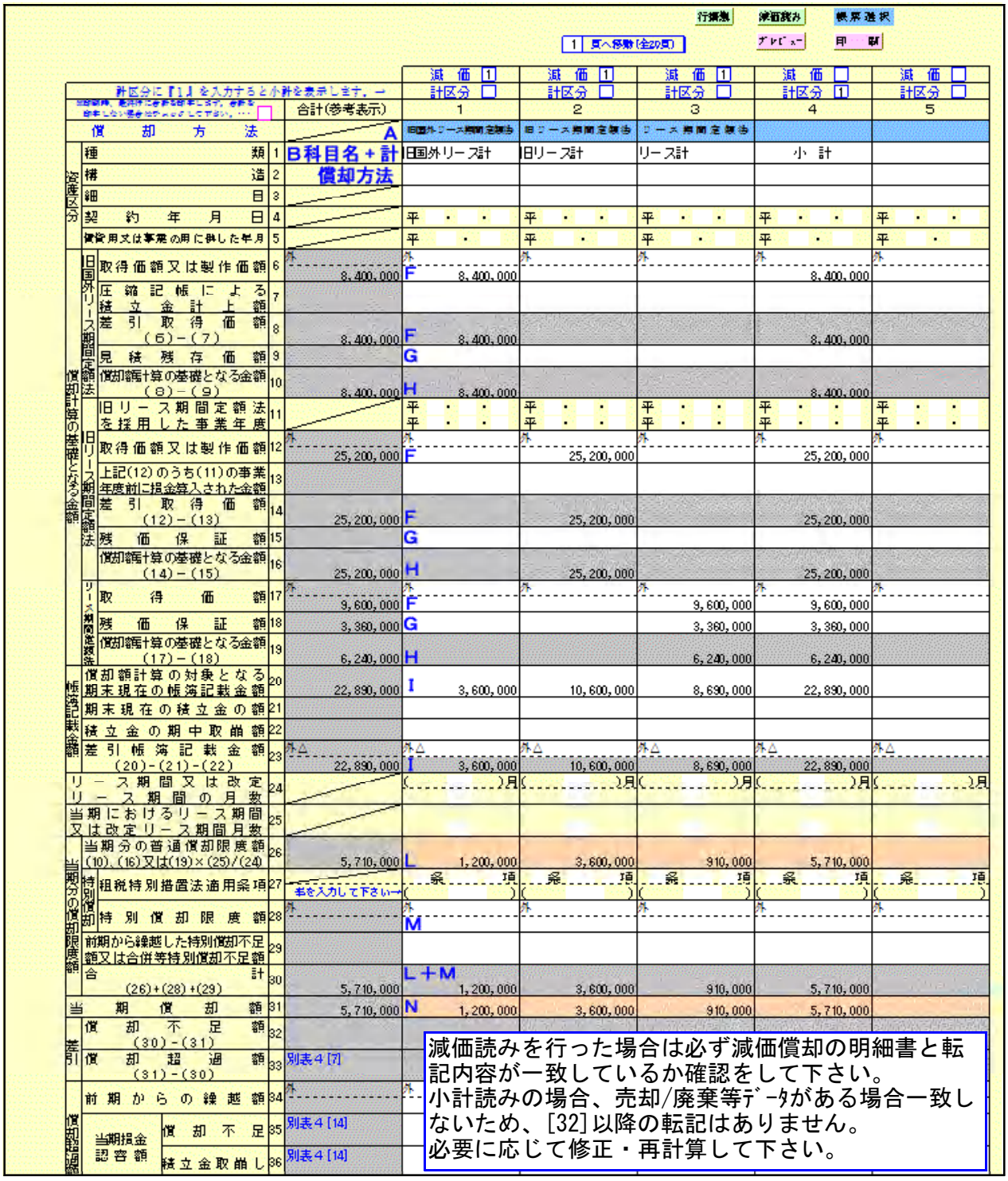
減価読みを行った場合は必ず減価償却の明細書と転記内容が一致しているか確認をして下さい。
小計読みの場合、売却/廃棄等ﾃﾞｰﾀがある場合一致しないため、[32]以降の転記はありません。
必要に応じて修正・再計算して下さい。

別表16-6 繰延資産の読込みについて

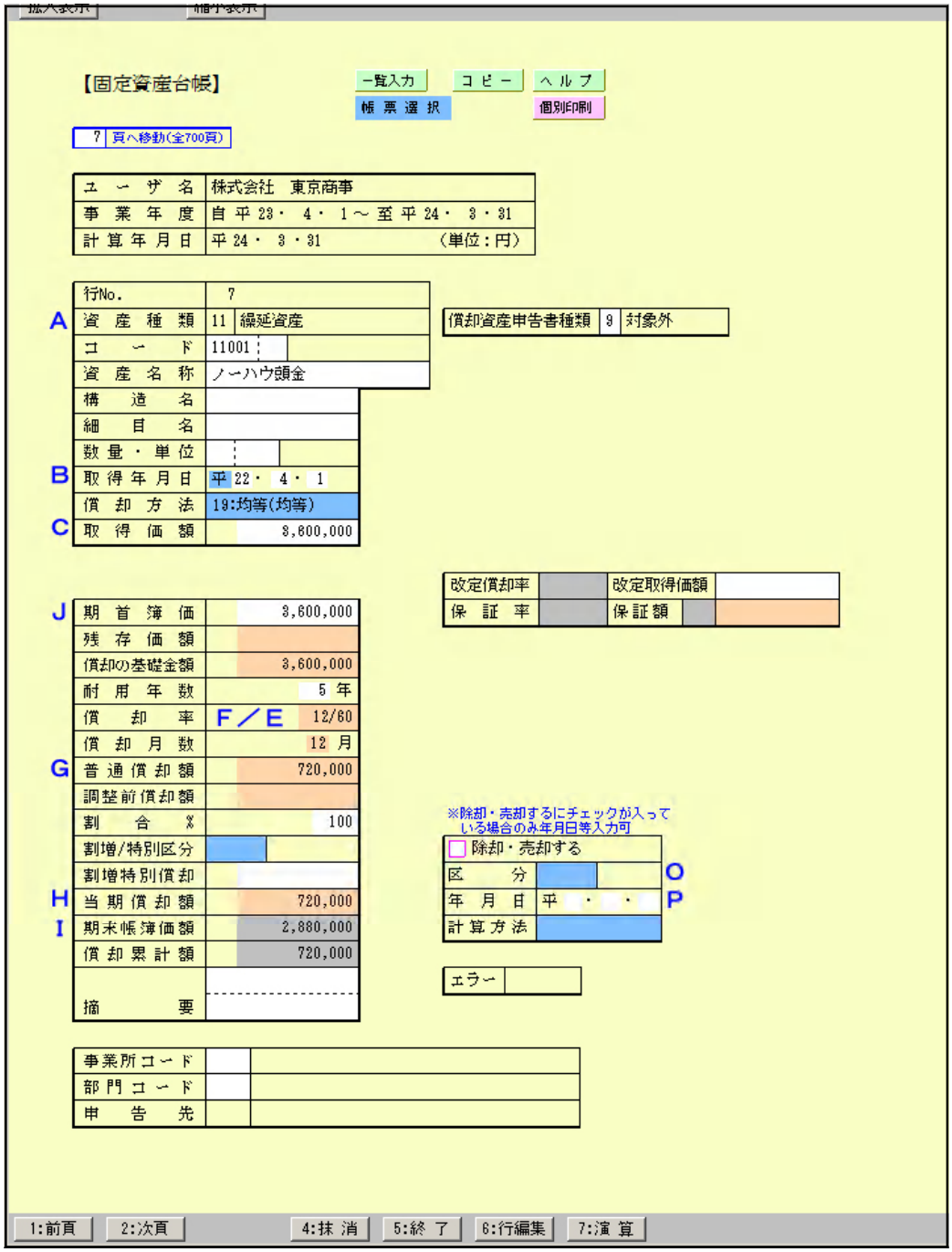

［170］新減価償却の資産種類が均等(均等)を16-6上段へ、均等(一時)を16-6の下段へ転記します。
売却廃棄データについても転記します。細目に「売却廃棄年月日」を表示します。

個別読込み

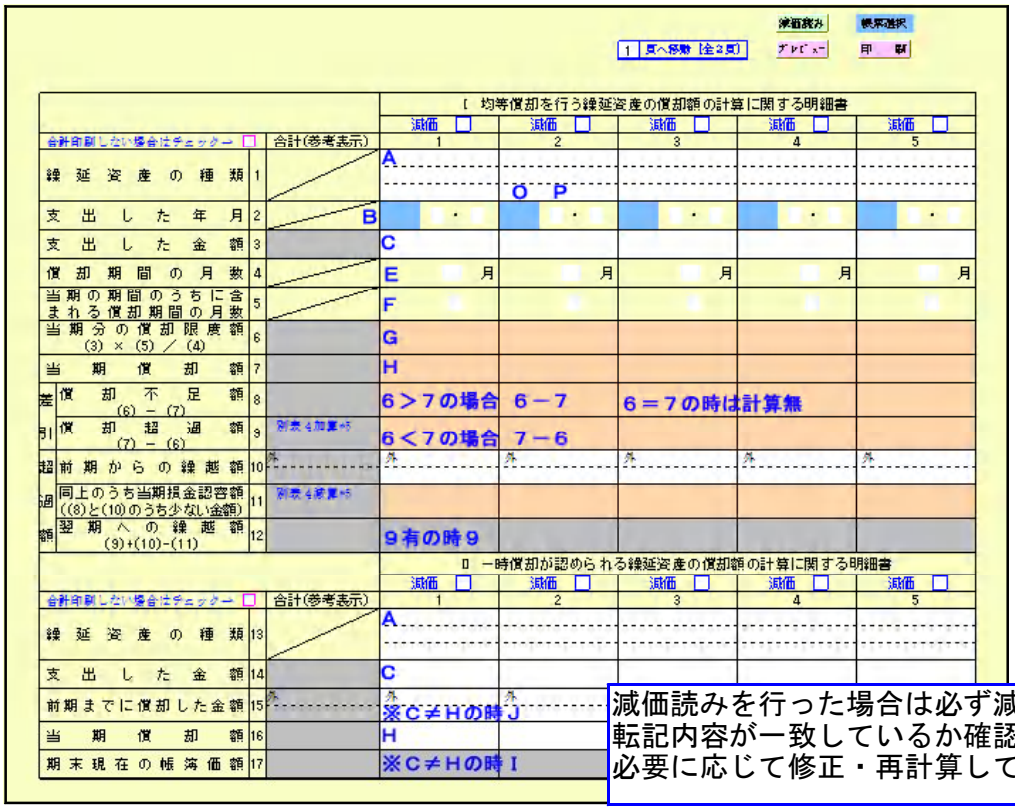

減価読みを行った場合は必ず減価償却の明細書と転記内容が一致しているか確認をして下さい。
必要に応じて修正・再計算して下さい。

小計読込み

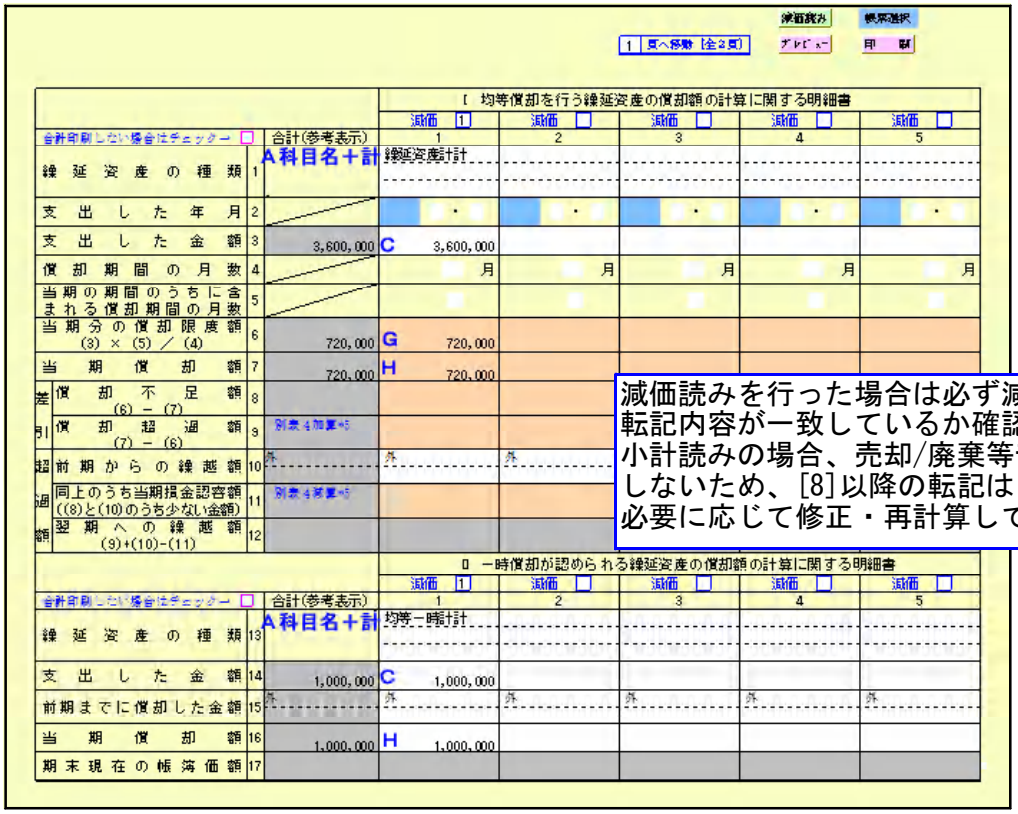

減価読みを行った場合は必ず減価償却の明細書と転記内容が一致しているか確認をして下さい。
小計読みの場合、売却/廃棄等ﾃﾞｰﾀがある場合一致しないため、[8]以降の転記はありません。
必要に応じて修正・再計算して下さい。

別表16-7 少額資産の読込みについて

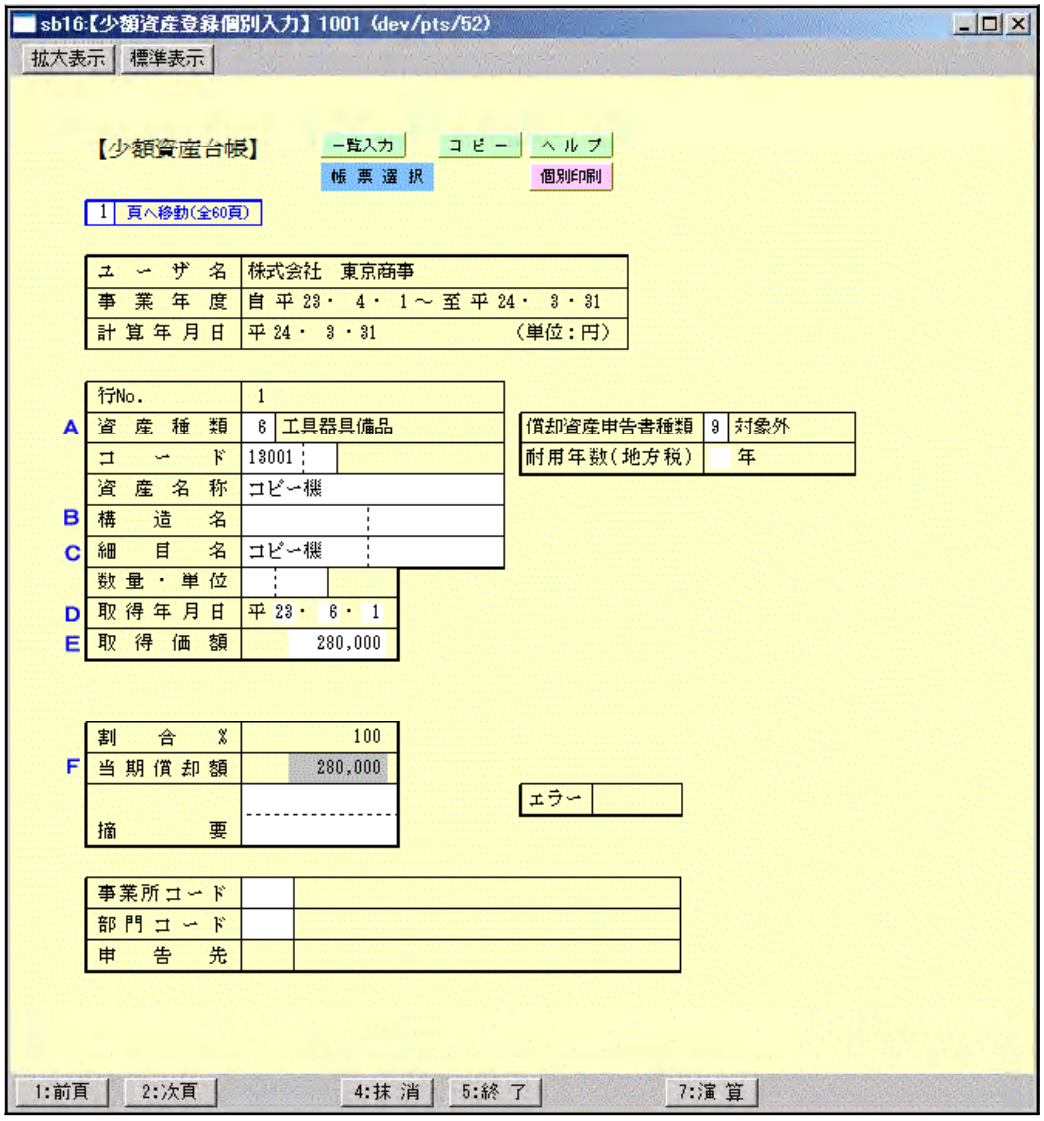

［170］新減価償却の資産種類が少額資産のデータを転記します。

個別読込み

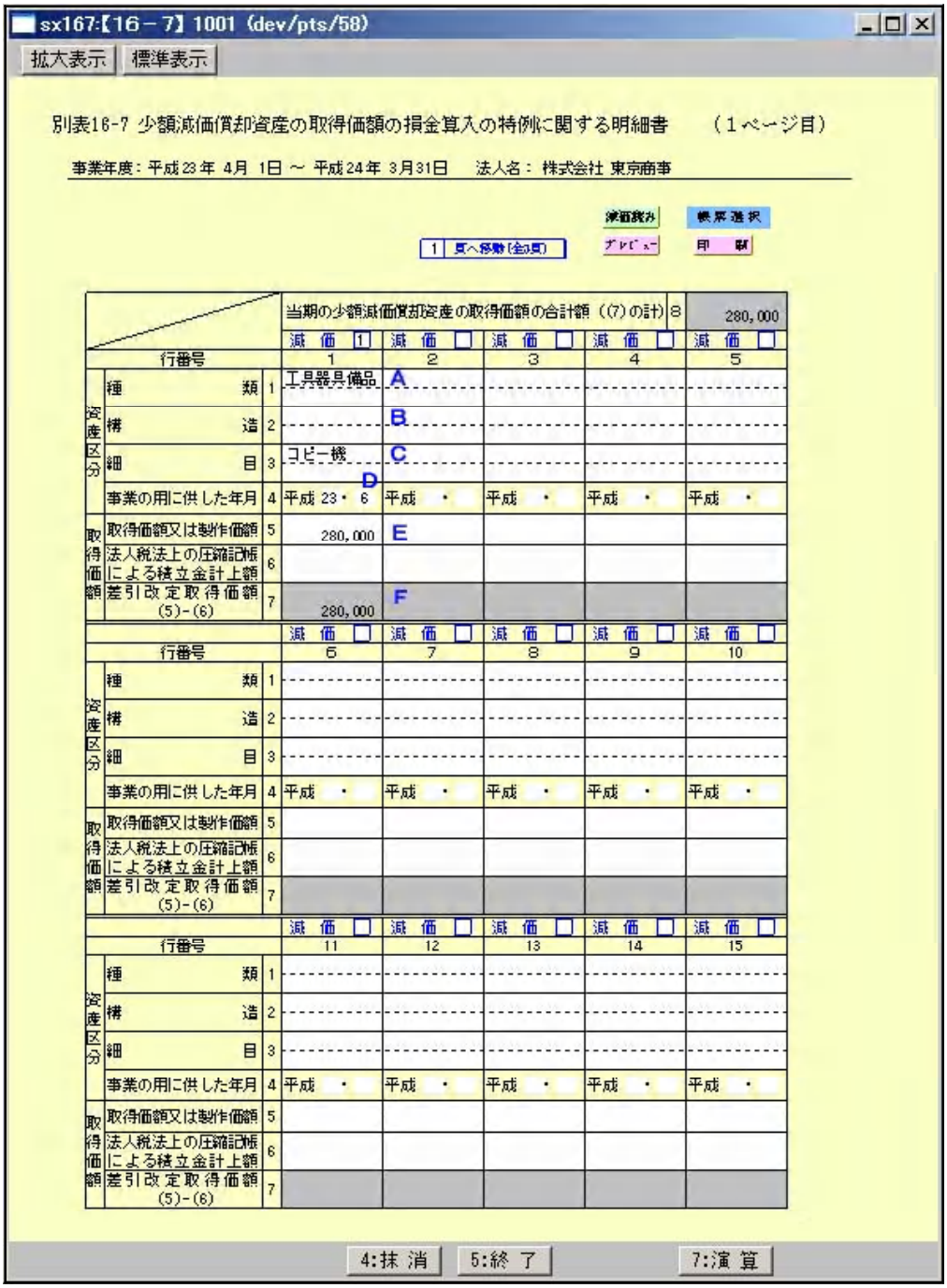

2012年06月06日 14:47

一括償却資産明細書

自平成 23 年 4月 1日 至平成 24 年 3月 31日

ﾕｰｻﾞｺｰﾄﾞ： 1001 ﾕｰｻﾞ名： 株式会社 東京商事

単位：円

事業所部門 資産コード	数量 単位 資産名称	取得年月日	取得価額	期首帳価	割合 償却月数	普通償却額	当期償却額	期末帳価 償却累計額	摘要
7001	一括資産 21年	平 21・4・1	150,000	100,000	100 12/36	50,000	50,000	50,000 100,000	
	H21.4.1～H22.3.31合計	・ ・	150,000	100,000		50,000	50,000	50,000 100,000	
		・ ・							
7002	一括資産 22年	平 22・4・1	360,000	240,000	100 12/36	120,000	120,000	120,000 240,000	
	H22.4.1～H23.3.31合計	・ ・	360,000	240,000		120,000	120,000	120,000 240,000	
		・ ・							
7003	一括資産 23年	平 23・4・1	150,000	150,000	100 12/36	50,000	50,000	100,000 50,000	
A	**H23.4.1～H24.3.31合計**	・ ・	B 150,000	150,000		C 50,000	D 50,000	100,000 50,000	
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							
		・ ・							

[170] 新減価償却の資産登録の一括(3年)のデータを事業年度ごとの計で転記します。
該当年度がない場合は右に詰めて転記します。
※[3]月数については、減価償却より転記は行われず、[16-8]の計算に基づいて表示します。
P.94を参照して下さい。

読込み

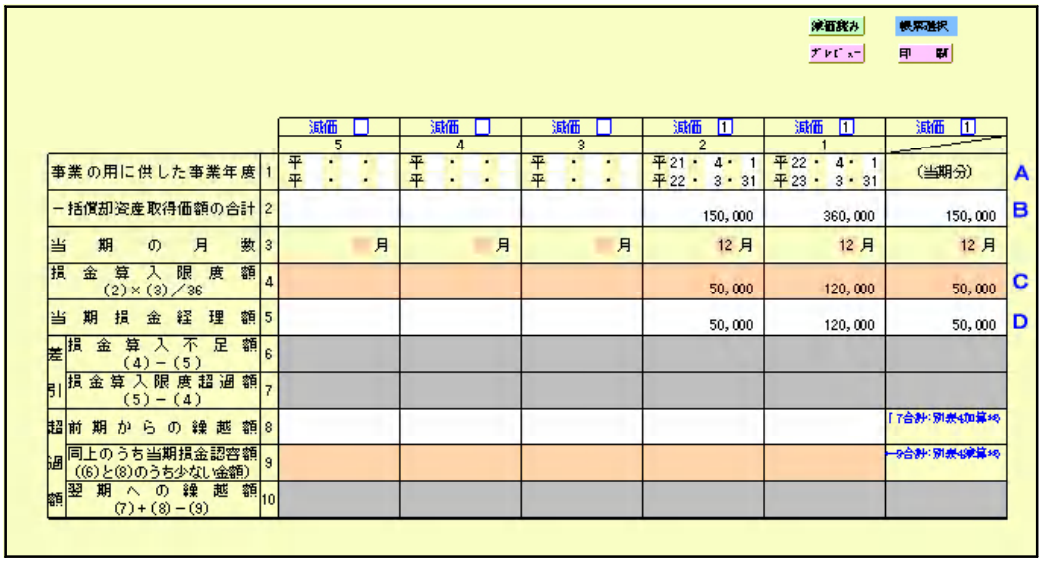

		減価 □ 5	減価 □ 4	減価 □ 3	減価 1 2	減価 1 1	減価 1	
事業の用に供した事業年度	1	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平 ・ ・ 平 ・ ・	平21・ 4・ 1 平22・ 3・31	平22・ 4・ 1 平23・ 3・31	(当期分)	A
一括償却資産取得価額の合計	2				150,000	360,000	150,000	B
当期の月数	3	月	月	月	12 月	12 月	12 月	
損金算入限度額 (2)×(3)／36	4				50,000	120,000	50,000	C
当期損金経理額	5				50,000	120,000	50,000	D
差引 損金算入不足額 (4)－(5)	6							
差引 損金算入限度超過額 (5)－(4)	7							
超過額 前期からの繰越額	8						[7合計:別表4加算⑭]	
超過額 同上のうち当期損金認容額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	9						[9合計:別表4減算㉒]	
超過額 翌期への繰越額 (7)+(8)－(9)	10							

会計データ読込みについて

会計データ読込みは、下記の一部の別表で読込み可能です。
各別表を呼出し、会計読 (F3) を押して下さい。

●会計読みをする前に
基本情報登録を確認して下さい。

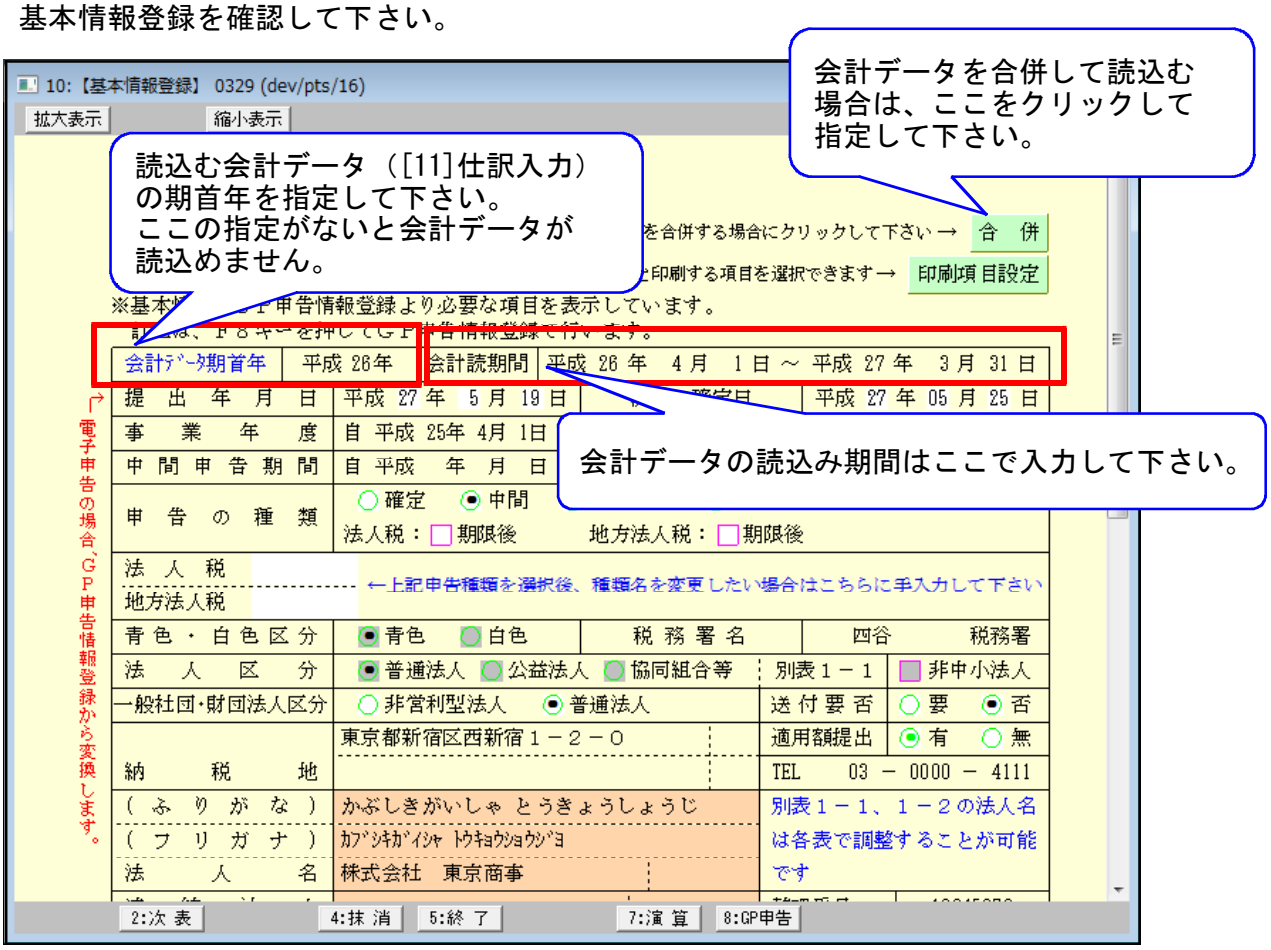

合併 をクリックすると下図の画面を表示します。
期首日が同一のデータを合併することができます。

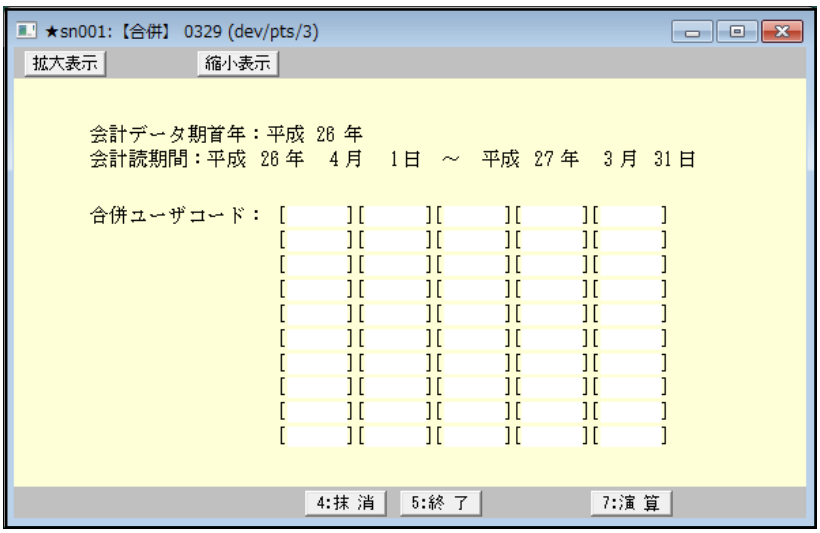

●会計データ読込み

会計データ読込みできる項目は　　青枠で表示しています。

会計読 (F3) を押すと弊社仕訳入力よりデータを読込みます。

一部の項目においては科目コードを指定後に、会計読 (F3) を押します。

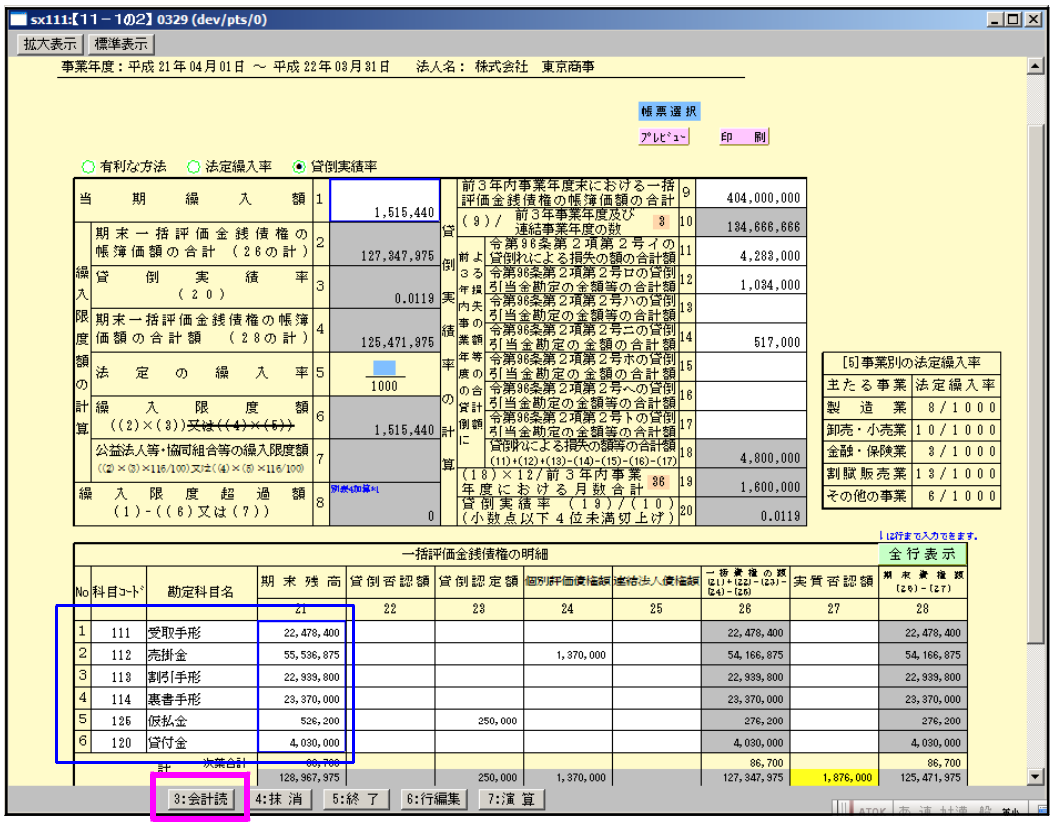

会計読 (F3) を押すと会計データを読込みます。

［ 会計読みができる表 ］

別表4・別表5-1・別表8-1・別表11-1-2・別表11-3・別表15

プリント

・官製用紙または白紙Ａ４用紙に出力します。
・白紙用紙への印刷・官製用紙への印刷は、選択する用紙番号が違いますのでご注意下さい。

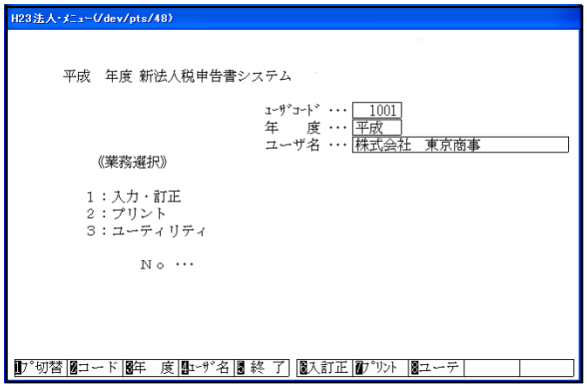

① 初期画面にて「２：プリント」を選択します。

② プリントを行う用紙を選択します。
用紙番号 Enter を押します。

・複数枚の表をプリントしたい場合は、続けてNo.を入力します。
・全表をプリントしたい場合は 全指定 (F10) を押します。
・指定を変更する場合は、再度用紙No.を指定します。白黒反転が解除されます。
・指定内容を全て解除する場合は 指 ｸﾘｱ (F9) を押します。

Page Up ・ Page Down でページ切替（全７ページ）

※[12]法人税・地方税申告書にて[2]使用しないとなっている表は印刷しません。

③ 用紙の指定が終了しましたら
空 Enter を押します。

④ 指定した用紙について、データが入っていない表をプリントするかしないかを指定します。
ﾌﾟﾘﾝﾄする場合 … 1 Enter
ﾌﾟﾘﾝﾄしない場合 … 2 Enter

⑤ 印刷枚数を指定します。
枚数 Enter を押します。

⑥ 用紙の種類を指定します。
連帳の場合 … 1 Enter
単表の場合 … 2 Enter
※ページプリンタでの出力は単表ですが、連帳の指定を行うと続けてプリントできます。

⑦ 印字位置をずらす場合に使用します。
そのまま印刷する場合… 2 Enter
（※印字位置調整方法は後頁参照）

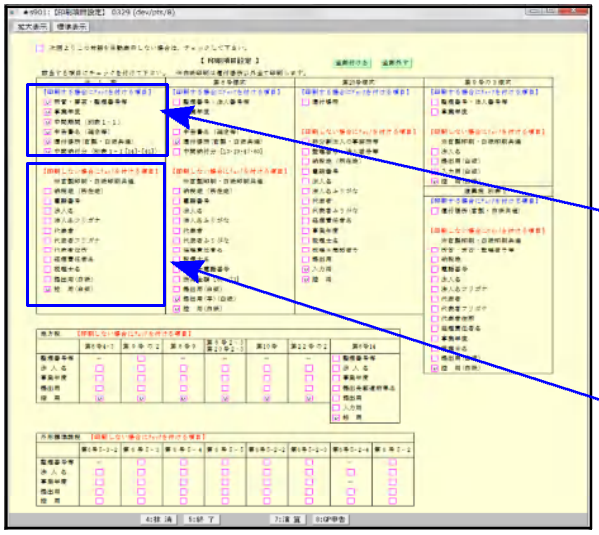

⑧ 印刷項目設定を表示します。
官製用紙に『印刷する項目』
官製・白紙共に『印刷しない項目』
を指定します。

【印刷する場合にチェックを付ける項目】
送られてくる官製用紙に印刷されている項目は基本印刷しません。印刷したい場合のみチェックを付けます。

【印刷しない場合にチェックを付ける項目】
白紙には全項目印刷します。印刷したくない項目のみチェックを付けます。

⑨ 印刷の設定が終了したら 終了 (F5)を押し、画面を閉じます。

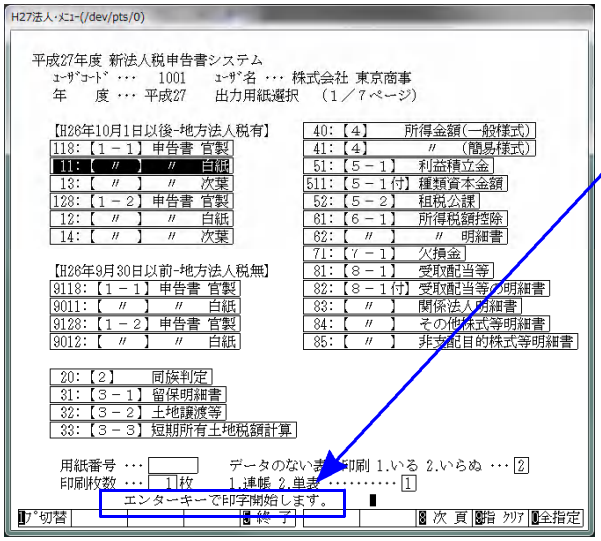

⑩ “エンターキーで印字開始します”の対話がでます。
ﾌﾟﾘﾝﾄする場合 … Enter
中止する場合 … 終了 (Ｆ５)

【平成26年10月1日以後開始事業年度-地方法人税有】
・[1-1]118（官製）.11（白紙）.13（次葉）
・[1-2]128（官製）.12（白紙）.14（次葉）を使用して下さい。

【平成26年9月30日以前開始事業年度-地方法人税無】
・[1-1]9118（官製）.9011（白紙）
・[1-2]9128（官製）.9012（白紙）を使用して下さい。

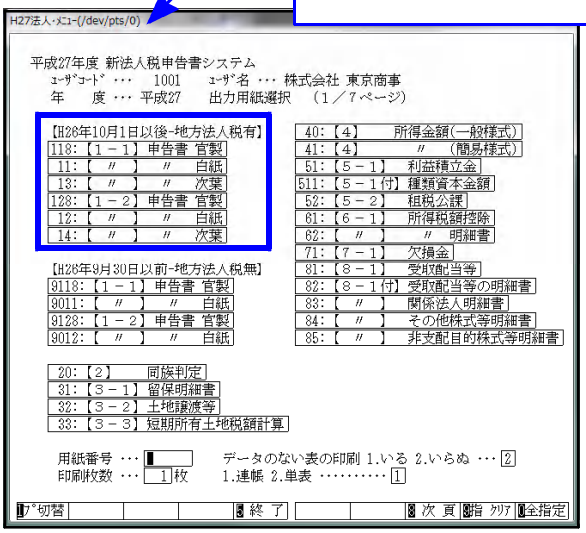

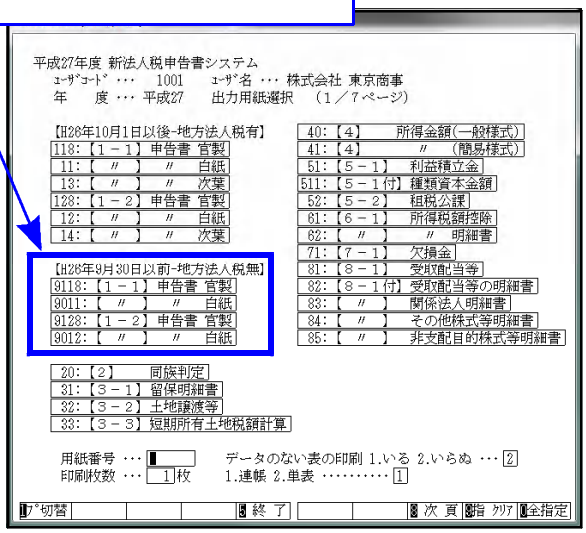

ページプリンタの用紙セット方法　　~手差し~（NPPシリーズ）

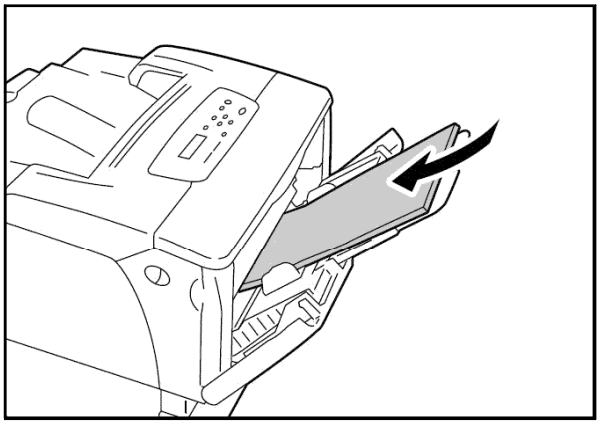

① 官製用紙を“テサシ”にセットします。

② 官製用紙は、プリントする面を下にし、手差し給紙口へ用紙上部から差し込みます。
（用紙ガイドはＡ４サイズにし、用紙左右を固定します。）

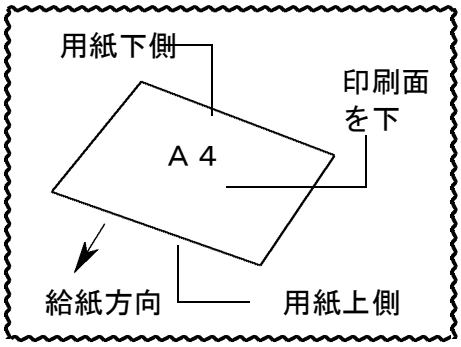

ＮＰＰ８６０・８０２ 操作パネル

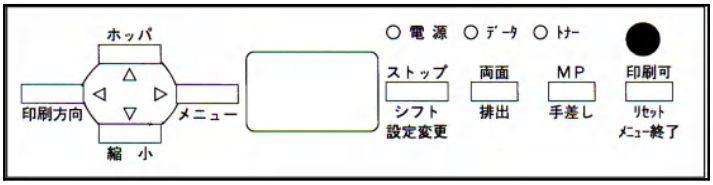

ＮＰＰ８４５ 操作パネル

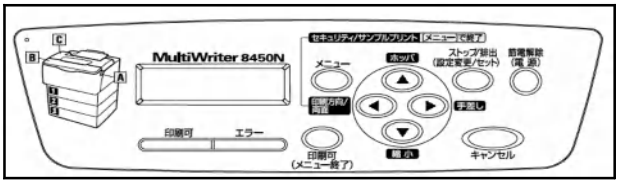

テサシ　Ａ４　タテ　ポート

③ 操作パネルを以下の手順で操作します。

④ 印刷可 を１回押し、「印刷可」のランプを消します。
（ＮＰＰ８４５で印刷可のランプが消えている場合は 節電解除 を押してから印刷可のランプを消します。）

⑤ シフト を押しながら 手差し を数回押し、液晶パネルを テサシＡ４タテ の状態にします
（ＮＰＰ８４５では 手差し のみを押します。 ）

⑥ 印刷方向 を数回押し「ポート」の状態にします。

⑦ 液晶パネルが「テサシＡ４ヨコポート」になりましたら 印刷可 を押し、印刷可のランプをつけセット完了です。

官製用紙に印字をする前に、白紙のコピー用紙にテストプリントします。打ち出し後、官製用紙と重ねてズレていないかを確認してから官製用紙へ打ち出すことをお勧めします。

表面を印刷した用紙は、１分ほど時間をおいてから裏面を印刷することをお勧めします。
熱を持ったまま印刷をすると、紙詰まりする確率が高いのでご注意下さい。

ページプリンタのオフセット補正プログラムの操作(印字位置調整)

ページプリンタにて出力作業を行う場合、用紙の裁断等により印字がずれる場合があります。
印字がずれた場合のみ「補正」を行います。（部分的な補正は行えません。）
オフセットにおいては、指定プログラムごとにオフセット補正プログラムがあります。
印字位置の調整が必要な場合はオフセットの指定を１．再調整して印刷を選択して下さい。

（※プリンタが複数台ある場合はプリンタごとに設定が必要です。また、プログラムが
変わった際にも設定が必要です。）

印字がずれたら、以下の手順で作業を行って下さい。
調整は１表ずつ指定して行って下さい。（複数用紙を選択した場合、対話を表示しません）

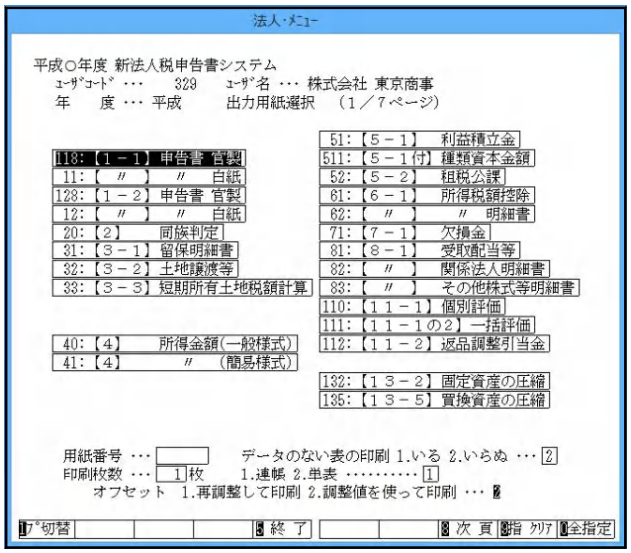

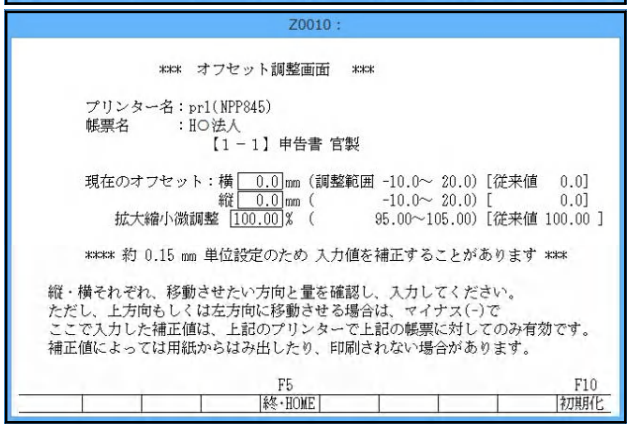

例）縦方向

上に5mmズレていた（下に移動）
→ ５
下に5mmズレていた（上に移動）
→ －５

例）横方向

左に5mmズレていた（右に移動）
→ ５
右に5mmズレていた（左に移動）
→ －５

① あらかじめデータを入力しておきます。

② 「２」プリント を選択します。

③ 用紙の種類を選択した後、ｵﾌｾｯﾄの対話を表示します。

ｵﾌｾｯﾄ 1. 再調整して印刷
2. 調整値を使って印刷 ･･･[2]

④ 「１」再調整して印刷を選択します。

⑤ 左図画面を表示します。

例）

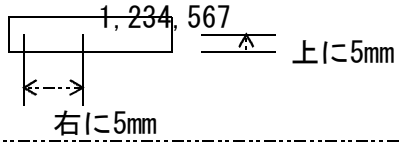

調整する用紙名を表示しますので確認し調整をして下さい。

⑥ 各用紙を１枚ずつ印字し、印字のズレ具合（上下左右に何mm）を確認します

⑦ 設定画面にて、補正値に印字ズレの**数値を**入力します。
（左図例を参照下さい）

設定が完了したら、再度 F５ で書込みます。

⑧ 出力の対話に戻ります。

プリントオフセット補正値を設定してプリントを行っても、用紙のセット位置が給紙装置の状態等により、印字がズレる場合がありますのでご了承下さい。